

令和4年度平常時立入調査実施結果資料

令和5年8月7日

茨城県防災・危機管理部

原子力安全対策課

目 次

令和4年度平常時立入調査の実施結果について	1
【別表1】 事故・故障等に係る再発防止対策及び水平展開の実施状況.....	1 6
【別表2-1】 事故情報の収集及び周知状況（発災事業所を除く）	6 4
【別表2-2】 事象を踏まえた発生防止対策の検討・実施状況（発災事業所を除く）	8 5
【別表2-3】 協定締結事業所以外の事業所で発生した事故・故障等情報を踏まえた水平展開の実施状況	1 0 0
【別表3】 法令順守意識の徹底に係る取組状況.....	1 3 6
【別表4】 管理区域外の配管に係る点検の実施状況	1 6 4
【別表5-1】 放射性固体廃棄物の保管状況及び減容の取組状況.....	2 0 1
【別表5-2】 放射性固体廃棄物の保管容器の健全性について	2 2 6

令和4年度平常時立入調査の実施結果について

令和5年8月7日
茨城県防災・危機管理部
原子力安全対策課

1 調査目的

原子力事業所における事故・故障等の発生の未然防止及び再発防止に資するとともに、調査結果を公表することにより、住民の原子力施設に対する理解の促進を図る。

また、各事業所における良好事例の抽出にも主眼を置いた調査とすることによって、他事業所における安全確保対策の参考に資する。

2 調査期間

令和4年12月27日（火）から令和5年2月27日（月）まで

3 調査者

県職員、原子力安全協定締結市町村職員、放射線監視・防災対策専門員等

4 調査方法

書類確認を調査内容1～5で実施するとともに、現場確認を調査内容1、4、5及び6に係る確認事項について実施した。

5 調査対象

原子力安全協定締結全17事業所（表1）

表1 令和4年度立入調査事業所

No.	事業所名	調査実施日時	調査自治体
1	日本照射サービス(株) 東海センター	R 4.12.27 (火) 10:00～12:15	県、東海村
2	積水メディカル(株) 創薬支援センター	R 4.12.27 (火) 13:30～17:30	県、東海村
3	(公財)核物質管理センター 東海保障措置センター	R 5.1.11 (水) 13:00～17:05	県、東海村、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、那珂市
4	三菱原子燃料 (株)	R 5.1.16 (月) 13:00～18:00	県、東海村、那珂市、水戸市、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、城里町
5	日揮ホールディングス(株) 技術研究所	R 5.1.17 (火) 13:00～16:45	県、大洗町
6	三菱マテリアル(株) エネルギー事業センター那珂エネルギー開発研究所	R 5.1.19 (木) 13:00～16:10	県、那珂市、東海村
7	(株)ジェー・シー・オー 東海事業所	R 5.1.24 (火) 13:00～17:30	県、東海村、日立市、ひたちなか市、那珂市
8	国立大学法人東京大学大学院 工学系研究科原子力専攻	R 5.1.25 (水) 13:00～16:20	県、東海村、日立市、ひたちなか市、那珂市

9	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 那珂研究所	R 5. 1. 27 (金) 13:00~16:20	県、那珂市、東海村
10	東北大学金属材料研究所附属 量子エネルギー材料科学国際研究センター	R 5. 2. 2 (木) 13:00~16:35	県、大洗町
11	MHI 原子力研究開発株式会社 (NDC)	R 5. 2. 13 (月) 13:00~17:20	県、東海村、日立市、常陸太 田市、ひたちなか市、那珂市
12	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所	R 5. 2. 16 (木) 10:00~16:15	県、東海村、日立市、常陸太 田市、ひたちなか市、那珂市
13	原子燃料工業(株) 東海事業所	R 5. 2. 17 (金) 13:00~16:45	県、東海村、日立市、常陸太 田市、ひたちなか市、那珂市
14	日本核燃料開発(株)	R 5. 2. 20 (月) 13:00~17:30	県、大洗町、水戸市、ひたち なか市、銚田市、茨城町
15	日本原子力発電(株) 東海・東海第二発電所	R 5. 2. 21 (火) 10:00~16:40	県、東海村、日立市、常陸太 田市、ひたちなか市、那珂 市、水戸市
16	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	R 5. 2. 22 (水) 10:00~16:05	県、東海村、日立市、常陸太 田市、ひたちなか市、那珂市
17	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所	R 5. 2. 27 (月) 10:00~16:00	県、大洗町、銚田市、水戸 市、ひたちなか市、茨城町

6 調査内容

調査内容 1 発災事業所における事故・故障等に係る再発防止対策及び水平展開の実施状況

(1) 再発防止対策の実施状況

- ・ 保安規定・マニュアルの制改定の状況
- ・ 当該事故に対する教育・訓練の実施状況

(2) 水平展開の実施状況

- ・ 水平展開の実施の有無及び判断根拠
- ・ 水平展開の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る担当部署・責任者
- ・ 水平展開の範囲・実施方法

(3) 再発防止対策及び水平展開の評価体制

- ・ 再発防止対策・水平展開の進捗管理
- ・ 対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠
- ・ 対策の有効性評価に係る担当部署・責任者
- ・ 対策の有効性評価の方法

【調査対象】

事故・故障等（表2）の発災事業所

【確認書類】

関係規定類、教育・訓練の結果報告書、点検結果等の各種記録等

【現場確認】

調査票に基づき、現場における再発防止対策及び水平展開等の実施状況を目視、聞き取り等により確認した。

※ 現場確認の対象とする事故・故障等は、事案の内容やこれまでの立入実績を踏まえ、表2の⑨、⑩とした。

表2 事故・故障等一覧（平成31年4月～令和4年11月）

事故・故障等 No.	事業所名	発生年月日	事案の分類	法令報告	事故・故障等の名称
①	量研機構 那珂	R 1. 7. 10 (水)	火災（非管理区域）		那珂核融合研究所での火災について
②	機構大洗	R 1. 9. 9 (月)	故障	○	材料試験炉（JMTR）二次冷却系統の冷却塔倒壊について
③	東北大学	R 2. 4. 13 (月)	故障	○	研究棟排気筒倒壊について
④	機構大洗	R 2. 9. 10 (木)	管理区域内での火災		大洗研究所ナトリウム分析室における火災について
⑤	機構原科研	R 2. 10. 7 (水)	火災（非管理区域）		FNS 棟消火栓ポンプ室における火災について
⑥	量研機構 那珂	R 2. 10. 30 (金)	火災（非管理区域）		那珂核融合研究所草置き場における火災について
⑦	量研機構 那珂	R 3. 3. 29 (月)	火災（非管理区域）		那珂核融合研究所 JT-60 整流器棟整流器室における火災について
⑧	三菱原燃	R 3. 6. 25 (金)	火災（非管理区域）		部品加工棟内ストラップ洗浄装置制御盤内の火災について
⑨※	積水メディカル	R 4. 8. 5 (金)	漏えい（非管理区域）	○	放射性同位元素の管理区域外への漏えい
⑩※	日本原電	R 4. 9. 13 (火)	火災（非管理区域）		屋外電気設備における火災

※ ⑨、⑩は、今回（令和4年度）から調査対象とした事故・故障等。

調査内容2 発災事業所以外の事業所における事故・故障等の情報の取得及び水平展開の実施状況

- (1) 協定締結事業所で発生した事故・故障等（表2の⑨及び⑩）情報の収集状況
 - ・ 事故情報を収集する体制（責任者・収集方法）
 - ・ 事故情報の収集状況（収集内容・収集日）
- (2) 協定締結事業所で発生した事故・故障等（表2の⑨及び⑩）情報の周知状況
 - ・ 周知の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る判断体制・組織（実施の有無・判断根拠・担当部署・責任者）
 - ・ 周知の実施状況（周知日・周知範囲・周知方法）
- (3) 協定締結事業所で発生した事故・故障等（表2の⑨及び⑩）を踏まえた発生防止対策の検討・実施状況
 - ・ 発生防止対策の検討に係る体制・組織（実施の有無・判断根拠・担当部署・責任者）
 - ・ 発生防止対策の実施状況（実施日・実施内容・進捗管理の方法・対策の評価）
- (4) 協定締結事業所以外の事業所等で発生した事故・故障等を踏まえた水平展開（令和3年4月～令和4年11月）の実施状況

- ・ 水平展開の要否判断の実施状況
- ・ 水平展開に伴う改善実績

【対象事業所】

全事業所（ただし、（１）～（３）は表２の事故・故障等発災事業所以外の事業所が対象）

【確認書類】

関係規定類、教育・訓練の結果報告書、点検結果等の各種記録等

調査内容 3 法令順守意識の徹底に係る取組状況（新規調査）

- （１）コンプライアンスの徹底に係る推進組織
- （２）コンプライアンスの徹底に向けた取組

【対象事業所】

全事業所

【確認書類】

関係規定類、コンプライアンス活動に係る各種記録等

調査内容 4 管理区域外の配管に係る点検の実施状況（新規調査）

- （１）管理区域外配管の敷設状況及び点検状況
- （２）点検に係る規定・マニュアルの整備状況

【対象事業所】

全事業所

【確認書類】

関係規定類、点検記録、配管系統図等の根拠資料

【現場確認】

事前に提出された調査票に基づき、管理区域外配管を有する施設を選定し、点検方法や健全性判断方法等を確認した。

調査内容 5 放射性固体廃棄物の保管・管理状況及び減容の取組状況

- （１）廃棄物の保管状況
- （２）減容の取組状況
- （３）保管容器の健全性確認の状況

【対象事業所】

放射性固体廃棄物の保管廃棄施設を有する事業所

【確認書類】

関係規定類、点検結果等の各種記録等

【現場確認】

事前に提出された調査票に基づき、保管施設を選定し、保管状況等を確認した。

調査内容 6 原子力施設の保安管理状況

- （１）施設の運転状況（点検、工事含む）

【対象事業所】

全事業所

【現場確認】

調査日当日、施設を選定し、施設の運転状況（点検、工事含む）を確認した。

7 調査結果

調査内容 1 発災事業所における事故・故障等に係る再発防止対策及び水平展開の実施状況【別表 1】

(1) 再発防止対策の実施状況

対象の事故・故障等ごとの保安規定・マニュアルの制改定の実施状況を表 3-1 に示す。

表 3-1 対象の事故・故障等ごとの保安規定・マニュアルの制改定の実施状況※

事故・故障等 No.	保安規定・マニュアルの制改定の有無	保安規定・マニュアルの制改定の内容
⑨	×	別表 1 (6 保安規定・マニュアルの制改定の実施状況) 参照
⑩	○	

※ ①～⑧の事故・故障等については、前回調査時に制改定していることを確認済み。

- 令和 4 年度に新たに発生した事案のうち、⑨の事案については、原因調査中であり、事案に関連する保安規定・マニュアルの制改定を検討中であった。⑩の事故・故障等については、各事案の再発防止対策として、保安規定・マニュアルの制改定が実施されていた。
- ⑨の事案については、原因究明に時間を要しているため、スピード感をもって対応に当たるように要請した。
- ⑩の事案に係る規程類の制改定の内容として、定期点検項目の拡充、現場巡視の視点の追加、自社員や協力会社への周知等が実施されていた。

続いて、対象の事故・故障等ごとの令和 4 年度における教育・訓練の実施状況を表 3-2 に示す。

表 3-2 対象の事故・故障等ごとの令和 4 年度における教育・訓練の実施状況

事故・故障等 No.	当該事故に関する教育・訓練の実施状況※			
	教育		訓練	
	有無	受講率	有無	参加率
①	○	100 %	○	100 %
②	○	100 %	○	86～93 %
③	○	100 %	○	100 %
④	○	100 %	○	86 %
⑤	○	100 %	×	—
⑥	○	100 %	○	100 %
⑦	○	100 %	○	100 %
⑧	○	100 %	○	76～80 %
⑨	○	100 %		
⑩	○	100 %		

※ 複数の教育・訓練を実施している場合有り。

- ①～⑧の事故・故障等において、継続した教育及び同様の事案の発生を想定した

訓練が実施されていることを確認した。

- ⑨、⑩の事故・故障等において、事案の原因や保安規定・マニュアルの制改定等に係る教育が実施されていた。
- また、②、④及び⑧に関する訓練については、業務の都合等で参加が困難な職員がいたため、受講率又は参加率が100%に満たなかったが、当日参加できなかった職員に対しては、資料配付や訓練結果の回覧により訓練内容の伝達を図っていた。
- なお、同一事業所で発生した①、⑥及び⑦の火災に共通する訓練のうち、書類確認時において実施予定となっていた消火器取扱訓練（令和4年度）については、調査後、当該事業所に聞き取りを行い、実施したことを確認した。
- 事故・故障等の事案が再度発生しないよう、事案の原因や対策に関する情報が引き継がれ、風化しないような教育・訓練を引き続き実施していく必要がある。

続いて、⑨、⑩の事故・故障等に係る現場における再発防止対策実施状況の確認内容を表3-3に示す。

表3-3 事故・故障等（⑨、⑩）に係る現場における再発防止対策実施状況の確認内容

事故・故障等 No.	主な確認内容
⑨	・ 自主点検方法の改善、RI排水管の点検方法の改善及び排水管のフェイルセーフ構造化について検討中であることを聞き取りにより確認した。*
⑩	・ 輸送本部において、変圧器の更新並びに変圧器及び制御盤を屋内設置に変更したことを目視確認した。

* 原因調査を終了していないことから、事案対応状況のみの確認とした。

- ⑨の事故・故障等においては、原因調査を終了していないことから、聞き取りによる事案対応状況の確認を実施した。
- ⑩の事故・故障等においては、発災の原因となった設備・機器が撤去及び交換が実施されていることと併せて、設置場所を屋外から屋内へ移されたことを確認した。

（2）水平展開の実施状況

対象の事故・故障等ごとの水平展開の実施状況を表4-1に示す。

表4-1 対象の事故・故障等ごとの水平展開の実施状況*

事故・故障等 No.	実施責任者の有無	水平展開の有無	水平展開の範囲・実施方法
⑨	○	○	別表1（7水平展開の実施状況）参照
⑩	○	○	

* ①～⑧の事故・故障等については、前回調査時に水平展開を実施していることを確認済み。

- ⑨、⑩の事故・故障等において、責任者を定め、類似事案の未然防止な

どを理由に水平展開が必要と判断し、類似箇所への水平展開を実施していた。

続いて、⑨、⑩の事故・故障等に係る現場における水平展開実施状況の確認内容を表4-2に示す。

表4-2 事故・故障等（⑨、⑩）に係る現場における水平展開実施状況の確認内容

事故・故障等 No.	主な確認内容*	参考（左記対策の水平展開先）
⑨	・ 発災場所以外において、類似配管の総点検を実施したことを聞き取りにより確認。	所内全施設
	・ 発災場所以外において、類似配管の点検方法の改善や漏水等発生時のフェイルセーフ化を実施予定	所内全施設
⑩	・ 屋外において、設置されている全ての変圧器の総点検を実施したことを資料により確認。	屋外設置変圧器 141台

※ 水平展開先が複数箇所ある場合は、代表箇所を確認した。

- ⑨、⑩の事故・故障等について、発災の原因となった設備・機器及び類似の設備・機器を対象として、総点検が実施されていることを確認した。
- ⑨の事故・故障等においては、自主点検方法の改善検討や設備構造のフェイルセーフ化などの対策を進めている。
- ⑩の事故・故障等においては、規程類の更新により、設置環境の確認に係る具体的な着目点の追加及び停電点検の点検周期や点検内容の追加など、現場における再発防止対策が実施されていることを確認した。

（3）再発防止対策及び水平展開の評価体制

対象の事故・故障等ごとの再発防止対策及び水平展開の評価体制を表5に示す。

表5 対象の事故・故障等ごとの再発防止対策及び水平展開の評価体制*

事故・故障等 No.	再発防止対策・水平展開の進捗管理	対策の有効性評価の有無	対策の有効性評価の責任者の有無	対策の有効性評価の方法
⑨	○	×	○	別表1（8再発防止対策及び水平展開の評価体制）参照
⑩	○	×	○	

※ ①～⑧の事故・故障等については、前回調査時に再発防止対策・水平展開の進捗管理及び有効性評価を実施していることを確認済み。

- ⑨、⑩の事故・故障等において、進捗管理表による管理や現場の巡視を行うなどして、発生防止対策・水平展開の進捗状況を確認していた。
- また、有効性の評価については、未実施となっているが、⑨の事案は原因調査中であつたためであり、⑩の事案は事業者の定める規程類で一定期間運用後評価することとしているためである。

調査内容 2 発災事業所以外の事業所における事故・故障等の情報の取得及び水平展開の実施状況【別表 2-1、別表 2-2、別表 2-3】

(1) 協定締結事業所で発生した事故・故障等（表 2 の⑨及び⑩）情報の収集状況

発災事業所以外の16事業所における対象の事故・故障等ごとの事故情報の収集状況について、表 6 に示す。

表 6 発災事業所以外の16事業所における対象の事故・故障等の事故情報の収集状況※

事故・故障等 No.	事業所数				事故情報の収集方法
	事故情報の収集体制における責任者の設置	事故情報の収集実施	収集日		
			翌勤務日まで	翌々勤務日以降	
⑨	16	16	16	0	別表 2-1（収集方法）参照
⑩	16	16	16	0	

※ ①～⑧の事故・故障等については、前回調査時に発災事業所以外の16事業所において責任者が設置されていること、事故情報の収集を実施していることを確認済み。

- 今回から調査対象とした⑨、⑩の事故・故障等において、全ての事業所が事故情報を収集する体制の責任者を定め、事故情報を収集していた。
- 事故情報の収集日については、全ての事業所で発災の翌勤務日までに収集が完了しており、収集方法については、東海NOAH協定※に基づく発災事業所からのメール、県からのメール、他事業所HPなどを用いて収集していた。

※ 東海NOAH協定：東海村、大洗町、銚田市及び那珂市に所在する原子力事業所（17事業所）が、緊急事態等において相互に協力することを目的として締結している原子力事業所安全協力協定。

(2) 協定締結事業所で発生した事故・故障等（表 2 の⑨及び⑩）情報の周知状況

発災事業所以外の16事業所における対象の事故・故障等ごとの事故情報の事業所内の適切な部署への周知状況を表 7 に示す。

表 7 発災事業所以外の16事業所における対象の事故・故障等の事故情報の事業所内の適切な部署への周知状況※

事故・故障等 No.	事業所数				事故情報の周知範囲、周知方法
	事故情報の周知の判断・実施における責任者の設置	事故情報の周知の実施	周知日		
			収集日の翌勤務日まで	翌々勤務日以降	
⑨	16	16	16	0	別表 2-1（周知範囲、周知方法）参照
⑩	16	16	15	1	

※ ①～⑧の事故・故障等については、前回調査時に発災事業所以外の16事業所において責任者が設置されていること、事故情報の周知状況を確認済み。

- 今回から調査対象とした⑨、⑩の事故・故障等において、全ての事業所が事故情報の周知の判断・実施における責任者を定め、類似事案の防止や職員の安全意識の向上等を理由として、事故情報の周知を実施していた。

- 事故情報の周知範囲及び方法については、責任者の判断に基づき、全部署又は関係部署、その他請負業者等を対象とし、電子メールや所内会議での報告等により周知していた。
- 一方で、発生した事故・故障等の情報周知先が管理職までなどと限定されている場合が見られた。電気設備火災などは身近な事案もあるため、周知範囲については、末端の職員まで周知する必要がないか再検討する必要がある。
- 事業所に関連が薄いと判断された事故情報の場合、事故概要の周知が翌々勤務日以降となる場合があったが、事故原因等の情報については収集日の翌勤務日までに周知されていた。

(3) 協定締結事業所で発生した事故・故障等（表2の⑨及び⑩）を踏まえた発生防止対策の検討・実施状況

発災事業所以外の16事業所における対象の事故・故障等ごとの事案を踏まえた発生防止対策の検討・実施状況を表8に示す。

表8 発災事業所以外の16事業所における対象の事故・故障等ごとの事案を踏まえた発生防止対策の検討・実施状況

事故・故障等 No.	事業所数			発生防止対策の実施日、実施内容、進捗管理の方法、対策の評価
	発生防止対策の検討の実施	発生防止対策の実施	有効性評価の実施	
⑨	16	3	1	別表2-2（実施期間、実施内容、進捗管理の方法・頻度、対策の有効性評価の方法）参照
⑩	16	5	2	

- ⑨、⑩の事故・故障等において、全ての事業所が発生防止対策の検討における責任者を定め、発生防止対策の検討を実施していた。
- 発生防止対策の進捗状況及び有効性評価については、所内委員会や保安管理担当部署などが実施していた。
- ⑨の事案では、当該事案の原因及びその対策について明確になっていないことから、原因及びその対策が公表された後、すべての事業所で再発防止対策の検討、あるいは再検討を実施する。
- ⑩の事案では、5事業所で定期点検項目に設置環境の確認や仮設電気機器を対象とするなど、点検項目を拡充した例や事案の発生原因（トラッキング現象）についての教育を実施したことを確認した。
- また、⑩の事案では、事案の発生に基づき他事業所内で実施された点検において、事案の発生原因を考慮せずに点検を実施している例が見られた。事案の再発防止対策の検討や実施の際には、発生原因も考慮した、確実な再発防止対策を実施することが望まれる。

【良好事例】

- 外部業者の作業計画、要領書を事前に確認している例が見られた。特に、火気を扱う作業に関しては、別に火気使用許可願いを提出させ、作業に係る注意事項の確認を実施している。また、作業に係る注意事項は、火気を使用時のチェックと使用

後に時間をとおいてチェックすることを定め、火災予防に努めていた。

- 電気火災の発生原因について、具体的な原因（トラッキング現象）を説明し、火災に発展する事例を全従業員に認識させていた。
- 電気機器の更新を計画的に実施し、更新に際して設置環境等に問題がないことを再確認していた。また、屋外の電気設備では、更新に合わせて防水対策の強化を行う例も確認された。

(4) 協定締結事業所以外の事業所等で発生した事故・故障等を踏まえた水平展開（令和3年4月～令和4年11月）の実施状況

事故・故障等情報の収集体制及び収集した事故・故障等情報を踏まえた発生防止対策の検討体制を表9に示す。

表9 事故・故障等情報の収集体制及び発生防止対策の検討体制

項目	事業所数
情報収集・発生防止対策の検討において責任者を設置している事業所	17
発生防止対策の検討を実施している事業所	17
水平展開を実施した事業所	17
情報収集・発生防止対策の検討における規定類を有する事業所	15

- 全ての事業所が責任者を定めたうえで、情報収集及び収集した事故・故障等情報を踏まえ発生防止対策を検討することとしていた。
- 全ての事業所で収集した事故・故障等情報を踏まえた発生防止対策等を水平展開していた。
- また、15事業所が情報収集及び発生防止対策の検討に係る規定類を策定し、当該規定類に基づき情報収集及び発生防止対策の検討を実施していた。

【良好事例】

- 協定締結事業所以外の事故・故障等情報について、多くの水平展開実施の事例があった。また、収集する情報は、原子力事業所等の発災事例にとどまらず、労働災害情報も収集し対策を検討していた。

調査内容3 法令順守意識の徹底に係る取組【別表3-1、別表3-2】（新規調査）

(1) コンプライアンスの徹底に係る推進組織

(2) コンプライアンスの徹底に向けた取組

法令順守意識の徹底に係る取組について表10に示す。

表10 法令順守意識の徹底に係る取組

項目	事業所数
コンプライアンスの徹底に係る推進組織を持つ事業所	17
推進組織に自社以外から委員等を加えている事業所	17

- 全ての事業所において、コンプライアンス徹底のための組織が置かれ、必要な頻度で活動していた。

- 全ての事業所において、様々な取組が確認された。一部の事業所では、事業所の組織のみならず、グループ会社との連携、事業所の各部署での活動や弁護士も含めた外部組織による活動でコンプライアンス徹底に向けた取組を実施している例が見られた。
- 行動規範などの改定時には教育を実施していた。コンプライアンスの徹底には、繰り返し取り組むことが重要であることから、定期的な教育を実施することが望まれる。

【良好事例】

- コンプライアンス教育の受講履歴を電子データ化し、管理している例が見られた。
- コンプライアンス教育に関するアンケートを実施し分析を行い、その結果を教育内容の改善に生かす取組を実施している。
- 全体集会の場で法令順守の意識付けの講和、コーチング研修、他事業所のコンプライアンストラブルを分析して自社の状況に適用した内容を社員に周知徹底し意識付けをするなど積極的に取組んでいる。
- CAP活動や内部通報制度が機能し、従業員あるいは請負業者から意見の吸い上げが実施された例も見られた。また、通報相談窓口が設置されており、社長まで直接通報できる仕組みを持つ事業所もあった。

調査内容4 管理区域外の配管に係る点検の実施状況【別表4】（新規調査）

(1) 管理区域外配管の敷設状況及び点検状況

管理区域外配管の敷設状況及び点検状況を表11に示す。

表11 管理区域外配管の敷設状況及び点検状況

項目	事業所数
管理区域外に配管を敷設している事業所	12
管理区域外の配管を定期的に点検している事業所	12
封止措置等が取られていない使用していない配管がある事業所	6

- 全ての事業所において、管理区域外の配管の敷設状況を確認した。12事業所において、管理区域外配管の敷設が確認され、そのうち6事業場で使用終了後、残置している配管があった。
- 配管の敷設環境に応じて、二重配管化や外面防食加工を施した配管を使用していることを確認した。
- 点検は、目視点検の他、溶接部のスミヤ、耐圧試験、気密試験、肉厚測定、ファイバースコープによる管内の確認等、必要に応じた点検を実施していることを確認した。
- 残置された配管については、多くの配管で閉止措置が適切になされていること確認した。一部の閉止措置がされていない配管については、定期的な点検により健全性を確認していた。
- 使用中の配管については、適切な維持管理を続けること、不要となった配管は速やかに封止や撤去されることが望まれる。

【良好事例】

- 点検結果として、写真による記録も併せて実施している例が見られた。
- 確認の困難な狭所の配管についても、ファイバースコープを用いてほぼ全ての外観点検を実施している例が見られた。その他、サイトグラスを設ける、あるいは二重配管を敷設し外管を透明な素材にするなど、配管内が確認できるように工夫している例が見られた。

(2) 点検に係る規定・マニュアルの整備状況

点検に係る規定・マニュアルの整備状況を表12に示す。

表12 点検に係る規定・マニュアルの整備状況

項目	事業所数
管理区域外の配管を点検している12事業所（表11）のうち、点検に係る規定類を定めている事業所	11
封止措置等が取られていない使用していない配管がある6事業所（表11）のうち、使用を終了あるいは休止した配管の点検に規定類を定めている事業所	0

- 配管の点検については、11事業所で配管管理要項や配管点検要領等が定められていることを確認した。また、規定類を定めず、定期的な点検を実施している事業所も確認された。
- 封止措置等が取られていない使用を終了あるいは休止した配管については、規定類が定められていなかった。
- 使用を休止している管理区域外の配管について、今後使用を再開する際には、事前に、詳細な点検を実施する等、必要な確認を実施することを求める。

調査内容5 放射性固体廃棄物の保管・管理状況※【別表5-1、別表5-2】

※ 協定締結事業所のうち、放射性固体廃棄物の保管施設を有する16事業所が調査対象。

(1) 廃棄物の保管状況

- 放射性固体廃棄物を保管している16事業所において、保管廃棄施設内の内容物の種類、量及び保管期間について、把握がなされていた。一部の事業所においては、廃棄物管理の記録が電子と紙で統一されていない例も見られた。バックアップとして、紙面による記録も重要であるが、情報共有のためにも、記録の電子化を進めることが望まれる。
- 廃棄物を収納したドラム缶を積み上げて保管している事業所については、パレットの連結やベルトでの固縛などの転倒防止策を講じていた。

【良好事例】

- フィルタ類などの可燃性物質について、防災シートでの梱包又は金属容器への収納などの防火対策を講じていた。

(2) 減容の取組状況

- 放射性廃棄物の減容化に向けた取組は、これまでと同様に焼却、熔融、細断、密充填や圧縮による処理のほか、管理区域への持込物品の制限等による廃棄物の発生

量の低減に係る取組を実施していた。

- 引き続き放射性廃棄物の減容に向けた取組が実施されることが望まれる。

(3) 保管容器の健全性確認の状況

- 保管容器の健全性確認にあたり、放射性固体廃棄物の保管・管理する16事業所において、保管廃棄施設の特徴、保管する廃棄物の性状を踏まえ、対象とする容器、容器の確認面、確認頻度等を選択していた。保管容器の健全性確認状況は表13のいずれかであった。

表13 保管容器の健全性確認状況※ (単位：施設)

保管容器の 確認方法			頻度		
			定期		その他（容器移動の都度等）
			1年以下	1年超	
対象	全容器	全面	13	40	13
		目視可能な面	60	9	9
	代表容器	全面	0	0	0
		目視可能な面	1	5	0
その他（セル内など高線量下でのカメラによる点検等）			24	4	3

※ 同一施設でも、複数の方法で健全性確認を実施している施設有り。

- 点検結果や保管状況を基に適切な点検内容及び頻度の検討がなされていた。また、地震発生後には臨時の追加点検を実施していた
- 保管容器内容物を直接確認している例が見られた。
- 目視点検の実施においては、感覚的な判断となり個人差が出ないよう手順書を策定（マニュアル化）している例が見られた。
- 内容物に併せて保管容器を選定していた。
- これまで全容器を対象とした目視可能な部分の確認（年1回以下）のみとなっていた施設に対して、他施設で実施している全容器を対象とした全面確認（5年で一巡）等を展開し、健全性確認を強化している例がみられた。

【良好事例】

- 標識により容器及び内容物の管理を実施している例が見られた。
- 保管容器の健全性確認について、他事業所でのトラブルを契機に、全数全面確認とした例が見られた。また、専用のフレームを用いて保管容器を固定し、耐震性を確保しながら、底面の確認をしやすくしている例が見られた。
- 点検の基準を定め、補修が必要な状態を分かるように写真も用いて示し、点検の実施者によらず、同一の点検結果が得られるよう工夫していた。

調査内容6 原子力施設の保安全管理状況

- 調査日当日に施設を選定し、原子力施設内の状況を現場で確認した。現場では良好事例の他、気づき点について次のとおり確認した。なお、気づき点については、確認を依頼し、後日追加の対応があったことを確認している。

【良好事例】

- 手順書を準備するに当たっては、文書だけでなく写真及び注意事項と併せてパウチにして作成している。
- 防護資機材をすぐに使えるように、収納箱に内容物の写真を掲示している。

【気づき点】

- 事業所施設内で保管している輸送容器が複数段積まれていたが、固縛されていない状況が確認されたため、必要な保管管理がなされているか確認を依頼した。
- 現場に保管している防護資機材の整理が十分ではないと思われる様子が見られたため、保管リストの掲示などにより、日頃から使いやすい状態を保つように依頼した。
- 高重量機器の更新を実施していたが、作業現場における表示が十分ではないように見られたため、作業内容の表示やリスクアセスメントの結果を掲示するなど、表示について検討を依頼した。

8 まとめ

調査内容 1 発災事業所における事故・故障等に係る再発防止対策及び水平展開の実施状況（平成31年4月～令和4年11月発生分）

引き続き、定めた再発防止対策を適切に運用したうえで、教育・訓練を継続することで再発防止対策の実効性を高めることが望まれる。

なお、保安規程・マニュアルの改訂等の対応に時間を要している事案については、再発防止に向け早期の対応を求めた。

調査内容 2 発災事業所以外の事業所における事故・故障等の情報の取得及び水平展開の実施状況（平成31年4月～令和4年11月発生分）

協定締結事業所以外の事業所で発生した事故・故障等情報についても積極的に収集し、自事業所における幅広い作業の安全性向上に資することが望まれる。

調査内容 3 法令順守意識の徹底に係る取組

法令順守意識の徹底については、引き続き教育活動の充実を図っていくことが望まれる。

また、自社での自主的な取組のほか、グループ会社や協力会社と連携した取組などを積極的に展開していくことで、法令順守意識の醸成していくことが望ましい。

調査内容 4 管理区域外の配管に係る点検の実施状況

目視による確認が容易にできない場所に敷設された配管の保守管理は、廃液等の漏えいリスク管理の観点から重要である。必要に応じて、目視以外の方法による配管の点検を適切に実施し、配管の健全性を確認することが望まれる。

調査内容 5 放射性固体廃棄物の保管・管理状況

保管容器の健全性について、劣化、腐食等による容器内からの放射性固体廃棄物の漏出防止の観点から、引き続き点検を行うとともに、施設の特徴、廃棄物の性状や保管環境条件等を踏まえ、保管容器の確認数、確認面及び確認頻度を適切に設定していくことが望まれる。

また、各事業所において取り組んでいる廃棄物の減容についても、引き続き実施され

ることを期待する。

調査内容6 原子力施設の保安管理状況

引き続き日頃の活動から注意を払い、備品や掲示物など現場の整理を行うことで、事故のリスクの排除や非常時の対応の向上が期待される。

総評

今回の調査においては、全体を通して安全上支障のある事項は認められず、特段の指摘事項はなかった。

各事業所においては、事故・故障等を踏まえた再発防止対策及び発生防止対策や、放射性廃棄物の保管・管理を確実に実行するとともに、原子力事業者として法令順守の意識を持ち、本調査結果に示した他事業所における良好事例等も参考にしながら、原子力施設のさらなる安全確保に向けた取組みが行われることを期待する。

発災事業所における事故・故障等に係る再発防止対策及び 水平展開の実施状況

① 那珂核融合研究所での火災について（量研機構那珂）

調査事項	状 況		
1 事案の名称	構内駐車場付近での火災（那珂核融合研究所での火災）		
2 発生日	令和元年7月10日（水）		
3 発生場所	那珂研究所 JT-60制御棟駐車場付近（非管理区域）		
4 事案の概要	7月10日（水）13時頃から、公益社団法人那珂市シルバー人材センターの男性作業員（69歳 経験5年）がチェーンソー(*)を使用し、JT-60制御棟駐車場付近の樹木の剪定作業を行っていたところ、焼損面積8m×1.4m、約112㎡の枯草が燃える火災が発生した。(*)：日立工機製（型番：CS33EDTP9）、平成28年10月28日購入。		
5 原因	<p>①直接的要因・・・「作業は地面から約30cmのところで行っていたため、マフラーからの排気熱が原因で枯草に発火した可能性がある」との推定がなされている。また、発火時に風が強く吹いたことも焼損面積の拡大につながったと思われる。</p> <p>②間接的要因・・・本作業場所は、約一週間前に刈払いした枯草が一部残されたままの状態であったが、その状態のまま作業を行っていた。また、消火器の常備はなく火災を想定していなかった。</p>		
6 再発防止対策の実施状況	保安規定・マニュアルの制改定の実施状況		
対策名	実施期間	内容	
・「那珂核融合研究所構内での作業中における安全対策について」の作成（①、②）	R1.7.19～R3.5	構内で作業する際の安全対策実施に係るマニュアル。（機器の使用前点検、消火器の常備等）	
・「那珂核融合研究所構内での作業中における安全対策について」の改定（①、②）	R3.6～	<p>1. 作業前、作業中の対応について</p> <p>（1）火災を想定し、作業区域の環境を整えた上で作業を開始する。</p> <p>（2）作業前に危険予知（KY）活動を実施するとともに、機器の使用前点検を徹底する。</p> <p>（3）作業時には必ず消火器を作業場所付近に常備する。</p> <p>2. 伐採屑の処理について</p> <p>（1）伐採屑を乾燥のために仮置きする場合、1か月以内には集草・搬出すること。</p> <p>※契約上、構内指定場所に置くこととなっている場合は、当日中に移動すること。</p> <p>（2）仮置きする草山は、2メートルの高さを超えないものとし、草山</p>	

			<p>一つ当たりの面積は100平方メートルを超えないものとする。また、複数の草山となる場合にはそれぞれの間隔は2メートル以上空けるものとする。</p> <p>(3) 仮置き of 伐採屑が熱を持っていると思われる場合は、速やかに庶務課担当者へ知らせること。</p> <p>3. 緊急時の措置</p> <p>(1) 緊急事態発生の際は以下のとおり各所へ連絡する。</p> <p>①火災や人身事故が発生した場合は「119」番通報する。</p> <p>②携帯電話等で中央警備詰所に通報を行う。</p> <p>③通報受信者へ事象の内容を伝える。</p> <p>「どんな事故が」「いつ」「どこで」「発生状況・拡大性の有無・負傷者の有無等」「通報者の所属及び氏名」「今後の連絡先（電話番号）」</p> <p>④携帯電話等で庶務課担当者に連絡する。</p>	
発災現場における再発防止対策の実施状況				
対策名	実施期間	内容		
・ 除草作業請負業者への事前教育 (①、②)	R1.7~	・ 6 再発防止対策の実施状況に記載の「那珂核融合研究所構内での作業中における安全対策について」を用い、除草請負業者には事前に教育をしたうえで作業を行っている。		
当該事故に対する教育・訓練の実施状況				
内容	実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
<p>【教育】</p> <p>・ 作業開始にあたって (①火災を想定し、作業区域の環境整備。②作業前にKY活動実施、機器の使用前点検。③作業時には必ず消火器を車両に常備。④緊急時の連絡体制を事前に把握。)</p> <p>・ 除草作業請負業者への事前教育 (①作業前、作業中の対応について ②伐採屑の処理について ③緊急時の措置について)</p>	R1.7.26	作業員及び監督員 (庶務課厚生担当) 4人	100%	①~④について理解し、確認することができた。
	随時 (R2.12 ~ R4.11)	除草作業請負業者 (計9人)	100%	講師から受講者に口頭質問

	【訓練】 ・消火器取扱訓練 (R1年度) ・消火器取扱訓練 (R2年度) ・消火器取扱訓練 (R3年度) ・消火器取扱訓練 (R4年度)	R2. 2. 26 R3. 3. 9 R4. 3. 10 R5. 3 予定	那珂研職員 (22人) 那珂研職員 (42人) 那珂研職員 (27人) 那珂研職員	100% 100% 100%	
7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠				
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(左欄の判断根拠) 事業所内で発生した事故であり、全ての職員が理解する必要があるため。 また、より一層職員の安全意識の向上のため。			
	水平展開の実施 (範囲・方法等の決定を含む) に係る担当部署・責任者				
	担当部署		責任者		
	管理部庶務課		庶務課長		
	水平展開の実施状況				
	対策名		実施期間	展開範囲	
・事象について、本部から各拠点へ周知を実施 (①、②)		R1. 7. 10 (機構HP掲載) R1. 8. 1 (安全管理担当課長会議)	・機構全体 ・機構内各拠点安全担当部		
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況				
	【進捗管理の有無】 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	【方法】 作業開始前、終了後に毎回再発防止対策に係る確認を行っている。	【頻度】 1回/作業時		
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠				
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(左欄の判断根拠) 再発防止対策の有効性評価については、直接的要因、間接的要因それぞれの観点から検討することで、より確実に同様の事故の再発を防止するため実施した。			
	対策の有効性評価に係る担当部署・責任者				
	担当部署		責任者		
	那珂研究所		所長		
	対策の有効性評価の方法・評価の結果				
	評価方法		評価結果	評価日	
	・担当職員による不定期の巡視を行い、マニュアルに則った作業が行われているか評価する。		・マニュアルに則り作業が行なわれているため、有効であると判断する。	随時	
再発防止対策の改善状況					
改善内容			実施日		
なし			-		

② 材料試験炉 (JMTR) 二次冷却系統の冷却塔倒壊について (機構大洗)

調査事項	状況
1 事案の名称	材料試験炉 (JMTR) 二次冷却系統の冷却塔倒壊
2 発生日	令和元年9月9日 (月)
3 発生場所	JMTR二次冷却系統冷却塔 (非管理区域)
4 事案の概要	<p>令和元年9月9日 (月) 7時40分頃、請負作業員3名が交替勤務の引継ぎ前の安全確認のためJMTR施設のパトロール中に、冷却塔の倒壊を確認した。なお、同日6時頃に行ったタンクヤードの現場確認時には冷却塔が倒壊していないことを目視で確認していたことから、冷却塔の倒壊時刻は、6時頃から7時40分頃までの間と推定される。冷却塔は、東側から西側に向けて倒壊し、冷却塔に接続している4本の二次冷却系配管は、冷却塔と共に倒れて、立ち上がり部で4本とも破損が生じていることが確認された。倒壊に伴う負傷者の発生はなかった。倒壊した冷却塔の周辺について、放射線管理第2課員による線量当量率測定を実施した結果、全てバックグラウンド値であり、線量当量率に異常は認められなかった。また、ポンプ室 (二次冷却系統・UCL (Utility Cooling Loop) 系統) 地下部 (B トレンチ内、非管理区域) にある二次冷却系配管のフランジ部からの水の漏えいを確認した。その時点で漏えい量は30~40L程度で、漏えい率は約150ml/分であった。漏えい水についてサンプリングを行い、放射線管理第2課員によるゲルマニウム半導体検出器を用いた測定を実施した結果、検出されたのは天然放射性核種のみであり、異常は認められなかった。なお、二次冷却系統にはろ過水を使用し、防食剤を添加して水質管理している。漏えいを停止させるため、二次冷却系配管の水抜きを行い、水位を下げた。漏えいが停止するまでのフランジ部からの漏えい量は80~90L程度であった。なお、事象発生時、ポンプ室 (二次冷却系統・UCL 系統) に設置されている二次冷却系統の循環ポンプ4台及び補助ポンプ2台は全て停止していた。また、ポンプ室 (二次冷却系統・UCL 系統) に設置されているUCL系統の循環ポンプ3台のうち1台及び揚水ポンプ3台のうち2台によるUCL系統の運転を行っていた。事象発生後においてもこれらのポンプに異常はなく、冷却塔倒壊によるUCL系統の運転への影響はなかった。</p> <p>一方、倒壊した冷却塔の部材の接触等により、隣接する排風機室のスレート外壁 (2箇所) の破損が生じていることを確認した。排風機室 (第2種管理区域) の破損箇所について放射線管理第2課員による線量当量率測定及び表面密度測定を実施した。その結果、線量当量率は全てバックグラウンド値であること及び表面密度測定結果は検出下限値未満であり、異常は認められなかった。</p>
5 原因	<p>二次冷却系統冷却塔の倒壊に至った経緯の推定に基づき、原因分析を行った結果、以下に示す4つの原因が主となって生じることにより冷却塔の倒壊に至ったと特定した。</p> <p>①冷却塔の特殊な構造について十分把握していなかったこと。 冷却塔の特殊な構造について十分把握できていなかった。そのため、これに見合った保守・点検計画になっていなかった。</p> <p>②実施していた点検では、木材内部の腐朽を把握できていなかったこと。 冷却塔については目視による点検を実施していたが、木材内部の腐朽を考慮しておらず、このような点検方法では、木材内部の腐朽が把握できなかった。</p> <p>③使用環境が大きく変わったこと。 冷却塔を長期間使用しないことにより木材の腐朽の条件が整いやすくなり、使用環境が大きく変わった。また、その際に、保守・点検計画の見直しを行っていなかった。</p>

<p>④影響が最も大きくなる風向で水平荷重（風荷重）を受けたこと。 台風15号により、水平荷重（風荷重）に対して最も影響を受ける真東の強風を受けた。</p>		
<p>6 再発防止対策の実施状況</p> <p>倒壊した冷却塔は、機能維持の必要がなく、建て替えを行わないことから、倒壊事象が再発することはないため、再発防止対策（是正処置）は必要ないと判断。当該冷却塔と同種である木造のUCL系統冷却塔の倒壊を防止するため、倒壊に至った原因に対する予防処置（未然防止処置）を実施。</p>		
<p>保安規定・マニュアルの制改定の実施状況</p>		
対策名	実施期間	内容
UCL系統冷却塔に対する未然防止処置（①②③④）	R1. 10月～R3. 3月	<p>(1) 構造計算の実施</p> <p>(2) 木材の健全性調査</p> <p>(3) 点検・保守・補修計画の策定</p> <p>(4) 小型冷却設備（空気系統用冷却設備）の計画</p> <p>(5) 原子炉保安規定の変更認可申請</p> <p>(6) 廃止措置計画変更認可申請</p>
(1) UCL系統冷却塔の構造計算の実施（①④）	R2. 1月～R2. 3月	<p>UCL系統冷却塔の構造計算は、メーカーで保管・管理されていなかったが、二次冷却系統冷却塔と同じ設計思想で設置されていることを確認し、設置当時の建築基準法及び最新の建築基準法に基づいた風荷重に対する構造計算を行った。</p> <p>その結果、旧建築基準法及び現行建築基準法の共に設計上は問題ないことを確認した。</p>
(2) UCL系統冷却塔の木材健全性調査（②）	R1. 10月～R2. 3月	<p>・ 針貫入試験</p> <p>二次冷却系統冷却塔の針貫入試験と同様な方法で基礎部（最下段）筋かいの下端部（接合部）及び中央部で行った。針貫入試験では針直径約2mmの治具を用い、その深さを測定し、木材の残存断面積比も算出した。</p> <p>その結果、基礎部筋かいの下端部及び中央部とも針貫入深さが6mm～16mmの範囲であること、残存断面積比もほとんどの箇所が7割以上が維持でき、ほぼ一定であることを確認できた。これより、二次冷却系統冷却塔の結果と比較して、UCL系統冷却塔は劣化の進行度が小さいことを確認した。</p> <p>・ 第三者機関による診断</p> <p>第三者機関による木材の健全性確認を行った。健全性確認では、1次診断として視診、打診及び触診、2次診断として高周波式含水率計、超音波測定器等による計測機器を用いて行った。測定箇所は、主構造部材である筋かい、柱、横材等の基</p>

		<p>礎部及び天井部について行った。</p> <p>その結果、常時運転状態であることから、一部の箇所を除き腐朽菌が定着するには至らず、明確に腐朽が進行している状態であることは確認できなかった。一方、冷却塔上部は、冷却塔の循環運転中、冷却ファンの強制風により、気化熱で発生した水蒸気及び雨水の影響により木材が劣化している部分が確認された。劣化した木材については、R2年度中に補修（R3.2.8完了）を行った。</p>
(3) 点検・保守、補修計画の策定 <u>(①②③)</u>	R2.1月～R2.7月	<p>点検・保守については、R2年4月にJMTR運転手引（特定施設）を改正し、1日1回以上の巡視における「木材の劣化状態（腐朽・腐食等）の確認」、1年に1回以上の「打診、触診等による主な構造部材（柱、梁、筋交い等）の劣化状態（腐朽、腐食等）の確認」を巡視及び点検の項目に追加した。</p> <p>また、補修・交換については、健全性調査の結果に基づき、現状の木材の劣化状況を把握し交換する筋かいを特定し、補修・交換工事の計画を策定した。補修・交換工事については、2回に分けて行い、R2年度内に完了（R3.2.8完了）した。</p>
(4) 小型冷却設備（空気系統用冷却設備）の計画 <u>(①②③)</u>	R2.1月～R2.7月	<p>小型冷却設備（空気系統用冷却設備）の計画については、廃止措置計画認可申請書に記載し、R3年3月末までに小型冷却設備（空気系統用冷却設備）の設計を行い、R3年4月～12月の予定期間で小型冷却設備（空気系統用冷却設備）の設置工事を行った。</p>
(5) 大洗研究所（北地区）原子炉施設保安規定の改正 <u>(①②③④)</u>	R2.3.24（認可）	<p>二次冷却系統冷却塔の撤去状況に応じた保安のため、原子炉の運転を行わないこと、本体施設等の警報装置の除外条件の追加、施設定期自主検査に係る記載の追加、巡視及び点検に係る記載の追加の変更を行った。</p>
(6) 廃止措置計画変更認可申請 <u>(①②③)</u>	R1.9.18（申請）	<p>新設する小型冷却設備（空気系統用冷却設備）の設置内容については、廃止措置計画認可申請書に記載した。</p>
(7) JMTR運転手引（特定施設）の改正 <u>(①②③)</u>	R2.4.3（改正） R2.4.7（施行）	<p>UCL系統冷却塔の点検項目について、1日1回以上の巡視における「木材の劣化状態（腐朽・腐食等）の確認」を巡視及び点検の項目に追加した。また、1年1回以</p>

			上塔上部及び下部付近で、人が容易にアクセスできる箇所の構造部材（柱、梁、筋かい等）の劣化状態（腐朽、腐食等）について、打診、触診等により確認することを追加した。	
(8) 廃止措置計画の認可 <u>(①②③)</u>	R3. 3. 17 (認可)		新設する小型冷却設備（空気系統用冷却設備）の設置について記載した廃止措置計画認可申請書が原子力規制委員会に認可された。	
(9) 小型冷却設備（空気系統用冷却設備）の更新工事 <u>(①②③)</u>	R3. 5～R4. 2		新設する小型冷却設備（ <u>空気系統用冷却設備</u> ）については、「 <u>空気系統用冷却設備の更新</u> 」としてR3年5月よりR3年12月竣工予定で更新工事を実施していたが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、制御盤に使用するシーケンサ及び漏電遮断器等の機器の調達に遅れが出たため、竣工予定をR4年2月に変更した。 <u>その後、令和4年2月に小型冷却設備（空気系統用冷却設備）の更新工事が完了し運用を開始した。</u>	
発災現場における再発防止対策の実施状況				
対策名	実施期間	内容		
当該事故に対する教育・訓練の実施状況				
内容	実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
【教育】				
(1) (北地区) 原子炉施設保安規定改正時の教育	R2. 3. 27 ～ R2. 4. 13	材料試験炉部内職員、請負業者 (45 名 /45 名)	100%	教育後、アンケート実施により教育内容を理解したことを確認。
(2) J M T R 運転手引 (特定施設) 改正時の教育	R2. 4. 6 ～ R2. 4. 13	材料試験炉部内職員、請負業者 (45 名 /45 名)	100%	<u>教育後、アンケート実施により教育内容を理解したことを確認。</u>
(3) 主要な設備の概要及び運転保守管理に関すること (二次冷却系統冷却塔の倒壊に係る事例教育を含む)	R3. 6. 18 ～ R3. 7. 21 R4. 6. 22 ～ R4. 6. 30	材料試験炉部内職員、請負業者 (45 名 /45 名) 材料試験炉部内職員、請負	100%	<u>教育後、アンケート実施により教育内容を理解したことを確認。</u>

			業者 (47 名 /47 名)		
	【訓練】 ・再発防止策として冷却塔倒壊に特化した訓練は行っていないが、緊急時の対応として総合訓練を実施し、迅速な通報連絡の対応について確認。	R3. 6. 4	大洗研究所現地対策本部員等 (211 名 /233名)	90%	<u>100%参加でないことから、訓練実施結果について、訓練実施後、大洗研究所所内に周知を実施。</u>
		R3. 11. 9	大洗研究所現地対策本部員等 (345 名 /357名)	96%	<u>100%参加でないことから、訓練実施結果について、訓練実施後、大洗研究所所内に周知を実施。</u>
		R4. 6. 29	大洗研究所現地対策本部員等 (160 名 /184名)	86%	<u>100%参加でないことから、訓練実施結果について、訓練実施後、大洗研究所所内に周知を実施。</u>
		R4. 12. 20	大洗研究所現地対策本部員等 (278 名 /296名)	93%	<u>100%参加でないことから、訓練実施結果について、訓練実施後、大洗研究所所内に周知を実施。</u>
7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠				
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(左欄の判断根拠) 「不適合事項等水平展開実施規則」に基づき、品質保証管理責任者(当時)の指示により、大洗研究所内の水平展開を実施し、取り纏め結果を保安管理部の品質保証技術検討会で審議した。 (1) 木造の建家・設備に対する倒壊の可能性の調査 (2) 屋外にある木造以外の設備の調査 (条文) 4.2 機構内の水平展開 (1) 機構内の水平展開指示等 ② 調査・検討指示 所長は、安全・核セキュリティ統括部長から調査・検討指示があった場合には、品質保証管理責任者を通じて部長に必要な指示とその結果の妥当性の確認を指示する。			
		水平展開の実施(範囲・方法等の決定を含む)に係る担当部署・責任者			
	担当部署	責任者			
	大洗研究所	品質保証管理責任者(当時)			

	水平展開の実施状況		
	対策名	実施期間	展開範囲
	<ul style="list-style-type: none"> 原子力施設の建家に隣接している木造の建家・設備を調査（水平展開管理番号：2019内021）<u>（①②③④）</u> 原子力施設の建家に隣接している木造以外の建家・設備を調査（水平展開管理番号：2019内022）<u>（①②③④）</u> 	R2. 1. 9～R2. 3. 31 R2. 2. 13～R2. 3. 31	屋外にあり、かつ、建築基準法に基づく一般的な木造建築とは異なる構造である木造の原子力施設の設備 原子力施設の建家に隣接している木造以外の設備、原子力施設の屋上に設置されている木造以外の設備
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況		
	【進捗管理の有無】 ■有 □無	【方法】 <ul style="list-style-type: none"> JMTR冷却塔倒壊に係る是正処置計画書及びUCL冷却塔の倒壊に係る予防処置計画書、<u>未然防止処置報告書、未然防止処置の有効性のレビュー報告書</u>について品質保証推進委員会で審議した。 機構内水平展開の対応状況を保安管理部品質保証技術検討会で審議した。 	【頻度】 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証推進委員会再発防止対策：1回 予防処置計画：1回 <u>未然防止処置報告：1回</u> <u>有効性のレビュー：1回</u> 保安管理部品質保証技術検討会：5回
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠		
	■有 □無	（左欄の判断根拠） JMTRは廃止措置計画の認可申請済であり、倒壊した冷却塔は建て替えなため、再発防止対策（是正処置）は不要と判断されたことから、その有効性評価も不要となった。また、水平展開に伴う未然防止処置として実施していた同種のUCL系統冷却塔については、「 <u>大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗QAM-03）</u> 」に基づき、木材の補修及び使用状況を考慮した小型冷却設備（空気系統用冷却設備）設置の有効性の評価を実施した。 （条文） 8.2.2 機構内の水平展開 （1）機構内の水平展開指示等 ② 調査・検討指示 所長は、安全・核セキュリティ統括部長から調査・検討指示があった場合には、品質担当副所長を通じて部長に必要な指示とその結果の妥当性の確認を指示する。調査・検討指示に係る改善等は、（省略）様式-8-12 機構内の水平展開指示に基づく未然防止処置の有効性のレビュー。	
		対策の有効性評価に係る担当部署・責任者	
担当部署	責任者		
大洗研究所	品質担当副所長		

対策の有効性評価の方法・評価の結果		
評価方法	評価結果	評価日
<p>・「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗QAM-03）」に基づき未然防止処置の有効性のレビューを行い、品質保証推進委員会において評価した。</p>	<p>・未然防止処置で定めた活動が計画どおり完了し、UCL系統冷却塔を健全な状態で維持管理していること及び小型冷却設備（空気系統用冷却設備）の運用を開始したことにより、原子炉施設の性能維持設備への影響がなくなったことから、当該活動が有効であると判断した。</p>	R4.4.1
再発防止対策の改善状況		
改善内容		実施日
なし		—

③ 研究棟排気筒倒壊について（東北大学）

調査事項	状 況		
1 事案の名称	研究棟排気筒倒壊		
2 発生日	令和2年 4月 13日（月）		
3 発生場所	東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター研究棟		
4 事案の概要	<p>令和2年4月13日（月）14時55分、強風により研究棟の排気筒（鋼板製、角柱型、縦1.2m、横1.2m、高さ7.5m）が倒壊した。研究棟は核燃料物質と放射性同位元素の使用施設であり、排気筒は排気設備として排気機械室の屋上に設置されていた。14時40分から15時00分までの間に地上高10mにおいて最大瞬間風速35.3m/s、10分間平均風速15.6m/sの北北東の風が観測されていた。排気筒倒壊後、茨城県原子力安全協定に基づき通報連絡を行うとともに、18時00分、「核燃料物質の使用等に関する規則」第6条の10第2号に定める使用施設等の故障に該当するものとして「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第62条の3に基づく法令報告事象として原子力規制庁に報告した。本事象による怪我、被ばく、汚染、周辺環境への影響は確認されなかった。</p>		
5 原因	<p>①倒壊に対する抵抗力不足：接合部の強度不足 ②倒壊に対する抵抗力不足：溶接部を点検できない構造 ③倒壊に対する抵抗力不足：溶接部を点検していなかった ④倒壊に対する抵抗力不足：溶接部の経年劣化（地震などの外力による破損） ⑤倒壊に対する抵抗力不足：溶接部の経年劣化（雨水、海水などによる腐食） ⑥強風</p>		
6 再発防止対策の実施状況	保安規定・マニュアルの制改定の実施状況		
	対策名	実施期間	内容
	・「自主点検実施要領」の改訂	R2. 9. 29	排気設備に係る点検項目と頻度の見直し
	・「施設の維持管理に関する申合せ」の制定	R2. 12. 2	文書の保存と保管、定期的な巡視や点検、臨時的な点検、応急措置、維持管理に関わる評価を規定
	・「品質保証に関する申合せ」の制定	R2. 12. 2	品質保証体制、文書及び記録の管理、保安活動の実施、教育を規定
	・「通報連絡班マニュアル」の改訂	R2. 9. 10	事象発生時は第1報ファックス前に茨城県・大洗町へ迅速な電話連絡をすることを明記
	発災現場における再発防止対策の実施状況		
	対策名	実施期間	内容
	・排気筒の再建（①、②、⑥）	R2. 11. 13～R2. 12. 25	建築基準法に準拠し、立地を考慮した耐風性の構造・設計・施工
	・「自主点検実施要領」に基づく点検（③）	R2. 9. 29～（1回／半年）	排気筒に破損・腐食等の異常がないこと、接合部に異常がないことを確認
	・「施設の維持管理に関する申合せ」に基づく点検等	R2. 12. 2～（随時）	文書の保存と保管、定期的な点検

	(①、②、③、④、⑤、⑥) ・「品質保証に関する申合せ」に基づく品質保証活動 (①、②、③)	R2. 12. 2～ (随時)	文書及び記録の管理、巡視等におけるPDCA		
当該事故に対する教育・訓練の実施状況					
	内容	実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法 (理解度確認等)
	【教育】 ・「通報連絡班マニュアル」の改訂に伴う教育 ・排気筒の点検に関する教育	R2. 9. 10 R3. 7. 28 R4. 6. 15 R2. 12. 25 R3. 9. 15 R4. 9. 13	通報連絡班 (10人/10人) 通報連絡班 (10人/10人) 通報連絡班 (9人/9人) 点検従事者 (8人/8人) 点検従事者 (7人/7人) 点検従事者 (7人/7人)	100% 100% 100% 100% 100% 100%	マニュアルの配布と質疑応答 マニュアルの配布と質疑応答 マニュアルの配布と質疑応答 現場確認と質疑応答 現場確認と質疑応答 現場確認と質疑応答
	【訓練】 ・総合訓練 (汚染・被ばく・火災を想定した本部・現場対応・通報連絡訓練) ・茨城県通報連絡訓練	R2. 8. 3 R3. 7. 28 R4. 6. 15 R2. 9. 4 R3. 11. 15 R4. 7. 19	緊急体制人員、学生、派遣職員 (38人/38人) 緊急体制人員、学生、派遣職員 (35人/35人) 緊急体制人員、学生、派遣職員 (34人/34人) 緊急体制人員、派遣職員 (29人/29人) 緊急体制人員、派遣職員 (28人/28人) 緊急体制人員、派遣職員 (33人/33人)	100% 100% 100% 100% 100% 100%	反省会を実施 反省会を実施 反省会を実施 反省会を実施 反省会を実施 反省会を実施
7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠				
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(左欄の判断根拠) 類似事故防止のため。「品質保証に関する申合せ」第3条、「施設の維持管理に関する申合せ」第7条。			
	水平展開の実施 (範囲・方法等の決定を含む) に係る担当部署・責任者				
	担当部署	責任者			
	量子エネルギー材料科学国際研究セ	センター長			

	ンター		
	水平展開の実施状況		
	対策名	実施期間	展開範囲
	・溶接によってのみ接合されている大型建造物の確認 (①)	R2. 5. 22	センター内の屋外設備
	・他の排気筒について専門業者による点検を実施 (④、⑤)	R2. 6. 15～ R2. 6. 16	センター内の排気筒2ヶ所
	・強風対策として管理区域ガラス窓を金属板で覆う措置を実施 (⑥)	R2. 6. 17～ R2. 6. 30	研究棟、ホットラボ実験棟、セラミックス棟
	・経年劣化対策として施設・設備全般について点検・調査を行い、補修や点検項目の見直し等の必要な措置 (②、③、④、⑤)	継続的に実施中	センター全体
	・事故報告書の提出、各種委員会・教授会で報告 (①～⑥)	R2年度内	金属材料研究所、東北大学
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況		
	【進捗管理の有無】 ■有 □無	【方法】 定例会で再発防止対策及び水平展開について報告している。	【頻度】 1回/週
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠		
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 類似事故防止のため。「品質保証に関する申合せ」第3条、「施設の維持管理に関する申合せ」第7条。	
	対策の有効性評価に係る担当部署・責任者		
	担当部署	責任者	
	量子エネルギー材料科学国際研究センター	センター長	
	対策の有効性評価の方法・評価の結果		
	評価方法	評価結果	評価日
	・各担当者からの点検結果等の報告	・点検結果等に異常がないこと、類似事故の発生がないことで有効と評価	・点検結果報告の都度
・排気筒の再建にあたっては、専門知識のある大学内の施設・設備担当職員の監督の下、設計・施工を行い、完成検査を実施	・完成検査の合格により、有効と評価	・R2. 12. 25	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造等を記した資料は紙又はデータで保管し、紛失や破損がないことを確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料の紛失や破損がないことで有効と評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時
	再発防止対策の改善状況		
	改善内容		実施日
	とくになし		-

④ 大洗研究所ナトリウム分析室における火災について（機構大洗）

調査事項	状 況		
1 事案の名称	大洗研究所ナトリウム分析室における火災について		
2 発生日	令和2年9月10日（木）		
3 発生場所	ナトリウム分析室		
4 事案の概要	<p>令和2年9月10日（木）11時40分頃、ナトリウム分析室（放射性物質取扱室B）に設置している分電盤の上流側のNFBがトリップした原因を調査中に、外観目視・検電・絶縁抵抗測定（動作中であった非常系電源供給機器を除く。）による確認を実施した上で、分電盤の直上のNFBを投入したところ、電磁接触器から発火したため、初期消火を行うとともに、119番及び所内緊急電話へ通報した。同日13時10分に大洗町消防本部により鎮火が確認されるとともに、本事象は火災と判断された。</p>		
5 原因	<p>①火災の原因（直接的な原因） 火災の発生した電磁接触器（以下「当該電磁接触器」という。）について、製造メーカーが行った分解調査より、非常系側給電ラインの1相の電源端子と負荷側の1相の電源端子固定ネジの間にトラッキングの痕跡が確認された。当該電磁接触器において、長期間の使用により、絶縁抵抗の劣化が進む中で、電源供給が非常系から商用系に切り替わったタイミングで、上記固定ネジの間に電位差が生じ、トラッキングを原因とする漏電が発生したことが、火災の原因と判断した。</p> <p>②トラッキングによる漏電の発生の原因（保守管理に関する要因） 製造メーカーの取扱説明書の電磁接触器保守点検要項では、以下を交換推奨時期の目安としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動作回数が規格に定める規定回数（25万回）を超えた場合 ・使用開始後10年を経過した場合 <p>当該電磁接触器は、使用開始後約34年が経過しており、交換推奨時期を大幅に超過したものを使用していたため、トラッキングによる漏電が発生したと判断した。</p>		
6 再発防止対策の実施状況			
保安規定・マニュアルの制改定の実施状況			
対策名	実施期間	内容	
<p>・大洗研究所内の水平展開の結果を踏まえて、大洗研究所電気工作物保安要領の下部要領である「分電盤等の管理要領」を改訂した。</p>	<p>R3.2.17改正 R3.3.1施行</p>	<p>当該電磁接触器と同タイプである双投形の電磁接触器について、使用開始後10年を目安に計画的に交換又は撤去することを明示した。</p>	
発災現場における再発防止対策の実施状況			
対策名	実施期間	内容	
<p>・双投型電磁接触器の撤去（①、②）</p>	<p>R2.9.10～R3.9.10</p>	<p>ナトリウム分析室において、双投型電磁接触器を全て（6台）撤去</p>	

当該事故に対する教育・訓練の実施状況		内容	実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
【教育】 ・研究所内水平展開「ナトリウム分析室（管理区域）における火災」に係る教育（保安管理部が提供する資料を用いて、事象の発生経緯や原因調査結果に係る周知教育を実施し、電気機器の操作・取扱い等において、保安の確保に細心の注意を払うことを徹底。） ・2021年度自主保安活動に基づく教育（事例教育）（ナトリウム分析室火災事象について、事象の発生経緯や原因調査結果に係る周知教育を実施し、電気機器の操作・取扱い等において、保安の確保に細心の注意を払うことを徹底。） ・2022年度部内教育（事例教育）（ナトリウム分析室火災事象について、事象の発生経緯や原因調査結果に係る周知教育を実施し、電気機器の操作・取扱い等において、保安の確保に細心の注意を払うことを徹底。）		R2. 12. 2～ R2. 12. 11	高速実験炉部 従業員（172名 /172名）	100%	教育後のアンケート	
		R3. 6. 1 ～ R3. 7. 3	高速実験炉部 従業員（175名 /175名）	100%	教育後のアンケート	
		R4. 10. 31 ～ R4. 12. 5	高速実験炉部 従業員（183名 /183名）	100%	教育後のアンケート	
【訓練】 再発防止対策、水平展開とは別に火災への対応訓練として、大洗研として電気設備等を原因とする事故を想定し、広域消防と連携した総合訓練を実施して、火災対応能力の向上を図った。		R3. 6. 4	大洗研究所現地対策本部員等 （211名/233名）	90%	100%参加でないことから、訓練実施結果について、訓練実施後、大洗研究所所内に周知を実施。	
		R4. 6. 29	大洗研究所現地対策本部員等 （160名/184名）	86%	100%参加でないことから、訓練実施結果について、訓練実施後、大洗研究所所内に周知を実施。	
7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠 （左欄の判断根拠） ■有 「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗QAM-03）」に基づき研究所内水平展開を実施し、品質保証推進委員会で審議した。 □無					

<p>(条文)</p> <p>8.2.1 研究所で発生した不適合情報等の水平展開 研究所の原子力施設等及び業務において発生した不適合情報等に関する水平展開は、次の手順に従って実施する。</p> <p>(省略)</p> <p>(1) 水平展開指示事項検討の指示 所長は、ランク A 又は B の不適合情報等が発生し、研究所内で改善等が必要と判断した場合には、品質担当副所長に情報の分析、水平展開指示事項の検討等を指示する。</p> <p>(以下、省略)</p>		
<p>水平展開の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る担当部署・責任者</p>		
<p>担当部署</p>		<p>責任者</p>
<p>大洗研究所</p>		<p>品質担当副所長</p>
<p>水平展開の実施状況</p>		
<p>対策名</p>	<p>実施期間</p>	<p>展開範囲</p>
<p>(1) 双投形電磁接触器*の交換、撤去等 <u>(①, ②)</u> 1) 使用開始後10年を経過した双投形の電磁接触器については、原則として交換又は撤去する。 2) 10年を経過して使用する場合は、給電ラインの電源端子と負荷側の電源端子の間の絶縁抵抗を確認した上で、使用を継続する。 3) 当該絶縁抵抗測定にあつては、負荷を停止する必要がある。施設の安全上の理由等により、負荷を停止することが困難な場合には、放射温度計又はサーモグラフィにより異常な過熱がないことを確認することで代替する。 * 双投形電磁接触器：スイッチを操作することで2つの回路を切り替え可能な電磁接触器。</p> <p>(2) 周知教育の実施 事象の発生経緯や原因調査結果について周知教育を実施し、電気機器の操作・取扱い等において、保安の確保に細心の注意を払うことを徹底する。（保安管理部が提供する資料を用いて実施） <u>(①, ②)</u></p>	<p>所内展開： R2. 11. 17～ R2. 12. 17 但し、(1)1)の実施が期間内に困難な場合には、2)3)を期間内に実施し、早急に未然防止対応を図る。</p>	<p>大洗拠点において電気設備を有する全施設</p>

8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況		
	【進捗管理の有無】 ■有 □無	【方法】 ・「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗QAM-03）」に基づき、是正処置計画及び是正処置報告並びに水平展開の実施状況を品質保証推進委員会で審議した。 ・ <u>10年を経過した電磁接触器の撤去又は交換が完了（調査対象68台：撤去又は交換68台（10年未満の2台を含む））</u>	【頻度】 再発防止対策：2回 水平展開：3回
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠		
	■有 □無	（左欄の判断根拠） 「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗QAM-03）」に基づき、是正処置の有効性レビューを行い、品質保証推進委員会で審議した。 （条文） 7. 是正処置 （6）是正処置の有効性のレビュー ① 原子力施設検査室長及び課長は、当該是正処置で採用した処置の有効性が確認できる時期（要領書等については使用時、設備・機器にあつては、次回の点検時等）に是正処置報告書（省略）に是正処置の有効性のレビュー結果を記載し、部長に報告する。 ② 所長又は部長は、不適合の区分に応じて以下に示す手順で是正処置の有効性レビューの妥当性を確認する。 （a）ランクA及びB 是正処置の有効性レビューの妥当性を部内技術検討会等で審議し、部長が確認の上、施設安全課へ提出する。センターに属する部署は、施設安全課長に提出する前にセンター長の確認を受ける。その後、品質保証推進委員会で審議し、品質担当副所長に報告した上で所長の承認を得る。（以下、省略）	
		対策の有効性評価に係る担当部署・責任者	
	担当部署	責任者	
	大洗研究所	品質担当副所長	
	対策の有効性評価の方法・評価の結果		
	評価方法	評価結果	評価日
	・火災の原因となった双投型電磁接触器及び同型のはナトリウム分析室から全て撤去されていることをもって、 <u>是正処置の有効性を確認した。</u>	・ <u>双投型電磁接触器（火災があつた当該機及び同型機）をナトリウム分析室から全て撤去したため、再発の恐れはないことから、是正処置は有効であると判断した。</u>	R2. 12. 25
再発防止対策の改善状況			
改善内容	実施日		
なし	＝		

⑤ FNS 棟消火栓ポンプ室における火災について（機構原科研）

調査事項	状況
1 事案の名称	FNS棟消火栓ポンプ室における火災について
2 発生日	令和2年10月7日（水）
3 発生場所	FNS棟消火栓ポンプ室(非管理区域)
4 事案の概要	<p>10月7日(水)13時30分頃、FNS棟消火栓ポンプ室において請負企業作業員4名（A、B、C、D）は消火栓設備の定期点検を開始した。消火栓ポンプ呼水槽内面の清掃が終了し、消火栓ポンプ呼水槽内部に水を注水した。15時50分頃、請負企業作業員Aが消火栓ポンプ呼水槽の側面から水が漏洩（2mm程度のピンホールが1箇所）していることを発見したため、作業を中断し、15時53分頃、請負企業作業員Bが発災部署の作業責任者（以下「作業責任者」という。）に連絡した。作業責任者の判断で、作業手順を確認後の16時10分頃から消火栓ポンプ呼水槽のピンホール補修作業を開始し、16時11分、消火栓ポンプ呼水槽内の水を排水し、16時16分に外側側面の補修を始めた。</p> <p>請負企業作業員Aは、消火栓ポンプ呼水槽外側側面の補修を終え、消火栓ポンプ呼水槽内面補修（補修シートを貼付）に際し消火栓ポンプ呼水槽内面が濡れていたため長袖をまくった状態で作業を開始した。請負企業作業員Aは、ヒートガンで補修部を乾燥させた後、脱脂するためにパーツクリーナー液（有機溶剤〔イソオクタン、イソヘキサン他〕及び有機溶剤を噴出させるためのプロパンガス）を吹き付けた。補修部の乾燥状態を確認したところ、乾燥が不十分だったため再度ヒートガンを使用した。使用開始後10秒程度経過したところで、小規模な爆発（滞留したガスの異常燃焼）が発生し、熱風により請負企業作業員Aが負傷（出血なし、意識あり）した。</p> <p>補修作業開始からの主な時系列は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16時20分 請負企業作業員Aは、FNS棟消火栓ポンプ呼水槽内面が濡れていたため長袖をまくった状態で作業を開始した。消火栓ポンプ呼水槽内面補修（補修シートを貼付）に際し、請負企業作業員Aは、ヒートガンで補修部を乾燥させ、パーツクリーナー液を吹き付けて脱脂した。 ・16時30分頃 請負企業作業員Aが補修部の乾燥状態を確認したところ、乾燥が不十分だったため再度ヒートガンを使用した。使用開始後10秒程度経過したところで、小規模な爆発（滞留したガスの異常燃焼）が発生した。 ・17時19分 作業責任者は、請負企業作業員A（負傷者）を自身の車両にて村内の病院に搬送したが、当該病院の判断を受けて、公設消防に119番通報（救急要請）した。 ・17時25分 作業責任者は負傷者の被災内容を公設消防に説明した。 ・17時40分 発災部署2名が公設消防から現場確認したいとの連絡を受けた。 ・17時52分 公設消防車1台（3名）が原子力科学研究所に入構した。 ・18時00分 公設消防により「鎮火」が確認された。 ・18時05分 公設消防により「火災」と判断された。 ・18時08分 負傷者を乗せた救急車が村外の病院に到着した。 ・18時41分 現地対策本部から関係機関へFAX第1報を発信した。 ・19時35分 病院にて負傷者処置終了。顔及び両腕に火傷（軽傷）と診断された。 <p>請負企業作業員等は、本事象について、火災に該当すると直ちに認識できず、119番通報を行わなかった。このため、茨城県原子力安全協定に基づく事故・故障等の連絡等に遅れが生じた。</p>

<p>5 原因</p>	<p>1. 火災（爆発）に至った要因</p> <p>①引火性物質と発火源の同時使用</p> <p>消火栓ポンプ呼水槽の漏洩箇所の補修に際し、パーツクリーナー液を吹きかけたことにより約300ccのプロパンガス（発火点約490℃）が消火栓ポンプ呼水槽（容積約140L）の底部に滞留した。漏洩箇所を乾燥させるため、ヒートガン（電源を投入したところ、ヒートガンから吹き出す温風により消火栓ポンプ呼水槽の底部に滞留していたプロパンガスが巻上げられ、空気との攪拌が進行し、局所的にプロパンガスの爆発範囲となる約2～9%程度の混合気体が生成された。約10秒経過した時に、ヒートガンの吸い込み口から爆発範囲となったプロパンガスと空気の混合気体が吸い込まれ、ヒートガン内部のモータによる火花若しくは高温となった電熱線との接触によりプロパンガスに引火し、小規模な爆発（滞留したガスの異常燃焼）が発生した。</p> <p>②引火性物質の取扱い及び一般工具に対する知識不足</p> <p>発災部署は、作業実施に先立ち作業員の資格等の確認は実施していたものの、補修作業に関して個別の力量確認は行っておらず、有機溶剤及びヒートガンを扱う知識が不足している作業員を充てていた。</p> <p>③ルール遵守の不徹底</p> <p>発災部署の課員及びその請負企業作業員は、定められた要領に従い作業の軽重に関わらず作業リスクを確認する必要があることを理解していなかった。補修作業は、通常の保守点検業務において異常が認められた時の応急措置の範囲と考え、計画外作業に該当するとの認識はなく、必要な手順書の作成及び作業に係るリスクアセスメントを実施していなかった。また補修対象が消火栓設備であることから、手順書の見直しよりも、補修作業を緊急で実施した方がよいとの意識もあった。</p> <p>④監督者の役割に対する認識不足</p> <p>発災部署の作業責任者（監督者）は、作業監督の本質的な役割まで理解できていなかった。また、防火上重要な消火栓設備を、定時に復旧させることに意識が向いていたとの背景もあり、有機溶剤塗布後のヒートガンの使用を阻止することができなかった。</p> <p>2. 通報遅れに至った要因</p> <p>⑤火災の定義・種別に対する認識不足</p> <p>火災の定義や種別等、火災について深く認識していなかったため、作業責任者を含めた当事者らは、「パン」あるいは「ドン」という音は確認したが、「爆発」が発生したとの認識に至ることができなかった。しかし、火災の定義等を深く認識するとともに、作業前に十分なリスクアセスメントを行っていれば、引火性物質の異常燃焼による爆風で生じた傷、熱風による火傷症状と連鎖的に判断を進め、迅速に火災のおそれがある事象と判断し119番通報することができたと考えられる。</p> <p>⑥3現主義の徹底不足</p> <p>発災部署は、火災事象の発生時に「一次情報」の収集（3現主義：現場で、現物を見て、現実を認識して対応する）を怠り、現場の状況を確認しなかった。そのため、事象の正確・迅速な把握ができず、初動の遅れを招いた。</p> <p>⑦事故対応者の役割に対する認識不足</p> <p>発災部署は、課員及び請負企業作業員に対して、事故対応に当たる者の役割とその意味を具体的に理解させていなかった。また、所の要領では、事故発生後の発見者又は当事者は事故現場指揮所等で事故対応にあたることが明確にされていなかった。そのため、作業責任者及び請負企業作業担当者がともに負傷者と病院に向かってしまい、事象の経緯及び状況を説明できる者が現場に不在となった。</p> <p>⑧関係者への通報連絡の失念</p>
-------------	---

	<p>発災部署は、施設ごとに定められた通報連絡手順に従った連絡の必要性には思いが至らず、事故現場の責任者である施設管理者への通報連絡を失念した。そのため、事故現場指揮所の設定等、初動の遅れを招いた。</p> <p>⑨公的機関から現場確認を受ける際の対応ルールの未整備</p> <p>所の要領では、消防・警察から現場確認の打診を受けた場合の対応がルール化されていなかった。そのため、発災部署の課長は、公設消防から現場確認する旨の連絡を受けたことについて、施設管理者に連絡しなかった。</p>
--	--

6 再発防止対策の実施状況

保安規定・マニュアルの制改定の実施状況		
対策名	実施期間	内容
<p>1. 火災（爆発）発生</p> <p>1.1 発災部署の対応</p> <p>・「工務第1課の点検時の管理要領」の改定</p>	R2. 11. 5改定	<p>以下の事項を追記</p> <p>①引火性物質と発火源の同時使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引火性物質と発火源となる機器との同時使用禁止、また、必ず「使用上の注意」を確認すること。 <p>②引火性物質の取扱い及び一般工具に対する知識不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・KY・TBM時に一般工具も含め、作業員の経験及び知識の有無並びに3HIに該当するかを確認すること。 <p>③ルール遵守の不徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク発現を阻止するため必要事項及び手順書作成の意義、リスクアセスメント、KY・TMB実施の意義が定着していることを、MO実施時に課員に対し抜き打ちで問いかけを行い確認すること、また、定着していない場合再教育すること。 <p>④監督者の役割に対する認識不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホールドポイントを必ず確認し、安全が確認でき次第、次の手順に移行すること。
<p>・「工務技術部の補修作業実施要領」の制定</p>	R2. 11. 9制定	<p>新たに制定</p> <p>②引火性物質の取扱い及び一般工具に対する知識不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課長は補修作業前に、潜在するリスク、3H、知識・経験、使用する工具・補修材・引火性物質の有無の確認、また、補修材の使用経験者を充てることを記載した。
<p>1.2 原科研の対応</p> <p>・「安全作業ハンドブック」の改定</p>	R2. 11. 13改定	<p>以下の事項を追記</p> <p>①引火性物質と発火源の同時使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用上の確認として、工具・器具類

	<ul style="list-style-type: none"> ・「危険予知（KY）活動及びツールボックスミーティング（TBM）実施要領」の改定 	R2. 11. 13改定	<p>を使用する前に、取扱説明書やパッケージをよく見て、使用上の注意を確認することを追記した。（例：ヒートガン等の高温の熱源のあるところでスプレー缶を使用しない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引火性ガスは高温の熱源等（ヒートガン等）を使用すると爆発の危険性があり、日常的に使用している物のリスクを見逃さないことを追記した。 <p>以下の事項を追記</p> <p>②引火性物質の取扱い及び一般工具に対する知識不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・KY活動の方法として、作業員に、一般工具の取扱いも含め、経験及び知識があるか確認する旨を追記した。また、作業方法の変更等が生じた場合の作業担当課長への報告義務を追記した。
	<p>「工事・作業の安全管理基準」の改定</p>	R2. 11. 13改定	<p>以下の事項を追記</p> <p>③ルール遵守の不徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業計画書等の作成に当たり、使用する工具・器具及び資材等の取扱説明書の使用上の注意及び付随する可能性のある作業についてのリスクアセスメント実施結果を確認し、反映させること。 <p>④監督者の役割に対する認識不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホールドポイントで確認した作業を次工程に進める場合、作業担当者（請負作業（スポット）の場合は現場責任者）に監視させるなど、適切な監督を行わせること、作業を監督する者（作業担当者（請負作業（スポット）の場合は現場責任者）は作業管理において積極的な声掛けを行うこと。
	<p>2. 通報遅れ</p> <p>2.1 発災部署の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工務技術部防護活動手引」の改定 	R2. 11. 5改定	<p>以下の事項を追記</p> <p>⑤火災の定義・種別に対する認識不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定義の1項目に、“火災などの各種法令に定める事故・故障”と記載していたが、“火災（爆発事象含む）などの各種法令に定める事故・故障”と改めた。

	<p>2.2 原科研の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原子力科学研究所事故故障発生時の通報連絡基準」の改定 	<p>R2. 11. 4改定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 3 現主義の徹底不足 <ul style="list-style-type: none"> ・部長並びにトラブル通報を受けた工務第1課長又は工務第2課長は、直ちに現場確認を行うこと。 ⑦ 事故対応者の役割に対する認識不足 <ul style="list-style-type: none"> ・トラブル発生時には、その経緯及び状況を説明できるものを現場に配置すること。 ⑧ 関係者への通報連絡の失念 <ul style="list-style-type: none"> ・通報連絡時に工務技術部関係者が即座・容易に通報連絡先を判断可能な施設ごとの通報連絡系統図ポスター等を課内の目に付く場所及び作業現場に掲示すること。 ⑨ 公的機関から現場確認を受ける際の対応ルールの未整備 <ul style="list-style-type: none"> ・発生したトラブルに関連して、消防・警察により現場確認を求められた場合は、消防・警察に現場確認事項を確認した上で、施設管理者等へ速やかに通報すること。 <p>以下の事項を追記</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 火災の定義・種別に対する認識不足 <ul style="list-style-type: none"> ・別表1の備考に、“火災の場合直ちに通報する”と記載していたが、“火災（爆発事象含む）の場合直ちに通報する”と改めた。 ⑨ 公的機関から現場確認を受ける際の対応ルールの未整備 <ul style="list-style-type: none"> ・別表1の通報連絡が必要な事象に、消防・警察から現場確認のため緊急自動車として入構する旨の連絡を受けた場合を追記した。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子力科学研究所事故対策規則」の改定 	<p>R2. 11. 4改定</p>	<p>以下の事項を追記</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 事故対応者の役割に対する認識不足 <ul style="list-style-type: none"> ・「対策会議の定義」、「火災の定義」、及び「火災の三要素」を追記するとともに、トラブル対応時における事故発見者又は当事者の役割として、事故現場指揮所又は現地対策本部において、事故対応にあたることを追記した。 ・現地対策本部の本部長の業務として、プレス対応者の確認及び対応指

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部の「通報連絡基準」 ・ 「通報連絡の初動対応要領」の制定 ・ 「FNS 棟施設防護活動手引」の改定 	<p>R2. 11. 4～11. 13改定</p> <p>R2. 11. 4制定</p> <p>R2. 11. 17改定</p>	<p>示の追加、プレスQ&A作成班長にはプレスQ&Aに関する情報収集を行う等を追記した。</p> <p>以下の事項を追記</p> <p>⑨公的機関から現場確認を受ける際の対応ルールの未整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防・警察から現場確認のため緊急自動車として入構する旨の連絡を受けた場合を追記した。 <p>新たに制定</p> <p>⑦事故対応者の役割に対する認識不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生時の機構内外への情報発信を的確に実施できるよう、初動対応において、事故現場指揮所から現地対策本部へ提供すべき情報等が何であるかを事前に整理し共有することを目的としてチェックリストとして組み込んだ。 <p>以下の事項を追記</p> <p>⑦事故対応者の役割に対する認識不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生時の機構内外への情報発信を的確に実施できるよう、初動対応において、事故現場指揮所から現地対策本部へ提供すべき情報等が何であるかを事前に整理し共有することを目的としてチェックリストとして組み込んだ。
<p>発災現場における再発防止対策の実施状況</p>			
	<p>対策名</p>	<p>実施期間</p>	<p>内容</p>
	<p><u>再発防止対策は前述のとおり。</u></p> <p><u>追加で実施した事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「<u>火災時における通報連絡ルールポスター</u>」の改善(⑤) 	<p>R2. 10. 15～R2. 11. 27</p>	<p><u>発災部署及び原科研において爆発事象も火災に含まれることを認識させるため（火や煙を見なくても、「爆発事象」は「火災」に該当します。）、の旨を明記したポスターを改善し所内への掲示を実施した。</u></p>

当該事故に対する教育・訓練の実施状況				
内容	実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
【教育】				
1. 火災（爆発）発生				
1.1 発災部署の対応				
・「工務第1課の点検時の管理要領」の改定	R2.11.6 ～11.11	職員及び請負 企業作業員等 (104名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を確認している。
・「工務技術部の補修作業実施要領」の制定	R2.11.10 ～11.16	職員及び請負 企業作業員等 (238名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を確認している。
1.2 所の対応				
・「安全作業ハンドブック」の改定	R2.11.13 ～11.26	原子力科学研究所及び駐在部門 職員及び請負 企業作業員等 (2025名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を確認している。
・「危険予知（KY）活動及びツールボックスミーティング（TBM）実施要領」の改定	R2.11.13 ～11.26	原子力科学研究所及び駐在部門 職員及び請負 企業作業員等 (2025名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を確認している。
「工事・作業の安全管理基準」の改定	R2.11.13 ～11.26	原子力科学研究所及び駐在部門 職員及び請負 企業作業員等 (2025名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を確認している。
2. 通報遅れ				
2.1 発災部署の対応				
・「工務技術部防護活動手引」の改定	R2.11.6 ～11.12	職員及び請負 企業作業員等 (238名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を確認している。
2.2 原科研の対応				
・「原子力科学研究所事故故障発生時の通報連絡基準」の改定	R2.11.5 ～11.25	原子力科学研究所及び駐在部門 職員及び請負	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を確認している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子力科学研究所事故対策規則」の改定 	R2. 11. 5 ～11. 25	企業作業員等 (2025名) 原子力科学研究所及び駐在部門 職員及び請負企業作業員等 (2025名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を確認している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・各部の「通報連絡基準」の改定 	R2. 11. 5 ～11. 25	原子力科学研究所 職員及び請負企業作業員等 (570名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を確認している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「通報連絡の初動対応要領」の制定 	R2. 11. 9 ～11. 18	保安全管理部 職員及び請負企業作業員等 (142名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を確認している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「FNS棟施設防護活動手引」の改定 	R2. 11. 30	バックエンド技術部廃止措置課 職員及び請負企業作業員等 (16名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を確認している。
	【水平展開(3)】 <ul style="list-style-type: none"> ・要因分析チームの報告書「FNS棟における消火栓ポンプ室の火災」の教育 	R2. 11. 9 ～11. 26	原子力科学研究所 職員及び請負企業作業員等 (944名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を確認している。
	放射線安全研修(再教育)	R2. 12. 10	原子力科学研究所及び駐在部門 (168名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を確認している。
	放射線安全研修(再教育)	R3. 1. 21	原子力科学研究所及び駐在部門 (113名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を確認している。
	放射線安全研修(再教育)	R3. 1. 22	原子力科学研	100%	担当課長等が教育実施後

			究所及び駐在部門 (95名)		の理解度確認票にて理解度を 確認している。
放射線安全研修(再教育)	R3. 3. 3		原子力科学研究所及び駐在部門 (52名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を 確認している。
放射線安全研修(再教育)	R3. 4. 20		原子力科学研究所及び駐在部門 (188名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を 確認している。
放射線安全研修(再教育)	R3. 4. 21		原子力科学研究所及び駐在部門 (148名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を 確認している。
「安全作業ハンドブック」に関する教育	R3. 6. 7～ R3. 6. 25		原子力科学研究所及び駐在部門 (1663名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を 確認している。
放射線安全研修(再教育)	R3. 7. 29		原子力科学研究所及び駐在部門 (314名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を 確認している。
放射線安全研修(再教育)	R3. 10. 15		原子力科学研究所及び駐在部門 (206名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を 確認している。
放射線安全研修(再教育)	R4. 1. 27		原子力科学研究所及び駐在部門 (131名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を 確認している。
「過去のトラブル事例」に関する教育	R4. 2. 7～ R4. 2. 25		原子力科学研究所及び駐在部門 職員等 (1808名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を 確認している。
放射線安全研修(再教育)	R4. 4. 20		原子力科学研究所及び駐在	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解

			部門 (370名)		度を確認している。
	放射線安全研修(再教育)	R4. 4. 21	原子力科学研究所及び駐在部門 (194名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を確認している。
	「安全作業ハンドブック」に関する教育	R4. 6. 6～ R4. 6. 24	原子力科学研究所及び駐在部門 (1858名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を確認している。
	放射線安全研修(再教育)	R4. 7. 20	原子力科学研究所及び駐在部門 (217名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を確認している。
	「過去のトラブル事例」に関する教育	R4. 10. 11～ R4. 10. 28	原子力科学研究所及び駐在部門 職員等 (1900名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を確認している。
	放射線安全研修(再教育)	R4. 10. 14	原子力科学研究所及び駐在部門 (183名)	100%	担当課長等が教育実施後の理解度確認票にて理解度を確認している。
	【訓練】 ・トラブル対応時における改善と現地対策本部の統率者の力量を確認するため、FNS棟事故現場指揮所と現地対策本部の情報共有訓練を行った。	R2. 11. 24	FNS棟関係者及び現地対策本部員：44名	100%	訓練終了後の反省会にて課題等の抽出を行っている。
7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠				
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(左欄の判断根拠) 本事象は、原子力科学研究所内で発生したトラブルであり、作業安全の確保、災害時の対応の基本に関わるものであることから、各現場の状況確認及び改善が必要であり、同様の事象を発生させないために水平展開を実施する。 (なお、本水平展開は、機構大で実施している)			

水平展開の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る担当部署・責任者		
担当部署	責任者	
保安管理部	保安管理部長	
水平展開の実施状況		
対策名	実施期間	展開範囲
<p>1. 関連する要領に以下の点を規定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引火性物質（危険物・有機溶剤等）とヒートガンその他の火花を発する機器及び高温となり発火源となり得る機器との同時使用は絶対に行わないよう管理する。 ・引火性物質（危険物・有機溶剤等）を使用する時は、必ず「使用上の注意」を確認し、引火性ガスの滞留を防止するため、換気を徹底する。 ・KY・TBM 実施時に一般工具も含め、作業員の経験及び知識の有無を確認するプロセスを追加する。 <p>2. 関係する施設ごとに、各自がどこどこに連絡しなければならないかという切り口での通報連絡系統図を整備するとともに、ポスター化又は携帯する等いつでも通報連絡先を確認できるようにするため、原子力科学研究所事故対策規則に基づく「施設防護活動手引」をレビューし必要に応じて改定した。</p> <p>3. 本事象の原因、本質などを周知し、教訓とするため、要因分析チームの報告書を用いて教育を実施した。</p>	<p>関連する要領の改定後の教育実施日： R2. 11. 13～ R2. 11. 26</p> <p>施設防護活動手引の改定日： R2. 11. 25～ R2. 11. 27</p> <p>要因分析チームの報告書の教育実施日： R2. 11. 9～ R2. 11. 26</p>	<p>原子力科学研究所及び駐在部門（J-PARCセンター含む）</p> <p>原子力科学研究所</p> <p>原子力科学研究所</p>
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況	
	<p>【進捗管理の有無】</p> <p>■有 □無</p>	<p>【方法】</p> <p>原子力科学研究所内において、FNS棟消火栓ポンプ室における火災事象についての対応チームを立ち上げ、抽出された課題を踏まえた改善活動の状況を「FNS火災対応連絡会」で進捗管理した。</p>

対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠		
	(左欄の判断根拠)	
■有 □無	FNS棟消火栓ポンプ室における火災事象は不適合事象として管理しており、不適合管理専門部会で是正処置計画及び是正処置の妥当性について審議を行い、妥当と判断された。	
対策の有効性評価に係る担当部署・責任者		
担当部署	責任者	
工務技術部 保安管理部	工務技術部長 保安管理部長	
対策の有効性評価の方法・評価の結果		
評価方法	評価結果	評価日
・ 是正処置完了後または未然防止処置完了後、処置の有効性が確認できる時期（6ヵ月を目安）に同様な不適合の再発の有無、原因特定の適切性、再発防止対策の定着等の観点でレビューする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災部署（工務技術部）においては、発災部署担当部長が是正処置のレビューにて是正処置が再発防止に有効に機能していることを確認した。 ・ 発災部署以外の全部署については、保安管理部長が未然防止処置のレビューにて未然防止処置が同様事象の発生防止に有効に機能していることを確認した。 	R3. 5. 31 R3. 5. 13~R3. 7. 13
再発防止対策の改善状況		
改善内容	実施日	
<u>原子力科学研究所及び駐在部門職員等に対しe-ラーニングを活用し基本動作及びルール遵守など作業安全の再徹底を図るための「安全作業ハンドブック」に関する教育並びに過去の事故・トラブルの教訓を風化させないため、「過去のトラブル事例」に関する教育を定期的実施している。</u>	R3. 6. 7~ R3. 6. 25、 R4. 2. 7~4. 2. 25、 R4. 6. 6~ R4. 6. 24、 R4. 10. 11~ R4. 10. 28	
<u>所内の安全管理者及び安全主任者等のチームによる安全ピアレビューを毎年実施し、対象施設における作業の安全等の状況を確認している。その結果、前述の対策を含めた基本動作が徹底されていること、安全について自ら考え行動する意識が定着していることが確認されている。今後も安全ピアレビューを実施し、気付き事項を所内に展開し引き続き改善活動を行う。</u>	R3. 12. 14、 R4. 12. 8	

⑥ 那珂核融合研究所草置き場における火災について（量研機構那珂）

調査事項	状 況	
1 事案の名称	草置き場における火災（那珂核融合研究所）	
2 発生日	令和2年10月30日（金）	
3 発生場所	那珂研究所草置き場	
4 事案の概要	<p>令和2年10月30日（金）に那珂研究所構内の東地区開発予定地内に位置している草置き場にて火災が発生し、公設消防による消火活動が行われ、翌日の10月31日（土）13時40分に鎮火が確認された。</p> <p>当該草置き場は、平成19年度頃より、構内の除草作業で刈り取った草や剪定枝等の草ごみの置き場として使用され、面積約2000㎡の集積場となっていた。</p>	
5 原因	<p>①那珂研究所長の諮問に基づき、廃棄物管理の専門家である国立環境研究所福島支部遠藤和人氏（汚染廃棄物管理研究室長、工学博士）を外部委員に含めた一般施設等安全審査委員会において調査した結果、積み重ねた草ごみ等の発酵、蓄熱、酸化による温度上昇で蓄熱火災（自然発火）に至ったものと判断される。</p>	
6 再発防止対策の実施状況		
保安規定・マニュアルの制改定の実施状況		
対策名	実施期間	内容
<p>・「那珂核融合研究所構内での作業中における安全対策について」の改定（①）</p>	R3.6.～	<p>1. 作業前、作業中の対応について</p> <p>（1）火災を想定し、作業区域の環境を整えた上で作業を開始する。</p> <p>（2）作業前に危険予知（KY）活動を実施するとともに、機器の使用前点検を徹底する。</p> <p>（3）作業時には必ず消火器を作業場所付近に常備する。</p> <p>2. 伐採屑の処理について</p> <p>（1）伐採屑を乾燥のために仮置きする場合、1か月以内には集草・搬出すること。</p> <p>※契約上、構内指定場所に置くこととなっている場合は、当日中に移動すること。</p> <p>（2）仮置きする草山は、2メートルの高さを超えないものとし、草山一つ当たりの面積は100平方メートルを超えないものとする。また、複数の草山となる場合にはそれぞれの間隔は2メートル以上空けるものとする。</p> <p>（3）仮置きの伐採屑が熱を持っていると思われる場合は、速やかに庶務課担当者へ知らせること。</p>

	<p>・消火栓設備に関する行動要領 (①)</p>	<p>R3. 12. ~</p>	<p>3. 緊急時の措置 (1) 緊急事態発生の際は以下のとおり各所へ連絡する。 ①火災や人身事故が発生した場合は「119」番通報する。 ②携帯電話等で中央警備詰所に通報を行う。 ③通報受信者へ事象の内容を伝える。 「どんな事故が」「いつ」「どこで」「発生状況・拡大性の有無・負傷者の有無等」「通報者の所属及び氏名」「今後の連絡先(電話番号)」 ④携帯電話等で庶務課担当者に連絡する。</p> <p>・消火栓設備が故障等の理由により使用不可となった場合に備えて、公設消防と連携をして、速やかに貯水槽などの予備の水源から水を引き、消火活動を滞りなく行っていけるように、行動要領を定めた。</p>												
<p>発災現場における再発防止対策の実施状況</p>															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="225 1218 598 1256">対策名</th> <th data-bbox="598 1218 970 1256">実施期間</th> <th data-bbox="970 1218 1441 1256">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="225 1256 598 1518"> <p>草置き場に関する対策 (①)</p> </td> <td data-bbox="598 1256 970 1518"> <p>随時 (R2. 12~R4. 11)</p> </td> <td data-bbox="970 1256 1441 1518"> <p>・ 6 再発防止対策の実施状況に記載の「那珂核融合研究所構内での作業中における安全対策について」を用い、除草請負業者には事前に教育をしたうえで作業を行っている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1518 598 1854"> <p>構内消火栓設備に関する対策 ・電蝕の疑いがある埋設配管の引替え (①) ・消火活動困難地域の消火栓増設 (①) ・屋外消火栓の定期点検 (①)</p> </td> <td data-bbox="598 1518 970 1854"> <p>~R4. 3. 29完了 R3年度~ 2回/年</p> </td> <td data-bbox="970 1518 1441 1854"> <p>・電蝕が疑われる埋設配管について、引替えを実施する。 ・消火活動に向かうのが困難な地域について、消火栓を増設する。 ・屋外消火栓の定期点検を実施する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1854 598 2101"> <p>道路敷設工事を実施 (①)</p> </td> <td data-bbox="598 1854 970 2101"> <p>~R4年度</p> </td> <td data-bbox="970 1854 1441 2101"> <p>・火災発生時の消火活動に備え、(未舗装)道路を敷設する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対策名	実施期間	内容	<p>草置き場に関する対策 (①)</p>	<p>随時 (R2. 12~R4. 11)</p>	<p>・ 6 再発防止対策の実施状況に記載の「那珂核融合研究所構内での作業中における安全対策について」を用い、除草請負業者には事前に教育をしたうえで作業を行っている。</p>	<p>構内消火栓設備に関する対策 ・電蝕の疑いがある埋設配管の引替え (①) ・消火活動困難地域の消火栓増設 (①) ・屋外消火栓の定期点検 (①)</p>	<p>~R4. 3. 29完了 R3年度~ 2回/年</p>	<p>・電蝕が疑われる埋設配管について、引替えを実施する。 ・消火活動に向かうのが困難な地域について、消火栓を増設する。 ・屋外消火栓の定期点検を実施する。</p>	<p>道路敷設工事を実施 (①)</p>	<p>~R4年度</p>	<p>・火災発生時の消火活動に備え、(未舗装)道路を敷設する。</p>		
対策名	実施期間	内容													
<p>草置き場に関する対策 (①)</p>	<p>随時 (R2. 12~R4. 11)</p>	<p>・ 6 再発防止対策の実施状況に記載の「那珂核融合研究所構内での作業中における安全対策について」を用い、除草請負業者には事前に教育をしたうえで作業を行っている。</p>													
<p>構内消火栓設備に関する対策 ・電蝕の疑いがある埋設配管の引替え (①) ・消火活動困難地域の消火栓増設 (①) ・屋外消火栓の定期点検 (①)</p>	<p>~R4. 3. 29完了 R3年度~ 2回/年</p>	<p>・電蝕が疑われる埋設配管について、引替えを実施する。 ・消火活動に向かうのが困難な地域について、消火栓を増設する。 ・屋外消火栓の定期点検を実施する。</p>													
<p>道路敷設工事を実施 (①)</p>	<p>~R4年度</p>	<p>・火災発生時の消火活動に備え、(未舗装)道路を敷設する。</p>													

当該事故に対する教育・訓練の実施状況				
内容	実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
【教育】 ・一般施設等安全審査委員会で調査及び審議した結果を庶務課厚生担当に周知する。 ・除草作業請業者への事前教育（①作業前、作業中の対応について ②伐採屑の処理について ③緊急時の措置について）	R3. 1. 13	庶務課厚生担当（4人）	100%	原因と再発防止対策について理解し、確認することが出来た。
	随時 (R2. 12～ R4. 11)	除草作業請負業者（計9人）	100%	講師から受講者に口頭質問
【訓練】 ・消火器取扱訓練（R2年度） ・消火器取扱訓練（R3年度） ・消火器取扱訓練（R4年度）	R3. 3. 9	那珂研職員（42人）	100%	
	R4. 3. 10	那珂研職員（27人）	100%	
	R5. 3 予定	那珂研職員		
7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠			
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	（左欄の判断根拠） 事業所内で発生した事故であり、全ての職員が理解する必要があるため。 また、より一層職員の安全意識の向上のため。		
	水平展開の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る担当部署・責任者			
	担当部署		責任者	
	管理部庶務課		庶務課長	
	水平展開の実施状況			
	対策名	実施期間	展開範囲	
・事象について、本部から各拠点へ周知を実施（①）	R2. 11. 19（各拠点安全管理担当課長会議での報告） R3. 1. 13（メールによる周知） R3. 4. 2（機構HP掲載） R3. 5. 11（理事会会議での報告）	・機構内各拠点安全担当部 ・所長、副所長、各部課の職員 ・機構全体 ・機構全体		

8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況		
	【進捗管理の有無】 ■有 □無	【方法】 発災現場について、定期的な目視及び定点での温度測定を実施する。	【頻度】 1回／週 (R3.2～R4.2まで実施)
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠		
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 確実に同様の事故の再発を防止するため実施する。	
	対策の有効性評価に係る担当部署・責任者		
	担当部署		責任者
	那珂研究所		所長
	対策の有効性評価の方法・評価の結果		
	評価方法	評価結果	評価日
	・定期的な目視及び定点での温度測定により得られた結果を実績として蓄積することで、対策の有効性を評価する。	・外部委員へ測定結果を提出したところ、埋設された草ごみから発熱は観測されず、将来的にも発熱、発火の危険性を示すことはない判断された。	R4.3.16
	再発防止対策の改善状況		
	改善内容		実施日
			RO. O. O

⑦ 那珂核融合研究所 JT-60 整流器棟整流器室における火災について（量研機構那珂）

調査事項	状 況
1 事案の名称	那珂研究所JT-60整流器棟整流器室における火災
2 発生日	令和3年3月29日（月）15時7分頃
3 発生場所	那珂研究所 JT-60整流器棟整流器室（非管理区域）
4 事案の概要	<p>令和3年3月29日（月）に那珂研究所JT-60整流器棟整流器室の超伝導コイル電源（EF1電源）の交流接地断路器（以下「接地断路器」という）から発煙を確認した。直ちに交流電圧の印加を停止し、消火器による初期消火を行い、発煙は終息した。公設消防により15時33分に鎮火が確認された。</p> <p>当日は、模擬コイルに接続したEF1電源の通電試験を行う計画であった。午前中は、試験開始前の準備作業として、トランス上流の電動発電機及び冷却装置の運転（請負業者）と計測装置の設置（量研職員）を行った。午後から電氣的な保安措置の復旧を行い、電動発電機から交流電圧を印加し通電試験を開始した。電圧を印加した直後の15時7分頃、JT-60整流器棟電源制御室の監視カメラにより整流器室に設置されているEF1電源から発煙を目撃した。目撃後、直ちに交流電圧の印加を停止し、消火器（1本）による初期消火を行い、発煙は終息した。終息後、目視点検をした結果、EF1電源内の接地断路器及び接続ケーブルが焼損していた。焼損していた接地断路器は入りとなっており、三相短絡接地状態であった。</p>
5 原因	<p>火災発生前、請負作業員3名（A、B、C）は整流器室にて接地断路器の開操作を電源毎に分担して操作した。</p> <p>直接的原因</p> <p>①請負作業員Cは、インターロックシステムの機能を損なう作業の危険性、および電源装置の構造を理解せずに、接地断路器が接地状態（回路的には閉状態）を本来の目的である接地開放状態（回路的には開状態）にすることを意識せず、操作機構のリンク部を工具で取り外して操作レバーだけを開位置に動かし、キーを抜くことで目的を達成したと間違った判断を行った。</p> <p>②保安措置チェックリストにはない、通常と全く異なる作業内容で接地断路器を操作したにも拘わらず、量研への報告は、作業完了のみであった。この結果、制御システムの画面上でリミットスイッチによって操作レバー位置が反映されて接地断路器開状態を確認した量研は、接地断路器が接地状態を維持していたという異常に気付くことができなかった。</p> <p>③責任者である作業班長自身（請負作業員A）が、一作業員として操作を行う一方で、監督としての注意義務がおろそかになった。また、請負作業員Cから「通常と異なる操作を行った」と報告を受けたが、自ら接地断路器の開状態を確認しなかった。加えて、量研職員へのその旨の報告も無かった。</p> <p>間接的原因</p> <p>④安全フェンスの開閉操作に関して、請負作業員3名は保安措置チェックリストを用いずに、機器操作指示書・確認書のみを使用して保安措置を行った。</p> <p>⑤接地断路器が、その開閉操作レバーに大きな力を加えないと断路器を操作できない状態になっていたため、請負作業員に対して、キーインターロックシステムの本来の使用法から逸脱した変更を行う誘発要因となった。</p> <p>⑥発電機の出力電圧を定格（18 kV）から下げて2 kVで試験を行ったため、想定した保護継電器動作（過電流保護動作）とならなかった。定格の出力電圧であれば0.1秒以内に上位の遮断器により自動的に電流が遮断されたが、今回は出力電圧2kVであり、変圧器1次側の過電流保護設定値3,120 A（瞬時）を下回る515 Aの電流であったため保護継電器は動作せずに、保護協調が働かなかった。</p>

6 再発防止対策の実施状況				
保安規定・マニュアルの制改定の実施状況				
対策名	実施期間	内容		
・水平展開要領の制定	R3. 10. 1	水平展開の検討・実施方法等を明確にするため新規制定		
・安全衛生管理規則の改訂	R4. 1	課長等の抜き打ち巡視取り入れに伴う改訂		
・「JT-60施設関連運転・作業要領」の改訂 JT-60安全手引 (①、②、③、④)	R3. 12	JT-60施設関連運転・作業要領に以下の内容の追記に伴う改訂 ・課長等の抜き打ち巡視 ・請負作業に係る仕様書への作業安全や装置の原理の把握及び作業責任者の役割 ・チェックリストの作業手順 ・電源設備の安全フェンスに係わる保安措置等		
JT-60特殊運転及び危険有害作業等に係る安全管理要領 (⑥)	R3. 9	・通常運転と異なる運転を行う場合の手続き		
発災現場における再発防止対策の実施状況				
対策名	実施期間	内容		
・教訓ポスター掲示 (②、③、④、⑤)	R3. 9	・不具合を発見した時の報告・連絡・相談についての周知 ・不具合箇所の改善		
・構内緊急通報及び連絡担当系統図の掲示 (②、③、⑤)	R4. 7	・事故や火災発生時の緊急通報及び不具合発見時の連絡担当者系統図を掲示		
当該事故に対する教育・訓練の実施状況				
内容	実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
【教育】 ・整流器棟における火災の水平展開 (報告用資料に基づいて、本事象の概要、時系列、施設への影響を説明。また、那珂研究所長の諮問に基づき、外部の専門家を含む客観的な評価・審査を得る目的で設置された専門家会合による答申結果について周知・教育を実施した。)	R3. 10. 8 ～ R3. 11. 4	所内各部に所属する職員等及び請負者(317人)	100%	教育実施後の質疑応答により理解度を確認している。

<ul style="list-style-type: none"> ・作業安全及び作業項目チェックリスト使用の徹底についての再教育 ・インターロックの重要性とその機構に本来の使用法を逸脱した変更を加えた場合の危険性についての再教育 ・装置が高いエネルギーを用いた、火災リスクを有する機器であることを前提に、その仕組みと動作原理について再教育 ・R4年度保安教育（整流器棟における火災の原因と再発防止対策、所内で発生したヒヤリハット事象の水平展開） ・R4新人教育訓練（JT-60設備概要、放射線安全取扱、作業現場の安全管理について） ・JT-60作業安全担当者会議（所内で発生したヒヤリハット事象等及び他事業所で発生した事故等の水平展開） 	随時	請負作業者（7人）	100%	教育実施後の質疑応答により理解度を確認している。
	R3. 4. 8	請負作業者（7人）	100%	教育実施後の質疑応答により理解度を確認している。
	R3. 4. 8 ～ R3. 9. 29	請負作業者（7人）	100%	教育実施後の質疑応答により理解度を確認している。
	R4. 4. 4～	請負作業者（9人）	100%	教育実施後の質疑応答により理解度を確認している。
	R4. 4. 21 ～ R4. 4. 22	所内各部に所属する新人（配転）職員等及び請負作業者（59人）	100%	教育実施後の質疑応答により理解度を確認している。
	R4. 4. 27 ～ （1回/月の頻度で実施）	JT-60作業安全担当者（10人） 会議終了後、部内職員等に周知（約120人）	100%	会議中の質疑応答により理解度を確認している。
【訓練】 <ul style="list-style-type: none"> ・消火器取扱訓練（R3年度） ・消火器取扱訓練（R4年度） 	R4. 3. 10 R5. 3 予定	那珂研職員（27人） 那珂研職員	100%	
7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠			
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 （左欄の判断根拠） 安全に関する水平展開実施要領書			

	水平展開の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る担当部署・責任者		
	担当部署	責任者	
	管理部保安全管理課	保安全管理課長	
	水平展開の実施状況		
	対策名	実施期間	展開範囲
	・ 所内における類似の接地断路器の有無及び不具合の有無の調査（④）	R3.9.6～ R3.9.8	所内全課・Gr
	・ 事象の周知及び教育の実施（③）	R3.10.8～ R3.11.4	所内各部に所属する職員等及び請負者
	・ 事象について、本部から各拠点へ周知及び指示を実施	R3.12.3	量研機構大に展開
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況		
	【進捗管理の有無】 ■有 □無	【方法】 ・ 再発防止対策の一つとして、課長等による月1回の定期的な現場巡視に加え、抜き打ち現場巡視を行うとともにその結果を記録に残し、作業中の不安全行為や不安全個所の摘出に努める。 ・ 改訂した規則や要領書に基づき、作業前に作業安全及び作業項目チェックリスト使用の徹底等についての教育を実施した上で作業を行う。	【頻度】 1回/月以上 1回/作業
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠		
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 安全に関する水平展開実施要領 JT-60施設関連運転・作業要領	
	対策の有効性評価に係る担当部署・責任者		
	担当部署	責任者	
	管理部保安全管理課	保安全管理課長	
	対策の有効性評価の方法・評価の結果		
	評価方法	評価結果	評価日
	課長により、再発防止対策に則した作業方法及び作業中の不安全行動、不安全個所の確認等継続的な巡視をすることにより評価。	・ 課長による巡視の結果及び作業毎に作成した要領書を確認し、有効であると判断。	随時
再発防止対策の改善状況			
改善内容	実施日		
—	—		

⑧部品加工棟内ストラップ洗浄装置制御盤内の火災について（三菱原燃）

調査事項	状 況		
1 事案の名称	部品加工棟内ストラップ洗浄装置制御盤内の火災		
2 発生日	令和3年6月25日（金）		
3 発生場所	部品加工棟（非管理区域）		
4 事案の概要	<p>1. 火災事象（部品加工棟は核燃料物質を取扱わない非管理区域）</p> <p>ストラップ製造管理担当者（以下、「担当者」という。）が、洗浄装置の自動運転終了を確認するため部品加工棟入りしたところ、装置が停止し電源が落ちていた。装置の制御盤内部を確認したところ主電源ブレーカが落ちていた。担当者は、洗浄装置全体の外観及びカバーを外し内部の確認をしたが異常は認められなかったことから、電源を入れようとブレーカを入れた際に隣の制御盤で音がしてブレーカが再度落ちた。その後、担当者が当該制御盤を点検し4台あるインバータの内、1台の周辺に煤（すす）の付着を確認したが、その際、煙及び熱気は確認されず火災報知器の吹鳴もなかった。</p> <p>担当者は、部門長（製造部長）に事象を連絡、製造部長と安全管理課長が部品加工棟に到着し、安全管理課長がその場で119番通報した。</p> <p>公設消防到着後、発災現場で事象説明を実施、火災認定を受けた。</p> <p>2. 通報やプレス対応等</p> <p>本事象に関し、茨城県原子力安全協定に基づく事故・故障等の連絡について遅れが生じた。また、事象の情報収集に時間を要したことから自治体に必要な情報をタイムリーに提供できずプレス対応等の遅れもみられた。</p>		
5 原因	<p>1. 火災事象</p> <p>①当該装置のインバータ基板の絶縁部が経年劣化により短絡状態となって過電流が発生した。</p> <p>②担当者はこの事象と想定される異臭を感知したが、原因を十分に確認しないまま装置稼働を継続したため、インバータ基板で加熱・溶融が進展した。</p> <p>③ブレーカが地絡を検知して電源供給を遮断した状態であったにもかかわらず、ブレーカを再投入したことにより、損傷が進行し本事象に至ったものと推定した。</p> <p>2. 通報やプレス対応等</p> <p>④社内関係者が、本事象においては直ちに公設消防への通報の必要性を認識できなかったことにより、119番通報、防災組織の立ち上げが遅れ、自治体等への通報にも遅れが生じた。</p> <p>⑤プレスに必要な情報収集に時間を要した他、プレス文の県への提出及びプレス要員の県庁到着も遅れが出た。</p>		
6 再発防止対策の実施状況			
保安規定・マニュアルの制改定の実施状況			
対策名	実施期間	内容	
<p>1. 火災事象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急事態対応要領」（TP4-512）の改訂【②、③】 ・日常点検記録に制御盤の点検を追加【①、②】 	R3. 7. 19改訂発行	・設備機器のブレーカが落ちた場合及び設備、機器から異臭がした場合の処置を追加	
	R3. 7. 27改訂発行	・制御盤内の変色、異常振動、異常音及び異臭のないことの1日1回の点検を追加	

<p>2. 通報やプレス対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急連絡手順」(STD-SC1311)の改訂【④】 ・「防災組織活動要領(STD-SC1312)」の改訂【⑤】 ・「社外連絡・通報・報告要領」(STD-SC1313)の改訂【⑤】 	<p>R3. 8. 2改訂発行</p> <p>R3. 8. 2改訂発行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 焦げ跡、煤等の事象の進展性がない事象においても、社内緊急連絡(2222)を行うこと、社内緊急連絡を受けた者が消防へ通報すること、通報後は必ず防災組織を招集することを追加。これらを速やかに行うことで自治体への連絡遅れも防止する。 ・ 対策本部が必要な情報を速やかに得られるような要員配置を行うこと、プレス文にMPトレンドグラフを必ず添付すること、プレス発表時間の再調整に関すること、FAX様式の改訂(第1報、第2報の様式を統一)及び情報管理グループ統括による情報内容確認事項、プレス発表要員が揃わなくても出発を最優先することを追加 		
<p>発災現場における再発防止対策の実施状況</p>				
<p>対策名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>インバータの交換【①】</u> ・ <u>ポスターの設置【②、③】</u> ・ <u>部材製造課業務標準書の「緊急事態対応要領」(TP4-512)の改訂【②、③】</u> ・ <u>日常点検記録に制御盤の点検を追加【②、③】</u> 	<p>実施期間</p> <p>R3. 7. 29</p> <p>R3. 7. 29</p> <p>R3. 7. 19改訂発行</p> <p>R3. 7. 27改訂発行</p>	<p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>発災設備のインバータを4台全て新品に交換した。</u> ・ <u>発災設備にイエローストップポスター及びブレーカが落ちた際に再投入をせず設備担当へ連絡する旨の表示を掲示した。</u> ・ <u>設備機器のブレーカが落ちた場合及び設備、機器から異臭がした場合の処置を追加した。</u> ・ <u>制御盤内の変色、異常振動、異常音及び異臭のないことの1日1回の点検を追加した。</u> 		
<p>当該事故に対する教育・訓練の実施状況</p>				
<p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 【教育】 ・ 緊急事態に対する対応要領の改訂内容(設備機器のブレーカが落ちた場合、及び設備機器からの異臭に対する処置)について教育 ・ 緊急連絡手順の改訂内容について各部門で教育を実施 ・ 防災組織活動要領及び社外連絡・通報・報告要領の改訂内容について、各部門で 	<p>実施日</p> <p>R3. 7. 21</p> <p>R3. 7. 26</p> <p>R3. 9. 9</p> <p>～10. 1</p> <p>R3. 9. 9</p> <p>～10. 1</p>	<p>対象範囲・人数</p> <p>部材製造課全課員(29人)</p> <p>全社員</p> <p>防災組織対策本部員及びスタッフ以上の</p>	<p>受講率</p> <p>100%</p> <p>100%</p> <p>100%</p>	<p>評価方法(理解度確認等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部門長により教育対象者が理解していることを確認した。 ・ 各部門長により教育対象者が理解していることを確認した。 ・ 各部門長により教育対象者が理解していることを確認した。

教育を実施	・火災事例教育	R3. 11. 9 ～11. 30	管理職 全社員	100%	した。 ・各部門長により教育対象者が理解していることを確認した。
		R4. 11. 9 ～11. 15	全社員	100%	・各部門長により教育対象者が理解していることを確認した。
【訓練】	・防火安全担当、安全・品質保証課、安全管理課、部材製造課で「煤・焦げ跡を発見した際の連絡訓練」を実施	R3. 11. 10	部材製造課に従事する課員 (任意の1人が連絡係で部製課28人全員立ち合い)	100%	・防火安全担当による講評により、手順等に問題ないことを確認した。
	・防災総合訓練、火災防護活動訓練において、迅速な通報連絡、プレス対応（情報収集・模擬プレス発表等）を含めて訓練を実施	R4. 2. 1 (総合防災)	防災組織員 (152名/189名)	80. 4%	・100%参加ではないことから、訓練実施結果について、訓練実施後、社内周知を実施。
		R4. 11. 2 (火災防護)	防災組織員 (146名/192名)	76. 0%	・100%参加ではないことから、訓練実施結果について、訓練実施後、社内周知を実施。
7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠				
	■有 □無	(左欄の判断根拠) 保安品質保証標準書「保安是正・予防処置標準」(SQAS-05)に従い、安全・品質保証部長が、他の電気盤においても同様の事象の発生の可能性があることから水平展開「要」と判断した。			
	水平展開の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る担当部署・責任者				
	担当部署		責任者		
	製造部 部材製造課		安全・品質保証部長		
	水平展開の実施状況				
	対策名		実施期間	展開範囲	
1) <u>ブレーカが落ちた場合の処置【③】</u> ：完了 ・ <u>管理権原者、工場長通達</u> ・ <u>ブレーカが落ちた場合の処置の各課要領書への反映・各課員への教育</u> ・ <u>注意事項の表示</u>		R3. 6～8	工場全体		

	<p>2) 社内の長期使用しているインバータ交換 【①】：定期点検年間計画・実績表による管理</p> <p>3) 異臭を感知した場合の処置の各課要領書への反映・各課員への教育【②】：完了</p> <p>4) 各課の日常点検項目にインバータのある制御盤の異臭を追加【①、②】：完了</p> <p>5) 熱画像による定期点検【①】：定期点検年間計画・実績表による管理</p> <p>6) イエローストップポスター掲示【②、③】：完了</p>	<p>R3.10～</p> <p>R3.7～8</p> <p>R3.7～8</p> <p>R3.10～</p> <p>R3.7～8</p>	<p>工場全体</p> <p>工場全体</p> <p>工場全体</p> <p>工場全体</p> <p>工場全体</p>
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況		
	【進捗管理】の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	【方法】 ・S-UNDR/保安是正処置管理票及び保安予防処置管理票に処置計画及び処置結果を記載し、保安情報共有会議にて進捗を管理する。	【頻度】 ・1回/月
	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠		
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<p>(左欄の判断根拠)</p> <p>1) 再発防止対策の有効性評価 ・SQAS-05「保安是正・予防処置標準」に従い、再発防止対策完了後から3ヶ月後に処置結果に対する有効性を評価する。</p> <p>2) 水平展開の有効性評価 ・SQAS-05「保安是正・予防処置標準」に従い、水平展開対策完了後から3ヶ月後に処置結果に対する有効性を評価する。</p>	
	対策の有効性評価に係る担当部署・責任者		
	担当部署	責任者	
	製造部 部材製造課	安全・品質保証部長	
	対策の有効性評価の方法・評価の結果		
	評価方法	評価結果	評価日
	<p>1) 再発防止対策 ・SQAS-05「保安是正・予防処置標準」に従い、再発防止対策完了後から3ヶ月後に処置結果に対する有効性を評価。</p> <p>2) 水平展開 ・SQAS-05「保安是正・予防処置標準」に従い、水平展開完了後から3ヶ月後に処置結果に対する有効性の評価。</p>	<p>・再発防止対策が適切に実施され、不具合等が発生していないことより有効と判断。</p> <p>・水平展開完了後に実施予定。</p>	<p>・R3.11.16</p>
再発防止対策の改善状況			
改善内容	実施日		
特になし			

⑨ 放射性同位元素の管理区域外への漏えいについて（積水メディカル）

調査事項	状 況				
1 事案の名称	積水メディカル株式会社における放射性同位元素の管理区域外への漏えいについて				
2 発生日	令和 4年 8月 5日（金）				
3 発生場所	第一実験棟 床下				
4 事案の概要	創薬支援センターでは、築50年以上経つ第一実験棟（RI使用施設）について、使用施設の廃止を目的に解体計画を進めている。使用施設のRI除染作業工程において、管理区域外である床下に位置するRI排水管に、破断又は脱落箇所を確認した。床下土壌について汚染検査を実施した結果、排水管の脱落箇所付近土壌から検出限界値（自然界に存在する放射能に変動要素を考慮した数値）以上の放射能が検出され、管理区域外土壌への放射能漏えい事象となった。				
5 原因	原因については現在調査中であり、今後明確にしていく。				
6 再発防止対策の実施状況	※ 原因調査中であるが、排水管の点検手順を改善する目的で以下の対応を進めている。				
①	RI施設が技術上の基準に適合しているかを確認するために実施する自主点検方法の見直し				
	対策名	実施期間	内容		
	自主点検方法改善	R4. 10. 1～継続中	全社で行っている小集団改善活動を活用し、自主点検システム全体の見直しを行い、それらを規定などの手順書に落とし込む。		
②	RI排水管の点検方針のブラッシュアップ				
	対策名	実施期間	内容		
	RI排水管点検方法改善	R4. 8. 5～継続中	事業所内の放射性同位元素を流す排水管全てについて、目視による点検ができない排水管も含めた点検方針を検討し、手順の改善を行う。		
③	目視による点検ができない排水管の強化検討				
	対策名	実施期間	内容		
	排水管フェイルセーフ構造化	R4. 8. 5～継続中	埋設配管や天井裏の配管を含め全ての配管について万が一の事故が発生しても放射能が漏えいしない構造への改築を検討し、それを事業計画に落とし込み、実行する		
④	当該事故に対する教育・訓練の実施状況				
	内容	実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
	【教育】 ・臨時集合教育 「第一実験棟床下配管の破断と漏洩事象について」 状況の説明	R4. 8. 7	全従業員および業者（184人）	100%	教育後の質疑応答により理解度を確認。 ※参加できなかった者は事後資料確認を行うため100%とする。

	【教育】 ・月次集合教育 「第一実験棟床下配管の破断と漏洩事象について（第2報）」状況の説明	R4. 9. 1	全従業員および業者（183人）	100%	教育後の質疑応答により理解度を確認。 ※参加できなかった者は事後資料確認を行うため100%とする。																																							
7 水平展開の実施状況	<table border="1"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="411 327 1436 365">水平展開の実施の有無及び判断根拠</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 365 502 539"> <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 </td> <td colspan="2" data-bbox="502 365 1436 539"> （左欄の判断根拠） 発災場所以外にも、管理区域外に位置するRI排水管があること及び管理区域であっても、同様の災害を未然に防ぐために水平展開が必要と判断した </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="411 539 1436 584">水平展開の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る担当部署・責任者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 584 871 629">担当部署</td> <td colspan="2" data-bbox="871 584 1436 629">責任者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 629 871 674">管理部</td> <td colspan="2" data-bbox="871 629 1436 674">施設・RIグループ長</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="411 674 1436 719">水平展開の実施状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 719 871 763">対策名</td> <td data-bbox="871 719 1082 763">実施期間</td> <td data-bbox="1082 719 1436 763">展開範囲</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 763 871 931">放射性同位元素を流す全ての排水管の臨時点検</td> <td data-bbox="871 763 1082 931">R4. 8. 5～ R4. 8. 31</td> <td data-bbox="1082 763 1436 931">第一実験棟床下排水管及びその他の管理区域外に位置するRI排水管にも同様の事象がないかを確認した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 931 871 1099">自主点検方法改善</td> <td data-bbox="871 931 1082 1099">R4. 10. 1～ 継続中</td> <td data-bbox="1082 931 1436 1099">RI施設が技術上の基準に適合しているかを確認するために実施する自主点検項目全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1099 871 1189">RI排水管点検方法改善</td> <td data-bbox="871 1099 1082 1189">R4. 8. 5～ 継続中</td> <td data-bbox="1082 1099 1436 1189">放射性同位元素を流す全ての排水管</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1189 871 1317">排水管フェイルセーフ構造化</td> <td data-bbox="871 1189 1082 1317">R4. 8. 5～ 継続中</td> <td data-bbox="1082 1189 1436 1317">放射性同位元素を流す全ての排水管（埋設配管や天井裏の配管を含）</td> </tr> </table>					水平展開の実施の有無及び判断根拠			<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	（左欄の判断根拠） 発災場所以外にも、管理区域外に位置するRI排水管があること及び管理区域であっても、同様の災害を未然に防ぐために水平展開が必要と判断した		水平展開の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る担当部署・責任者			担当部署	責任者		管理部	施設・RIグループ長		水平展開の実施状況			対策名	実施期間	展開範囲	放射性同位元素を流す全ての排水管の臨時点検	R4. 8. 5～ R4. 8. 31	第一実験棟床下排水管及びその他の管理区域外に位置するRI排水管にも同様の事象がないかを確認した。	自主点検方法改善	R4. 10. 1～ 継続中	RI施設が技術上の基準に適合しているかを確認するために実施する自主点検項目全て	RI排水管点検方法改善	R4. 8. 5～ 継続中	放射性同位元素を流す全ての排水管	排水管フェイルセーフ構造化	R4. 8. 5～ 継続中	放射性同位元素を流す全ての排水管（埋設配管や天井裏の配管を含）						
水平展開の実施の有無及び判断根拠																																												
<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	（左欄の判断根拠） 発災場所以外にも、管理区域外に位置するRI排水管があること及び管理区域であっても、同様の災害を未然に防ぐために水平展開が必要と判断した																																											
水平展開の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る担当部署・責任者																																												
担当部署	責任者																																											
管理部	施設・RIグループ長																																											
水平展開の実施状況																																												
対策名	実施期間	展開範囲																																										
放射性同位元素を流す全ての排水管の臨時点検	R4. 8. 5～ R4. 8. 31	第一実験棟床下排水管及びその他の管理区域外に位置するRI排水管にも同様の事象がないかを確認した。																																										
自主点検方法改善	R4. 10. 1～ 継続中	RI施設が技術上の基準に適合しているかを確認するために実施する自主点検項目全て																																										
RI排水管点検方法改善	R4. 8. 5～ 継続中	放射性同位元素を流す全ての排水管																																										
排水管フェイルセーフ構造化	R4. 8. 5～ 継続中	放射性同位元素を流す全ての排水管（埋設配管や天井裏の配管を含）																																										
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	<table border="1"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="411 1323 1436 1361">再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1361 584 1529"> 【進捗管理の有無】 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 </td> <td data-bbox="584 1361 1241 1529"> 【方法】 管理部会議においてセンター長および管理部長が進捗を確認する。 </td> <td data-bbox="1241 1361 1436 1529"> 【頻度】 1回／月 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="411 1529 1436 1574">対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1574 502 1664"> <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 </td> <td colspan="2" data-bbox="502 1574 1436 1664"> （左欄の判断根拠） 効果的な対策であるか確認するため </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="411 1664 1436 1709">対策の有効性評価に係る担当部署・責任者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1709 871 1753">担当部署</td> <td colspan="2" data-bbox="871 1709 1436 1753">責任者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1753 871 1798">管理部</td> <td colspan="2" data-bbox="871 1753 1436 1798">管理部長</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="411 1798 1436 1843">対策の有効性評価の方法・評価の結果</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1843 871 1888">評価方法</td> <td data-bbox="871 1843 1209 1888">評価結果</td> <td data-bbox="1209 1843 1436 1888">評価日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1888 871 1933">対策を検討中のため今後決定する。</td> <td data-bbox="871 1888 1209 1933">今後実施</td> <td data-bbox="1209 1888 1436 1933">今後実施</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="411 1933 1436 1977">再発防止対策の改善状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1977 1209 2022">改善内容</td> <td colspan="2" data-bbox="1209 1977 1436 2022">実施日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 2022 1209 2067">今後実施</td> <td colspan="2" data-bbox="1209 2022 1436 2067">今後実施</td> </tr> </table>					再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況			【進捗管理の有無】 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	【方法】 管理部会議においてセンター長および管理部長が進捗を確認する。	【頻度】 1回／月	対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠			<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	（左欄の判断根拠） 効果的な対策であるか確認するため		対策の有効性評価に係る担当部署・責任者			担当部署	責任者		管理部	管理部長		対策の有効性評価の方法・評価の結果			評価方法	評価結果	評価日	対策を検討中のため今後決定する。	今後実施	今後実施	再発防止対策の改善状況			改善内容	実施日		今後実施	今後実施	
再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況																																												
【進捗管理の有無】 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	【方法】 管理部会議においてセンター長および管理部長が進捗を確認する。	【頻度】 1回／月																																										
対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠																																												
<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	（左欄の判断根拠） 効果的な対策であるか確認するため																																											
対策の有効性評価に係る担当部署・責任者																																												
担当部署	責任者																																											
管理部	管理部長																																											
対策の有効性評価の方法・評価の結果																																												
評価方法	評価結果	評価日																																										
対策を検討中のため今後決定する。	今後実施	今後実施																																										
再発防止対策の改善状況																																												
改善内容	実施日																																											
今後実施	今後実施																																											

⑩ 屋外電気設備における火災について（日本原電）

調査事項	状 況
1 事案の名称	東海第二発電所 輸送本部脇の変圧器における火災について
2 発生日	令和 4年 9月13日（火）
3 発生場所	東海第二発電所 輸送本部脇（屋外）
4 事案の概要	<p>東海第二発電所は第25回定期事業者検査中のところ、2022年9月13日7時48分頃、輸送本部^{※1}付近で朝礼前に清掃活動を行っていた協力会社社員3名^{※2}（以下、「協力会社社員」という）が、輸送本部脇変圧器^{※3}（以下、「変圧器」という）から炎（変圧器の上部2箇所から、高さ約20cm～25cm）が発生していることを確認した。このため、協力会社社員は消火器にて消火活動を行い、7時52分頃炎を消し止めたことを確認するとともに並行して7時50分に当社監視所に連絡した。連絡を受けた当社監視所は公設消防に通報（覚知時間7時53分）した。また、自衛消防隊は7時50分出動準備を開始した。</p> <p>公設消防は8時06分に発電所に到着（消防車2台、レスキュー車1台、サイレン・赤色灯有り）し、当社社員の誘導のもと8時08分より現場確認を開始した。その後、8時13分に追加で指揮車1台（サイレン・赤色灯あり）が到着した。</p> <p>公設消防は8時10分に「本事象は火災である」と判断した。8時13分公設消防により「鎮圧」が確認された。また、安全確保の観点から公設消防の許可を得た後、8時49分に当社にて当該変圧器上流側電源のしゃ断器を「切」とした。</p> <p>公設消防は9時12分に「鎮火」を確認^{※4}した。なお公設消防による消火活動は行われていない。</p> <p>本事象に伴う人身災害の発生、発電所設備および環境への影響は無かった。また、輸送本部内には人は数名滞在していたが、作業は実施していなかった。</p> <p>※1：東海港の船舶入出港に際し海象状況確認等を行う事務所 ※2：当該協力会社社員3名は、輸送本部に係る作業と関係の無い安全性向上対策工事（防潮堤関連）に従事していた ※3：輸送本部に給電するための変圧器（屋外防滴形、可搬型、丸形 容量10kVA） ※4：炎なし、発煙なしを確認したことによる</p>
5 原因	<p>今回の事象発生に至った原因は以下が重畳したことによりトラッキング現象の発生・進行を防げなかったことによるものと推定する。</p> <p>（1）当該変圧器に対する不十分な点検計画</p> <p>①当該変圧器は点検計画に基づき1年に1回の外観点検は実施していたものの電気品の観点からの点検が不足していたため、塵埃の堆積や塩分の付着に気付かなかった。</p> <p>②また、輸送本部の施設管理の重要度に応じて点検項目を外観点検と定めていたが、屋外電気品に対する電気火災防止の観点での点検内容に不足があった。</p> <p>（2）当該変圧器設置環境の変化に対する認識不足</p> <p>③当該変圧器の移動に伴い設置環境が変化したことで変圧器下部が没水することとなったが、設置後の電気品に対する点検時の具体的な着目点および手順が明確になっていなかったことから点検時に変圧器の異変に気づくことができず、結果として変圧器内部を湿潤環境としてしまった。</p>

6 再発防止対策の実施状況		
保安規定・マニュアルの制改定の実施状況		
対策名	実施期間	内容
(1) 当該変圧器に対する対策 ・点検計画へ反映【①②③】 (資料1-1)	2022. 10. 24 2022. 11. 7 2022. 12. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・外観点検（1年に1回）については、没水環境や湿潤環境等劣悪環境にないことを具体的な着目点として追加するとともに、新たに停電点検を行うことを社内規程（点検計画作成手引書）に基づき点検周期や点検内容を定めた点検計画に反映した。
(2) 常設の屋外非密閉性電気品に対する対策 ・点検計画へ反映【①②③】 (資料1-1)	2022. 10. 24 2022. 11. 7 2022. 12. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・外観点検（1年に1回）については、具体的な着目点として「周囲の状況を確認し、溜まり水が発生し導電部が没水する等劣悪な環境に設置されていないこと」を追加する。 ・固定されていない屋外非密閉性電気品について、月に1回の巡視点検を点検計画に定め設置環境が変化していないことを確認する。 ・これまで停電点検を実施していなかったものについて、新たに停電点検を行うことを点検計画に定める。
(3) 仮設の屋外非密閉性電気品に対する対策 ・「工事要領書作成手引書」及び「仮設電源敷設要領」の改定【①②③】 (資料1-2) (資料1-3)	2022. 12. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・外観点検（月に1回）については、具体的な着目点として「周囲の状況を確認し、溜まり水が発生し導電部が没水する等劣悪な環境に設置されていないこと」を追加する。 ・新たに停電点検を行うことを社内規程に追記する。
(4) 屋外電気品の設置時、移動時の設置環境に関する注意喚起 ・周知，注意喚起【③】 (資料1-4) (資料1-5)	2022. 11. 17（協力会社） 2022. 11. 4（当社社員）	<ul style="list-style-type: none"> ・電気品を屋外に設置または移動する際は、設置環境に留意するよう全協力会社に周知する。 ・当社社員においても日々の巡視、工事監理等での注意すべき着目点として周知し注意喚起する。 ・発電所管理職層による現場ウォークダウンでは、設置環境の確認を視点として追加し強化する。

発災現場における再発防止対策の実施状況				
対策名	実施期間	内容		
当該変圧器交換	2022. 11. 10	健全な同等品に交換し、没水環境や湿潤環境等劣悪環境とならない場所に設置した。		
当該事故に対する教育・訓練の実施状況				
内容	実施日	対象範囲・人数	受講率	評価方法（理解度確認等）
【教育】 J I T 情報※を発行し、所員・協力会社に周知し、本事故について注意喚起した。 ※：Just In Time情報（社内外での災害情報等を平易に纏め社内および協力会社へ速やかに周知するための様式） （資料1-5）	2022. 9. 14 2022. 11. 4	・ 所員 ・ 協力会社社員	100%	—
【訓練】 —	—	—	—%	—
7 水平展開の実施状況	水平展開の実施の有無及び判断根拠			
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	（左欄の判断根拠） 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」（第10条「是正処置の立案」）に基づき、不適合の再発防止のために不適合の原因を除去するための是正処置を立案・実施する必要があるため。（資料1-6）		
	水平展開の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る担当部署・責任者			
	担当部署		責任者	
	総務室総務Gr		総務M	
	水平展開の実施状況			
	対策名	実施期間	展開範囲	
屋外に設置されている全ての変圧器の総点検	R4. 9. 2 1～9. 30	屋外設置変圧器141台 （資料1-7）		
8 再発防止対策及び水平展開の評価体制	再発防止対策・水平展開の進捗管理の状況			
	【進捗管理】 の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	【方法】 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」（第11条「是正処置の実施」）に基づき、是正処置を実施するとともに、是正処置結果について承認を得る必要があるため。（資料1-6）	【頻度】 1回／	

対策の有効性評価の実施の有無及び判断根拠		
<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(左欄の判断根拠) 今後、適切な時期に以下のとおり評価を実施する。 当社QMS規程「是正処置プログラム管理要項」(第12条「是正処置の実効性評価」)及び「是正処置プログラム運用要領」(5. 是正処置及び未然防止処置の実効性評価の運用)に基づき、是正処置完了日から1年以上経過した不適合管理表について、四半期毎に実効性を確認・評価する必要があるため、適切な時期に実施する。(資料1-6)(資料1-8)	
	対策の有効性評価に係る担当部署・責任者	
担当部署	責任者	
総務室総務Gr	総務M	
対策の有効性評価の方法・評価の結果		
評価方法	評価結果	評価日
<ul style="list-style-type: none"> ・評価実施日までの間に、同一機器を含む是正範囲において同事象の不適合が発生していないこと。 ・当該機器の点検・交換の計画を点検計画あるいは中長期設備修繕計画等に反映することが是正処置である場合は、それら点検計画あるいは中長期設備修繕計画等を参照し、当該機器の点検・交換の計画が反映されていること。(資料1-8) 	当社QMS規程に基づき、適切な時期に評価を実施する。	—
再発防止対策の改善状況		
改善内容	実施日	
—	—	

【別表2-1】

事故情報の収集状況・周知状況（発災事業所を除く）

① 放射性同位元素の管理区域外への漏えい（積水メディカル）（R4.8.5発生）

事業所名	事故情報を収集する体制		事故情報の収集状況		周知の実施（範囲・方法等の決定を含む） に係る判断体制・組織			周知状況（実施が有の場合）			
	責任者	収集方法	収集内容	収集日	実施の有無	左欄の判断根拠	責任者	周知内容	周知日	周知範囲	周知方法
機構 原科研	危機管理 課長	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東海 NOAH ■ 自治体 (茨城県) 	概要	R4.8.5 (茨城県) R4.8.8 (東海/ア) R4.8.15 (茨城県) R4.8.18 (東海/ア)	有	放射性同位元素の管理区域外への漏洩という重要な案件であり、管理区域外に敷設された放射性物質（液体）を移送する配管を保有する原科研においても、同様の事象が発生する恐れがあることから、周知が必要と判断した。	危機管理 課長	概要	R4.8.8 R4.8.18	原科研内の各部・センター (J-PARC センター含む) 職員等	■ メール
			原因					原因			
			対策					対策			
			その他					その他			
機構 サイクル研	保安全管理 部長	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東海 NOAH ■ 原子力規制庁 HP ■ NUCIA ■ 自治体 (茨城県) 	概要	R4.8.8 R4.8.10 R4.8.17 R4.10.21	有	管理区域外に放射性物質を移送する配管を有しているため	保安全管理 部長	概要	R4.8.22 R4.8.24 R4.9.2	使用施設、再処理施設、RI施設 (各部長、センター長、管理担当課長へ周知)	<ul style="list-style-type: none"> ■ メール ■ その他 (業務連絡)
			原因					原因			
			対策					対策			
			その他					その他			

事業所名	事故情報を収集する体制		事故情報の収集状況		周知の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る判断体制・組織			周知状況（実施が有の場合）			
	責任者	収集方法	収集内容	収集日	実施の有無	左欄の判断根拠	責任者	周知内容	周知日	周知範囲	周知方法
機構 大洗	施設安全課長①③ 危機管理課長②	■ 東海 NOAH② ■ 自治体 (①茨城県 HP) (③茨城県の要請文)	概要	①R4. 8. 8 R4. 8. 18 ②R4. 8. 8 R4. 8. 18 R4. 10. 21	有	他事業者の事故・トラブル情報を共有するため 規定類： 大洗研究所 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗 QAM-03） 3. (17) 他施設から得られた知見	①施設安全課長 ②危機管理課長	概要	①R4. 8. 8 R4. 8. 18 ②R4. 8. 8 R4. 8. 18 R4. 10. 21	所長、センター長、部長、課長等	■ メール
			原因	②R4. 10. 21			原因	②R4. 10. 21	所長、センター長、部長、課長等	■ メール	
			対策	②R4. 10. 21			対策	②R4. 10. 21	所長、センター長、部長、課長等	■ メール	
			その他（自施設の点検実施状況等調査）	③R4. 8. 25 調査要請(原対第267号)に基づく調査依頼 業務連絡書(22 大実施(業)082301)		放射性物質を含む廃液を送る排水管で管理区域外に敷設された配管を有する可能性があるため。 規定類： 大洗研究所 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗 QAM-03） 8.2 水平展開	③品質担当副所長	その他（自施設の点検実施状況等調査結果）	③R4. 9. 5 調査結果を会議体にて周知	品質保証推進委員会（所長、センター長、部長等）	■ その他（品質保証推進委員会）

事業所名	事故情報を収集する体制		事故情報の収集状況		周知の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る判断体制・組織			周知状況（実施が有の場合）			
	責任者	収集方法	収集内容	収集日	実施の有無	左欄の判断根拠	責任者	周知内容	周知日	周知範囲	周知方法
量研機構 那珂	管理部 庶務課長	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東海 NOAH ■ 他事業所 HP 	概要	R4. 8. 8	有	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の原子力事業所における事故のため ・職員の安全意識の向上のため 	管理部 保安管理課長	概要	R4. 8. 8	那珂研全体 所長、副所長、部長、課長等	■ メール
			原因	R4. 10. 21				原因	R4. 10. 25	那珂研全体 所長、副所長、部長、課長等	■ メール
			対策	R4. 10. 21				対策	R4. 10. 25	那珂研全体 所長、副所長、部長、課長等	■ メール
			その他 進捗状況について	R4. 8. 18 R4. 10. 21				その他 進捗状況について	R4. 8. 18 R4. 10. 25	那珂研全体 所長、副所長、部長、課長等	■ その他 (品質保証推進委員会)
原電	総務マネージャー 【①】 渉外・報道マネージャー 【②】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東海 NOAH 【①】 ■ 自治体 【②】 (茨城県原子力安全対策課)	概要【① ②】	① R4. 8. 8 R4. 8. 19 ② R4. 8. 8 R4. 8. 16	■ 有	他事業所で発生した事象の情報共有。	総務マネージャー 【①】	概要【①】	R4. 8. 8 R4. 8. 19	発電所幹部、各室・センター長	■ メール
			原因					原因			■ メール
			対策					対策			■ メール
			その他					その他			

事業所名	事故情報を収集する体制		事故情報の収集状況		周知の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る判断体制・組織			周知状況（実施が有の場合）			
	責任者	収集方法	収集内容	収集日	実施の有無	左欄の判断根拠	責任者	周知内容	周知日	周知範囲	周知方法
JCO	安全主管者	<input checked="" type="checkbox"/> 東海 NOAH <input checked="" type="checkbox"/> 自治体 （県原子力安全対策課からのメール、県 HP）	概要	R4. 8. 5 R4. 8. 8	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	当社でも考慮すべき事例と判断したため。 「類似災害防止活動要領」	安全主管者	概要	R4. 8. 8	全社員協力会社	<input checked="" type="checkbox"/> メール
			原因	R4. 10. 21				全社員協力会社	<input checked="" type="checkbox"/> メール		
			対策	原因に同じ				原因に同じ	<input checked="" type="checkbox"/> メール		
			その他	特になし				特になし	<input checked="" type="checkbox"/> その他 （品質保証推進委員会）		
三菱原燃	安全・品質保証部長	<input checked="" type="checkbox"/> 東海 NOAH <input checked="" type="checkbox"/> 他事業所 HP <input checked="" type="checkbox"/> 自治体 （茨城県からの情報提供）	概要	R4. 8. 8 R4. 8. 15	有	当社にも管理区域外に放射性廃液を移送する配管が敷設されており、状況を確認する必要があるため。	安全・品質保証部長	概要	R4. 8. 8 R4. 8. 18 R4. 9. 6	役員、部課長	<input checked="" type="checkbox"/> メール
			原因						<input checked="" type="checkbox"/> メール		
			対策						<input checked="" type="checkbox"/> メール		
			その他						<input checked="" type="checkbox"/> その他 （品質保証推進委員会）		
積水メディカル			概要					概要			
			原因								
			対策								
			その他								
東京大学	主査（連絡責任者）	<input checked="" type="checkbox"/> 東海 NOAH <input checked="" type="checkbox"/> 他事業所 HP <input checked="" type="checkbox"/> 自治体 （茨城県）	概要	R4. 8. 5 R4. 8. 10 R4. 8. 18	有	情報共有のため	主査（連絡責任者）	概要	R4. 8. 5 R4. 8. 18	専攻全教職員	<input checked="" type="checkbox"/> メール
			原因	R4. 10. 21 R4. 10. 27				専攻全教職員	<input checked="" type="checkbox"/> メール		
			対策								
			その他								

事業所名	事故情報を収集する体制		事故情報の収集状況		周知の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る判断体制・組織			周知状況（実施が有の場合）			
	責任者	収集方法	収集内容	収集日	実施の有無	左欄の判断根拠	責任者	周知内容	周知日	周知範囲	周知方法
東北大学	事務係長 安全管理部長	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東海 NOAH ■ 原子力規制庁 HP ■ 他事業所 HP ■ 自治体 (茨城県からのメール、茨城県 HP) 	概要	R4. 8. 5 R4. 8. 8 R4. 8. 15 R4. 8. 18 R4. 8. 19	有	東海ノア・茨城県から情報展開があった。類似事故防止のため。	安全管理部長	概要	R4. 8. 5 R4. 8. 8 R4. 8. 15 R4. 8. 18 R4. 8. 19 R4. 8. 10	安全管理部、各棟管理室長 センター教職員、常駐の委託業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ メール ■ 会議 (8.10 定例会)
			原因	R4. 10. 21				原因	R4. 10. 21	安全管理部、各棟管理室長	■ メール
			対策					対策			
			その他	-				その他	-		
日本核燃	管理部長	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東海 NOAH ■ 他事業所 HP ■ 自治体 (茨城県 HP) ■ その他 (Web 検索) 	概要	R4. 8. 5 R4. 8. 8 R4. 8. 15 随時収集	有	社内規定 G-7-5「他事業所事故・災害発生時の緊急点検実施要領」 他事業所にて事故或いは災害が発生した際、その情報を入手した時点で速やかに管理部長、保安管理部長、研究部長を招集して緊急点検要否実施会議を行い、点検要否検討を行い、その結果	管理部長	概要	R4. 8. 8 R4. 8. 22	NFD 防護組織本部員、他関係者	■ メール
			原因	R4. 10. 21 随時収集				原因	R4. 10. 21	緊急点検要否会議メンバー及び工務 Gr	■ メール
			対策					対策			

事業所名	事故情報を収集する体制		事故情報の収集状況		周知の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る判断体制・組織			周知状況（実施が有の場合）			
	責任者	収集方法	収集内容	収集日	実施の有無	左欄の判断根拠	責任者	周知内容	周知日	周知範囲	周知方法
			その他				を関係者に周知する。 【審議事項】 ・緊急点検要否 ・点検担当部門 ・点検範囲 ・点検方法 ー規程の適用範囲ー 事故或いは災害が発生した場合、その発生原因が判明する前の早期段階での予防措置として、緊急的に点検を実施する必要があるか否かを判断すると共に必要がある場合にはその点検範囲や点検方法を決定するプロセスに適用する。		その他		

事業所名	事故情報を収集する体制		事故情報の収集状況		周知の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る判断体制・組織			周知状況（実施が有の場合）					
	責任者	収集方法	収集内容	収集日	実施の有無	左欄の判断根拠	責任者	周知内容	周知日	周知範囲	周知方法		
核管センター	所長	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東海 NOAH ■ 自治体 (茨城県) ■ その他 (発災事業所からのメール) 	概要	R4. 8. 5 R4. 8. 8 R4. 8. 15 R4. 8. 18	有	<ul style="list-style-type: none"> ・東海センターにも排水配管（管理区域外）が敷設されており、原因次第で亀裂、破断、漏えいの可能性が考えられるため ・保安規定 68 条（評価及び改善）8.3（未然防止処置） 	所長	概要	R4. 8. 8 R4. 8. 9 R4. 8. 16 R4. 8. 19	東海センターの朝会メンバー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 会議 (朝会) 		
			収集内容に同じ					<ul style="list-style-type: none"> ・所長 ・副所長 ・検査分析部長 ・検査分析次長 ・核燃料取扱主務者 ・各課室長 					
			原因	R4. 10. 21				原因	R4. 10. 24			同上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 会議 (朝会)
			対策	同上				対策	同上			同上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 会議 (朝会)
		その他		その他									
		特になし		特になし									

事業所名	事故情報を収集する体制		事故情報の収集状況		周知の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る判断体制・組織			周知状況（実施が有の場合）					
	責任者	収集方法	収集内容	収集日	実施の有無	左欄の判断根拠	責任者	周知内容	周知日	周知範囲	周知方法		
原燃工	環境安全部長 品質・安全管理室長	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東海 NOAH ■ 原子力規制庁 HP ■ 自治体 （県原子力安全対策課）	概要	<記者発表> R4. 8. 5 R4. 8. 8 <第1報> R4. 8. 15 R4. 8. 16	有	近隣原子力施設における事故・トラブル情報であるため。 安管-300006 社外トラブル情報報告要領	環境安全部長 品質・安全管理室長	概要	<記者発表、第1報> R4. 8. 17	所長、各部長及びG長	■ メール		
			原因	—				原因	—			—	
			対策	—				対策	—			—	
			その他 （県原子力安全対策委員会資料）	R4. 10. 20				その他	R4. 10. 24			所長、各部長及びG長	■ メール
日揮HD	管理チームマネージャー	<ul style="list-style-type: none"> ■ その他 （発災場所からのメール）	概要	R4. 8. 8	有	事業所内管理区域内において類似の事象が発生する恐れはないが、所内での情報共有の一環及び一般の排水配管がトレンチ内へ敷設されているため点検と注意喚起を促進するため	管理チームマネージャー	概要	R4. 8. 8	全所員	■ メール		
			原因	R4. 10. 21				原因	R4. 10. 21			全所員	■ メール
			対策	R4. 10. 21				対策	R4. 10. 21			全所員	■ メール
			その他					その他					

事業所名	事故情報を収集する体制		事故情報の収集状況		周知の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る判断体制・組織			周知状況（実施が有の場合）			
	責任者	収集方法	収集内容	収集日	実施の有無	左欄の判断根拠	責任者	周知内容	周知日	周知範囲	周知方法
三菱マテリアル	安全管理グループ長	■ 自治体 (茨城県HP)	概要	R4.8.5 R4.8.16	有	原子力施設における トラブル情報の共有	安全管理グループ長	概要	R4.8.16	職員全員	■ メール
			原因	-				原因	-	-	■ メール
			対策	-				対策	-	-	■ メール
			その他	R4.8.23 R4.9.8 R4.10.21				その他	-	-	-
NDC	技術推進・品質保証部長	■ 自治体 (茨城県HP)	概要	R4.8.5	有	当社でも管理区域外に敷設された放射性物質（液体）を移送する配管があるため	技術推進・品質保証部長	概要	①R4.8.8 ②R4.8.16 ③R4.9.1 ④R4.9.2 ⑤R4.9.21	社内関係者 社内関係者 社内各部署 第2回放射線安全委員会出席者 第3回原子力3S連絡会出席者	①メール(添付資料として県記者発表) ②メール(添付資料として県第1報) ③メール(添付資料として他社トラブル情報と水平展開要否表(2022年8月発行分)) ④会議(第2回放射線安全委員会) ⑤会議(第3回3S原子力連絡会)
			原因	R4.8.19				原因	⑥R4.8.22 ⑦R4.9.27	社内関係者 社内各部署	⑥メール(添付資料として管理区域外の配管に係る点検の実施状況等に係る調査について) ⑦メール(添付資料として他社トラブル情報と水平展開要否表(2022年9月発行分))

事業所名	事故情報を収集する体制		事故情報の収集状況		周知の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る判断体制・組織			周知状況（実施が有の場合）			
	責任者	収集方法	収集内容	収集日	実施の有無	左欄の判断根拠	責任者	周知内容	周知日	周知範囲	周知方法
				対策	R4. 12. 26				対策	⑧ R5. 2. E 予定 (R5. 2. 13の平常時立入調査の気づき事項として、県の原子力安全対策委員会の資料を添付することで周知する)	社内各部署
			その他					その他			
日本照射	照射サービス部 技術担当課長	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東海 NOAH ■ 原子力規制庁 HP ■ 自治体 (茨城県メール、HP) 	概要	R4. 8. 8 R4. 8. 16 R4. 8. 18	有	密封 RI 及び、放射線発生装置の使用の為、RI を移送する配管は無いが事故防止のため	照射サービス部 技術担当課長	概要	R4. 8. 8 R4. 8. 16 R4. 8. 18	全管理社員 全管理社員 全管理社員 ※朝会、職場懇談会時に管理社員より必要な情報を全員に周知	■ メール
			原因					原因			
			対策					対策			
			その他					その他			

⑩ 屋外電気設備における火災（日本原電）（R4.9.13発生）

事業所名	事故情報を収集する体制		事故情報の収集状況		周知の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る判断体制・組織			周知状況（実施が有の場合）			
	責任者	収集方法	収集内容	収集日	実施の有無	左欄の判断根拠	責任者	周知内容	周知日	周知範囲	周知方法
機構 原科研	危機管理 課長	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東海 NOAH ■ 自治体 (茨城県) 	概要	R4.9.13 (茨城県) R4.9.13 (東海/ア)	有	火災という重要な案件であり、屋外電気設備を保有する原科研においても、同様の事象が発生する恐れがあることから、周知が必要と判断した。	危機管理 課長	概要	R4.9.14	原科研内の各部・センター (J-PARC センター含む) 職員等	■ メール
			原因	R4.9.22 (茨城県) R4.9.22 (東海/ア) R4.11.2 (茨城県)				原因	R4.9.26 R4.11.2	原科研内の各部・センター (J-PARC センター含む) 職員等	■ メール
			対策	R4.9.22 (茨城県) R4.9.22 (東海/ア) R4.11.2 (茨城県)				対策	R4.9.26 R4.11.2	原科研内の各部・センター (J-PARC センター含む) 職員等	■ メール
			その他					その他			
機構 サイクル研	保安全管理 部長	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東海 NOAH ■ 他事業所 HP ■ NUCIA 	概要	R4.9.13 R4.9.22	有	核サ研においても、屋外に仮設の変圧器を設置する可能性があるため。	保安全管理 部長	概要	R4.9.27	使用施設、再処理施設、RI施設 (各部長、センター長、管理担当課長へ周知)	■ メール

事業所名	事故情報を収集する体制		事故情報の収集状況		周知の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る判断体制・組織			周知状況（実施が有の場合）					
	責任者	収集方法	収集内容	収集日	実施の有無	左欄の判断根拠	責任者	周知内容	周知日	周知範囲	周知方法		
				原因	R4. 11. 4 R4. 12. 2				原因	R4. 11. 7	同上	■ メール	
			対策	R4. 11. 4 R4. 12. 2				対策	R4. 11. 7	同上	■ メール		
			その他					その他					
機構 大洗	危機管理課長① 施設安全課長②③	■ 東海 NOAH① ■ 自治体 (②茨城県 HP) ■ その他 (③機構内調査)	概要	①R4. 9. 13 R4. 9. 22 R4. 11. 4 ②R4. 9. 22 R4. 11. 2	有	他事業者の事故・トラブル情報を共有するため 規定類： 大洗研究所 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗 QAM-03） 3. (17) 他施設から得られた知見	①危機管理課長 ②施設安全課長	概要	①R4. 9. 14 R4. 9. 22 R4. 11. 7 ②R4. 9. 22 R4. 11. 4	所長、センサー長、部長、課長等	■ メール		
			原因	①R4. 9. 22 R4. 11. 4 ②R4. 9. 22 R4. 11. 2				原因	①R4. 9. 22 R4. 11. 7 ②R4. 9. 22 R4. 11. 4			所長、センサー長、部長、課長等	■ メール
			対策	①R4. 9. 22 R4. 11. 4 ②R4. 9. 22 R4. 11. 2				対策	①R4. 9. 22 R4. 11. 7 ②R4. 9. 22 R4. 11. 4			所長、センサー長、部長、課長等	■ メール

事業所名	事故情報を収集する体制		事故情報の収集状況		周知の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る判断体制・組織			周知状況（実施が有の場合）			
	責任者	収集方法	収集内容	収集日	実施の有無	左欄の判断根拠	責任者	周知内容	周知日	周知範囲	周知方法
				その他（自施設の設置状況調査）	③R4.10.4 本部からの指示に基づく調査依頼		同仕様の変圧器を有していた場合に火災に至るリスクが高まるため。 規定類： 判断に用いた規定類なし (大洗研究所 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗 QAM-03） 8.2.2(1)③自主的改善)	③施設安全課長	その他（自施設の設置状況調査）	③R4.10.14 調査結果を本部に回答	安全・核セキュリティ 統括本部 安全管理部
量研機構 那珂	管理部 庶務課長	■ 東海 NOAH ■ 他事業所 HP	概要	R4.9.13	有	・近隣の原子力事業所における事故のため ・職員の安全意識の向上のため	管理部 保安全管理課長	概要	R4.9.13	那珂研全体 所長、副所長、部長、課長等	■ メール
			原因	R4.11.2				原因	R4.11.11		

事業所名	事故情報を収集する体制		事故情報の収集状況		周知の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る判断体制・組織			周知状況（実施が有の場合）			
	責任者	収集方法	収集内容	収集日	実施の有無	左欄の判断根拠	責任者	周知内容	周知日	周知範囲	周知方法
				対策	R4. 11. 2				対策	R4. 11. 11	那珂研全体 所長、副所長、部長、課長等
			その他 進捗状況について	R4. 9. 22				その他 進捗状況について	R4. 9. 22	那珂研全体 所長、副所長、部長、課長等	■ メール
原電			概要					概要			
			原因					原因			
			対策					対策			
			その他					その他			
JCO	安全主管者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東海 NOAH ■ 自治体 （県原子力安全対策課からのメール、県 HP）	概要	R4. 8. 5 R4. 8. 8	<ul style="list-style-type: none"> ■ 有 □ 無 当社でも考慮すべき事例と判断したため。「類似災害防止活動要領」	安全主管者	概要	R4. 8. 8	全社員 協力会社	<ul style="list-style-type: none"> ■ メール(全社員) ■ その他（協力会社へは口頭等） 	
			原因	R4. 10. 21			全社員 協力会社	<ul style="list-style-type: none"> ■ メール ■ その他（協力会社へは口頭等） 			
			対策	原因に同じ			原因に同じ	原因に同じ			
			その他	特になし			特になし				
三菱原燃	安全・品質保証部長	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東海 NOAH ■ 他事業所 HP ■ 自治体 （茨城県からの情報提供）	概要	R4. 8. 8 R4. 8. 15	有	当社にも管理区域外に放射性廃液を移送する配管が敷設されており、状況を確認する必要があるため。	安全・品質保証部長	概要	R4. 8. 8 R4. 8. 18 R4. 9. 6	役員、部課長	<ul style="list-style-type: none"> ■ メール ■ 会議 （保安情報共有会議）
			原因								
			対策								
			その他								

事業所名	事故情報を収集する体制		事故情報の収集状況		周知の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る判断体制・組織			周知状況（実施が有の場合）			
	責任者	収集方法	収集内容	収集日	実施の有無	左欄の判断根拠	責任者	周知内容	周知日	周知範囲	周知方法
積水メ ディカル	管理部長	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東海 NOAH ■ 原子力規制庁 HP ■ 他事業所 HP ■ 自治体 (茨城県原子力安全対策課 HP) 	概要	R4. 9. 13 R4. 9. 22 R4. 11. 2	有	近隣原子力事業所の事故情報であり、従業員の防災意識向上に必要と判断したため。また、内規に、他事業所で起きた事故故障、トラブル等は情報収集、周知、対策の検討を実施する事を定めているため。 「他事業所で事故・故障等が発生した際の情報共有対策対応について（内規）」	管理部長	概要	R4. 9. 13 R4. 9. 22 R4. 11. 4	事業所内全従業員	■ メール
			原因	R4. 9. 22 R4. 11. 2				事業所内全従業員	■ メール		
			対策	R4. 9. 22 R4. 11. 2				事業所内全従業員	■ メール		
			その他								
東京大学	主査（連絡責任者）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東海 NOAH ■ 他事業所 HP ■ 自治体 (県) 	概要	R4. 9. 13 R4. 9. 29	有	情報共有のため	主査（連絡責任者）	概要	R4. 9. 14 R4. 9. 29	専攻全教職員	<ul style="list-style-type: none"> ■ メール ■ 会議 (専攻打合せ会)
			原因	R4. 9. 22 R4. 9. 29				専攻全教職員	<ul style="list-style-type: none"> ■ メール ■ 会議 (専攻打合せ会) 		
			対策								
			その他								
東北大学	事務係長 安全管理部長	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東海 NOAH ■ 他事業所 HP ■ 自治体 (茨城県からのメール、茨城県 HP) 	概要	R4. 9. 13	有	東海ノア・茨城県から情報展開があった。類似事故防止のため。	安全管理部長	概要	R4. 9. 13 R4. 9. 20	安全管理部、各棟管理室長 センター教職員、学生、常駐の委託業者	■ メール

事業所名	事故情報を収集する体制		事故情報の収集状況		周知の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る判断体制・組織			周知状況（実施が有の場合）			
	責任者	収集方法	収集内容	収集日	実施の有無	左欄の判断根拠	責任者	周知内容	周知日	周知範囲	周知方法
				原因	R4. 9. 22 R4. 11. 2				原因	R4. 9. 22 R4. 11. 2 R4. 11. 7	安全管理部、各棟管理室長 センター教職員、学生、常駐の委託業者
			対策	R4. 9. 22 R4. 11. 2				対策	R4. 9. 22 R4. 11. 2 R4. 11. 7	安全管理部、各棟管理室長 センター教職員、学生、常駐の委託業者	■ メール
			その他	-				その他	-		
日本核燃	管理部長	■ 東海 NOAH ■ 他事業所 HP ■ 自治体 (茨城県 HP)	概要	R4. 9. 13 R4. 9. 22 随時収集	有	社内規定 G-7-5「他事業所事故・災害発生時の緊急点検実施要領」 他事業所にて事故或いは災害が発生した際、その情報を入手した時点で速やかに管理部長、保安管理部長、研究部長を招集して緊急点検要否実施会議を行い、点検要否検討	管理部長	概要	R4. 9. 14 R4. 9. 26 R4. 9. 30	NFD 防護組織本部員，他関係者	■ メール ■ 会議 (安全衛生委員会)
			原因	R4. 11. 2 随時収集				原因	R4. 11. 7	NFD 防護組織本部員，他関係者	■ メール
			対策	R4. 11. 2 随時収集				対策	R4. 11. 7	NFD 防護組織本部員，他関係者	■ メール

事業所名	事故情報を収集する体制		事故情報の収集状況		周知の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る判断体制・組織			周知状況（実施が有の場合）			
	責任者	収集方法	収集内容	収集日	実施の有無	左欄の判断根拠	責任者	周知内容	周知日	周知範囲	周知方法
				その他			を行い、その結果を関係者に周知する。 【審議事項】 ・緊急点検要否 ・点検担当部門 ・点検範囲 ・点検方法 ー規程の適用範囲ー 事故或いは災害が発生した場合、その発生原因が判明する前の早期段階での予防措置として、緊急的に点検を実施する必要があるか否かを判断すると共に必要がある場合にはその点検範囲や点検方法を決定するプロセスに適用する。		その他		

事業所名	事故情報を収集する体制		事故情報の収集状況		周知の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る判断体制・組織			周知状況（実施が有の場合）					
	責任者	収集方法	収集内容	収集日	実施の有無	左欄の判断根拠	責任者	周知内容	周知日	周知範囲	周知方法		
核管センター	所長	■ 自治体 (茨城県)	概要	R4.9.13 R4.9.22	有	・東海センターにも変圧器は設置されており、機種や火災の原因次第で火災発生の可能性が考えられるため ・保安規定 68 条（評価及び改善）8.3（未然防止処置）	所長	概要	R4.9.14 R4.9.26	東海センターの朝会メンバー ・所長 ・副所長 ・検査分析部長 ・検査分析次長 ・核燃料取扱主務者 ・各課室長 職員等（朝会での周知を受け、各課室長より、職員等に周知）	■ 会議 (朝会)		
			収集内容に同じ										
			原因	R4.11.2				原因	R4.11.7			同上	■ 会議 (朝会)
			対策	同上				対策	同上			同上	■ 会議 (朝会)
			その他				その他						
原燃工	環境安全部長 品質・安全管理室長	■ 他事業所 HP ■ 自治体 (県原子力安全対策課)	概要	<記者発表> R4.9.13 <第1報> R4.9.22	有	近隣原子力施設における事故・トラブル情報であるため。 安管-300006 社外トラブル情報報告要領	環境安全部長 品質・安全管理室長	概要	<記者発表> R4.9.14 <第1報> R4.9.22	所長、各部長及びG長	■ メール		
			原因	R4.11.2 R4.11.4				原因	R4.11.2			所長、各部長及びG長	■ メール

事業所名	事故情報を収集する体制		事故情報の収集状況		周知の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る判断体制・組織			周知状況（実施が有の場合）			
	責任者	収集方法	収集内容	収集日	実施の有無	左欄の判断根拠	責任者	周知内容	周知日	周知範囲	周知方法
				対策	R4. 11. 2 R4. 11. 4				対策	R4. 11. 2	所長、各部長及びG長
			その他	—				その他	—	—	
日揮HD	管理チームマネージャー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自治体（茨城県） ■ その他（発災場所からのメール） 	概要	R4. 9. 13	有	所内において変圧器を多数使用しているため注意喚起の為	管理チームマネージャー	概要	R4. 9. 13	全所員	■ メール
			原因	R4. 11. 2				全所員	■ メール		
			対策	R4. 11. 2				全所員	■ メール		
			その他								
三菱マテリアル	安全管理グループ長	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自治体（茨城県HP） ■ その他（当該事業所Mail） 	概要	R4. 9. 13 R4. 9. 14	有	原子力施設におけるトラブル情報の共有	安全管理グループ長	概要	R4. 9. 13 R4. 9. 27	管理職職員全員	<ul style="list-style-type: none"> ■ メール ■ 会議（研究所会議）
			原因	R4. 9. 26 R4. 11. 7				職員全員	■ 会議（研究所会議）		
			対策	R4. 9. 26 R4. 11. 7				職員全員	■ 会議（研究所会議）		
			その他	—				—			
NDC	技術推進・品質保証部長	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自治体（茨城県HP） 	概要	R4. 9. 13	有	出火原因によっては当社でも防火の参考となるため。	技術推進・品質保証部長	概要	①R4. 9. 13 ②R4. 9. 27	社内関係者 社内各部署	<ul style="list-style-type: none"> ①メール（添付資料として県速報） ②メール（添付資料として他社トラブル情報と水平展開要否表（2022年9月発行分））

事業所名	事故情報を収集する体制		事故情報の収集状況		周知の実施（範囲・方法等の決定を含む）に係る判断体制・組織			周知状況（実施が有の場合）			
	責任者	収集方法	収集内容	収集日	実施の有無	左欄の判断根拠	責任者	周知内容	周知日	周知範囲	周知方法
				原因	R4. 11. 02				原因	③R4. 11. 29 ④R4. 12. 8 ⑤R4. 12. 21	社内各部署 第4回原子力3S連絡会出席者 第3回放射線安全委員会出席者
			対策	R4. 11. 02				対策	⑥R4. 11. 29	社内各部署	⑥メール（添付資料として他社トラブル情報と水平展開要否表（2022年11月発行分））
			その他	-				その他	-	-	
日本照射	照射サービス部 技術担当課長	■ 東海 NOAH ■ 自治体 (茨城県メール、HP)	概要	R4. 9. 13 R4. 9. 14 R4. 9. 22	有	類似の屋外電気設備は無いが、火災予防のため	照射サービス部 技術担当課長	概要	R4. 9. 13 R4. 9. 14 R4. 9. 22	全管理社員 全管理社員 全管理社員 ※朝会、職場懇談会時に管理社員より必要な情報を全員に周知	■ メール

事業所名	事故情報を収集する体制		事故情報の収集状況		周知の実施（範囲・方法等の決定を含む） に係る判断体制・組織			周知状況（実施が有の場合）			
	責任者	収集方法	収集内容	収集日	実施の有無	左欄の判断根拠	責任者	周知内容	周知日	周知範囲	周知方法
				原因	R4. 9. 26				原因	R4. 9. 26	全管理社員 ※朝会、職場 懇談会時に 管理社員より 必要な情報 を全員に 周知
			対策	R4. 11. 3 R4. 11. 4				対策	R4. 11. 3 R4. 11. 7	全管理社員 全管理社員 ※朝会、職場 懇談会時に 管理社員より 必要な情報 を全員に 周知	■ メール
			その他					その他			

事象を踏まえた発生防止対策の検討・実施状況（発災事業所を除く）

⑨ 放射性同位元素の管理区域外への漏えいについて（積水メディカル）（R4.8.5発生）

事業所名	発生防止対策の検討に係る体制・組織			発生防止対策の実施（実施が有の場合）			
	実施の有無	判断根拠	判断部署及び判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価
機構原科研	無	各部において調査をした結果、管理区域外に敷設された放射性物質（液体）を移送する配管について、定期的な点検により健全性を把握していることを確認したことから、新たな対策は不要と判断した。なお、当該事案については原因や対策の結果が出次第、対応について改めて検討する。	保安管理部 部長	-	-	-	-
機構サイクル研	無	管理区域外に敷設された放射性物質（液体）を移送する配管に係る定期的な点検は、過去に核サ研内で発生した放射性物質の漏えいを踏まえて実施されており、配管の健全性が確認されているため。今後、原因対策が明らかになった段階で、対策の必要性について検討する。	保安管理部 部長	-	-	-	-

事業所名	発生防止対策の検討に係る体制・組織			発生防止対策の実施（実施が有の場合）			
	実施の有無	判断根拠	判断部署及び判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価
機構大洗	無	<p>管理区域外に敷設された放射性液体廃棄物を移送する配管について、要領等に基づき定期的に点検しており、その結果に異常がないため。</p> <p>なお、原因対策が明らかとなった段階で対策の必要性について再検討する。</p> <p>規定類： 大洗研究所 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗 QAM-03） 8.2 水平展開</p>	各部 各部長	-	-	-	-
量研機構 那珂	無	<p>管理区域外に敷設された配管がないこと、管理区域内の放射性物質を移送する配管が適切に管理されていることから周知のみと判断した。</p> <p>引き続き今後の当該事業所における発生防止対策の情報を踏まえ対応する。</p>	那珂研究所 所長	-	-	-	-

事業所名	発生防止対策の検討に係る体制・組織			発生防止対策の実施（実施が有の場合）			
	実施の有無	判断根拠	判断部署及び判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価
原電	無	<p>原子力発電所以外の国内他施設の不適合情報で、発災事業者から原因及び再発防止対策の公表は無いものの、社内規程（トラブル検討会運営手引書）に定める茨城県より受領した事故・故障に係わる情報に該当するため、トラブル検討会で当社への水平展開について検討した。</p> <p>その結果、以下の理由から不要と判断した。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海発電所については対象外。 ・東海第二発電所については、対象となる系統が3系統あるが、巡視点検で漏水無し、外観点検で外表面に著しい腐食と損傷無し、肉厚測定で公称肉厚を満足していること等を確認している。 ・巡視点検を実施していない系統については外面防食材を施工していること、内面減肉についても過去の点検結果より貫通に至る減肉は想定されない。 <p>なお、発災事業所で対策または再発防止対策が立案された場合は、検討結果に問題無いことを再確認する。</p> <p>【関連規定】 トラブル検討会運営手引書（資料2-2-1）</p>	<p>保守室 機 械 マ ネ ー ジ ャ ー</p>	—	—	—	—

事業所名	発生防止対策の検討に係る体制・組織			発生防止対策の実施（実施が有の場合）			
	実施の有無	判断根拠	判断部署及び判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価
JCO	無	<p>（積水メディカル抽出要因：漏洩の起きた場所は、人が容易に入れる構造ではなく、これまで定期点検を実施しておらず記録が残っていなかった。）</p> <p>→</p> <p>（JCO 判断結果）</p> <p>管理区域外に放射性排液を通す配管があり、気密漏洩点検を行っているが、以下の臨時点検を行った。</p> <p>①排水管の気密漏洩点検記録の再確認</p> <p>②管理区域外の排管等の目視点検</p> <p>臨時点検結果が以下のようなになったため追加の対策は実施しないこととした。</p> <p>① 気密点検記録</p> <p>② 目視点検問題なし</p> <p>ただし、積水メディカルの事例については原因が明らかになっていないので、原因が明らかになった段階で、再度対策を立てる。</p>	管理職会議 安全主管者	—	—	—	—
三菱原燃	無	<p>設備管理要領（EDP-0601）に基づき、3年に1回の頻度で配管の外観、肉厚の点検を実施しており、直近の点検（R4年3月）において異常は確認されなかったため。</p> <p>なお、原因に関する情報を入手後は、再度発生防止対策の要否判断を行う。</p>	安全・品質保証部 安全・品質保証部長	—	—	—	—
積水メディカル				—	—	—	—

事業所名	発生防止対策の検討に係る体制・組織			発生防止対策の実施（実施が有の場合）			
	実施の有無	判断根拠	判断部署及び判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価
東京大学	無	配管設備の定期的な点検を実施済みであり、また、水位値に異常を示すことがなかったことより、特段の対策は不要と判断した。 また、本事象はまだ原因調査中であるため、原因・対策が出たタイミングで改めて検討することとしたい。	判断部署： 技術室、安全衛生管理室、放管室、主査 判断責任者： 技術室長、安全衛生管理室長、放管室長、主査	—	—	—	—
東北大学	無	①破断・脱落の原因は調査中 ②定期点検の未実施：直接目視による点検を実施していない管理区域外の床下配管が存在するため、R4.8.8～R4.9.13の期間に調査と特別点検を実施し、異常は認められなかった。 今後、発災事業所から原因・対策が共有された段階で対策の必要性について再検討する。	安全管理部 安全管理部長	—	—	—	—

事業所名	発生防止対策の検討に係る体制・組織			発生防止対策の実施（実施が有の場合）			
	実施の有無	判断根拠	判断部署及び判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価
日本核燃	有	<p>管理区域外放射線廃液配管が存在するため。 （社内規定 Q-10-1 に基づく「予防処置 検討依頼書」の予防処置実施の要否による。）</p> <p>これまで、腐食環境が最も厳しい極低レベル配管の点検結果をもって管理区域外放射線廃液配管全体の健全性を確認してきたが、安全性向上の観点から、点検する配管系統を拡大したり、安全処置後に休止したりすることを検討している。</p> <p>なお、検討にあたっては、今後、発災事業所から共有される原因・対策も踏まえる。</p>	放射線安全委員会 放射線安全委員長（取締役）	検討中	—	—	—
核管センター	無	<ul style="list-style-type: none"> ・管理区域外に敷設されている廃液配管は、年1回以上の点検（外観、漏えい、据付状況）を実施し異常がないことを確認していること ・ステンレス配管であり応力、劣化等の影響を受けにくいこと。 <p>※本件に関し、今後も継続して情報を収集することとし、発災事業者による原因の特定、再発防止対策等が明確になり次第、改めて検討を行うこととする。</p>	センター朝会 所長	—	—	—	—

事業所名	発生防止対策の検討に係る体制・組織			発生防止対策の実施（実施が有の場合）			
	実施の有無	判断根拠	判断部署及び判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価
原燃工	無	本事象のような塩ビ配管は使用しておらず、管理区域内の配管は金属製の配管である。また、管理区域外に敷設された放射性物質（液体）を移送する配管はないことを確認しており、以上より追加の発生防止対策は不要と判断した。積水メディカルから原因と対策が公表された後に再度CAP委員会で取り上げ、発生防止対策の要否を検討する。	CAP委員会 環境安全部長 (CAP委員会委員長)	—	—	—	—
日揮	無	管理区域外の配管がないため。原因が明確になった段階で再検討する。	管理チーム 管理チームマネージャー	—	—	—	—
三菱マテリアル	有	管理区域内の放射性廃液配管からの漏洩、および管理目標値以下に管理された排水を管理区域外へ移送する配管についても類似事象発生の可能性がある原因・対策が明らかとなった段階で対策等を再検討する	研究所管理職会議 研究所長	・管理区域内の放射性配管の健全性および漏洩した場合の管理区域外への漏洩防止策について確認 ・管理区域外への移送配管（空中）は、定期点検（自主：1回/年）の記録により健全性を確認	R4.8.16 ～ R4.8.31	完了	・担当チームおよび安全管理グループにて実施後、研究所管理職会議にて確認 結果：良
NDC	無	通常の日々点検や、月例点検で配管からの漏えいがないことを確認しており、対策の実施は行わなかった。なお、今後、原因・対策が明らかになった段階で改めて発生防止対策の実施の要否を検討する。	技術推進・品質保証部 技術推進・品質保証部長	—	—	—	—
日本照射	有	密封RI及び、放射線発生装置の使用の為、RIを移送する配管は無い。但し、発災事業所での原因と対策を踏まえて再度判断する。	照射サービス部 技術担当課長	—	—	—	—

⑩ 屋外電気設備における火災について（原電）（R4. 9. 13発生）

事業所名	発生防止対策の検討に係る体制・組織			発生防止対策の実施（実施が有の場合）			
	実施の有無	判断根拠	判断部署及び判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価
機構原科研	無	<p>発生した事象を踏まえ、同種の事象の発生を防止するため、調査が必要であると判断した。調査の結果、当該事象の物的要因及び外的要因に該当する仮設変圧器を含めた電気設備を屋外に設置していないこと、屋内の電気設備は当該要因を含む定期点検により健全性の確認をしていることから、対策は不要と判断した。</p> <p>さらに、屋外に設置（常設・仮設）された密閉性のない電気設備からの火災等、同様の事象に係る未然防止を図るため、本事象について所内に情報共有を行うとともに、令和4年12月6日に同事業所で発生した「屋外仮設照明用コンセントにおける火災」を含めた内容の「安全情報かわら版」を発行し注意喚起を行った。</p>	<p>保安管理部 保安管理部長</p>	-	-	-	-
機構サイクル研	有	<p>本事象を踏まえ、同様の事象を防ぐための点検について、研究所規則・要領等へ反映（改定）する必要性について検討するため。 *） 仮設電気設備に対する設置環境の点検項目の記載がないことから、点検要領書等への反映</p>	<p>水平展開検討会 保安管理部長</p>	<p>電気保安委員会に検討を依頼し、核サ研共通安全作業要領「E-3 請負業者仮設現場事務所等の電気設備に係る点検要領」について、設置環境に係る点検項目を追記改訂する手続きを実施した。（R5. 2. 1 施行）</p>	<p>R4. 11. 10 R4. 12. 9</p>	<p>設置環境に係る点検を月1回実施する。</p>	-

事業所名	発生防止対策の検討に係る体制・組織			発生防止対策の実施（実施が有の場合）			
	実施の有無	判断根拠	判断部署及び判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価
機構大洗	無	<p>本部からの指示に基づく屋外設置の仮設変圧器の有無調査の結果、同形仮設変圧器（屋外防滴型）の設置がないことを確認した。</p> <p>確認の結果、高速炉基盤技術開発部において、日本原電で使用されていた変圧器とは型式が異なる仮設変圧器（単相複巻変圧器 1 台；下部に開口部を有する金属製筐体に収納）の設置を確認した。同変圧器は、週 1 回の外観点検、年 1 回の絶縁抵抗測定、端子部のゆるみ・塵埃等の付着・結露・小動物の侵入が無いことの点検で異常がないことを確認している。</p> <p>他の 9 部は仮設変圧器の設置がないことを確認した。</p> <p>規定類： 判断に用いた規定類なし。</p> <p>上記のほか、本部からの指示に基づく水平展開を実施中：屋外に設置（常設・仮設）された密閉性のない電気設備（変圧器・分電盤・電動機）を対象）</p> <p>規定類： 大洗研究所 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗 QAM-03） 8.2.2(1)③自主的改善</p>	各部 各部長	-	-	-	-

事業所名	発生防止対策の検討に係る体制・組織			発生防止対策の実施（実施が有の場合）			
	実施の有無	判断根拠	判断部署及び判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価
量研機構 那珂	無	<p>那珂研では電気工作物保安規程に基づき、常設、仮設、屋内、屋外問わず、日常点検、定期点検において「降雨時に没水等劣悪な環境にならないか」、「設置時の状態から不適切に移動されていないか」、「防水・小動物侵入対策のシール処置の脱落等の異常はないか」、「定期点検は停電点検を実施しているか」、「塵、ほこりの堆積はないか」といった観点を含め点検を実施するとともに、新たに設備を設置するときは電気主任技術者が承認するよう規定している。</p> <p>各電気設備は日常点検等で異常のないことを確認しているが、本件を受けて全所的に、屋外に仮設した電気設備の有無及び管理状況等を改めて調査した。各現場部署で確認を行った結果、所内には2件あり、上記の観点で確認を行ない、適切な管理がなされていることが確認されたことから周知のみと判断した。</p>	那珂研究所 所長	-	-	-	-
原電							

事業所名	発生防止対策の検討に係る体制・組織			発生防止対策の実施（実施が有の場合）			
	実施の有無	判断根拠	判断部署及び判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価
JCO	有	<p>（日本原電抽出要因： ①内部点検未実施による塵埃堆積・塩分付着等の蓄積 ②当該変圧器の設置環境の変化 ③変圧器内部の湿潤環境への変化 ④1次側タップ切替窓内の端子間におけるトラッキング現象の発生 ⑤湿潤環境の繰り返しによるトラッキング現象の進行に伴う火災の発生） → （JCO判断結果） ①、④屋外コンセントについてはトラッキング等の点検を実施していないため対策を検討する。 ②、③、⑤ 非密閉の屋外変圧器は無いが、他の非密閉の屋外電気設備（コンセント）について、臨時の目視点検（設置環境の確認等）をおこなった。結果、留まり水が発生し導電部が没水する等の劣悪な環境ではないことを確認したため追加の対策は実施しないこととした。 （なお、密閉屋外変圧器については従来から定期点検を実施している。）</p>	管理職会議 安全主管者	<p>（追加対策） 屋外コンセントを使用する場合のルールを作成し、規程類（安全作業ガイド）に追記し、社内に周知する。また、年1回教育を実施する。</p> <p>ルール ・使用者は使用前に使用する旨を施設管理する部署に連絡する。 ・使用者は使用前にコンセントの粉塵等の堆積状況を確認する（問題がある場合は施設管理する部署に連絡する）。</p>	実施期限R5.1 月末	管理職会議にて 進捗を確認	—
三菱原燃	無	<p>当社においては、日々の巡視点検、定期点検により、異常の早期発見、未然防止に努めていることから、同様の事象の発生は極めて低い。なお、点検時に設置環境によるが埃や塵等を発見した場合は、都度取り除いている。</p>	保安情報共有 会議 安全・品質 保証部長	—	—	—	—

事業所名	発生防止対策の検討に係る体制・組織			発生防止対策の実施（実施が有の場合）			
	実施の有無	判断根拠	判断部署及び判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価
積水メディカル	有	<p>直接的原因： 雨水の浸入及び結露の発生による絶縁性能低下により火災至った可能性がある。</p> <p>判断： 雨水等が溜まる受電変圧設備は弊社に設置されていないため対策は不要と判断した。</p> <p>直接的原因： 塵埃、塩分蓄積によるトラッキング現象により加熱し、火災に至った可能性がある。</p> <p>判断： 弊社は塵埃によるトラッキング現象対策として、年2回の計画停電時にコンセントの清掃を実施しているが、十分に起こりうる事象であるため実施を判断した</p>	<p>管理部 管理部長</p>	<p>トラッキング現象により火災に発展することを従業員に認識させる</p>	<p>R5年3月期RI 従事者定期教育で教育予定</p>	<p>教育は1日で完了するため、実績なし</p>	<p>理解度確認テストにおいて確認する。 R5年3月教育後確認予定</p> <p>なお、テストにおいて誤りがあった者に対しては補講を行う</p>
東京大学	無	<p>東大内では、別事業所で発生した火災により、火災予防のためのコンセント等の点検を全事業所において実施するよう先んじて、依頼があったことより、当事業所においても実施した。その点検によって取替が必要なものは取替をおこない、問題ない旨、確認済みであり、また、当施設においては、屋外の電気設備はコンセント等のみであることから、原電の事象における対策は対応済みと判断したため。</p>	<p>判断部署： 技術室 安全衛生管理室 主査</p> <p>判断責任者： 技術室長 安全衛生管理室長 主査</p>	—	—	—	—

事業所名	発生防止対策の検討に係る体制・組織			発生防止対策の実施（実施が有の場合）			
	実施の有無	判断根拠	判断部署及び判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価
東北大学	有	<p>①不十分な点検計画による塵埃の堆積等：密閉性のない、または、小動物侵入対策の必要な屋外電気品がないことを確認した。</p> <p>②設置環境の変化に対する認識不足：不適切に移動された屋外電気品がないことを確認した。また、設置環境に問題のある屋外電気品がないことを確認した。</p> <p>①、②のとおり問題はないが、安全性の観点から、電気設備に関する注意喚起が必要と判断した。</p>	安全管理部 安全管理部長	①②電気設備の不適切な移動、設置環境に関する注意喚起。	R4.11.7	異常があれば電気担当者へ報告。	<p>異常がないことで有効性を確認。</p> <p>結果：類似事故の発生がないことで有効と評価。</p>
日本核燃	有	<p>屋外仮設・本設変圧器があるため。（社内規定 Q-10-1 に基づく「予防処置 検討依頼書」の予防処置実施の要否による。）</p> <p>発災事象に関する情報入手直後に、発災設備が仮設変圧器であったが、当社にも変圧器があるため緊急点検として、変圧器の外観点検で異常がないこと確認した。なお、仮設の変圧器はない。</p> <p>第2報の原因特定情報を踏まえ、NFD 内の屋外非密閉箇所の常設電気品については、月例点検を実施しており、仮設電気品については、月例点検表を定めていないため、点検内容を検討する。</p>	放射線安全委員会 放射線安全委員長	検討中	-	-	-

事業所名	発生防止対策の検討に係る体制・組織			発生防止対策の実施（実施が有の場合）			
	実施の有無	判断根拠	判断部署及び判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価
核管センター	無	変圧器はすべて屋内に設置されていること（湿潤環境下で使用していない）。 ・塵、埃等の清掃も含めて定期的に点検していること。 ・本件を踏まえて再確認した結果、屋外に同様な事象の発生が想定される電気設備等はなかったこと。	センター朝会 所長	-	-	-	-
原燃工	無	本事象の原因は当該変圧器に対する不十分な点検計画、当該変圧器設置環境の変化に対する認識不足である。 所内の電気設備（屋外に敷設されている設備も含む）は全て定期、日常巡視点検（外観、絶縁抵抗測定等）を実施している。設置環境が変化しうる仮設の変圧器電気設備はない。以上のことから、追加の発生防止対策は不要と判断した。	CAP委員会 環境安全部長 （CAP委員会委員長）	-	-	-	-
日揮	無	電気設備の年次点検・月例点検を実施している。 屋外電気設備である廃ガス焼却設備電源盤の設置環境は問題なし。 なお、廃ガス焼却設備は一部更新時に電源盤の扉を2重化し防水対策を施している。	安全衛生委員会 安全委衛生委員長	-	-	-	-
三菱マテリアル	無	老朽化した変圧器は計画的に更新している〔計画（1回/年）、実績（実施の都度）〕。 設置環境等に問題が無いことも確認済みのため、発生防止対策は不要と判断	研究所管理職 会議 研究所長	-	-	-	-

事業所名	発生防止対策の検討に係る体制・組織			発生防止対策の実施（実施が有の場合）			
	実施の有無	判断根拠	判断部署及び判断責任者	実施内容	実施期間	進捗管理の方法・頻度	対策の有効性評価
NDC	無	確認の結果、当社では仮設配線を敷設している箇所は無いこと、本設受変電設備においては水没や小動物の侵入対策が行われていることから設置環境上に問題ないことを確認しているとともに、その他の電気設備についても問題ないことを確認しており、対策の実施は行わなかった。	技術推進・品質保証部 技術推進・品質保証部長	—	—	—	—
日本照射	無	所内調査の結果類似の設備はなく、事故・故障等が発生する可能性がなく普段と異なる事態の発生時においては上司への報告・連絡を平時より指導し徹底している。また、現在設置している屋外電気設備については設置環境にも問題は認められなかった。	照射サービス部 技術担当課長	—	—	—	—

【別表 2 - 3】

協定締結事業所以外の事業所で発生した事故・故障等情報を踏まえた水平展開の実施状況

○機構原科研

事故・故障等情報を踏まえた水平展開の要否の判断体制						水平展開に伴う改善実績	
担当組織	責任者	要否判断の方法	頻度	要否判断の実績	根拠規定類の名称	事故・故障等の内容	改善内容
研究所 CAP 会議	所長	研究所CAP会議において他部署にも起こり得る事象の報告があった場合は、同様な事象の発生を防止するため、部長に必要な処置等を指示。	1回/週	研究所 CAP 会議を 81 回開催 情報収集件数*:963 件 水平展開実績：7 件 (R4.11 末現在)	原子力科学研究所 CAP 活動要領	もんじゅの消防法に基づく立入検査において違反指摘等を受けた。 ・違反指摘 (1) パーテーションで区切った一区画が火災感知器未警戒区域となっている。 (2) 指定数量を超える危険物を取り扱う構築物の保有空地が確保されていない。	(2) への対応として、指定数量を超える危険物を取り扱う構築物（地下タンク貯蔵所を除く。）を所有する課室に対して、保有空地に植栽等がなく空地が確保されていることを確認した。 (2) への対応として、消防計画に基づく危険物貯蔵所等点検の点検項目になっていることを確認した。 なお、(1) への対応は、部屋を用途変更した際の火災感知器の設置に関する水平展開（要領改定等）で対応した。
						福島第二原子力発電所構内において使用している休憩用車両内のスポットクーラ	本事象について周知するとともに、安全ハンドブックに記載する運転時の屋外や水気のある場所で使用する場合の措置項目につ

事故・故障等情報を踏まえた水平展開の要否の判断体制						水平展開に伴う改善実績	
担当組織	責任者	要否判断の方法	頻度	要否判断の実績	根拠規定類の名称	事故・故障等の内容	改善内容
						<p>ーが作動しなかったことから、現場電源箱脇の屋外コンセントを確認したところ、コンセント及び差し込みプラグに焦げ跡を確認した。</p>	<p>いて、注意喚起を実施した。さらに、保有する屋外仕様電工ドラムについて「屋外用」、「防滴型」の表示を確認し、表示のないものについては明示し、屋内仕様と屋外仕様を判別できるようにした。</p>
						<p>人形峠環境技術センター濃縮工学施設においてパソコンモニタ等が接続されたテーブルタップのプラグと漏電遮断器の差込口に焦げ跡を確認した。</p>	<p>本事象の類似事象の発生を防止するため、安全情報かわら版を作成し、所内に配布し、掲示した。</p>
						<p>新型転換炉原型炉ふげん燃料貯蔵プール建家において、作業中に使用していた工具をプールに落下させる事象が発生した。</p>	<p>プール、高所等の工具落下の危険性がある場所での作業に関して、防止対策を含め、再度、リスクアセスメントを実施し、ワークシートを作成し直した。また、作業要領の改定等により、同作業時のホールドポイントを KY-TBM 実施シート等に明確にするなどの改善</p>

事故・故障等情報を踏まえた水平展開の要否の判断体制						水平展開に伴う改善実績	
担当組織	責任者	要否判断の方法	頻度	要否判断の実績	根拠規定類の名称	事故・故障等の内容	改善内容
							を実施した。
						群馬県高崎市において、バックホーを使用して畑の法面の土留め作業を行っていた際に、バックホーが転倒し、作業員がバックホーの下敷きになり死亡した。	本事象を周知するとともに、工事などでバックホーを使用する際は、急勾配の無理な走行禁止、シートベルトの着用等の安全対策を確実に遵守するよう注意喚起を行った。 また、チェックシートに、重機運転中の注意事項を追記し、チェックポイントとして確認することとした。
						伊方発電所 3 号機において、エタノールアミン含有排水生成物処理装置の苛性ソーダ貯槽付近から苛性ソーダの漏えいを確認した。	漏えいの原因が長期使用によるゴム製ダイヤフラムの劣化によるものと推定されたため、施設の苛性ソーダ取扱設備の長期使用の弁について、高経年化案件リストに登録して管理することとした。

事故・故障等情報を踏まえた水平展開の要否の判断体制					水平展開に伴う改善実績		
担当組織	責任者	要否判断の方法	頻度	要否判断の実績	根拠規定類の 名称	事故・故障等の内容	改善内容
						東通発電所 1 号機固化処理設備「ベントスクレイパ異常」警報発生について	本事象について周知するとともに、所管する濃縮廃液セメント固化装置をより安全に管理するため、作業終了後に容器内を確認し、必要に応じて清掃することを要領に追記した。

* 研究所 CAP 会議で収集した全件数

○機構サイクル研

事故・故障等情報を踏まえた水平展開の可否の判断体制						水平展開に伴う改善実績	
担当組織	責任者	可否判断の方法	頻度	可否判断の実績	根拠規定類の名称	事故・故障等の内容	改善内容
水平展開 検討会	保安管理 部長	水平展開検討会において、所内・外から期間内に収集した事故・故障等情報について水平展開の可否を検討し、保安管理部長が承認。	原則として 毎週1回	水平展開検討会を31回開催。 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)	所規則水平展開実施要領	令和3年3月16日、公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置分析所の低放射性グローブボックス内において、廃棄物容器から出火し火災が発生した。この原因として、廃棄物容器内において、ナトレックスMと硝酸及び還元剤による激しい反応による発火とウエスなどへの延焼が考えられている。	炭酸ナトリウム及び炭酸カリウムと激しく反応する化学物質(特に硝酸)を使用する施設を使用・管理する部署は、廃棄物系への硝酸等の化学物質混入など化学物質が混触する危険性について事例研究を行った。また、炭酸ナトリウムや炭酸カリウムが主成分の消火剤について自らの施設等で使用している化学物質と使用している消火剤の適切性を再確認した。また一部施設においては、ナトレックス消火剤・消火剤の使用を禁止し、炭酸ガス消火剤等に変更した。
						高速増殖原型炉もんじゅにおける、消防法第16条の5に基づく立入検査(令和3年12月23、24)	貯蔵所等の区分に応じた保有空地の幅を明確にするため、共通安全作業要領「D-6 消防法に基づく危険物管理要領」を改定し、危険物の規制に関する政令

						日)において、火災 予防上の不備欠陥が 認められた。(保有 空地が確保されてい ない建屋が確認され た)	の規定を基に新規の表「貯蔵所 等の保有空地」を追記した。(令 和4年6月1日施行)
				水平展開検討会を22 回開催。 (令和4年4月1日 から令和4年11月 30日まで)		2022年6月27日、 新型転換炉原型炉ふ げん 燃料貯蔵プー ル建屋において、水 中検査装置の一部交 換作業中に、使用し ていたフックスパナ をプールに落下させ る事象が発生した。 この原因として、 「工具にあらかじめ 落下防止ワイヤを取 り付けておく、工具 交換時に落下させた 場合でもプールに落 ちない交換場所を指 定する等のプールへ の落下防止対策を作 業要領書に明確に記	作業計画作成時に工具等の物品 全般の落下物のおそれについて 点検し、その結果を踏まえて必要 な安全対策やリスク低減対策を 作業手順に反映するよう、所内共 通安全作業基準「Ⅱ作業計画作成 基準」を改正した。改正概要とし ては、安全衛生チェックリストの 点検項目「落下のおそれはある か」について主な要因等を追記し た。(令和5年2月1日施行)

						載していなかった。 」等が挙げられた。	
--	--	--	--	--	--	------------------------	--

○機構大洗

事故・故障等情報を踏まえた水平展開の要否の判断体制						水平展開に伴う改善実績	
担当組織	責任者	要否判断の方法	頻度	要否判断の実績	根拠規定類の名称	事故・故障等の内容	改善内容
品質保証推進委員会（研究所）	品質担当副所長	委員会で、研究所で発生した不適合情報等の水平展開、機構内の水平展開の実施内容、実施結果について審議する。	1回／月及び都度	委員会を37回開催	大洗研究所 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗 QAM-03） 8.2 水平展開	人形峠環境技術センター総合管理棟操作室（非管理区域）における火災（令和2年11月9日、人形峠環境技術センターにおいて、電源遮断作業の完了を確認する前に、機構の作業担当者が請負企業に検電を許可し、検電に使用したテスターのテストピンがブスバーに接触した際に短絡状態となり、火花が発生するとともにブスバーが溶融してブレーカーから発煙した。）	電気作業時の停電識別表示のルール化、検電作業時のテスターの使用禁止の要領への反映、テスターのテストピンへの絶縁被覆装着の対策を行った（R3.5.20完了）。
原子力施設検査室	室長	室内CAP会議において、収集した機構内外の情報を共有・確認し、CAP会議で処置要否を判断。	原則1回／週	CAP会議を55回開催	コミュニケーション要領（大検-QAS-01-03）	該当なし	該当なし
管理部	部長	部内外から収集した情報等について、部長や品質保証推進委員会委員がスクリーニングを行い、情報共有や対応処置の要否を判断。	都度	18件の情報共有や対応処置を実施。	管理-QAM-01 総則	人形峠 濃縮工学施設におけるプラグ型漏電遮断器及び可搬式プラグテーブルタップ焦げ跡の発見（令和3年11月29日、人形峠環境技術センター濃縮工学施設の部品検査室（管理区域内）において、モニター等（スポットクーラー）が接続されたケーブルタップのプラグおよび漏電遮断器に焦げ跡が確認された。公設消防	同様な事象が発生する恐れがないことを確認（コードが人の障害にならない様に配慮されているか、プラグがコンセントにしっかり接続されているか）した（R4.5.27）

						により火災と判断された。) *1	
保安管理部	部長	CAP 会議において、各課長等から出された情報等について、スクリーニングを行い、処置を決定する。	原則 1回/週	保安部 CAP 会議を7 2回開催	コミュニケーション要領(保安-QAS-01-03)	<p>①人形峠 濃縮工学施設におけるプラグ及び漏電遮断器の焦げ跡について (令和3年11月29日、人形峠環境技術センター濃縮工学施設の部品検査室(管理区域内)において、モニター等(スポットクーラー)が接続されたケーブルタップのプラグおよび漏電遮断器に焦げ跡が確認された。公設消防により火災と判断された。)</p> <p>②新型転換炉原型炉ふげんにおける燃料受渡しプールへの使用工具の落下について (令和4年年6月27日、新型転換炉原型炉ふげん 燃料貯蔵プール建屋において、再使用燃料水中検査装置の一部を交換する作業中に、使用していたフックスパナをプールに落下させる事象が発生した。)</p>	<p>①以下の対応を行った。(R4.8.29完了)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10Aを超える電気機器を使用する場合は、テーブルタップに接続せず、壁コンセントから直接取る。→改善箇所2箇所 ・使用しているテーブルタップを確認し、20年を過ぎた物については計画的に交換すること。→20年以上経過したコンセントの交換対応 <p>②高所作業を実施する際の要領書への反映指示、安全作業ハンドブックへの工具落下防止対策の追記を行い、現在印刷中(令和5年3月中に配付予定)である。</p>
放射線管理部	部長	部CAP委員会において収集した部内及び機構内外の情報については、部CAP委員会においてスクリーニングし、処置を決定する。	原則 1回/週	放管部 CAP 委員会を80回開催	放射線管理部 CAP 活動手引(放管部-QAS-01-06)	人形峠 濃縮工学施設におけるプラグ及び漏電遮断器の焦げ跡について	本事象について、放管部 CAP 委員会での審議を経て所掌施設におけるプラグ型漏電遮断器の有無及び製造年月を確認することとし、長期間使用されているプラグ型漏電遮断器があった場合は未然防止措置(交換)を行うこととした。確認した結

							果、環境監視棟において製造年月日不明の漏電遮断器 3 個を新品に交換した (R4.5.9)。
高速炉 基盤技術開発部	部長	基盤部情報共有ミーティングにおいて、収集した機構内外の情報を共有・確認し、水平展開の要否を判断。	原則 1回/週	ミーティングを 83 回開催	情報共有ミーティング実施要領 (基盤-QAS-11)	<p>①人形峠 濃縮工学施設におけるプラグ及び漏電遮断器の焦げ跡について</p> <p>②東電柏崎刈羽発電所取水口エリアにおけるクレーンのワイヤー切れ (令和 4 年 3 月 18 日、東京電力柏崎刈羽 5 号機の屋外の取水口エリアにある設備の点検で使用するクレーンのワイヤーが切断する事象が発生した。けが人の発生はなかった。)</p> <p>③関西電力高浜発電所供用期間中検査の一部不実施 (高浜発電所は、令和 2 年 12 月から供用を開始した重大事故等クラス 1 機器に係る供用期間中検査について、令和 4 年 3 月 1 日から開始する定期事業者検査において供用期間中検査を不実施としていたが、その根拠となる供</p>	<p>①コンセントへの接続状態について調査し、引っ掛かり等により電源コードに外力が発生していないことを確認するとともに、コンセントに接続される負荷の容量が、コンセントの定格容量内であること、テーブルタップを使用していないことを確認した。製造後 20 年以上経過している漏電遮断器 (1 箇所) を新品に交換した (R4.5.27)。</p> <p>②所掌するクレーンについては、定期点検時にワイヤーロープの点検を行い、使用上有害な腐食がないことを確認 (R4.7.8)。</p> <p>③施設管理実施計画、設備保全整理表及び施設管理要領書が策定されており、これらに従って施設保全活動が実施されていることを確認した (R4.9.22)。</p>

					<p>用期間中検査に係る点検計画が未策定であることを4月14日に検査官が確認した。)</p> <p>④東京電力柏崎刈羽発電所計装用圧縮空気系除湿装置ブロワプリー位置ずれ事象 (令和4年5月30日、7号機計装用圧縮空気系除湿装置ブロワ(B系、待機号機)において、プリー位置がずれていることを発見した。本件は四国電力伊方原子力発電所3号機で発生した事象に鑑み調査したところ発見した。)</p> <p>⑤東京電力柏崎刈羽発電所固体廃棄物貯蔵庫内における放射性固体廃棄物ドラム缶からの液体漏えい (令和4年10月20日、柏崎刈羽発電所の固体廃棄物貯蔵庫内(管理区域)において、作業員が放射性廃棄物ドラム缶1本の外側底部および当該ドラム缶を載せているパレットに液体(スラリー状の流体:約0.9L)が溜まっていることを発見した。)</p> <p>⑥新型転換炉原型炉ふげんにおける燃料受渡しプールへの使用工具の落下について</p>	<p>④NUSF 施設管理要領書に基づく自主検査において排風機フロアの異音・振動の点検を実施するとともに、年次点検(外注)において当該プリーの偏心度の点検を実施し、異常がないことを確認した(R4.10.31)。</p> <p>⑤保管廃棄物中に、廃棄物容器を腐食させるおそれのある化学物質が含まれていないことを確認した(R4.10.14)。</p> <p>⑥高所作業など類似作業を行う場合には、要領書に従い通い袋の使用や床養生を確実に行うと共に、作業内容に応じて、工具への落下防止紐をつけるなどの安全対策を講じるよう注意喚起を行った(R4.12.6)。</p>
--	--	--	--	--	--	---

高速実験炉部	部長	各課長等から提出された情報については、管理職会議（CAP 会議体）においてスクリーニングし、処置を決定する。	原則 1 回/週	管理職会議（部内CAP 会議体）を 32 回開催	高速実験炉部CAP 活動要領（JOYO-QAS-01-14）	東京電力福島第一原子力発電所において、工事場所に、酸欠の恐れがあったことから、元請会社から酸欠作業主任者を選任して作業を実施していたが、元請、一次下請、二次下請からは選任せず、主任者が実施する事項の掲示がない。 （令和 3 年 1 月 13 日、東京電力福島第一原子力発電所において、労働基準監督署の臨時立検査後に、請負会社に対して下記の是正勧告書が発出された。 ・本工事は、事業者（元請、一次下請、二次下請）から酸欠作業主任者が選任されていないこと。 ・当該作業主任者に行わせる事項を作業場所の見やすい場所に掲示する等により関係労働者に周知していないこと。）	酸欠主任者が実施する事項については掲示板を用意し、いつでも掲示できるよう準備した（R3. 9. 30）。 また、酸欠管理要領を制定した（R3. 10. 1）。
燃料材料開発部	部長	CAP 会議等において、CAP 情報を周知し、「他施設から得られた知見」等の中で、部内施設に展開すべき案件を決定し、部内関係課へ展開を図る（大洗 QAM-03 に基づく緊急所長指示：業務連絡	原則 1 回/月 原則 1 回/週	燃材部 CAP 会議を 20 回開催 燃材部運転情報共有会議を 81 回開催	「燃料材料試験施設に係る要領」コミュニケーション要領（燃材-QAS-施-01-04）	①人形峠 濃縮工学施設におけるプラグ及び漏電遮断器の焦げ跡について ②三菱電機の特高圧以上の一部の変圧器の不適切行為について （令和 4 年 4 月 21 日、三菱電機は一部の変圧器で検査不正が新たに見つかったと発表し	①プラグ型漏電遮断器の交換実績の調査並びに使用期間が10年を超えるプラグ型漏電遮断器の有無について調査を行った結果、部内で使用しているものは全て10年未満で該当なかった。 ②安核本部から、複数の会社を經由して間接的に納品された変圧器がある可能性があるため、三菱電機製の特別高圧の変圧器設置に関した

		書)。				た。規格や顧客の要求基準を満たさない形で性能試験を実施するなどしていた。) <p>③パナソニック社製LED階段通路誘導灯の不具合について (パナソニック社製「LED階段通路誘導灯」の一部商品に内蔵している蓄電池を長時間放電しない場合、かつ一定の条件下で非常点灯時間が規定時間より短くなる恐れがあることが判明した。)</p>	調査の結果、部内において対象となる変圧器の設置は無しとの報告を令和4年4月25日に行った。 <p>③AGFに4台の対象器具品番と一致するものを確認した。メーカーによる現場確認の結果、不具合の発生はないことを確認した。メーカーから提供された不具合防止処置済みのバッテリー交換を令和4年8月23日に実施した。</p>
高温工学試験研究炉部	部長	HTRR 定例会議において、各課から収集したCAP情報等が報告され、部長が未然防止処置等の要否を決定する。	原則 1回/週	HTRR 定例会議を84回開催	HTRR 定例会議運営要領 (HTRR-QAS-13)	①人形峠環境技術センターにおける火災事象について <p>②KDDI (au) のモバイル通信サービスの大規模障害について (令和4年7月2日の午前1時半すぎに発生したKDDIの大規模な通信障害では、全国で通信がつながりにくい状況になった。)</p>	①本件について、部定例会議で確認し、各課で周知教育を実施した (R4.4.25)。 <p>②1つの携帯電話会社で利用しづらい状況となっても、緊急時対応可能であることを確認した。管理職者については電話番号を追記できる場合は通報連絡系統図に追記することとした (令和4年7月13日実施済み)。</p>
材料試験炉部	CAP 会議議長	部 CAP 会議において、収集した機構内外の情報を共有・確認し、CAP 会議で水平展開の要否を判断。	原則 1回/週	CAP 会議を85回開催	材料試験炉部CAP 会議運営要領 (JMTR-QAS-16)	①もんじゅにおける消防法に係る違反指摘及び口頭指導 (もんじゅにおいて消防法第16条の5に基づく立入検査を令和3年12月23日から24日に受けた結果、違反指摘2件、口頭指導5件を受けた。)	①違反指摘及び口頭指導について、同様な事象が発生していないか部内各所を確認した (R4.1.21)。一部、同様な事象 (感知器未設置等) があり改善した (R5.1.24)。

						<p>②柏崎刈羽発電所 5 号取水口エリアにおけるクレーンのワイヤー切れ</p> <p>③柏崎刈羽発電所 固体廃棄物貯蔵庫内(管理区域)における放射性固体廃棄物ドラム缶からの液体漏えいの発見</p>	<p>②部内のクレーンワイヤーロープの使用年数を確認した(R4. 4. 1、R4. 6. 24)。 ワイヤーロープの管理基準を確認し、検査成績書に点検結果の記録があること確認した(R4. 7. 1)。</p> <p>③品質目標「CAP 情報を用いた部内保安活動の向上」の対応に当たり、本件を「他施設から得られた知見」として活用し、施設に関する未然防止処置活動(事例教育)を実施した(R4. 10. 14、R5. 1. 5～23)。</p>
環境保全部	部長	環境保全部運営会議において、CAP 情報を周知し、「他施設から得られた知見」等において、部内施設でも同様の不具合等の発生を考慮すべき案件を選定し、部内水平展開を図っている。	原則 1 回/週	委員会を 78 回開催	コミュニケーション管理要領 (環境-QAS-01-04)	<p>①人形峠 濃縮工学施設部品検査室における焦げ跡の発見</p> <p>②全身表面汚染モニターの誤操作によるシャットダウン(フランス Lingen(ノジャン) 原子力発電所) (令和 2 年 4 月、Lingen 原子力発電所(KWL)の管理区域出口の全身表面汚染モニターに搭載されている検出器の電源がオフの状態であることを複数回発見した。)</p>	<p>①各課室において、プラグのコンセントへの差込状態を確認し、問題の無いことを確認した。(R4. 5. 31)。</p> <p>②放射線管理第 1 課に問い合わせを行い、WDF で使用しているゲートモニタ、WDF・DCA の HFCM ともに検出器のみの電源をオフにする機能がないことを確認した。 また、「放管マニュアル(6 放射線管理用機器の管理(II-6-6 ページ))」に、故障及び更新の場合の措置として、放射線管理用機器(ゲートモニター、HFCM 等)が故障した場合及び機器を更新する場合(修理を含む)</p>

						<p>③もんじゅ 協力会社作業員の負傷について （令和4年9月27日、高速増殖原型炉もんじゅタービン建屋内（非管理区域）において、清掃作業員が転倒し、負傷する事象が発生した。）</p>	<p>は 一中略一 測定等の代替措置（サーベイメータ）を行う。の記載を確認した。（R4.8.26）。</p> <p>③各課室長は、作業計画書を作成する課室員に対し、養生用板又は養生用シートの措置を行い作業する場合、ずれを起こさないよう養生テープ等で床に固定することを作業計画書に明記するよう指示すること。（R4.12.2）。</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

○量研機構那珂

事故・故障等情報を踏まえた水平展開の要否の判断体制						水平展開に伴う改善実績	
担当組織	責任者	要否判断の方法	頻度	要否判断の実績	根拠規定類の名称	事故・故障等の内容	改善内容
保安管理課	所長	労働災害を含む事故・故障等の情報を収集し、那珂研で発生し得る事象について所長、管理部長との協議結果を踏まえ、水平展開の要否を決定。以下3項目に区分して指示を行う。 ① 自主的改善【周知のみ】 ② 調査・検討指示 ③ 改善指示	安全に関する水平展開実施要領に基づき、原子力規制庁等各関係機関のHP等の定期情報収集(2回/月程度)により労働災害を含む事故・故障等の情報を収集している。	6件の事故・故障等が確認され、うち①自主的改善が5件、②調査・検討指示が1件の水平展開実施案件となった。 ①の5件は那珂研では同様の事象が発生するおそれがないため又は原子力規制委員会「原子	安全に関する水平展開実施要領	エックス線装置点検時の被ばく事象	日常点検作業チェックシートの見直し、被ばく防止対策の項目を追加

				<p>力施設等におけるトピックス」その他の情報のため、事故・故障等の事例として周知することとした。</p> <p>②の1件は那珂研でも発生し得る事象であるため、改善の検討を実施した。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

○原電

事故・故障等情報を踏まえた水平展開の要否の判断体制						水平展開に伴う改善実績	
担当組織	責任者	要否判断の方法	頻度	要否判断の実績	根拠規定類の名称	事故・故障等の内容	改善内容
トラブル検討会	所長代理(技術系)又は副所長(技術系)	委員会において、発電所における対応処置内容や方針を審議決定する。	原則1回/月	委員会を15回開催し、630件付議。(資料2-3-1)	トラブル検討会運営手引書(資料2-3-2)	<p>トラブル検討会への付議件数630件に対して、水平展開に伴う改善が必要と判断した案件は60件。</p> <p>＜水平展開に伴う改善が必要と判断した例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規程類の対応 放射線量低下に伴い線量区域を変更したが、巡視点検する部署が巡視点検頻度を定める規程類変更が必要になったことに気が付かず、点検未実施。 ・設備の対応 避難経路上の扉がコーキング処置されて開放できないことを確認。 	<p>トラブル検討会付議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別審議135件のうち、水平展開に伴う改善が必要と判断した案件60件のうち、代表例を以下に示す。(資料2-3-3) <p>＜水平展開に伴う改善が必要と判断した例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規程類の対応 立入制限区域の解除・設定をする場合は、あらかじめ廃止措置M・運転管理Mと調整するように社内規程を改正。(資料2-3-4-1) ・設備の対応

							<p><u>類似箇所を確認したため、</u> <u>対策として「コーキング除</u> <u>去」「固定設備の取り外し」</u> <u>「扉開閉機能を定期的に確</u> <u>認することを点検計画に反</u> <u>映」を実施するとともに、避</u> <u>難扉に表示を設置した。</u> <u>(資料 2-3-4-2)</u></p> <p>・<u>リストによる審議 4 9 5 件</u> <u>(資料 2-3-5)</u></p>
--	--	--	--	--	--	--	---

○ J C O

事故・故障等情報を踏まえた水平展開の要否の判断体制						水平展開に伴う改善実績	
担当組織	責任者	要否判断の方法	頻度	要否判断の実績	根拠規定類の名称	事故・故障等の内容	改善内容
管理職会議	安全管理者	会議において、品質保証責任者が収集した事故・故障等情報が報告され、安全管理者が水平展開の要否を決定。	1回/週	9件の事故・故障等情報を処理（締結事業所以外の令和3年4月～令和4年11月の事故・故障）	類似災害防止活動要領 不適合管理要領	(水平展開例無し)	(水平展開例無し)
安全衛生委員会	総括安全衛生管理者	一般安全衛生に関する災害事例(親会社からの情報等)の情報共有し、対応の有無を検討。	1回/月	安全衛生委員会を20回開催(令和3年4月～令和4年11月)	類似災害防止活動要領	他事業所でのフォークリフトと人との接触災害。	<ul style="list-style-type: none"> ・所有する全フォークリフトに、周囲に光の線を映写する LED ラインライトや接近探知アラーム等を設置。 ・フォークリフト使用中の倉庫内作業員以外の立入者は反射材付の上着着用。 ・構内道路への白線の追加

* 労働災害や環境事故の情報

○三菱原燃

事故・故障等情報を踏まえた水平展開の要否の判断体制						水平展開に伴う改善実績	
担当組織	責任者	要否判断の方法	頻度	要否判断の実績	根拠規定類の名称	事故・故障等の内容	改善内容
保安情報共有会議	安全・品質保証部長	保安情報共有会議において、入手した他社トラブル情報について、会議メンバー（保安管理組織部課長、核燃料取扱主任者）にて不適合判断や水平展開要否等を議論し、安全・品質保証部長が要否を最終判断する。	1回／週 (原則)	対象期間中、保安情報共有会議を56回開催した。 この会議の中で、水平展開（予防処置）要否判断を行った他社の事故・故障等の情報の件数については69件（海外情報を含む）。 うち、予防処置（水平展開）要として、処置を実施した案件は2件（うち1件は協定締結事業所）。	保安情報共有会議規則 (STD-SC0119)	(GNF-J) 第1管理区域から退出した従業員の身体表面密度の検査不実施について	部課長会にて連絡し、配下への周知徹底を依頼した。また、社内イントラ掲示板にて、社員全員への注意喚起を実施した。

○積水メディカル

事故・故障等情報を踏まえた水平展開の要否の判断体制						水平展開に伴う改善実績	
担当組織	責任者	要否判断の方法	頻度	要否判断の実績	根拠規定類の名称	事故・故障等の内容	改善内容
施設・RIグループ	施設・RIグループ長	原子力規制委員会の事故・トラブル情報を放射線取扱主任者が入手し、水平展開の方法を施設・RIグループ長が判断する	・1回/月 ・年一度の定期教育時	1件	他事業所で事故・故障等が発生した際の情報共有対策対応について(内規)	2016年7月1日、京都大学で発生した、RI施設管理区域内での火災について	令和4年3月の定期教育で、火災が発生した場合119番通報を行う事を再認識させた。
業務グループ	安全管理者	グループ会社の設備災害情報から、安全責任者が判断し、各部署長に連絡	積水化学グループで発生した「設備災害」の都度	5件	なし	配管を巻いている保温材がリボンヒーターにて低温着火(推測)にて火災が発生した事例	同様のリボンヒーターが使用されていないか確認を実施した。
業務グループ	安全管理者	グループ会社の労働災害情報から、安全責任者が判断し、各部署長に連絡	積水化学グループで発生した「労働災害」の都度	20件	なし	凍結乾燥機熱媒体のトリクロロエチレンが機械室内に3L程度漏洩し、回収作業後作業者がめまいを発症した事例	有機溶剤作業主任者の集合教育および各実験室の作業主任者を選任した。その職務を明確化し、具体的な行動(安全に作業管理できる体制)に展開した。
業務グループ	安全管理者	グループ会社の通勤災害情報から、安全責任者が判断し、各部署長に連絡	積水化学グループで発生した「通勤災害」の都度	15件	なし	助手席に置いていた荷物が落下し、拾おうとして前方のトラックに追突した事故	令和3年11月の通勤教育で、助手席に荷物を置かない事を再認識させた。

○東京大学

事故・故障等情報を踏まえた水平展開の要否の判断体制						水平展開に伴う改善実績	
担当組織	責任者	要否判断の方法	頻度	要否判断の実績	根拠規定類の名称	事故・故障等の内容	改善内容
CAP 委員会	専攻長	委員会において、各日から期間内に収集した事故・故障等に限らず不具合が生じた事項の情報が報告され、委員会にて改善方法を議論、決定し、実施する。委員会に出すか否かは専攻打合せ会、その事象に関連する当該者と相談のうえ決定する。	1回/月	委員会を20回開催。 報告件数は約20件	CAP 委員会委員会規則	<p>事故は当事業所では発生していないため、機械の不具合が多い。</p> <p>(内容例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉制御室内の監視モニター画面の一部、不具合が生じ、映像が途切れ途切れとなった。 ・制御室内において管理区域内への扉の開閉不具合 ・外部灯の不灯 	<p>速やかに改善するように努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視カメラ自体には不具合はないことから、モニターを交換するなどの修繕を施した。 ・リレーの不具合であったため、修繕を施した。 ・電灯機器に不具合は無く球切れであるため、交換した。

○東北大学

事故・故障等情報を踏まえた水平展開の要否の判断体制						水平展開に伴う改善実績	
担当組織	責任者	要否判断の方法	頻度	要否判断の実績	根拠規定類の名称	事故・故障等の内容	改善内容
安全管理部	安全管理部長	<p>以下により収集した事故・故障等情報について、安全管理部が水平展開の要否と対応方針を検討し、安全管理部長が承認。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教授会（月1回） ・安全衛生連絡会議（仙台）（月1回） ・その他（大学内、大学外の事故情報の収集）（月1回程度） 	情報収集の都度	<p>以下のタイミングで要否判断を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教授会：情報提供の都度【計20回】 ・安全衛生連絡会議：情報提供の都度【計30件】 ・その他（大学内、大学外の事故情報の収集）：情報収集の都度【計20回程度】 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ①液体窒素容器の操作ミスによる気化（ヒヤリハット） ②クラス4レーザーによる網膜損傷 ③通勤中の交通事故 	<ul style="list-style-type: none"> ①安全管理部の巡視において作業手順書、防護具、酸素濃度計の確認を行った。 ②保護メガネを入室前に装着できるように配置した。 ③定例会において交通ルールの徹底、周囲の安全確認、ドライブレコーダーの推奨について説明した。

○日本核燃

事故・故障等情報を踏まえた水平展開の要否の判断体制					水平展開に伴う改善実績		
担当組織	責任者	要否判断の方法	頻度	要否判断の実績	根拠規定類の名称	事故・故障等の内容	改善内容
品質知財本部	品質管理責任者	各部持ち回りで、所定の情報源から他事業所のトラブル情報を定期的に収集して、「他事業所トラブル情報データベース」へ登録、一次スクリーニング(※1)を行って、水平展開の要否を検討すべきと評価した事案について、責任者に対して予防処置（水平展開）の検討を依頼する。責任者は上記依頼を受け、その内容に応じて、所定の審査者に審査を依頼し、当該審査者は所管する委員会で審議する等して、水平展開（予防処置）の要否判断を行う（二次スクリーニング(※2)）。	※1（一次スクリーニング） 随時 ※2（二次スクリーニング） 随時	<一次スクリーニング対象> 140件 <二次スクリーニング対象> 7件(※3) ※3：過去年度に収集した事案で、対象期間内に水平展開検討を行ったもの2件を含む。	G-10-1「不適合管理・再発防止対策実施要領」	(1) 島根原発の管理事務所で火災について（バッテリー経年劣化による火災） (2) 日本フェンオール製の感知器及び中継器に関する不正行為※ ※;2013年9月から2020年10月までの間に日本フェンオールが製造した製品(感知器及び中継器)について、型式承認時に承認された部品とは異なる部品を一部用いて製造し、当該事実が発覚することを防ぐために、型式適合検定受検時に不正の手段を用いて型式適合検定に合格していた。	(1) 社内で使用する充電タイプのリチウムイオンバッテリーを対象に1回/半年の頻度で、変形や傷の有無、異常な発熱等の点検を開始した。 (2) 消防設備の定期点検において日本フェンオール社製の感知器及び中継器の有無を確認し、当該設備があった場合には交換する。現在点検中。

○核管センター

事故・故障等情報を踏まえた水平展開の要否の判断体制						水平展開に伴う改善実績	
担当組織	責任者	要否判断の方法	頻度	要否判断の実績	根拠規定類の名称	事故・故障等の内容	改善内容
保安防護 管理室 (事務局)	所長	1. センター朝会において他施設の事故・トラブル情報の共有 (→ その中から未然防止処置を検討するとしてた案件についてセンター検討会議で協議) 2. センター検討会議において未然防止処置の要求事項を明確化し処置計画、処置報告をレビュー	1. 事故・トラブル情報の共有は1回/週程度 (朝会は毎朝実施) 2. センター検討会議は担当部署から処置要求書(兼報告書)が提出された都度開催	1. 事故・トラブル情報の共有数 81件(令和3年度) 41件(令和4年度) 2. 未然防止処置に係るセンター検討会議の開催数 10回(令和3年度) 1回(令和4年度)	1. 会議体設置・運営要領書 2. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置要領書	①六ヶ所保障措置分析所における低放射性グローブボックス内の火災について ②NFI 熊取における固体廃棄物ドラム缶からの液だれ跡 ③柏崎菟羽における排水ポンプの中継端	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性固体廃棄物管理マニュアル、フードグローブボックス取扱いマニュアルの見直し(化学薬品の付着した容器や紙類の廃棄方法(水洗浄、乾燥の徹底)、及び可燃廃棄物の金属容器保管を追記 ・GB 内火災発生時の初期消火方法の見直し(ナトレックスMの使用禁止)、消火手順、作業装備の見直し、消火器による消火手順の追記 ・これに伴う周知教育を実施。 ・水分の付着した廃棄物は乾燥後廃棄物容器に廃棄。また、廃棄物が収納されたドラム缶は日常及び定期点検(破損、腐食、固定ボルトの締め付け等)にて健全性を確認しており水平展開は不要と判断。

					<p>子台、ケーブルの火災</p> <p>④保安設備に使用している更新時期を過ぎたUPSについて</p>	<p>未然防止処置は必要と判断。現在、未然防止処置計画を策定中。</p> <p>未然防止処置は必要と判断。現在、未然防止措置計画を策定し未然防止処置を実施中。</p>
--	--	--	--	--	--	---

○原燃工

事故・故障等情報を踏まえた水平展開の要否の判断体制						水平展開に伴う改善実績	
担当組織	責任者	要否判断の方法	頻度	要否判断の実績	根拠規定類の名称	事故・故障等の内容	改善内容
CAP 委員会	環境安全部長（CAP委員会委員長）	事務局が収集した事業所外のトラブル情報※について、専門家のそろった委員会で検討し、水平展開の要否を決定する。 ※トラブル情報はニューシア情報、原子炉等規制法または放射性同位元素等規制法に基づく報告事象等を対象としている。	1回/週	R3. 4. 1-R4. 11. 30 81回実施し、367件について検討を行った。そのうち水平展開実績は8件。	改善措置活動実施要領（MC-000079）	①伊方発電所 3号機特定重大事故等対処施設設置工事における火気使用前の確認事項及び火気使用中の監視人の監視方法の不備による火災 ②伊方原子力発電所伊方発電所 3号機セメント固化装置補助蒸気配管からの経年劣化による水漏れ ③高浜原子力発電所 3号機における不十分な施工管理による煙感知器の不適切な設置 ④浜岡原子力発電所	①火気監視者の役割として適切な養生の確認、火花の飛散方向を考慮した箇所からの監視の観点を追加し、標準を改定した。 ②東海事業所の蒸気配管について総点検を行い、問題ないことを確認した。 ③感知器の管理方法を見直し、消防法に基づく点検においてその設置位置を確認すること、工事の際感知器の設置状況への影響の有無を確認することを標準に定めた。 ④一般的な危険物の取扱い、特に

事故・故障等情報を踏まえた水平展開の要否の判断体制					水平展開に伴う改善実績		
担当組織	責任者	要否判断の方法	頻度	要否判断の実績	根拠規定類の名称	事故・故障等の内容	改善内容
						<p>の草刈り作業中における燃料補給用缶の不適切な取扱いによる火災</p> <p>⑤東レ樹脂製品における第三者認証登録に関する不適切行為（一部品種に難燃性が登録基準に満たしていない製品あり）</p> <p>⑥日本フェンオールにおける火災感知器及び中継器の型式適合試験の不正合格</p> <p>⑦浜川崎工場大電力試験所における請負作業員の予定外作業</p>	<p>燃料補給用の缶の取扱いの具体的な注意点を加えるため、標準を改定した。</p> <p>⑤東海事業所の設備に対して難燃性の観点から樹脂使用の可能性のある設備及び関連する取引先を調査した。加工事業許可に基づき、幹線ケーブル、安全機能を有する設備のうち、難燃性・不燃性の要求のある設備・機器を対象とした。その結果、当該製品の使用がないことを確認した。</p> <p>⑥日本フェンオール製の不正の手段で合格した火災感知器、中継器の有無を調査し、該当の製品がないことを確認した。</p> <p>⑦東海事業所で同様に致命傷となり得る危険源の有無を調査し、確認した危険源について表示を</p>

事故・故障等情報を踏まえた水平展開の要否の判断体制						水平展開に伴う改善実績	
担当組織	責任者	要否判断の方法	頻度	要否判断の実績	根拠規定類の 名称	事故・故障等の内容	改善内容
						実施による感電事故 (死亡) ⑧中部電力の非常用 ディーゼル発電機で 排気管伸縮継手がブ ローホールの疲労破 壊により破損し、排 気漏れが生じた。	行った。予定外作業発生時のルー ルを標準に追加した。 ⑧東海事業所のディーゼル式発 電機の試運転時点検項目に「排気 漏れはないか」を追加した。

○日揮

事故・故障等情報を踏まえた水平展開の要否の判断体制						水平展開に伴う改善実績	
担当組織	責任者	要否判断の方法	頻度	要否判断の実績	根拠規定類の名称	事故・故障等の内容	改善内容
安全衛生委員会	安全衛生委員長	本社 HSSE 委員会より発信される日揮の建設現場で発生した事故・故障等の情報を、安全衛生委員で所内施設状況と照査し判断する	1回/月	委員会を20回開催	安全衛生委員会規程	無	無
放射線安全委員会	放射線安全委員長	収集した情報を管理チームにより精査し必要とおもわれる情報を放射線安全委員会により判断する。	1回/月	委員会を20回開催	放射線障害予防規程	無	無

○三菱マテリアル

事故・故障等情報を踏まえた水平展開の要否の判断体制						水平展開に伴う改善実績	
担当組織	責任者	要否判断の方法	頻度	要否判断の実績	根拠規定類の名称	事故・故障等の内容	改善内容
安全管理グループ	グループ長	安全管理グループ長が共有の要否を判断 (水平展開の要否の判断を有する場合は、以下)	事故・故障等情報を収集の都度	社外 (3件) 社内 (人的災害 40件) (火災爆発漏洩 9件)	なし	なし	なし
研究所管理職会議	研究所長	安全管理グループ長から共有された事故・故障等情報について、水平展開の要否と対応方針を検討し、所長が承認	事故・故障等情報を収集の都度	社内 (1件)	なし	①ホイールローダーに轢かれ死亡	①類似災害として「フォークリフト等車両との接触災害防止徹底(社内)」(管理的対策の再確認:作業計画書記載項目点検⇒指摘事項なし) また、有資格者全員「フォークリフト運転業務従事者教育」(社外教育)を受講

○NDC

事故・故障等情報を踏まえた水平展開の要否の判断体制						水平展開に伴う改善実績	
担当組織	責任者	要否判断の方法	頻度	要否判断の実績	根拠規定類の名称	事故・故障等の内容	改善内容
技術推進・品質保証部	技術推進・品質保証部長	他社トラブル情報と水平展開要否表へ各部署(技術推進・品質保証部含む)から提供された他社のトラブル情報や事故・故障等情報について、各部責任者への水平展開要否を確認し、各部回答結果を踏まえ、技術推進・品質保証部で水平展開の要否を決定する。	1回/月	期間中に35件の他社トラブル情報や事故・故障等情報を処理した。	社標準「原子力研究施設等に係る外部情報の水平展開実施要領」(SH-44)	<p>① 弁閉止時に工具を使用したことで弁を過剰に閉め過ぎ、押さえナットを破損させたため、安全蒸気ボイラAへの純水供給バイパスライン上の弁からの漏えい</p> <p>② 柏崎刈羽原子力発電所での除湿用ヒータからの発煙の発生</p> <p>③ 防火扉にドアストッパーが置かれ、火災発生時に閉止できない状態にあった。</p> <p>④ 系統設備のうち一系統がメンテナンス中で、運転中のもう一系統を誤って停止したことにより供給液槽の安全冷却機能の一時喪失した。</p>	<p>① 弁閉止時に工具を使用している設備・装置はない事を確認した。</p> <p>② 除湿用ヒータが無いことを確認した。</p> <p>③ 常時閉の防火扉が一部常時開となっていたので、すべて常時閉とした。</p> <p>④ セル排気ファンについては切替式なので、二系統とも停止することはないことを確認した。</p>
管理部	社安全衛生管理者	三菱重工がスクリーニングした高リスクレベル事案について水平展開実施指示が	不定期(5,6回/年程度(三菱重工からの連	事案については全て水平展開しているため要否判断の実績はないが、「社安全衛	社標準「安全衛生計画書」(SH-75)	①2021/05/20_開口部措置区画内を歩行中、グレーチングを取り外していた開口部から約5m 墜落し受傷	いずれの事案も、社内各部へ通知し、各部内で教育を実施した。

		なされている。	絡による))	生管理計画」に盛り込みそれに基づいて実施している。	高リスクレベル事象・統計内災害(原子力セグメント)発生に伴う水平展開要領	<p>②2021/06/04_C-LTS ユニットアンモニア冷媒の水への溶解処理作業時に被災</p> <p>③2021/06/28_天井クレーンで荷上げ作業中、ワイヤが搬入開口部床面下端と接触し、吊り荷が落下</p> <p>④2021/07/13_メカトロ缶フィラ組立作業の若手指導中に搬送テーブルのバランスが崩れて頭部を受傷</p> <p>⑤2021/08/18_足場上で仮設ウインチ用アイビームの施工状態確認時に部材荷上げ用開口部から墜落し受傷</p>	各事案(5件)について、三菱重工から送付いただいた資料(PDF等)を用いて水平展開として、各部内で教育を実施し、同類災害防止に関する認識を高めた。
--	--	---------	--------	---------------------------	--------------------------------------	--	---

○日本照射

事故・故障等情報を踏まえた水平展開の要否の判断体制						水平展開に伴う改善実績	
担当組織	責任者	要否判断の方法	頻度	要否判断の実績	根拠規定類の名称	事故・故障等の内容	改善内容
—	社長	照射サービス部技術担当課長より周知された時点で社長が水平展開の要否を判断	随時（事態発生都度）	水平展開として放射線業務従事者の定期教育において教育を実施することを指示 メールでの事態周知：1回 要否判断回数：1回 水平展開の指示：1回	—	①他社（RI 事業者）において放射線業務従事者の計画外被ばく。密封線源を内蔵したガンマ線透過試験装置の線源を線源容器に収納・確認する操作を失念し、線源が遮へい機能を有した線源容器に収納されていない状態で近づいたため、5mSvを超える計画外被ばくとなった。	①メールにて全管理社員に事態周知。定期自主検査（R4.11 実施）においてインターロックの作動状況を確認。（放射線業務従事者につき定期教育訓練（R5.2）において国内における計画外被ばくの事件事例として教育予定）
安全衛生管理組織	総括安全衛生管理者（社長）	一般安全（災害事例など）につき安全衛生委員会等にて情報共有し、対応の有無を検討	1回／月	安全衛生委員会を 20 回開催 ・マニュアル等改訂数：2 件 ・所内点検（調査）回数：5 回 ・設備撤去更新工事（設備改造等）件数：	安全衛生委員会規程	①他事業所でのフォークリフトとの接触災害。 ②他事業所において重量物を力任せに動かそうとした時、指を挟んだ。 ③他事業所において	①フォークリフト運転ルールの見直しを行い、安全作業基準を改正し、周知した。 ②重量物を力任せに移動させる作業がないか洗い出しをおこなった。結果、同様の作業が無いことを確認した。 ③作業員が通行する部分で蓋の

				<p>1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示物の新設件数：1件 ・ その他上記に含まれない水平展開件数：7件（新規安全対策の検討、他事業所災害の事例検討等） 		<p>蓋のないピットを跨ぐ際に転倒した。</p> <p>④他事業所において重量物が倒れてきて足首にあたった。</p> <p>⑤他事業所において惰性で動いているファンベルトに手が触れ巻き込まれた。</p>	<p>ない側溝等がないか調査し、必要な箇所に蓋を設置した。</p> <p>④重量物が不安定な状態で保管されていないか点検を実施した。その結果、転倒防止処置はされていたものの、アルミ板が壁に立てかけられていたことから、平置き保管に変更した。</p> <p>⑤ファンベルトが完全に止まってから安全カバーを外すようにマニュアルを改正し、周知した。</p>
--	--	--	--	---	--	---	--

法令順守意識の徹底に係る取組状況

①原科研

コンプライアンスの徹底に係る推進組織				左記組織によるコンプライアンスの徹底に向けた取組
組織名称	組織メンバー	活動頻度	規定類	
総務部 法務・文書課 計画管理部 総務・共生課	内部構成員（10名）	通年	・リスク管理規程	<p><コンプライアンス遵守に向けた全社的な取り組み></p> <p>① 全従業員を対象としたeラーニング教育（3回/年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品管理に係るeラーニング（受講率100%） ・コンプライアンスに係るeラーニング（受講率100%） ・研究不正防止に係るeラーニング（受講率100%） <p>② コンプライアンス研修（対面、オンラインを活用し開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新入職員対象（対象者33名中33名受講） ・管理職対象（対象者552名中552名受講） ・一般職対象（対象者915名中915名受講） <p>③ コンプライアンスガイドブックの改定やビデオ教材の社内イントラネット掲載</p> <p>④ コンプライアンス通信の定期的な発行（4回発行）</p> <p>⑤ コンプライアンス推進月間（12月）を設け、重点的な取り組みを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長メッセージの発信（17回） ・各職場における啓発ポスターの掲示
	内部構成員（7名）		・内部統制の推進について	<p>① 所長メッセージを原子力科学研究所イントラネット掲載。</p> <p>② 庶務担当課長会議等による該当事案に係る注意喚起。</p> <p>③ 「コンプライアンス活動の推進」を原子力科学研究所イントラネット掲載。</p> <p>④ コンプライアンス通信等の情報を課会、メール等で適宜共有。</p> <p>⑤ 「おせっかい運動」等の活用による声掛けの推奨・励行。</p> <p>⑥ 安全衛生会議及び安全衛生統括者パトロールの実施。</p> <p>⑦ ポスター（コンプライアンス・健康増進・交通安全等）の掲示。</p> <p>⑧ 不正を発生させない組織文化の醸成として職場環境づくりの推進役を指名し、課長及び部長が不祥事、不正防止に向けた決意表明（宣言書の提出）。</p>

			・通報規程	通報制度の設置 秘匿性・利便性の観点から、内部通報窓口と外部通報窓口を設置し、それぞれコンプライアンス全般、研究開発活動の不正行為（告発）、不公正な取引行為（報告・通報）の窓口を設置
保安管理部 安全対策課 品質保証課	内部構成員（11名） 内部構成員（11名）	通年	・原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質マネジメント計画書 ・廃棄物埋施設品質マネジメント計画書 ・安全文化の育成及び維持並びに関係法令の遵守活動に係る実施要領書 ・安全衛生管理規則	<安全に係る所内での法令遵守活動> 要領に基づき、毎年、研究所における安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る活動計画の策定、各部における活動計画の策定及び活動の自己評価を行っている。 今年度の活動状況は以下のとおり。 ① eラーニング等による安全作業ハンドブックを用いた基本動作及びルール遵守の教育の実施。（受講率100%） ② 緊急時の連絡通報及び情報収集・伝達を確実にするため、保安訓練及び教育の実施。（非常事態総合訓練 第1回：R4.8.30、第2回：R5.2.21（予定）） ③ 作業における危険性の再認識に係る安全体感研修の実施。（R4.7.12～14：122名参加、R4.11.8～11：152名参加） ④ eラーニング等による過去の事故トラブルの教訓に係る教育の実施。（受講率100%） ⑤ 発生したトラブルについて、教訓や注意点を記載した安全情報かわら版の発行による注意喚起。（計6件）

②サイクル研

コンプライアンスの徹底に係る推進組織				左記組織によるコンプライアンスの徹底に向けた取組
組織名称	組織メンバー	活動頻度	規定類	
総務部 法務・文書課	組織長：課長 ・内部構成員(12名 業務担当6名)	通年	リスク管理規程	<p><コンプライアンス遵守に向けた全社的な取り組み></p> <p>① 全従業員を対象としたeラーニング教育 (3回/年：例年約3回/年実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品管理に係るeラーニング(受講率100%) ・コンプライアンスに係るeラーニング(受講率100%) ・研究不正防止に係るeラーニング(受講率100%) <p>② コンプライアンス研修(対面、オンラインを活用し開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新入職員対象(31名受講 受講率100% 今年度分) ・管理職対象(245名受講 受講率100% 今年度分) ・一般職対象(564名受講 受講率100% 今年度分) <p>③ コンプライアンスガイドブックの改定やビデオ教材の社内イントラネット掲載</p> <p>④ コンプライアンス通信の定期的な発行 (4回発行/年：例年4~5回/年発行)</p> <p>⑤ 国立研究開発法人協議会コンプライアンス推進月間において、機構における重点的な取り組みを実施(12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長メッセージの発信* ・各職場における啓発ポスターの掲示 <p>※理事長メッセージは、様々なトピックにて通年で発信(12回/年)</p>
サイクル研 総務・共生課	組織長：課長 ・内部構成員(15名 業務担当5名)		内部統制の推進について	

コンプライアンスの徹底に係る推進組織				左記組織によるコンプライアンスの徹底に向けた取組
組織名称	組織メンバー	活動頻度	規定類	
				<p>コンプライアンスに対する意識を改善</p> <p>⑤ 法令遵守の取組みとして、春・夏・秋・年末の交通安全運動期間中の所幹部による立哨指導、交通安全講話（ひたちなか警察署交通課）、交通 KY の実施、ワンポイント放送、交通安全ニュースの発行等を実施</p>
			通報規程	<p>機構の業務に関して行う通報に係る必要な事項及び行われた通報*に関する措置等の規程を制定し、コンプライアンス全般についての通報窓口を設けている。</p> <p>※「通報」とは、コンプライアンスに反する行為又は反すると思われる行為について、これを是正又は改善することを目的として、当該行為の内容及びこれに関する意見を告知する通報をいう。</p>
施設安全課	<p>組織長：課長</p> <p>・内部構成員(13名 業務担当7名)</p>	通年	<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設品質マネジメント計画書 ・安全文化の育成及び維持並びに関係法令の遵守活動に 	<p>○所長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月1日にR4年度の活動計画を作成した。その後、JANSIによる意識調査結果を踏まえ、9月1日に活動内容を改定した。 <p>○各部・センター長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所長が作成した活動計画を踏まえ、各部・センターにおける安全文化の育成等に係る活動に関する活動目標を再設定した。 ・保安管理部：9/7 ・放射線管理部：9/7 ・工務技術部：9/7 ・環境技術開発センター：9/16

コンプライアンスの徹底に係る推進組織				左記組織によるコンプライアンスの徹底に向けた取組
組織名称	組織メンバー	活動頻度	規定類	
			係る実施要領書	<ul style="list-style-type: none"> ・再処理廃止措置技術開発センター：9/13 ・プルトニウム燃料技術開発センター：9/13 <p>○11月10日に、研究所における活動内容（品質マネジメント活動を含む）について、所長及び担当理事による評価とともに、理事長によるマネジメントレビューを受けた。</p> <p>○3月9日に、研究所における活動内容（品質マネジメント活動を含む）について、所長及び担当理事による評価とともに、理事長によるマネジメントレビューを受ける予定である。</p> <p>○10月31日～11月28日かけて、研究所の内部監査を実施し、品質マネジメント活動が要求事項に適合して実施され、適切に維持されていることを確認した。</p> <p>○所長、各部・センター長、センター内各部長及び課長等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度1回以上（年度末、必要に応じて）、自己評価を行い、結果を踏まえ次年度の活動目標等に反映している。

③大洗研

コンプライアンスの徹底に係る推進組織				左記組織によるコンプライアンスの徹底に向けた取組
組織名称	組織メンバー	活動頻度	規定類	
総務部 法務・文書課 総務・共生課	内部構成員（10名） 内部構成員（6名）	通年	リスク管理規程	<p><コンプライアンス遵守に向けた全社的な取り組み></p> <p>① 全従業員を対象としたeラーニング教育 （3回/年：例年約3回/年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品管理に係るeラーニング（受講率100%）R4.7月実施 ・コンプライアンスに係るeラーニング（受講率100%）R4.7月実施 ・研究不正防止に係るeラーニング（受講率100%）R4.9月実施 <p>② コンプライアンス研修（対面、オンラインを活用し開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新入職員対象（19名/20名受講）R4/4/4実施 ・管理職対象（151名/153名受講）R4/7/14～9/26計4回実施 ・一般職対象（500/537名受講）R4/7/22、8/3実施 <p>未受講者へのフォローアップとしてビデオ教材をイントラに掲知</p> <p>③ コンプライアンスガイドブックの改定やビデオ教材の社内イントラネット掲載</p> <p>④ コンプライアンス通信の定期的な発行 （年6回程度発行）4回発行済：6/8、6/26、7/28、11/29配信</p> <p>⑤ コンプライアンス推進月間（12月）を設け、重点的な取り組みを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長メッセージの発信（17回） ・各職場における啓発ポスターの掲示 <p>⑥ 通報制度の設置</p> <p>秘匿性・利便性の観点から、内部通報窓口と外部通報窓口を設置し、それぞれコンプライアンス全般、研究開発活動の不正行為（告発）、不正な取引行為（報告・通報）の窓口を設置</p>
			内部統制の推進について	<p>① 不正を発生させない組織文化の醸成として職場環境づくりの推進役を指名し、部長及び課長が不祥事、不正防止に向けた決意表明、（宣誓書）を提出。</p> <p>② 各部、課において職場環境の改善等をテーマとした「部、課内ミーティング」を実施し、コンプライアンス遵守の重要性について認識の共有を図った。</p> <p>③ コンプライアンスに関する所長メッセージ（訓示）の発信（構内放送、イントラ掲載）した。（6月6日）</p> <p>④ 物品盗難事案の当事者である所属部長より再発防止に向けたメッセージを発信した。（4月1日、7月1日）また、所属部内各</p>

				<p>課においてコンプライアンス遵守に係る教育を実施した。</p> <p>⑤ 法令遵守に係る取組みの一環として、7月28日、9月27日及び12月16日に出勤時間に合わせた交通安全立哨指導を実施した。</p> <p>⑥ 課長および課員間でも課内ミーティングを行うことで、管理職ミーティングで決定された組織方針を課員全員に周知し、職場環境の改善、不祥事、不正防止について話し合い、課員からの意見を吸い上げ必要に応じた防止策を講じるとともに継続的な課員のコンプライアンスに対する意識を改善</p>
中央安全審査・品質保証委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・組織長：安全・核セキュリティ統括本部長 ・内部構成員（25名）：各拠点長等 	1回/月及び臨時	中央安全審査・品質保証委員会の運営について（QS-A04）	① 施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項、事故又は非常事態に関する重大事項、品質マネジメント活動の基本事項、規程及び達の制定、改正又は廃止に関する事項、機構の安全衛生管理に関する重要事項、その他理事長の諮問する事項についての審議
原子炉施設等安全審査委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・組織長：大洗研究所副所長 ・内部構成員（21名）：所長指名者14名、原子炉主任技術者2名、廃止措置主任者2名、廃棄物取扱主任者1名、電気主任技術者2名 ・外部構成員（3名）：日本核燃料開発株式会社2名、他拠点委嘱者1名 	都度	原子炉施設等安全審査委員会規則（大洗 QAM-12）	<p>① 原子炉施設及び廃棄物管理施設（以下、「原子炉施設等」という）の安全性の評価、設計内容等の妥当性の審議</p> <p>② 原子炉施設等における安全審査に関連する事項についての報告</p>
使用施設等安全審査委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・組織長：大洗研究所副所長 ・内部構成員（21名）：所長指名者14名、核燃料取扱主務者2名、放射線取扱主任者3名、電気主任技術者2名 ・外部構成員（3名）：日本核燃料開発株式会社2名、他拠点委嘱者1名 	都度	使用施設等安全審査委員会規則（大洗 QAM-13）	<p>① 核燃料物質使用施設等及び放射性同位元素等使用施設（以下、「使用施設等」という）の安全性の評価、設計内容等の妥当性の審議</p> <p>② 使用施設等における安全審査に関連する事項についての報告</p>
品質保証推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・組織長：大洗研究所品質担当副所長 ・内部構成員（15名）：センター長3名、部長9名（センター長兼部長の1名を除く）、原子力施設検査室長、保安管理部次長、廃棄物取扱主任者 	1回/月及び都度	品質保証推進委員会規則（大洗 QAM-11）	<p>① 研究所における品質マネジメント活動の推進、安全文化の育成及び維持並びに法令等の遵守活動、所長からの諮問事項についての審議</p> <p>② 品質マネジメント活動の推進に関連する事項の報告</p>

安全衛生委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・組織長：所長 ・内部構成員（25名）：所長、所側代表者12名（衛生管理者、産業医含む）、労働者代表12名、オブザーバ1名（電気主任技術者） 	1回/月	安全衛生管委員会運営規則	① 安全衛生に関する計画の作成及び実施、安全衛生に係る規定の制改廃、労働災害の原因及び再発防止対策等についての調査、審議
原子力施設検査室（原子力施設検査室品質保証技術検討会）	<p>品質保証技術検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織長：原子力施設検査室品質保証技術検討会主査（委員の中から室長が指名した者）、主査代理（委員の中から室長が指名した者） 委員（7名）：委員（室員の中から室長が指名する者） 特別委員（都度）（委員以外の関係者に依頼した者） 	都度	原子力施設検査室品質保証技術検討会運営要領（大検-QAS-01-01）	<p>品質保証技術検討会は、原子力施設検査室が所掌する業務のうち、次の各号に掲げる事項について審議等を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 水平展開に関する事項 (2) 不適合管理、是正処置及び未然防止処置に関する事項 (3) 品質マネジメント要領書の制定、改訂及び廃止に関する事項 (4) 使用前事業者検査、使用前検査及び定期事業者検査（以下、総称して「事業者検査」という。）に係る検査計画書及び検査要領書の策定及び改訂に関する事項 (5) 品質目標・安全文化の育成等の活動計画及び実績に関する事項 (6) 上記(1)から(5)のほか、原子炉施設等安全審査委員会、使用施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会への審議事項 (7) その他原子力施設検査室長が必要と認める事項
管理部（管理部品質保証推進委員会）	<p>管理部長、総務・共生課長、労務課長、調達課長、工務課長</p>	四半期に1回以上	管理部品質保証推進委員会規約（管理-QAS-01-01）	<p>法令順守意識の徹底に係る取組として、関係法令及び規則・要領等による教育、マネジメントオブザベーションの手法を活用した作業観察、作業における基本動作の徹底に関する教育を管理部品質目標の計画に基づき実施し、四半期毎に実施状況を管理部品質保証推進委員会で確認している。</p>
保安管理部（保安管理部部会）	<p>保安管理部長、保安管理部次長、安全対策課長、施設安全課長、危機管理課長、核物質管理課長</p>	原則1回/週	部会運営要領（保安-QAS-01-04）	<p>保安管理部における業務の計画及び実績並びに各課の所掌する業務に関連する議題、事故・トラブル、留意すべき事項等、保安管理に係る業務を円滑にするために検討・情報共有等を行う。</p>
放射線管理部（品質保証技術検討会）	<p>主査及び主査代理（放管部長が指名した者：次長、課長）</p> <p>委員：環境監視線量計測課長、放射線管理第1課長、放射線管理第2課長、放射線管理部安全主任者、その他放管部長が指名した者</p>	都度	品質保証技術検討会運営要領（放管部-QAS-01-01）	<ol style="list-style-type: none"> (1) 品質マネジメントに関する管理要領書及び施設品質マネジメント計画書に関する事項の審議 (2) 原子炉施設等における保安に係る施設の品質マネジメントの基本的な事項及び品質マネジメント活動の推進及び品質マネジメント上重要な事項に関する審議 (3) 「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗 QAM-03）」の部内技術検討会で審議すべき事項の審議

高速炉基盤技術開発部 (情報共有ミーティング)	・高速炉基盤技術開発部長、ナトリウム機器技術開発グループリーダー、構造信頼性・材料技術開発グループリーダー、安全評価技術開発グループリーダー、高速炉基盤技術開発部安全主任者	原則 1回/週	情報共有ミーティング実施要領 (基盤-QAS-11)	情報共有ミーティング (基盤部の保安活動に係る機構外部及び内部の不適合等情報の共有及び確認のための方法について定め、品質マネジメント活動の円滑な遂行を図ることを目的として、基盤部長、各グループリーダー、関係者等で構成するCAPによる情報共有ミーティングを原則週1回開催し、以下の事項について審議する。) (1) 基盤部内の各グループにおいて発生した不適合の可能性のある事象等の情報、機構外部及び内部の不具合情報並びに不適合情報 (2) 燃料熔融試験試料保管室(NUSF)で発生した、(a)不具合情報、(b)保守管理情報 (設備等の故障、通常と異なる状態)、(c)内外からの指摘事項等、(d)気づき事項及び(e)ヒヤリハット等の情報 ・頻度：■定期 (頻度：1回/週 計32回開催)
高速実験炉部 (管理職会議)	高速実験炉部長、高速実験炉次長、高速炉技術課長、高速炉第1課長、高速炉第2課長、高速炉照射課長、放射線管理第1課員、安全主任者	原則 1回/週	品質マネジメント要領書「総則」(JOYO-QAM-01)	高速実験炉部における品質マネジメント活動 (CAP 活動を含む。)及び保安活動に係る審議、調整、情報共有等を行っており、この中で、品質目標の計画立案及び計画に基づく実績確認を四半期ごとに実施している。 品質目標には「コンプライアンス意識向上のための教育を徹底する」ことを挙げており、法令、保安規定、所規則等の違反、逸脱に関する事例教育の実施、事例教育を踏まえた意見交換を実施し、アンケートにより個々の理解度を確認している。
燃料材料開発部 (燃料部品品質保証 (QA) 実行委員会)	・組織長：燃料部品品質保証 (QA) 実行委員会委員長 (次長クラス1名) ・内部構成員 (13名)：次長1名、マネージャー2名、職員4名、年間請負作業員：6名	都度	「燃料材料試験施設に係る要領書」燃料材料開発部QA実行委員会運営要領 (燃料-QAS-施-01-02)	品質目標の計画立案及び計画に基づく実績確認を四半期ごとに実施している。 品質目標では、コンプライアンス意識向上のための教育を実施することを挙げ、法令・保安規定・所規則等の違反、逸脱に関する事例教育及び意見交換を行い、法令等遵守意識の向上に努めており、これらが確実に実施されていることを確認している。
高温工学試験研究炉部 (HTTR 品質保証委員会)	・組織長：高温工学試験研究炉部次長 ・内部構成員 (9名)：課長3名、マネージャー3名、職員2名、HTTR原子炉主任技術者 (専任者がいる場合は明示) ・部外構成員 (3名)：材料試験炉部職員、放射線管理部職員 (2名)	都度 (実績で約20回/年)	HTTR 品質保証委員会運営要領 (HTTR-QAS-11)	品質目標の設定等の品質マネジメント活動に関する高温工学試験研究炉部長諮問事項の審議 (品質目標の項目に「2-3 コンプライアンス意識向上のための教育を徹底する」があり、実施状況を年2回確認している。なお、本教育については、関係法令及び規則・要領等の遵守意識の向上教育の実施を年に1回実施している。(2022年度は実施済み))
材料試験炉部 (材料試験炉部品質保証技術検討会)	・組織長：材料試験炉部品質保証技術検討会委員長1名 (部長が指名した者：次	都度	材料試験炉部品質マネジメント作業要領書 材	品質目標の計画立案及び計画に基づく実績確認を四半期ごとに実施している。 品質目標では、コンプライアンス意識向上のための教育を実施す

討会)	<p>長)、 委員長代理 2 名 (部長が指名した者 : 課長) 内部構成員 (10 名) : 委員 (材料試験炉部長、材料試験炉部各課長、JMTR 廃止措置主任者、部長が指名する部内の者) 外部構成員 (4 名) : 委員 (核燃料取扱主務者 (北地区) 及び部長が指名する部外の者)</p>		<p>料試験炉部品質保証技術検討会 運営要領 (JMTR-QAS-01)</p>	<p>ることを挙げ、法令・保安規定・所規則等の違反、逸脱に関する事例教育及び意見交換を行い、法令等遵守意識の向上に努めており、これらが確実に実施されていることを確認している。</p>
環境保全部運営会議	<p>環境技術開発センター長、部長、次長、各課室長、廃棄物取扱主任者、安全主任者及び部長が必要と認めた者</p>	<p>原則 1 回 / 週</p>	<p>コミュニケーション管理要領 (環境-QAS-01-04)</p>	<p>i. 業務実績及び予定、ii. 事故・トラブル、施設の運転管理状況等、業務上留意すべき事項、iii. 課題及びその対応状況、iv. 部内の不適合管理分科会への登録資料の確認、v. 不具合情報、不適合事象に係る部内の予防処置 (検討事項)、vi. 外部とのコミュニケーション (許認可申請等、事業者検査の受検、保安巡視の状況等) の確認、vii. CAP 情報、viii. その他部長が必要と認める事項 (検討事項を含む。) について報告し情報の共有を行っている。 コンプライアンス (法令順守意識) についても、CAP 情報の確認等を行いながら徹底を図っている。</p>

④量研機構那珂

コンプライアンスの徹底に係る推進組織				左記組織によるコンプライアンスの徹底に向けた取組
組織名称	組織メンバー	活動頻度	規定類	
監査・コンプライアンス室 (本部組織)	<ul style="list-style-type: none"> ・組織長：室長（部長クラス） ・内部構成員（3名）：事務系職員3名（全員専任者） ・外部構成員（1名）：弁護士（専門：内部通報） 	常時	<ul style="list-style-type: none"> ・研究費不正防止規程 ・研究不正防止規程 ・内部通報規程 	<ul style="list-style-type: none"> ① コンプライアンス研修 <ul style="list-style-type: none"> ・頻度：定期（頻度：1回／年） ・対象範囲：新入職員、管理職昇任者 ② 研究費&研究不正防止のコンプライアンス教育 <ul style="list-style-type: none"> ・頻度：定期（頻度：1回／年） ・対象範囲：機構内職員 ③ コンプライアンス講演会 <ul style="list-style-type: none"> ・頻度：定期（頻度：1回／年） ・対象範囲：機構内職員 ④ コンプライアンス推進月間（12月）用ポスター掲示 ⑤ 内部通報の対応、規程の有効性評価及び改訂等

⑤原電

コンプライアンスの徹底に係る推進組織				左記組織によるコンプライアンスの徹底に向けた取組
組織名称	組織メンバー	活動頻度	規定類	
総務室 文書法務グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・組織長：総務室長 ・内部構成員（6名）： マネージャー1名、グループ員5名 	常時	コンプライアンス規程 (資料3-1)	① 研修（eラーニング）の実施によるコンプライアンス意識の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・頻度：年4回 ・テーマ：コンプライアンスの遵守／コンプライアンスに関わる行動指針の理解／人権・ハラスメント／パワーハラスメント ・対象範囲：全役員、全従業員 (資料3-2) ② 社内ポータルサイトや各職場への行動指針の掲示による意識付け ③ 通報相談窓口の運用（通報相談事案への対応、相談し易い環境の整備） (資料3-3) ④ 風土・体質改善強化月間（10月）における職場風土改善活動 (資料3-2-3)
コンプライアンス委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・組織長（委員長）：社長 ・内部構成員（15名）： 副社長（3名）、常務取締役（7名）、常勤の監査役（2名）、経営企画室長、総務室長、経理室長 ・外部構成員（1名）： 弁護士（専門：コンプライアンス） 	4回／年	コンプライアンス規程（資料3-1）	① コンプライアンス体制、行動指針、各コンプライアンス活動（意識醸成活動、通報相談窓口等）の有効性評価、改善 ② コンプライアンスに関する事例及びこれらの課題への対応 ③ 専門家による講演会（年1回） <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ：コンプライアンス違反事象発生時の対応において経営・幹部社員に求められること (資料3-4)

⑥ JCO

コンプライアンスの徹底に係る推進組織				左記組織によるコンプライアンスの徹底に向けた取組
組織名称	組織メンバー	活動頻度	規定類	
リスクマネジメントシステム委員会 (RMSC)	・組織長：所長（社長） ・内部構成員（6名）：総務グループ長、施設管理グループ長、安全管理グループ長（核燃料取扱責任者）、業務推進グループ長、業務推進グループ長代理、監査役（主務：親会社経営企画部）	1回/月	・リスクマネジメント規程 ・リスクマネジメント委員会規程	・法令等に関する遵守事項、および実施すべき事項ならびにその制定・改廃情報等の把握 ・官庁提出書類一覧表による提出状況等の確認
総務グループ	・組織長：総務グループ長 ・内部構成員（5名）：事務系社員	1回/年以上	教育訓練規程	・コンプライアンス・倫理教育の実施（1回/年） テーマ：「パワーハラスメント」と「下請けいじめ」（講義） ・人権教育（不定期） テーマ：アンコンシャス・バイアス（講義、グループワーク等） ・ハラスメント教育（不定期） テーマ：各種ハラスメント（講義、グループワーク等）
—	社長	1回/月	—	・SMM グループコンプライアンス違反事例報告の配布
取締役会	・組織長：社長 ・内部構成員（3名）：取締役（東海事業所長）、取締役（JISCO 社長）、監査役（主務親会社経営企画部）	1回/月以上	・取締役会規程 ・役員による保安巡視要領書	・コンプライアンス体制の構築に関する事項やリスクマネジメントに関する事項に関する活動への対応 ・役員保安巡視の実施（1回/月） ・監査役による監査（不定期）

⑦三菱原燃

コンプライアンスの徹底に係る推進組織				左記組織によるコンプライアンスの徹底に向けた取組
組織名称	組織メンバー	活動頻度	規定類	
○執務室	・役員	—	—	<p>① トップマネジメントの強化として、MHI から QMS 関連部門長経験者を派遣。独立した牽制・監査機能の向上を図った。</p> <p>② 管理総括者と工場長の兼務を解除し、管理総括としての機能を強化・独立させた。</p> <p>③ 安全文化醸成/風土改革を推進するための組織「業務改革推進室」を新たに設置した。</p>
<p>○業務改革推進室</p> <p>○安全・品質保証部</p> <p>○総務部</p>	<p>・組織長：業務改革推進室長 安全・品質保証部長 総務部長</p> <p>・内部構成員：業務改革推進室員 安全・品質保証部 部直員 (安全文化専任者) 安全・品質保証課員 安全管理課員 安全法務課員</p>	随時	<p>2022 年度 安全文化醸成活動 年間計画</p>	<p>◎安全文化醸成活動年間計画に基づく活動</p> <p>○原子力安全・コンプライアンス最優先の意識向上</p> <p>(1) 安全最優先の意識徹底 (例)</p> <p>① 社長による原子力安全メッセージを毎月発信</p> <p>② MNFにとって忘れてならない自社のトラブルを風化させないために、事例教育を毎年繰返し実施する。(火災、粉末漏えい、不適切事案)</p> <p>③ 原子力安全教育として、安全文化醸成に関する専門家を招き、事例学習、グループ討議などを行い、原子力安全の理解を深めた。</p> <p>④ 福島第 1 事故の被災状況見学や経験者(語り部)の講話を通して原子力安全の重要性を体感・再認識するために、東電廃炉資料館及び原子力災害伝承館見学を行った。</p> <p>⑤ 社長自ら現場の声を直接聞き、フィードバックするため、社長によるタウンミーティング、現場ウォーク、モーニングツアー(現場の始業前 TBM に参加)を継続的に実施している。</p> <p>(2) 規則・ルールの確実な理解・実行 (例)</p> <p>① 不適切事案の発生要因の一つとして、設工認厳守の重要性の認識不足が挙げられることから、年 1 回、必ず全社員の受講が義務付けられている定期保安教育において、従来の教育に追加して設工認厳守の重要性に関する教育を実施する。(設工認厳守風土醸成対策)</p> <p>② CAP 活用による自主的な問題解決推進のため、定期保安教育において、些細な気付きでも気兼ねなく早期に CAP 登録を行うよう、教育を実施している。</p>

コンプライアンスの徹底に係る推進組織				左記組織によるコンプライアンスの徹底に向けた取組
組織名称	組織メンバー	活動頻度	規定類	
				③ 定期保安教育において、企業倫理、コンプライアンスに関する教育を実施している。 (3) モチベーションを高める活動（例） ① モチベーション・チームワーク向上に関する最新知見を学び、自部門、個人の意識向上を図るため、関連する講演会のビデオをweb配信し、社員は期間内ならいつでも聴講できるようにし、聴講を促進した。（ディズニー・USJで学んだ自立型人材育成） ② 上記の第2弾として、各階層の安全文化醸成に役立つコンテンツを準備し、ひとり一人の積極的な学びを支援する。（三菱自動車不正、チャレンジャー事故、JCO…などを予定）

⑧積水メディカル

コンプライアンスの徹底に係る推進組織				左記組織によるコンプライアンスの徹底に向けた取組
組織名称	組織メンバー	活動頻度	規定類	
コンプライアンス委員会	委員長：経営統括部長 副委員長：法務部長 構成委員：その他社員 4 名 社外：弁護士 1 名	2 回/年 以上	コンプライアンス委員会規程 コンプライアンス委員会規程	<p>(1) 全社のコンプライアンスに関する基本方針の審議</p> <p>(2) コンプライアンスに関する教育・研修その他実施策の審議 ＜具体的な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Eラーニングによる定期教育（2 回/年）、臨時教育 2 回（令和 4 年度実績）および*プロモーションコード教育（1 回/月） 対象：従業員 内容：コンプライアンス、パワハラ、セクハラ、政治資金規正法、輸出規制、廃棄物処理法、下請法、*プロモーションコード等（2018 年以降 32 項目を実施） ※プロモーションコード：事業を行うにあたり、薬事法・独禁法等の関連法令を遵守し、公正な競争を維持、向上させることを目的としている <p>(3) 全社的に極めて重大なコンプライアンス問題に関する事項についての審議</p> <p>(4) 第 3 条で定めるコンプライアンス審議会で検討されたコンプライアンス問題に関連する違反者の処分の報告聴取</p> <p>(5) 本規程第 8 条に定める行動指針の推進責任者の報告聴取</p> <p>(6) コンプライアンスに関わる内部監査の報告聴取</p> <p>(7) コンプライアンスに関わる活動計画の審議、進捗管理</p> <p>(8) セキスイ・コンプライアンス・アシスト・ネットワーク（S・C・A・N）</p> <p>社会から信頼され、成長していく「いい会社」にすることを目的に、コンプライアンス（企業倫理、法令遵守）体制の強化を図るための内部通報システム。</p> <p>「会社のコンプライアンス徹底こと」「不正、違法な行為又は社規に違反する行為に関すること」「上司や職場で対応・処理するには、諸々の状況や条件があつて、解決することが難しいあるいは不適当な問題であること」を通報できる仕組み。</p>

⑨東京大学

コンプライアンスの徹底に係る推進組織				左記組織によるコンプライアンスの徹底に向けた取組
組織名称	組織メンバー	活動頻度	規定類	
本部法務課 (コンプライアンス窓口)	理事 (コンプライアンス担当) 本部法務課教職員 (コンプライアンス担当)	常時	東京大学コンプライアンス基本規則	コンプライアンス教育の受講 ・所属する全教職員に受講を義務付ける 教育内容としては、安全教育だけにかかわらず、教育倫理、研究倫理を含むコンプライアンスに関するもの全般である。 コンプライアンス通報窓口の運営 ・公益通報者保護法に基づき、学内通報窓口を設置し、本学として適正な内部通報体制の運営をおこなっている。
全学環境安全管理室会議	理事 (環境安全担当) 産業医 本部環境安全本部教職員約10名 各部局環境安全担当教職員約70名	月1回	東京大学教職員の環境安全衛生管理規程	各部局の安全衛生管理室長が出席し、全学における事故、不具合等の発生およびその対処方法、全学での調査すべき事項等に関する情報を各事業所、各部局にて共有し、それぞれの部局において職場環境の改善を図る。
東京大学大学院工学系研究科原子力専攻安全衛生委員会	事業所安全衛生管理室長 事業所産業医 事業所衛生管理者 専攻教職員11名	月1回	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻安全衛生委員会規則	当事業所安全衛生室長および産業医、衛生管理者他の委員会メンバーが参加し、東大他事業所での事故、不具合等の発生およびその対処方法、全学での調査すべき事項等の情報を共有し、当事業所において実施し、職場環境の改善を図る。
原子力専攻	原子力専攻	年に10回前後	なし	学生への講義のうち、主として、原子力およびコンプライアンス性のあるものをファカルティディベロップメントとして教職員が受講する。

⑩東北大学

コンプライアンスの徹底に係る推進組織				左記組織によるコンプライアンスの徹底に向けた取組
組織名称	組織メンバー	活動頻度	規定類	
金属材料研究所 附属量子エネルギー材料科学国際研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・所長 ・センター長 ・放射線障害予防委員会 ・放射線取扱主任者 ・放射線安全管理責任者 ・放射線安全管理担当者 ・放射線施設管理責任者 ・放射線施設管理担当者 ・放射線取扱責任者 	常時	東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター放射線障害予防規程	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性同位元素等の規制に関する法律及びその他関係法令の遵守 放射線施設の維持及び管理 使用、保管、運搬及び廃棄 測定 教育及び訓練 健康診断 記帳及び保存 災害時及び危険時の措置 情報提供 業務の改善 報告
金属材料研究所 附属量子エネルギー材料科学国際研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・センター長 ・管理室長 ・放射線管理室長 ・国立大学法人東北大学原子科学安全専門委員会 ・放射線障害予防委員会 	常時	東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター保安内規	<ul style="list-style-type: none"> ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及びその他関係法令の遵守 保安教育 保安上特に管理を必要とする設備の操作 放射線管理 放射線測定 保守管理 核燃料物質の受渡し、運搬及び貯蔵 放射性廃棄物の管理 非常時の措置 記録及び報告 ・三菱原子燃料㈱の不適切事案を受けて、令和5年11月9日付でコンプライアンス教育「原子力施設における法令順守意識の徹底」を教職員・学生・業務委託職員・派遣職員を対象として行った。教育内容は事案の紹介、センターにおけるトップマネジメント・監査機能・調達文書の管理・核燃料物質や放射性同位元素の承認変更申請に係る手続きなどの再周知。
金属材料研究所 附属量子エネルギー材料科学国際研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場責任者 ・安全衛生推進者 ・作業主任者 	常時	東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター安全衛生管理内規	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法及びその他関連法令の遵守 健康管理 教育 巡視 危険及び健康障害を防止するための措置 衛生的環境保全措置

				異常時の措置
定例会 (放射線障害予 防委員会を兼ね る)	教職員(補佐員も含む)、業務委託 職員の代表者の約30名	週1回	東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター放射線障害予防規程	センターの運営・維持管理・放射線障害予防等について、審議を行う。トップマネジメント層の考えを迅速に把握し、審議事項を監査する機能もある。役職に関わらず積極的に発言することが出来る場となっている。
東北大学 コンプライアンス 推進体制	・コンプライアンス総括責任者：総 長が指名する理事又は副学長 ・コンプライアンス推進責任者：部 局の長(金属材料研究所所長) ・コンプライアンス推進担当者：部 局に所属する職員のうちからコンプ ライアンス推進責任者が指名する者 ・コンプライアンスに係る相談窓口 (総務企画部)	常時	国立大学法人東 北大学における コンプライアン スの推進に関す る規程	①コンプライアンスの推進に係る事務を掌理 ②コンプライアンスの推進に関する指揮監督 ③コンプライアンスの推進に係る事務処理 ④コンプライアンスに係る相談に応じる(相談窓口) ・情報セキュリティ・個人情報保護教育(1回/年) 対象：全教職員(非常勤職員含む) 内容：情報セキュリティ・個人情報保護に関するeラーニング、 確認テスト ・研究費不正使用防止コンプライアンス教育(1回/年) 対象：全教職員(非常勤職員含む) 内容：研究費不正使用防止に関するeラーニング、確認テスト
東北大学 コンプライアンス 委員会	・コンプライアンス総括責任者 ・総長が指名する理事又は副学長 1人 ・法学研究科の教授 1人 ・法律、会計等に関する専門的知識 を有する者 若干人 ・その他委員会が必要と認めた者 若干人	コンプライ アンスに関 する専門的 な事項を調 査審議させ るため必要 があるとき	国立大学法人東 北大学における コンプライアン スの推進に関す る規程	①コンプライアンスの推進に係る基本方針の策定及び総括 ②コンプライアンスの推進に係る組織運営体制の整備 ③コンプライアンスの推進に係る啓蒙 ④その他コンプライアンスの推進に係る重要事項

⑪日本核燃

コンプライアンスの徹底に係る推進組織				左記組織によるコンプライアンスの徹底に向けた取組
組織名称	組織メンバー	活動頻度	規定類	
リスク・コンプライアンス対応体制	<ul style="list-style-type: none"> 組織長：代表取締役社長（CRO／チーフ・リスク・オフィサー） 内部構成員（8名） 取締役（2名）、社長補佐（1名）、部長（3名）、グループリーダー（2名） 	常時	K-4：リスク・コンプライアンス管理規程	<p>代表取締役社長（CRO）または取締役、部長より全従業員に対して、全社集会（1回/月）の場で法令遵守の意識付けの講話を実施している。特に、前年度の消防用設備等の不適切管理の件が発覚して以降は、組織文化改善（従業員の当事者意識の醸成等）を図るため、高潔・誠実（インテグリティ）な価値観の浸透についての講話を重点的に実施している。</p> <p>実施月の講話内容については、社内イントラネットに常時掲載し、閲覧できるようにしている。</p> <p>また、部門間、上長と部下、同僚間等の組織のあらゆる関係において、風通しの良い組織の基盤となる心理的安全性の高い職場環境を構築するための学習・訓練として、全管理職に対しては部下の主体性を引き出すスキル（傾聴等）を学ぶためのリーダーシップ（コーチング）研修（2021年度：4回、2022年度：2回）を、全一般職に対しては主体性および協調性の重要性を認識するための自己表現スキル向上（アサーション）研修（2021年度：2回）を実施している。</p> <p>2022年度については、自身の怒りの感情をコントロールする手法を学ぶためのアンガーマネジメント研修（管理職：1回、一般職：2回）を実施している。</p> <p>上述の学習・訓練以外にも、経営層と従業員間のフラットで自由な意見交換会（2021年度：4回、2022年度：2回）をグループ毎に実施し、会社の弱点や課題を共有する等、相互理解を深めている。</p>
コンプライアンス内部通報制度	<ul style="list-style-type: none"> 通報先構成員（5名）： 代表取締役社長、取締役（2名）、管理部長、総務グループリーダー 	常時	K-5：コンプライアンス内部通報規程	<p>従業員等が社内における違法又は不適切な行為を発見した場合、通常の上長を経由するルートとは別に会社が定める通報先へ直接通報できる制度を構築している。</p> <p>なお、社内イントラネットに通報方法および通報先を常時掲示し、従業員が通報先等を確認できる運用としている。</p>

⑫核管センター

コンプライアンスの徹底に係る推進組織				左記組織によるコンプライアンスの徹底に向けた取組
組織名称	組織メンバー	活動頻度	規定類	
企画室	<ul style="list-style-type: none"> ・組織長：室長 ・内部構成員（2名）：次長、課長 ・外部構成員（0名） 	常時	組織規程	<p>① 「公益財団法人核物質管理センター 行動規範」の策定、周知 本行動規範の中で、基本原則（<u>インテグリティ、ダイバーシティ、プロフェッショナル</u>）を定め、その周知（R4.5.27、6.3）を行っている。</p> <p>※ <u>コンプライアンスの徹底を図るために、各種会議体等を通じて継続的な遵守状況の確認、推進及び改善活動を行っている。以下に一例を示す。</u></p>
安全管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・組織長：理事長 ・内部構成員（11名）：理事（2名）、業務監査室長、企画室次長、情報管理部長、検査管理室長、東海保障措置センター所長、同副所長、同検査分析部長、六ヶ所保障措置センター所長、同副所長、同検査分析部長 ・外部構成員（0名） ※ 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、現在は内部構成員のみで実施。 	2回/年	安全衛生管理規程	<p>① 安全管理の実施状況、懸案事項等の情報共有</p> <p>② 安全管理に係る基本方針（コンプライアンスに係る事項を含む）及び基本的事項の策定</p> <p>※ 本方針を受け、東海保障措置センターの基本的な事項及び実施計画を定め、周知教育（R4.5.17,20等）を実施するとともに所内各所の目に付きやすい場所に掲示することにより、職員等の意識づけを行っている。</p>
センター朝会	<ul style="list-style-type: none"> ・組織長：所長 ・内部構成員（9名）：副所長、核燃料取扱主務者、検査分析部長、検査分析部次長、保安防護管理室長、管理課長、安全施設課長、東海検査課長、東海分析課長 ・外部構成員（0名） 	1回/日	会議体運営要領	<p>① 保安上の異常の有無、気づき事項等の情報共有</p> <p>② 懸案事項、課題等の情報共有</p> <p>③ 他施設で発生した事故・トラブル事例等の情報共有</p>
センター検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・組織長：品質マネジメントシステム管理責任者（保安防護管理室長） ・内部構成員（6名）：検査分析部長、管理課長、安全施設課長、東海検 	随時	会議体運営要領	① 品質マネジメントシステム及び業務品証に関する事項（不適合措置、未然防止措置等）の審議

	査課長、東海分析課長、核燃料取扱主務者 ・外部構成員 (0名)			
--	------------------------------------	--	--	--

⑬原燃工

コンプライアンスの徹底に係る推進組織				左記組織によるコンプライアンスの徹底に向けた取組
組織名称	組織メンバー	活動頻度	規定類	
事業所コンプライアンス委員会	体制 ・委員長：所長 ・内部構成員（7名） ：核燃料取扱主任者、核物質防護管理者、各部長（業務管理部、燃料製造部、設備管理部、環境安全部、品質保証部）、業法対応チーム長	1回/2か月	東海事業所における業法管理標準	① 東海事業所における法令順守状況の確認 主として、東海事業所における業法対象法令の許可・届出等が実施されていることを確認する。
内部通報の相談窓口	体制 ・管理責任者（人事総務担当役員） 相談窓口 ・東海事業所核燃料取扱主任者 ・熊取事業所核燃料取扱主任者 ・経営監査室長		内部通報制度運用規程	① 企業倫理に関する相談窓口（社内/社外相談窓口）の設置 ② 企業倫理・コンプライアンス教育の実施 内容として、企業倫理・コンプライアンスの重要性、行動指針、職場ミーティングのフィードバック、コンプライアンス違反を発見した場合の通報等を教育している。 また、全社員を対象とした職場ミーティングを実施し、不正事例を題材に部またはグループ単位で議論し、企業倫理、コンプライアンスの理解を深める活動を実施している。この結果を評価し、先に述べた企業倫理・コンプライアンス教育でフィードバックしている。 ・頻度：1回/年 ・対象範囲：全社員
（事業所）	・核燃料取扱主任者、事業所長	1回/週	核燃料取扱主任者業務要領（SS-000011）	① 加工施設の操作等が正しく行われていることを、設備、作業、環境の観点で巡視し、必要に応じて従事する者への指示、管理者への助言等を行っている。この巡視には事業所長も自主的に参加している。

⑭日揮

コンプライアンスの徹底に係る推進組織				左記組織によるコンプライアンスの徹底に向けた取組
組織名称	組織メンバー	活動頻度	規定類	
日揮グループコンプライアンスコミッティ	<ul style="list-style-type: none"> ・日揮ホールディングスコンプライアンス責任者（日揮グループコンプライアンス総責任者を兼務） ・日揮グローバルコンプライアンス責任者 ・日揮コンプライアンス責任者（コンプライアンス責任者は各社の社長が任命） 	4回/年	日揮グループ行動規範	<ul style="list-style-type: none"> ① グループコンプライアンス方針の策定 ② コンプライアンスプログラム（コンプライアンス規程、内部通報制度等）の有効性評価及び改定 ③ コンプライアンス年度計画の承認 ④ グループ間の調整とグループコンプライアンスの最適化 ⑤ リスク情報、通報、違反事例の共有
日揮ホールディングスコンプライアンスチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・組織長：マネージャー ・内部構成員（5名）：マネージャー、取引審査担当、通報担当、教育・啓発担当、庶務 ・コンプライアンスキーパーソン（11名）：部門のコンプライアンス活動の担い手（部門のコンプライアンスリーダーである部門長が任命） 	毎日	日揮グループ行動規範	<ul style="list-style-type: none"> ① コンプライアンス年度計画の策定と実行 ② 通報、コンプライアンス違反への対応 ③ 接待・贈答・旅費、献金、寄付の審査、取引先の審査 ④ コンプライアンス教育の提供、啓発活動の推進
技術研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・組織長：所長 ・コンプライアンスキーパーソン 	適宜	日揮グループ行動規範	<ul style="list-style-type: none"> ① 意識調査 ② 行動規範 e-learning 内容：日揮グループ行動規範 年間開催数：毎年行っているものではなく、今年度単発で実施 ③ 定期コンプライアンス研修 内容及び年間開催数 <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス研修 A（4回/年） 新任係長向け。コンプライアンスの基礎知識を他社事例を交えて解説する講義と、身の周りで起こり得る不正を洗い出し、当社行動規範に書かれているどの内容に反する行為かを討議するグループディスカッションを通し、コンプライアンスに関する感度を高めてもらうことを目的とした講義。 ・コンプライアンス研修 B（4回/年） 課長職向け。コンプライアンスをジブンゴトとして捉えるよう意識改革を促し、管理職として必要な心構えと知

				<p>識を習得してもらうことを目的とした講義。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス研修C (1回/年) 部長・部長代行・PM向け。「不正をするな！」から「正しいことをしよう！」という内発的動機に基づいた自律的発展成長型のアプローチへとコンプライアンスを変換する“エモーショナルコンプライアンス”の視点から各役職につく者として求められるコンプライアンス上の役割を再認識してもらう講義。 ・部長職向けコンプライアンス研修 (2回/年) 部長職につく者を対象に、毎年異なるコンプライアンステーマ (不正、パワハラ等) について研修を開催している。 <p>④ ハラスメント研修 ⑤ コンプライアンスキーパーソン活動 活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント簡易調査アンケートの部内取り纏め ・フィードバック、コンプライアンス通信の配布 ・その他コンプライアンス部門が社内へ注意喚起したい内容の部内周知等 <p>⑥ 贈答・接待・旅費、献金・寄付金の事前審査 ⑦ コンプラ通信 ⑧ ポスター ⑨ コンプライアンスに対する問題別の相談通報窓口</p>
--	--	--	--	--

⑮三菱マテリアル

コンプライアンスの徹底に係る推進組織				左記組織によるコンプライアンスの徹底に向けた取組
組織名称	組織メンバー	活動頻度	規定類	
サステナブル経営推進体制	<p>■戦略経営会議</p> <p>■サステナブル経営推進本部： フォローアップを行った上で活動状況について、毎月、戦略経営会議および取締役会に報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長：執行役社長 ・副本部長：戦略本社担当役員、プロフェッショナルCoEプレジデント ・部員：全部会長、本社関係各部長 ・事務局：戦略本社経営戦略部、戦略本社 SCQ 推進部 <p>■コンプライアンス部会： 上記本部の下部組織として施策等の方針協議、情報共有。四半期毎に部会開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長：戦略本社 SCQ 推進部長 ・委員：コンプライアンス・リスクマネジメント管理者 ・事務局：プロフェッショナルCoE コンプライアンス・リスクマネジメント部 <p>■コンプライアンスに係る活動の実務遂行体制： 各部署において、コンプライアンス・リスクマネジメント責任者、管理者、担当者の実務遂行体制により各施策実施（常時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任者：事業センター所長 ・管理者：事業センター所長補佐 ・担当者：事業センター品質保証部長 	左記のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ・サステナビリティ基本方針 ・コンプライアンス・リスクマネジメント規定 	<p>■コンプライアンス意識の向上に向けた取組（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2006年から毎年10月を「三菱マテリアルグループ企業倫理月間」と定め、社長メッセージを社内イントラネットで配信している他、各事業所、グループ各社が独自の活動を展開 ・企業理念体系を当社グループの従業員に浸透させるため、小冊子、ポスター、携帯用カードおよび従業員ハンドブックを作成し従業員と共有。また、従業員ハンドブック-ケーススタディ編-を社内イントラネットで配信し、教育活動に利用。 ・業務遂行における判断の優先順位「SCQDE」について、研修や教育、ポスター、携帯用カードを通して浸透 ・風通しの良い組織を目指すことがガバナンス強化につながり、コンプライアンス違反の防止となることを認識し、対話型のコミュニケーション施策や研修を通じ、コミュニケーションの深化 ・コンプライアンス小集団活動により、健全な危機感を持ち、自分の問題として考え、意見を交換することでコンプライアンス意識の醸成および職場内コミュニケーションの向上 <p>■コンプライアンス教育の拡充・徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全従業員が、年に1回コンプライアンス・リスクマネジメント研修を受講できる体制を整備（2020年度からはオンラインでの受講を推進） ・コミュニケーションワークショップ、階層別研修等を定期的実施 ・当社経営幹部と外部弁護士が講師となり、国内のグループ会社役員に対し、役員ガバナンス研修を実施 ・全従業員を対象としたコンプライアンス意識調査を2018年度より継続して年1回行い、その結果を分析することで各種取組の効果測定・推進 <p>■内部通報制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社およびグループ会社の従業員等からの通報・相談を受け付けるために内部通報制度を運用 <p>■独占禁止法遵守体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン教育の実施（1回/年） ・独占禁止法相談窓口設置

⑩NDC

コンプライアンスの徹底に係る推進組織				左記組織によるコンプライアンスの徹底に向けた取組
組織名称	組織メンバー	活動頻度	規定類	
社	<ul style="list-style-type: none"> ・社長：コンプライアンス全般統括 ・管理部長：コンプライアンス責任者 	常時	コンプライアンス推進規則	<ul style="list-style-type: none"> ①三菱重工よりコンプライアンス推進研修（1回／年）実施の依頼を受け幹部会後に幹部（含む部長）に研修を実施、部長から全社員へ研修を展開している。なお、研修資料の内、社長のコンプライアンス宣言は社ポータルサイト共通情報にも掲示している。 ②全社教育（保安教育）で倫理教育としてコンプライアンス遵守の観点での教育（1回／年）を行っている。（講師：社長、対象：社員・協力会社員） ③毎年実施している安全文化レベル全社アンケートの原則5で「コンプライアンス（法令遵守）とアカウンタビリティ（説明責任）の浸透」についても確認、傾向分析を行い意識向上を図っている。
コンプライアンス委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長：社長 委員：技師長、全部課長、主幹（全26名、幹事：管理課長） 	1回／月	コンプライアンス推進規則	<ul style="list-style-type: none"> ①コンプライアンス施策の立案・変更審議・推進状況報告 ②コンプライアンスに関するトピックス ③三菱重工全社コンプライアンス通報窓口、当社コンプライアンス受付窓口又はコンプライアンス投書箱への報告・投書の内容及び対応状況 ④その他委員会で審議・報告することが適当な事項 ⑤MNF不適切事案に関し、昨年8/18県からの要請を受け、9月コンプライアンス委員会で部課長に周知、部課長から全社員へ展開を図っている。

⑰日本照射

コンプライアンスの徹底に係る推進組織				左記組織によるコンプライアンスの徹底に向けた取組
組織名称	組織メンバー	活動頻度	規定類	
マネジメントシステム推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・組織長：社長（RMS 責任者） ・内部構成員（5名）：営業部長、管理部長、品質保証部長（QMS 管理責任者）、照射サービス部長、照射サービス部技術担当課長（EMS 管理責任者、放射線取扱主任者、RI 防護管理者） ・外部構成員（1名）：監査役（オブザーバー：親会社経営企画部専任監査役） 	1回/月	マネジメントシステム推進委員会規程	<ol style="list-style-type: none"> 1. コンプライアンス調査結果 <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス調査結果 ・官庁提出書類の確認 ・新規工事に伴う届け出手続きの確認 ・産業廃棄物処理業者免許管理表の確認 2. リスクマネジメントシステム（RMS） <ul style="list-style-type: none"> ・SMM グループコンプライアンス違反事例の報告・確認 3. 教育訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・SMM グループ行動基準教育（R4.2 実施）（頻度：1回/年） <ul style="list-style-type: none"> → RMS 責任者が計画、実施 → 親会社の行動基準内容（コンプライアンス一法やルールの順守、人の尊重、安全や健康の確保等）について、繰り返し教育 ・コンプライアンス教育（R4.9 実施）（頻度：1回/年） <ul style="list-style-type: none"> → 放射線取扱主任者が計画、実施 → 「法令順守意識の徹底について」と題し、実際にあったデータ改ざんを例として教育

管理区域外の配管に係る点検の実施状況

①原料研

施設名	1 管理区域外に敷設された放射性物質（液体）を移送する（又は過去に移送していた）配管の有無	【1が「有」の場合】当該配管について回答										12 備考
		2 その配管は「使用中」のものか、「使用終了」のものか	【2が「使用終了」の場合】 3 使用終了した当該配管の管理状況	【2が「使用中」の場合】 4 配管の材質	【2が「使用中」の場合】 5 配管の設置からの経過年数	【2が「使用中」の場合】 6 配管が移送する液体の概要及び主な核種	【2が「使用中」の場合】 7 配管の点検方法（健全性の確認方法）	【2が「使用中」の場合】かつ【7が「全て直接目視」以外の場合】 8 7の方法の考え方	【2が「使用中」の場合】 9 点検頻度	【2が「使用中」の場合】 10 直近の点検記録名、点検日及び結果	【2が「使用中」の場合】 11 根拠規定	
		【1が「無」の場合】										
JRR-1	有	■使用中 □使用終了(H年)		□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他(真鍮)	約40年	管理区域の手洗水 (Co-60, Sr-90)	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 □その他()	壁貫通部等の直接目視ができない箇所は、その近傍の同一使用条件の箇所で見視確認を実施し、健全性を判断している。	1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.2 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領	
JRR-2	有	■使用中 □使用終了(H年)		□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他()	約34年	炉室系排水 研究室系排水 タンクローリー系 (H-3, Co-60, Cs-137, Sr-90)	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 □その他()	地中埋設配管であるため、設置環境を考慮した上で合理的に全体を代表できる箇所を掘り起こして目視確認を実施し、健全性を判断している。	1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.12.6~12.7 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領	
JRR-3	有	■使用中 □使用終了(H年)		□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他()	約35年	管理区域の手洗水等 (Co-60)	■全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □その他()		2回/年	非管理区域を貫通する排水配管点検記録 R4.11 異常無し	排水配管の点検要領	
JRR-4	有	■使用中 □使用終了(H年)		□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他()	約34年	管理区域の手洗水、実験等で使用した放射性的廃液 (Co-60)	■全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □その他()		2回/年	廃液配管外観検査記録 R4.9 異常無し	・JRR-4 管理課の JRR-4 本体施設等保守点検要領 ・JRR-4 管理課の廃液配管の点検・工事マニュアル	
		■使用中 □使用終了(H年)		□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他()	約34年	炉室地下ピット(排水ピット)の水 (Co-60)	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 □その他()	保温材を使用しているため、設置環境の厳しい箇所を代表点として保温材を取り外して目視確認を実施するとともに、耐圧試験により系統全体の健全性を判断している。	2回/年(外観) 1回/年(耐圧)	廃液配管外観検査記録 R4.9 異常無し 保守点検記録(漏えい点検) R4.3 異常無し	・JRR-4 管理課の JRR-4 本体施設等保守点検要領 ・JRR-4 管理課の廃液配管の点検・工事マニュアル	
		■使用中 □使用終了(H年)		□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他()	約34年	プールの水 (Co-60)	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 □その他()	保温材を使用しているため、設置環境の厳しい箇所を代表点として保温材を取り外して目視確認を実施するとともに、耐圧試験により系統全体の健全性を判断している。	2回/年(外観) 1回/年(耐圧)	廃液配管外観検査記録 R4.9 異常無し 保守点検記録(漏えい点検) R4.3 異常無し	・JRR-4 管理課の JRR-4 本体施設等保守点検要領 ・JRR-4 管理課の廃液配管の点検・工事マニュアル	

施設名	1 管理 区域外に敷設された放射性物質（液体）を移送する（又は過去に移送していた）配管の有無	【1が「有」の場合】当該配管について回答										12 備考
		2 その配管は「使用中」のものか、「使用終了」のものか	【2が「使用終了」の場合】 3 使用終了した当該配管の管理状況	【2が「使用中」の場合】 4 配管の材質	【2が「使用中」の場合】 5 配管の設置からの経過年数	【2が「使用中」の場合】 6 配管が移送する液体の概要及び主な核種	【2が「使用中」の場合】 7 配管の点検方法（健全性の確認方法）	【2が「使用中」の場合】 8 7の方法の考え方	【2が「使用中」の場合】 9 点検頻度	【2が「使用中」の場合】 10 直近の点検記録名、点検日及び結果	【2が「使用中」の場合】 11 根拠規定	
		【1が「無」の場合】										
JRR-4	有	■使用中 □使用終了(H 年)		□塩ビ □銅 ■ステンレス鋼 □その他()	約34年	プールの水の精製水 (Co-60)	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 □ (そ の 他)	保温材を使用しているため、設置環境の厳しい箇所を代表点として保温材を取り外して目視確認を実施するとともに、耐圧試験により系統全体の健全性を判断している。	2回/年(外観) 1回/年(耐圧)	廃液配管外観検査記録 R4.9 異常無し 保守点検記録(漏えい点検) R4.3 異常無し	・JRR-4 管理課の JRR-4 本体施設等保守点検要領 ・JRR-4 管理課の廃液配管の点検・工事マニュアル	
NSRR	有	■使用中 □使用終了(H 年)		□塩ビ ■銅 ■ステンレス鋼 □その他()	約50年	管理区域手洗水及びバッケージエアコン除湿水 (Co-60, Sr-90)	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 □ (そ の 他)	保温材を使用しているため、設置環境を考慮した上で合理的に全体を代表できる箇所の保温材を取り外して目視確認を実施し、健全性を判断している。	1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.6 異常無し	工務技術部放射線廃液配管の管理要領	
		■使用中 □使用終了(H 年)		□塩ビ □銅 ■ステンレス鋼 □その他()	約50年	管理区域の手洗及び身体汚染洗浄水 (Co-60, Sr-90)	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 □ (そ の 他)	保温材を使用しているため、設置環境を考慮した上で合理的に全体を代表できる箇所の保温材を取り外して目視確認を実施し、健全性を判断している。	1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.6 異常無し		
FCA	有	■使用中 □使用終了(H 年)		□塩ビ □銅 ■ステンレス鋼 □その他()	約30年	除染室手洗系排水 (Co-60)	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 □ (そ の 他)	地中埋設配管であるため、設置環境を考慮した上で合理的に全体を代表できる箇所を掘り起こして目視確認を実施し、健全性を判断している。	1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.8 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領	
		■使用中 □使用終了(H 年)		□塩ビ □銅 ■ステンレス鋼 □その他()	約30年	EFG庫除湿機ドレン排水 (Co-60)	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 □ (そ の 他)	保温材を使用した地中埋設配管のため、設置環境を考慮した上で合理的に全体を代表できる箇所の保温材の取外し、掘り起こして目視確認を実施している。	1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.8 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領	
		■使用中 □使用終了(H 年)		□塩ビ □銅 ■ステンレス鋼 □その他()	約30年	2次調和器ドレン排水 (Co-60)	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 □ (そ の 他)	保温材を使用しているため、設置環境を考慮した上で合理的に全体を代表できる箇所の保温材を取り外して目視確認を実施し、健全性を判断している。	1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.8 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領	
		■使用中 □使用終了(H 年)		□塩ビ ■銅 □ステンレス鋼 □その他()	約55年	廃液貯槽室ピット排水 (Co-60)	■全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □ (そ の 他)		1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.8 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領	
		■使用中 □使用終了(H 年)		□塩ビ □銅 ■ステンレス鋼 □その他()	約30年	タンクローリー排水 (Co-60)	■全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □ (そ の 他)		1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.8 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領	

施設名	1 管理 区域外に敷設された放射性物質（液体）を移送する（又は過去に移送していた）配管の有無	【1が「有」の場合】当該配管について回答										12 備考
		2 その配管は「使用中」のものか、「使用終了」のものか	【2が「使用終了」の場合】 3 使用終了した当該配管の管理状況	【2が「使用中」の場合】 4 配管の材質	【2が「使用中」の場合】 5 配管の設置からの経過年数	【2が「使用中」の場合】 6 配管が移送する液体の概要及び主な核種	【2が「使用中」の場合】 7 配管の点検方法（健全性の確認方法）	【2が「使用中」の場合】か 【7が「全て直接目視」以外の場合】 8 7の方法の考え方	【2が「使用中」の場合】 9 点検頻度	【2が「使用中」の場合】 10 直近の点検記録名、点検日及び結果	【2が「使用中」の場合】 11 根拠規定	
		【1が「無」の場合】										
FCA	有	■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他()	約30年	タンクローリービット排水 (Co-60)	■全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □(その他)		1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.8 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領	
		■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 □ステンレス鋼 ■その他(ゴム製)	約55年	連通管 (Co-60)	■全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □(その他)		1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.8 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領	
TCA	有	■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ ■鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約60年	汚染検査室手洗系排水 (Co-60)	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 □(その他)	地中埋設配管のため、設置環境を考慮した上で合理的に全体を代表できる箇所を掘り起こして目視確認を実施し、健全性を判断している。	1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.11 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領	
		■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ ■鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約60年	炉室地下廃水ビット系排水 (Co-60)	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 □(その他)	保温材を使用しているため、設置環境を考慮した上で合理的に全体を代表できる箇所の保温材を取り外して目視確認を実施し、健全性を判断している。	1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.11 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領	
		■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他()	約30年	タンクローリー排水 (Co-60)	■全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □(その他)		1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.11 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領	
		■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他()	約30年	タンクローリービット排水 (Co-60)	■全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □(その他)		1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.11 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領	
		■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ ■鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約60年	廃水タンク室手洗・床目皿排水 (Co-60)	■全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □(その他)		1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.11 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領	
STACY	無	□使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約 年		□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □(その他)					
TRACY	無	□使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約 年		□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □(その他)					

施設名	1 管理 区域外に敷設された放射性物質（液体）を移送する（又は過去に移送していた）配管の有無	【1が「有」の場合】当該配管について回答										12 備考
		2 その配管は「使用中」のものか、「使用終了」のものか	【2が「使用終了」の場合】 3 使用終了した当該配管の管理状況	【2が「使用中」の場合】 4 配管の材質	【2が「使用中」の場合】 5 配管の設置からの経過年数	【2が「使用中」の場合】 6 配管が移送する液体の概要及び主な核種	【2が「使用中」の場合】 7 配管の点検方法（健全性の確認方法）	【2が「使用中」の場合】か つ【7が「全て直接目視」以外の場合】 8 7の方法の考え方	【2が「使用中」の場合】 9 点検頻度	【2が「使用中」の場合】 10 直近の点検記録名、点検日及び結果	【2が「使用中」の場合】 11 根拠規定	
		【1が「無」の場合】										
バックエンド研究施設	無	<input type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)					
圧縮処設建家	有	<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input checked="" type="checkbox"/> その他(硬質塩化ビニールライニング鋼管)	約44年	床ドレン水等(Cs-137)	<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input checked="" type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)	地中埋設配管は、直接目視できる範囲が管理区域外の露出配管が埋設配管となる直近箇所の一部に限定されることから、当該箇所について目視確認を実施し、健全性を判断している。	1回/年	放射性物質移送配管点検記録(第1廃棄物処理棟一圧縮処理建家及び第1廃棄物処理棟一廃液運搬車接続口) R4.9.21 異常無し	放射性廃棄物管理第1課の配管点検要領	
固体廃棄物保棟	無	<input type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)					
液体廃棄物処設建家	有	<input type="checkbox"/> 使用中 <input checked="" type="checkbox"/> 使用終了(H11年)	地中配管であり、使用終了後も、1回/月の頻度で代表点について外観点検を実施し健全性を確認している。	<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)					
第1廃棄物理棟	有	<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input checked="" type="checkbox"/> その他(硬質塩化ビニールライニング鋼管)	約44年	床ドレン水等(Cs-137)	<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input checked="" type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)	地中埋設配管は、直接目視できる範囲が管理区域外の露出配管が埋設配管となる直近箇所の一部に限定されることから、当該箇所について目視確認を実施し、健全性を判断している。	1回/年	放射性物質移送配管点検記録(第1廃棄物処理棟一圧縮処理建家及び第1廃棄物処理棟一廃液運搬車接続口) R4.9.21 異常無し	放射性廃棄物管理第1課の配管点検要領	
第2廃棄物理棟	有	<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input checked="" type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input checked="" type="checkbox"/> その他(炭素鋼)	約40年	手洗い水及びびドレン水(Cs-137)	<input checked="" type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)		1回/年(外観目視) 1回/5年(肉厚測定)	・外観目視 放射性物質移送配管点検チェックリスト R4.10.6~12.16 異常無し ・肉厚測定 炭素鋼配管基本帳簿 H31.3.15~3.18 異常無し	第2廃棄物処理棟の配管点検要領	
第3廃棄物理棟	無	<input type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)					

施設名	1 管理 区域外に敷設された放射性物質（液体）を移送する（又は過去に移送していた）配管の有無	【1が「有」の場合】当該配管について回答										12 備考
		2 その配管は「使用中」のものか、「使用終了」のものか	【2が「使用終了」の場合】 3 使用終了した当該配管の管理状況	【2が「使用中」の場合】 4 配管の材質	【2が「使用中」の場合】 5 配管の設置からの経過年数	【2が「使用中」の場合】 6 配管が移送する液体の概要及び主な核種	【2が「使用中」の場合】 7 配管の点検方法（健全性の確認方法）	【2が「使用中」の場合】かつ【7が「全て直接目視」以外の場合】 8 7の方法の考え方	【2が「使用中」の場合】 9 点検頻度	【2が「使用中」の場合】 10 直近の点検記録名、点検日及び結果	【2が「使用中」の場合】 11 根拠規定	
		【1が「無」の場合】										
減容処理棟	有	■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 □ステンレス鋼 ■その他(ライニング鋼管)	約21年	手洗い水、シャワー水、機器ドレン廃液等 (Cs-137)	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 □ (そ の 他)	目視可能な箇所は直接目視で行うが、壁貫通部等の直接目視ができない箇所は、その近傍の同一使用条件の箇所で見視確認を実施し、健全性を判断している。	2回/年 (定期) 1回/月 (月例)	減容処理棟 非管理区域に設置された排水配管点検記録 R4.6.3 (定期) R4.11.8 (月例) 異常無し	高減容処理技術課の配管点検要領	
解体分管棟	有	■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 ■その他(ライニング鋼管)	約24年	手洗い水、機器ドレン廃液等 (Cs-137)	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 □ (そ の 他)	目視可能な箇所は直接目視で行うが、壁貫通部等の直接目視ができない箇所は、その近傍の同一使用条件の箇所で見視確認を実施し、健全性を判断している。保温材を使用している箇所については、敷設距離が短いため両端部の目視確認の結果から、健全性を判断している。	2回/年 (定期) 1回/月 (月例)	解体分別保管棟 非管理区域に設置された排水配管点検記録 R4.6.28 (定期) R4.11.18 (月例) 異常無し	高減容処理技術課の配管点検要領	
第1保管施設	無	□使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約 年		□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □ (そ の 他)					
第2保管施設	無	□使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約 年		□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □ (そ の 他)					
汚染除去場	有	□使用中 ■使用終了 (H11年)	一部地中配管であり、使用終了後も、1回/月の頻度で代表点について外観点検を実施し健全性を確認している。	□塩ビ □鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約 年		□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □ (そ の 他)					
廃棄物施設	無	□使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約 年		□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □ (そ の 他)					
プルトニウム研究1棟	有	■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ ■鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約59年	集水ピット排水 (Pu-239)	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 □ (そ の 他)	保温材を使用しているため、設置環境を考慮した上で合理的に全体を代表できる箇所の保温材を取り外して目視確認を実施し、健全性を判断している。	1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.11 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領	

施設名	1 管理 区域外に敷設された放射性物質（液体）を移送する（又は過去に移送していた）配管の有無	【1が「有」の場合】当該配管について回答										12 備考	
		2 その配管は「使用中」のものか、「使用終了」のものか	【2が「使用終了」の場合】 3 使用終了した当該配管の管理状況	【2が「使用中」の場合】 4 配管の材質	【2が「使用中」の場合】 5 配管の設置からの経過年数	【2が「使用中」の場合】 6 配管が移送する液体の概要及び主な核種	【2が「使用中」の場合】 7 配管の点検方法（健全性の確認方法）	【2が「使用中」の場合】か 【7が「全て直接目視」以外の場合】 8 7の方法の考え方	【2が「使用中」の場合】 9 点検頻度	【2が「使用中」の場合】 10 直近の点検記録名、点検日及び結果	【2が「使用中」の場合】 11 根拠規定		
		【1が「無」の場合】											
プルトニウム研究1棟	有	<input type="checkbox"/> 使用中 <input checked="" type="checkbox"/> 使用終了(H28年)	使用終了後も、1回/年の頻度で外観点検を実施し健全性を確認している。	<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)						
		<input type="checkbox"/> 使用中 <input checked="" type="checkbox"/> 使用終了(H28年)	使用終了後も、1回/年の頻度で設置環境を考慮した上で合理的に全体を代表できる箇所を掘り起こして目視確認を実施し健全性を確認している。	<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)						
		<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input checked="" type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 55 年	タンクローリー排水 (Pu-239)	<input checked="" type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)		1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.11 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領		
		<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input checked="" type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 55 年	タンクローリー取出口ドレン (Pu-239)	<input checked="" type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)		1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.11 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領		
		<input type="checkbox"/> 使用中 <input checked="" type="checkbox"/> 使用終了(H20年)	系統の両端の閉止措置を実施している。閉止措置後も、1回/年の頻度でピット内配管の両端の閉止措置箇所を含めた近傍の目視確認を実施し、健全性を判断している。	<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)						
		<input type="checkbox"/> 使用中 <input checked="" type="checkbox"/> 使用終了(H28年)	使用終了後も、1回/年の頻度で外観点検を実施し健全性を確認している。	<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)						
		<input type="checkbox"/> 使用中 <input checked="" type="checkbox"/> 使用終了(H28年)	使用終了後も、1回/年の頻度で外観点検を実施し健全性を確認している。	<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)						
		<input type="checkbox"/> 使用中 <input checked="" type="checkbox"/> 使用終了(H28年)	使用終了後も、1回/年の頻度で外観点検を実施し健全性を確認している。	<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)						
		<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input checked="" type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 59 年	スタックドレン (Pu-239)	<input checked="" type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)		1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.11 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領		

施設名	1 管理 区域外に敷設された放射性物質（液体）を移送する（又は過去に移送していた）配管の有無	【1が「有」の場合】当該配管について回答										12 備考
		2 その配管は「使用中」のものか、「使用終了」のものか	【2が「使用終了」の場合】 3 使用終了した当該配管の管理状況	【2が「使用中」の場合】 4 配管の材質	【2が「使用中」の場合】 5 配管の設置からの経過年数	【2が「使用中」の場合】 6 配管が移送する液体の概要及び主な核種	【2が「使用中」の場合】 7 配管の点検方法（健全性の確認方法）	【2が「使用中」の場合】かつ【7が「全て直接目視」以外の場合】 8 7の方法の考え方	【2が「使用中」の場合】 9 点検頻度	【2が「使用中」の場合】 10 直近の点検記録名、点検日及び結果	【2が「使用中」の場合】 11 根拠規定	
		【1が「無」の場合】										
プルトニウム研究1棟	有	<input type="checkbox"/> 使用中 <input checked="" type="checkbox"/> 使用終了(H28年)	使用終了後も、1回/年の頻度で設置環境を考慮した上で合理的に全体を代表できる箇所を掘り起こして目視確認を実施し健全性を確認している。	<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()					
		<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input checked="" type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 63 年	実験系排水（中レベル区域 5号室）(Pu-239)	<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input checked="" type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()	地中埋設配管のため、設置環境を考慮した上で合理的に全体を代表できる箇所を掘り起こして目視確認を実施し、健全性を判断している。	1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.11 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領	
		<input type="checkbox"/> 使用中 <input checked="" type="checkbox"/> 使用終了(H25年)	使用終了後も、1回/年の頻度で外観点検を実施し健全性を確認している。	<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()					
再処理特別研究棟	有	<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input checked="" type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 56 年	管理区域の手洗い水、マスク等の洗浄水 (Cs-137, Sr-90)	<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input checked="" type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()	目視可能な箇所は直接目視で行うが、壁及び床貫通部の直接目視ができない箇所は、その近傍の同一使用条件の箇所を目視確認を実施し、健全性を判断している。	1回/月	再処理特別研究棟ホット排水管等点検記録(1回/月) R4.12.13~12.15 異常無し	ホット排水管等に係る点検要領【再処理特別研究棟】	
燃料試験施設	有	<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input checked="" type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 53 年	汚染検査室の手洗い水 αγIR、βγセルからの排水 (Cs-137)	<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input checked="" type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()	目視可能な箇所は直接目視で行うが、壁貫通部等の直接目視ができない箇所は、その近傍の同一使用条件の箇所を目視確認を実施し、健全性を判断している。	1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.2 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領	
		<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input checked="" type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 53 年	汚染検査室の手洗い水 αγIR、βγセルからの排水 (Cs-137)	<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input checked="" type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()	保温材を使用しているため、設置環境を考慮した上で合理的に全体を代表できる箇所の保温材を取り外して目視確認を実施し、健全性を判断している。	1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.2 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領	
廃棄物安全試験施設	有	<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input checked="" type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 41 年	βγIR、各実験室フードからの排水 (Sr-90)	<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input checked="" type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()	保温材を使用しているため、設置環境を考慮した上で合理的に全体を代表できる箇所の保温材を取り外して目視確認を実施し、健全性を判断している。	1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.3 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領	
		<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input checked="" type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 41 年	汚染検査室の手洗い水 各実験室、操作室からの排水 (Sr-90)	<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input checked="" type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()	保温材を使用しているため、設置環境を考慮した上で合理的に全体を代表できる箇所の保温材を取り外して目視確認を実施し、健全性を判断している。	1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.3 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領	

施設名	1 管理 区域外に敷設された放射性物質（液体）を移送する（又は過去に移送していた）配管の有無	【1が「有」の場合】当該配管について回答										12 備考
		2 その配管は「使用中」のものか、「使用終了」のものか	【2が「使用終了」の場合】 3 使用終了した当該配管の管理状況	【2が「使用中」の場合】 4 配管の材質	【2が「使用中」の場合】 5 配管の設置からの経過年数	【2が「使用中」の場合】 6 配管が移送する液体の概要及び主な核種	【2が「使用中」の場合】 7 配管の点検方法（健全性の確認方法）	【2が「使用中」の場合】か 【7が「全て直接目視」以外の場合】 8 7の方法の考え方	【2が「使用中」の場合】 9 点検頻度	【2が「使用中」の場合】 10 直近の点検記録名、点検日及び結果	【2が「使用中」の場合】 11 根拠規定	
ホットラボ	有	<input type="checkbox"/> 使用中 <input checked="" type="checkbox"/> 使用終了(H21年)	使用終了時に、液体の流入を防止するための閉止措置を実施している。使用終了後も、1回/月の頻度で外観点検及び1回/年の頻度で汚染検査を実施し健全性を確認している。	<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()					
核燃料倉庫	無	<input type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()					
放射線標準施設棟	有	<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input checked="" type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約43年	管理区域の手洗水実験等で使用した放射性的廃液（Am-241、Cs-137、Sr-90）	<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input checked="" type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()	保温材を使用しているため、設置環境を考慮した上で合理的に全体を代表できる箇所を保温材を取り外して目視確認を実施し、健全性を判断している。	1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.2 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領	
FNS建家	有	<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input checked="" type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約43年	0°及び80°ターゲット冷却水、スタックドレン水(H-3)	<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input checked="" type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()	目視可能な箇所は直接目視で行うが、逆トラフ構造での埋設部分、壁貫通部等の直接目視ができない箇所は、その近傍の同一使用条件の箇所を目視確認を実施し、健全性を判断している。	1回/年	放射性物質を含む液体が流れる配管の定期点検記録 R4.3.30 異常無し	核融合炉物理実験棟管理要領	
		<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input checked="" type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約43年	実験器具等の洗浄水、手洗水等(H-3)	<input checked="" type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()		1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.12.7~12.16 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領	
タンデム加速器施設	無	<input type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()					
JRR-3実験棟(第2棟)	無	<input type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()					
ラジオアイソトープ製造棟	有	<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input checked="" type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約27年	タンクローリー系(H-3、Co-60、Cs-137、Sr-90、Po-210、Am-241)	<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input checked="" type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()	保温材を使用しているため、設置環境を考慮した上で合理的に全体を代表できる箇所を保温材を取り外して目視確認を実施し、健全性を判断している。	1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.2 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領	

施設名	1 管理区域外に敷設された放射性物質（液体）を移送する（又は過去に移送していた）配管の有無	【1が「有」の場合】当該配管について回答										12 備考
		2 その配管は「使用中」のものか、「使用終了」のものか	【2が「使用終了」の場合】 3 使用終了した当該配管の管理状況	【2が「使用中」の場合】 4 配管の材質	【2が「使用中」の場合】 5 配管の設置からの経過年数	【2が「使用中」の場合】 6 配管が移送する液体の概要及び主な核種	【2が「使用中」の場合】 7 配管の点検方法（健全性の確認方法）	【2が「使用中」の場合】 8 7の方法の考え方	【2が「使用中」の場合】 9 点検頻度	【2が「使用中」の場合】 10 直近の点検記録名、点検日及び結果	【2が「使用中」の場合】 11 根拠規定	
		【1が「無」の場合】										
トリチウムプロセス研究棟	有	■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他()	約40年	スタックドレン水 (H-3)	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 □(その他)	目視可能な箇所は直接目視で行うが、壁貫通部の直接目視ができない箇所は、その近傍の同一使用条件の箇所を目視確認を実施し、健全性を判断している。地中埋設配管は、直接目視できる範囲が管理区域外の露出配管が埋設配管となる直近箇所の一部に限定されることから、当該箇所について目視確認を実施し、健全性を判断している。	1回/年	排気ダクト等以外の重要な静的機器の点検記録（定期的な点検） R4.3 異常無し	トリチウムプロセス研究棟（TPL）排気ダクト等以外の重要な静的機器の管理要領	
原子炉特研	無	□使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約 年		□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □(その他)					
第2研究棟	無	□使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約 年		□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □(その他)					
第4研究棟	有	■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 □ステンレス鋼 ■その他（ライニング鋼管）	西棟 約40年 東棟 約30年	実験室等で使用した放射性の廃液（Th-232、Cs-137、Sr-90）	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 □(その他)	壁貫通部等の直接目視ができない箇所は、その近傍の同一使用条件の箇所を目視確認を実施し、健全性を判断している。	1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.1 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領	
高度環境分析研究棟	無	□使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約 年		□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □(その他)					
リニアック建家	無	□使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約 年		□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □(その他)					
FEL研究棟	無	□使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約 年		□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □(その他)					
バックエンド技術開発建家	有	■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他()	約28年	管理区域の手洗水（Cs-137、Co-60）	■全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □(その他)		2回/年	令和4年度定期自主点検報告書 R4.9 異常無し	バックエンド技術開発建家使用手引	

施設名	1 管理 区域外に敷設された放射性物質（液体）を移送する（又は過去に移送していた）配管の有無	【1が「有」の場合】当該配管について回答										12 備考
		2 その配管は「使用中」のものか、「使用終了」のものか	【2が「使用終了」の場合】 3 使用終了した当該配管の管理状況	【2が「使用中」の場合】 4 配管の材質	【2が「使用中」の場合】 5 配管の設置からの経過年数	【2が「使用中」の場合】 6 配管が移送する液体の概要及び主な核種	【2が「使用中」の場合】 7 配管の点検方法（健全性の確認方法）	【2が「使用中」の場合】かつ【7が「全て直接目視」以外の場合】 8 7の方法の考え方	【2が「使用中」の場合】 9 点検頻度	【2が「使用中」の場合】 10 直近の点検記録名、点検日及び結果	【2が「使用中」の場合】 11 根拠規定	
		【1が「無」の場合】										
大型非常実験棟	無	<input type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 銅 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)					
環境シミュレーション試験棟	有	<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input checked="" type="checkbox"/> 銅 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約41年	試験器具等の洗浄廃液、手洗水の排水 (Cs-137)	<input checked="" type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)		1回/年	放射性廃液配管の定期的な点検記録 R4.12 異常無し	工務技術部放射性廃液配管の管理要領	
J-PARC リニアック棟	無	<input type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 銅 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)					
J-PARC 3GeV シンクロトン棟	無	<input type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 銅 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)					
J-PARC 50GeV シンクロトン施設	無	<input type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 銅 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)					
J-PARC 物質・生命科学施設	無	<input type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 銅 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)					
J-PARC ハドロン実験施設	無	<input type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 銅 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)					
J-PARC ニュートリノ実験施設	無	<input type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 銅 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)					

②サイクル研

施設名	1 管理 区域外に敷設された放射性物質（液体）を移送する（又は過去に移送していた）配管の有無	【1が「有」の場合】当該配管について回答										12 備考
		2 その配管は「使用中」のものか、「使用終了」のものか	【2が「使用終了」の場合】 3 使用終了した当該配管の管理状況	【2が「使用中」の場合】 4 配管の材質	【2が「使用中」の場合】 5 配管の設置からの経過年数	【2が「使用中」の場合】 6 配管が移送する液体の概要及び主な核種	【2が「使用中」の場合】 7 配管の点検方法（健全性の確認方法）	【2が「使用中」の場合】かつ【7が「全て直接目視」以外の場合】 8 7の方法の考え方	【2が「使用中」の場合】 9 点検頻度	【2が「使用中」の場合】 10 直近の点検記録名、点検日及び結果	【2が「使用中」の場合】 11 根拠規定	
計測機器校正室	無	□使用中 □使用終了(H 年)		□塩ビ □鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約 年		□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □その他()					
安全管理棟	有	■使用中 □使用終了(H 年)		□塩ビ □鋼 □ステンレス鋼 ■その他(備考欄に記載)	約 40年	実験等で使用した放射性の廃液 (Pu, Am 等)	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 □その他()	基本的には保温材を装着しているため、保温材表面の変色やにじみ等を確認しているが、漏えいの早期発見の観点から一部の配管（エルボ部、フランジ部）はアクリル板でカバーしており、直接目視点検できるようにしている。	1回/3ヶ月	排水管・配管閉止箇所 点検記録 点検日：R4.12.27 結果：異常なし	安全管理棟管理区域 排水設備定期点検手順書	硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VB）、屋外のトレンチ内は二重配管（内管：アラミドがい装ポリエチレン管、外管：ステンレス管）
		□使用中 ■使用終了(H20年頃)	使用終了した配管を撤去し、残った配管は閉止キャップ等で塞ぐ閉止処置を行っている。閉止箇所は、1回/3ヶ月の外観点検により健全性を確認している。	□塩ビ □鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約 年		□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □その他()					
応用試験棟	有	■使用中 □使用終了(H 年)		□塩ビ ■鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約 10年	管理区域の手洗水、床排水 (U)	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 ■その他(漏えい試験)	手洗い水の排水に用いる排水配管の一部は目視確認できないため、通水による漏えい試験を行うことで健全性を確認している。	1回/年	・排水配管通水検査記録 点検日：R4.2.1 結果：異常なし ・排水配管等外観目視検査記録 点検日：R4.2.3 結果：異常なし ・排水配管気密(減圧)記録 点検日：R4.2.2 結果：異常なし	応用試験棟低レベル排水点検要領	
		■使用中 □使用終了(H 年)		□塩ビ ■鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約 10年	実験等で使用した放射性の廃液 (U)	■全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □その他()			1回/年	・排水配管通水検査記録 点検日：R4.1.31 結果：異常なし ・排水配管等外観目視検査記録 点検日：R4.2.3 結果：異常なし ・排水配管気密(減圧)記録 点検日：R4.2.2 結果：異常なし	応用試験棟低レベル排水点検要領

応用試験棟	有	<input type="checkbox"/> 使用中 <input checked="" type="checkbox"/> 使用終了 (H24年)	使用終了した配管は閉止キャップ等で塞ぐ閉止処置を行っている。閉止箇所は、1回/年の外観点検により健全性を確認している。	<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()					
A棟	有	<input type="checkbox"/> 使用中 <input checked="" type="checkbox"/> 使用終了 (H21年)	使用終了した配管は閉止キャップ等で塞ぐ閉止処置を行っている。閉止箇所は、1回/年の外観点検により健全性を確認している。	<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()					
B棟	有	<input type="checkbox"/> 使用中 <input checked="" type="checkbox"/> 使用終了 (H21年)	使用終了した配管は閉止キャップ等で塞ぐ閉止処置を行っている。閉止箇所は、1回/年の外観点検により健全性を確認している。	<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()					
ウラン系廃棄物貯蔵施設	有	<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了 (H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input checked="" type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 14年	管理区域内に設置する除湿機の凝縮水(ウラン)	<input checked="" type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()		①1回/月(屋外露出配管) ②1回/3ヶ月(屋内配管) ③1回/半年(屋外トレンチ内配管)	①UWSF 廃水ピット上部(非管理区域) 廃水配管等点検結果 点検日: R5.2.1 結果: 異常なし ②UWSF 屋内(非管理区域) 廃水配管点検結果 点検日: R5.1.16 結果: 異常なし ③非管理区域 廃水配管点検結果 点検日: R4.10.19 結果: 異常なし	建家・廃棄物及び廃水ピット点検作業要領書に基づく記録	
		<input type="checkbox"/> 使用中 <input checked="" type="checkbox"/> 使用終了 (H20年)	使用終了した配管のうち屋外部分は撤去し、残った配管は閉止キャップ等で塞ぐ閉止処置を行っている。閉止箇所は、1回/年の外観点検により健全性を確認している。	<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()					
第2ウラン系廃棄物貯蔵施設	有	<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了 (H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input checked="" type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 20年	管理区域内に設置する除湿機の凝縮水(ウラン)	<input checked="" type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()		1回/3ヶ月	第2UWSF 屋内(非管理区域) 廃水配管点検結果 点検日: R5.1.17 結果: 異常なし	建家・廃棄物及び廃水ピット点検作業要領書に基づく記録	
焼却施設	有	<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了 (H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input checked="" type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 14年	管理区域内に設置する冷却塔に使用した循環水(ウラン)	<input checked="" type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()		①1回/月 ②1回/年	①管理区域外 廃水配管等巡視点検結果 点検日: R5.1.20 結果: 異常なし ②管理区域外 廃水配管等定期点検結果 点検日: R5.1.20 結果: 異常なし	焼却施設の廃棄物受入・処理作業運転要領書	

		<input type="checkbox"/> 使用中 <input checked="" type="checkbox"/> 使用終了 (H20年)	使用終了した配管のうち屋外部分は撤去し、残った配管は閉止キャップ等で塞ぐ閉止処置を行っている。閉止箇所は、1回/年の外観点検により健全性を確認している。	<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)				
洗濯場	有	<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了 (H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input checked="" type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 14年	管理区域内の洗濯設備で発生した廃水(ウラン)	<input checked="" type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)	①1回/月 ②1回/年	①管理区域外廃水配管等巡視点検結果 点検日：R5.1.27 結果：異常なし ②管理区域外廃水配管等定期点検結果 点検日：R4.3.23 結果：異常なし	洗濯場運転要領書	
廃水処理室	有	<input type="checkbox"/> 使用中 <input checked="" type="checkbox"/> 使用終了 (H20年)	使用終了した配管のうち屋外部分は撤去し、残った配管は閉止キャップ等で塞ぐ閉止処置を行っている。閉止箇所は、1回/年の外観点検により健全性を確認している。	<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)				
M棟	有	<input type="checkbox"/> 使用中 <input checked="" type="checkbox"/> 使用終了 (H20年)	使用終了した配管のうち屋外部分は撤去し、残った配管は閉止キャップ等で塞ぐ閉止処置を行っている。閉止箇所は、1回/年の外観点検により健全性を確認している。	<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)				
地層処分放射化学研究施設(クオリティ)	無	<input type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了 (H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)				
J棟	有	<input type="checkbox"/> 使用中 <input checked="" type="checkbox"/> 使用終了 (H20年)	使用終了した配管のうち屋外部分は撤去し、残った配管は閉止キャップ等で塞ぐ閉止処置を行っている。閉止箇所は、1回/年の外観点検により健全性を確認している。	<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)				
L棟	有	<input type="checkbox"/> 使用中 <input checked="" type="checkbox"/> 使用終了 (H20年)	使用終了した配管のうち屋外部分は撤去し、残った配管は閉止キャップ等で塞ぐ閉止処置を行っている。閉止箇所は、1回/年の外観点検により健全性を確認している。	<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)				
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	有	<input type="checkbox"/> 使用中 <input checked="" type="checkbox"/> 使用終了 (H20年)	使用終了した配管のうち屋外部分は撤去し、残った配管は閉止キャップ等で塞ぐ閉止処置を行っている。閉止箇所は、1回/年の外観点検により健全性を確認している。	<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の 他)				

高レベル放射性物質研究施設 (CPF)	有	<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了 (H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input checked="" type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他 ()	約 40 年	管理区域の手洗水、結露水	<input checked="" type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の) 他 ()		1回/年	CPF 放射性溶液移送配管等の年次点検記録 点検日：R4.3.24 結果：異常なし	CPF 液体廃棄物点検マニュアル (B-7-8)	
ブルトニウム燃料開発室及びブルトニウム燃料第一開発室の配管 (LLD 配管)	有	<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了 (H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input checked="" type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他 ()	約 20 年	緊急除染室での身体除染の際に発生する廃水	<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (漏えい確認)	埋設部 (暗渠ブロック内二重管) の漏えいの有無をサイトグラスにより確認し、系統全体の健全性を判断している。	1回/年以上	管理廃水用配管・移送ポンプ点検記録 (定期) 点検日：R4.12.21 結果：異常なし	ブルトニウム燃料技術開発センター基本動作マニュアル (I-20 液体配管系統の管理) 施設廃水及び低レベル放射性廃水の処理作業マニュアル (環境技術課作業マニュアル)	
ブルトニウム燃料第二開発室及びブルトニウム燃料第一開発室の配管 (MI 配管)	有	<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了 (H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input checked="" type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他 ()	約 20 年	管理区域の手洗水、冷却水、試験器具の洗浄水	共同溝内の配管・バルブ・フランジ <input checked="" type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> (そ の) 他 ()		1回/3ヵ月	管理廃水配管点検表 管理廃水用配管・移送ポンプ点検記録 (定期) 点検日：R4.12.22 結果：異常なし	ブルトニウム燃料技術開発センター基本動作マニュアル (I-20 液体配管系統の管理) 管理廃水配管 (非管理区域) の点検及びバルブ操作等の作業 (環境技術課作業マニュアル)	
							埋設部 (暗渠ブロック内二重管) <input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (漏えい確認)	埋設部 (暗渠ブロック内二重管) の漏えいの有無をサイトグラスにより確認し、系統全体の健全性を判断している。	1回/年以上	管理廃水配管点検表 管理廃水用配管・移送ポンプ点検記録 (定期) 点検日：R4.12.21 R4.12.22 結果：異常なし	施設廃水及び低レベル放射性廃水の処理作業マニュアル (環境技術課作業マニュアル)	

<p>ブルトニウム燃料開発センター基本動作マニュアル(I-20液体配管系統の管理)</p>	<p>有</p>	<p>■使用中 □使用終了(H年)</p>	<p>ブルトニウム燃料開発センター基本動作マニュアル(I-20液体配管系統の管理)</p>	<p>□塩ビ ■鋼 □ステンレス鋼 ■その他(鋼管内部塩ビライニング)</p>	<p>約 35年</p>	<p>管理区域の手洗いう水、冷却水廃水</p>	<p>■全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □その他()</p>	<p>ブルトニウム燃料開発センター基本動作マニュアル(I-20液体配管系統の管理)</p>	<p>1回/3ヵ月</p>	<p>管理廃水配管点検表 点検日：R4.12.22 R4.12.26 結果：異常なし</p>	<p>ブルトニウム燃料開発センター基本動作マニュアル(I-20液体配管系統の管理)</p>	<p>ブルトニウム燃料開発センター基本動作マニュアル(I-20液体配管系統の管理)</p>
<p>ブルトニウム燃料開発センター基本動作マニュアル(I-20液体配管系統の管理)</p>	<p>有</p>	<p>■使用中 □使用終了(H年)</p>	<p>ブルトニウム燃料開発センター基本動作マニュアル(I-20液体配管系統の管理)</p>	<p>□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他()</p>	<p>約 25年</p>	<p>管理区域の手洗いう水</p>	<p>■全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □その他()</p>	<p>ブルトニウム燃料開発センター基本動作マニュアル(I-20液体配管系統の管理)</p>	<p>1回/3ヵ月</p>	<p>管理廃水配管点検表 点検日：R4.12.26 結果：異常なし</p>	<p>ブルトニウム燃料開発センター基本動作マニュアル(I-20液体配管系統の管理)</p>	<p>ブルトニウム燃料開発センター基本動作マニュアル(I-20液体配管系統の管理)</p>
<p>ブルトニウム燃料開発センター基本動作マニュアル(I-20液体配管系統の管理)</p>	<p>有</p>	<p>■使用中 □使用終了(H年)</p>	<p>ブルトニウム燃料開発センター基本動作マニュアル(I-20液体配管系統の管理)</p>	<p>□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他()</p>	<p>約 20年</p>	<p>洗濯廃水</p>	<p>屋外の配管・バルブ・フランジ □全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 □その他()</p>	<p>保温材を使用しているため、設置環境の厳しい箇所を代表点として保温材を取り外して目視確認を実施し、系統全体の健全性を判断している。</p>	<p>1回/3ヵ月</p>	<p>管理廃水配管点検表 管理廃水用配管・移送ポンプ点検記録(定期) 点検日：R4.12.22 結果：異常なし</p>	<p>ブルトニウム燃料開発センター基本動作マニュアル(I-20液体配管系統の管理)</p>	<p>ブルトニウム燃料開発センター基本動作マニュアル(I-20液体配管系統の管理)</p>
<p>ブルトニウム燃料開発センター基本動作マニュアル(I-20液体配管系統の管理)</p>	<p>有</p>	<p>■使用中 □使用終了(H年)</p>	<p>ブルトニウム燃料開発センター基本動作マニュアル(I-20液体配管系統の管理)</p>	<p>□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他()</p>	<p>約 20年</p>	<p>洗濯廃水</p>	<p>埋設部(暗渠ブロック内二重管) □全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 ■その他(漏えい確認)</p>	<p>埋設部(暗渠ブロック内二重管)の漏えいの有無をサイトグラスにより確認し、系統全体の健全性を判断している。</p>	<p>1回/年以上</p>	<p>管理廃水配管点検表 管理廃水用配管・移送ポンプ点検記録(定期) 点検日：R4.12.22 結果：異常なし</p>	<p>ブルトニウム燃料開発センター基本動作マニュアル(I-20液体配管系統の管理)</p>	<p>ブルトニウム燃料開発センター基本動作マニュアル(I-20液体配管系統の管理)</p>

再処理施設	無	<input type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了 (H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外 観確認 <input type="checkbox"/> その他 ()					H24年9月に発生した再処理施設分析所における非管理区域の配管からの放射性物質の漏えい事象の対応として、非管理区域に敷設された放射性物質(液体)を移送する配管の周囲を区画した範囲の内側(二重管については外管の内側)を管理区域として管理するよう再処理施設保安規定を変更した(H26年4月1日施行)
-------	---	--	--	---	-----	--	---	--	--	--	--	---

③大洗研

施設名	1 管理区域外に敷設された放射性物質（液体）を移送する（又は過去に移送していた）配管の有無	【1が「有」の場合】当該配管について回答									12 備考	
		2 その配管は「使用中」のものか、「使用終了」のものか	【2が「使用終了」の場合】 3 使用終了した当該配管の管理状況	【2が「使用中」の場合】 4 配管の材質	【2が「使用中」の場合】 5 配管の設置からの経過年数	【2が「使用中」の場合】 6 配管が移送する液体の概要及び主な核種	【2が「使用中」の場合】 7 配管の点検方法（健全性の確認方法）	【2が「使用中」の場合】かつ【7が「全て直接目視」以外の場合】 8 7の方法の考え方	【2が「使用中」の場合】 9 点検頻度	【2が「使用中」の場合】 10 直近の点検記録名、点検日及び結果		【2が「使用中」の場合】 11 根拠規定
放射線管理棟	有	■使用中 □使用終了(H年)		□塩ビ □鋼 ■ステンズ鋼 ■その他(SGP(塩化ビニルライニング)鋼管)	約 35年	試験器具等の洗浄液（Cs-137等）	■全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □その他()		1回/月	放管棟排水設備点検記録 R4.11.24 異常無し	「放射線管理棟」管理区域内作業マニュアル（環監-SK-04）	
									2回/年	排水設備定期自主検査記録 R4.9.13-R4.9.15 異常無し	放射線障害予防規程（水使第28号）	
燃料溶融試験試料保管室	無											
廃棄物処理建家(JWTF)	有	■使用中 □使用終了		□塩ビ □鋼 ■ステンズ鋼 □その他()	約 30年	蒸発濃縮処理水(Co-60)、手洗い水、洗濯廃液(核種なし)	■全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □その他()		1回/月	廃液輸送管点検記録 R4.12.12 異常無し	「運転マニュアル」廃液輸送管点検(OMS-80-F-14)	目視点検には検査装置を使用している。
ナトリウム分析室	有	■使用中 □使用終了		□塩ビ □鋼 ■ステンズ鋼 □その他()	約 33年	・手洗い水、器具洗浄水(核種なし)	■全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □その他()		4回/年	管理区域外排水管点検表 R4.9.22 異常なし	「ナトリウム分析室施設管理要領」	
				■塩ビ □鋼 □ステンズ鋼 □その他()	約 33年	・弱酸性の蒸気を含む空気を洗浄した水(核種なし)	■全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □その他()		1回/日	勤務時の点検表 R4.11.30 異常なし	「ナトリウム分析室施設管理要領」	
高速実験炉「常陽」	有	■使用中 □使用終了		□塩ビ □鋼 ■ステンズ鋼 □その他()	約 30年	使用済燃料貯蔵プール水(Co-60)	■全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 ■その他(スミヤ点検等)		1回/3ヶ月	廃液配管(廃液トレンチ)月例点検要領書・報告書 R4.12.20 異常なし	「廃液配管(廃液トレンチ)月例点検要領書・報告書」(MWIM-20-008-1)	スミヤ点検は、主に溶接部を中心に確認している。

照射装置組立検査施設 (IRAF)	有	■使用中 □使用終了		■塩ビ □鋼 □ステンレス鋼 □その他 ()	約 40 年	管理区域の手洗水、シャワー水、床排水 (核種なし)	■全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 ■その他 ①目視による外観点検 ②漏洩検出器発報の有無の確認 ③通水による漏洩の有無の確認		①1回/月 ②毎日(機構休日を除く) ③1回/年	①IRAFの廃液設備(貯留タンク・移送ポンプ)月例点検記録 点検日: R4. 11. 17 異常なし ②IRAF巡視記録(非管理区域) 点検日: R4. 11. 30 異常なし ③IRAFの廃液設備(貯留タンク・移送ポンプ)自主点検記録 点検日: R4. 12. 20 異常なし	「照射装置組立検査施設点検・保守要領」
照射燃料試験施設 (AGF)	有	□使用中 ■使用終了 (R4年)	使用終了時に、液体の流入を防止するためのバルブ閉止措置を実施している。使用終了後も、1回/月の頻度での外観点検及び1回/年の頻度での線量当量率及び表面密度の測定を実施し健全性を確認している。								
照射材料試験施設 (MMF)	有	■使用中 □使用終了 (H年)		□塩ビ ■鋼 □ステンレス鋼 □その他 ()	約 50 年	・管理区域のシャワー、手洗水 ・有意な放射性核種なし	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 □その他 ()	壁貫通部以外については全て目視確認を実施し、当該配管の健全性を判断している。	2回/年	廃液設備自主点検記録 R4. 1. 24-1. 27 R4. 7. 19-7. 25 異常なし	MMF安全作業マニュアル「14-1 廃液設備の点検作業」
第2照射材料試験施設 (MMF-2)	有	■使用中 □使用終了 (H年)		□塩ビ ■鋼 □ステンレス鋼 □その他 ()	約 40 年	・管理区域のシャワー、手洗水 ・有意な放射性核種なし	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 □その他 ()	壁貫通部以外については全て目視確認を実施し、当該配管の健全性を判断している。	2回/年		
燃料研究棟	有	■使用中 □使用終了 (H年)		■塩ビ ■鋼 □ステンレス鋼 □その他 ()	約 48 年	・床排水、除染手洗器流し等 ・有意な放射性核種なし	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 □その他 ()	壁貫通部以外については全て目視確認を実施し、当該配管の健全性を判断している。	1回/日 2回/年	液体廃棄物の排水管等点検表 R4. 11月分 液体廃棄物設備外観点検表 R4. 9. 15 異常なし	燃料研究棟特定施設作業要領 No. 38 液体廃棄設備の排水管等の点検 燃料研究棟 特定施設作業要領 No. 15-4 液体廃棄設備(排水設備)の外観点検
照射燃料集合体試験施設 (FMF)	有	■使用中 □使用終了 (H年)		□塩ビ ■鋼 □ステンレス鋼 □その他 ()	既設: 約 44 年 増設: 約 23 年	・管理区域のシャワー、手洗水 ・有意な放射性核種なし	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 □その他 ()	壁貫通部以外については全て目視確認を実施し、当該配管の健全性を判断している。	1回/年	廃液排水管定期点検記録(令和4年度) R4. 4. 11-4. 27 異常なし	FMF設備・機器点検要領「H-4 廃液排水管」

HTTR 原子炉施設 HTTR 使用施設	無											
JMTR (原子炉建家)	有	■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他 ()	約 55 年	・原子炉の一次冷却水 (Co-60) ・使用済燃料貯蔵プール水 (Co-60) ・原子炉建家内手洗い水 ・原子炉建家内使用済イオン交換樹脂	■全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □その他 ()		① 1 回/月 (目視による外観点検) ② 1 回/年 (目視による外観点検 (溶接部の状態記録)) ③ 1 回/5 年 (溶接部及び配管部の写真撮影) ④ 1 回/年 (目視による外観検査)	① 点検記録名: C トレンチ内廃液・腐樹脂移送配管月例点検表 2) 点検日: R4. 12. 23 3) 結果: 良 ② 1) 点検記録名: C トレンチ内廃液・腐樹脂移送配管年次点検 外観点検表 2) 点検日: R4. 2. 14-2. 21 3) 結果: 良 ③ 1) 点検記録名: C トレンチ内廃液・腐樹脂移送配管年次点検 外観点検表 2) 点検日: R2. 10. 22-R3. 3. 23 3) 結果: 良 ④ 1) 点検記録名: 第 2 回 定期事業者検査成績書 2) 点検日: R4. 3. 月 15 3) 結果: 良	・ JMTR (特定施設) の運転保守業務に係る手順書 (JMTR 管理手引の下部規程) ・ 定期事業者検査要領書	
JMTR (居室実験室建家: ホット実験室、放射線管理室、汚染検査室、測定室)	有	■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他 ()	約 10 年	居室実験室建家管理区域内手洗い水等	□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 ■その他 (漏えい点検)	二重管のため、漏えいがないことの確認をもって健全とする。	① 1 回/日 (漏水受升の確認) ② 1 回/年 (水張り漏えい試験)	① 点検記録名: JMTR 特定施設巡視表 2) 点検日: R4. 12. 27 3) 結果: 良 ② 1) 点検記録名: JMTR 居室実験室排水設備 水張り漏えい試験 2) 点検日: R4. 3. 7 3) 結果: 良	・ JMTR 管理手引 (JMTR-QAS-101) ・ JMTR 居室実験室排水設備点検要領書 (課内制定文書)	
JMTR (ホット機械室)	無											

JMTR (タンク ヤード)	無											
JMTR (第3排水 系貯槽建 家(I))	有	■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他 ()	約55年	・原子炉建家内 使用済イオン交 換樹脂	■全て直接目視 □代表点又は代表配管 の外観確認 □(その他) ()		1回/日 (目視によ る外観点 検)	1)点検記録名:JMTR 特定施設巡視表 2)点検日:R4.12.27 3)結果:良	・JMTR 管理手引 (JMTR-QAS-101)	
JMTR (第3排水 系貯槽建 家(II))	有	■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他 ()	約30年	・原子炉建家内 使用済イオン交 換樹脂	■全て直接目視 □代表点又は代表配管 の外観確認 □(その他) ()		①1回/日 (目視によ る外観点 検) ②1回/年 (目視によ る外観点 検)	① 1)点検記録名:JMTR 特定施設巡視表 2)点検日:R4.12.27 3)結果:良 ② 1)点検記録名:第 2回 定期事業者 検査成績書 2)点検日:R4.3.15 3)結果:良	・JMTR 管理手引 (JMTR-QAS-101) ・定期事業者検査要 領書	
JMTR (照射準 備室建 家)	無											
JMTR (燃料管 理室建 家)	無											
JMTR (居室実 験室建 家:X線 装置室)	無											
JMTR (居室実 験室建 家:非破 壊検査 室)	無											
JMTR (排風機 室)	無											

JMTR (機械室 建家)	無											
JMTR (フィル タバン ク)	無											
ホットラ ボ (ホットラ ボ建家)	有	■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ ■鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約 55 年	実験器具等の 2 次 洗 浄 液 (Co-60)	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管 の外観確認 □ そ の 他 ()	保温材を使用しているため、 設置環境の厳しい箇所を代 表点として保温材を取り外 して目視確認を実施し、系 統全体の健全性を判断して いる。	1 回/年	点検記録 R4. 5 異常無し	【JMHL-M025-101】 使用施設等の点検 要領書(液体廃棄設 備 廃液配管:漏え い点検)	
				□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □ そ の 他 ()	約 55 年	実験等で使用し た放射性的の廃 液、管理区域の 手 洗 い 水 (Cs-137 、 Co-60)	■全て直接目視 □代表点又は代表配管 の外観確認 □ そ の 他 ()		1 回/年	点検記録 R4. 10 異常無し	【JMHL-M025-102】 使用施設等の点検 要領書(液体廃棄設 備 廃液配管:漏え い点検 (C トレン チ))	
固体廃棄 物前処理 施設 (WDF)	有	■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □ そ の 他 ()	約 40 年	除染に使用した 放射性的の廃液 (Cs-137)	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管 の外観確認 □ そ の 他 ()	壁貫通部以外については全て目 視確認を実施し、系統全体の健 全性を判断している。	1 回/年	廃液槽(貯槽設備)、 廃水処理装置点検 要領及び記録 R4. 3. 11 異常無し	固体廃棄物前処理 施設定期点検マ ニュアル(環 技 -10-M-04)	
重水臨界 実験装置 (DCA)	有	■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ ■鋼 □ステンレス鋼 □ そ の 他 ()	約 50 年	空調用冷却水、 管理区域の手洗 水等	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管 の外観確認 □ そ の 他 ()	大部分が地下トレンチ内に敷設 されているため、地上から目視 可能な箇所の外観確認を実施 し、系統全体の健全性を判断し ている。	1 回/月	廃液配管点検表 ビット内点検表 R4. 12. 21 異常無し	DCA設備点検マニ ュアル(環 技 -10-M-01)	
重水臨界 実験装置 (DCA) DP タンク ヤード	有	■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ ■鋼 □ステンレス鋼 □ そ の 他 ()	約 50 年	管理区域の手洗 水等	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管 の外観確認 □ そ の 他 ()	大部分が地下トレンチ内に敷設 されているため、地上から目視 可能な箇所の外観確認を実施 し、系統全体の健全性を判断し ている。	1 回/日 及び 1 回/年	DCA 廃液設備巡視記録 R4. 12. 23 異常無し 定期事業者点検 R4. 12. 13-R4. 12. 16 異常無し	DCA 施設管理要領 (環境-QAS-10-01) 定期事業者点検要 領書(9)(環 境 -10-M-02)	
旧廃棄物 処理建家 (旧 JWTF)	有	□使用中 ■使用終了 (H 7 年)	使用終了時に、液体の流入 を防止するための閉止措置 を実施している。 使用終了後も、4 回/年の 頻度で外観点検を実施し、 健全性を確認している。	□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □ そ の 他 ()	約 年		■全て直接目視 □代表点又は代表配管 の外観確認 □ そ の 他 ()		4 回/年	廃液輸送管 点検記録 R4. 12. 12 異常無し	旧廃棄物処理建家 維持管理マニ ュアル	目視点検には 検査装置を使用 している。
廃棄物管 理施設 RI施設 ・ 廃液処 理棟	有	■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 ■その他(鋼(内 面ゴムライニン グ))	約 51 年	実験等で使用し た放射性的の廃液 (Co-60 、 Cs- 137)	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管 の外観確認 ■その他 (耐圧漏えい確認)	1 回/年の頻度で耐圧漏えい点 検を、1 回/日、1 回/月及び 2 回/年の頻度で漏えい検知器周 辺の配管について外観点検を実 施し、健全性を判断している。	2 回/年	定期自主検査結果 報告書 R4. 9. 6 異常無し	共通業務の運転・保 守業務手順書(廃管 -11-M-06)	

									1回/年 1回/月 1回/日	定期的な自主点検記録 R3.9.27-9.29 R4.9.6-9.7 ・建家設備巡視記録(月例) R4.12.5 廃液貯留施設I巡視記録 R4.12.28 異常無し	液体廃棄物に係る設備等の運転・保守業務手順書(廃管-11-M-01、廃管-12-M-01)
廃棄物管理施設 RI施設 ・廃液貯留施設I (常陽系統配管を含む。)	有	■使用中 □使用終了(H年)		約47年	処理装置で発生した処理済廃液及び実験等で使用した放射性の廃液(Na-22)	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 ■その他(耐圧漏えい確認)	1回/年の頻度で耐圧漏えい点検を、1回/日、1回/月及び2回/年の頻度で漏えい検知器周辺の配管について外観点検を実施し、健全性を判断している。	2回/年	定期自主検査結果報告書 R4.9.2~9.7 異常無し	共通業務の運転・保守業務手順書(廃管-11-M-06)	
原子炉施設 核燃料物質使用施設等 ・JMTR系統廃液輸送管	有	■使用中 □使用終了(H年)		約32年	実験等で使用した放射性の廃液(Co-60、Cs-137)	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 ■その他(耐圧漏えい確認)	1回/年の頻度で耐圧漏えい点検を、1回/月の頻度で漏えい検知器周辺の配管について外観点検を実施し、健全性を判断している。	1回/年 1回/月	定期的な自主点検記録 R4.12.12 廃液輸送管巡視記録(月例) R4.12.5 異常無し	液体廃棄物に係る設備等の運転・保守業務手順書(廃管-11-M-01、廃管-12-M-01)	
核燃料物質使用施設等 ・燃研系統廃液輸送管	有	■使用中 □使用終了(H年)		約48年	維持管理のみ実施(未定だが、管理区域手洗水等で使用する可能性もあるため)	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 ■その他(耐圧漏えい確認)	1回/年の頻度で耐圧漏えい点検を、1回/月の頻度で漏えい検知器周辺の配管について外観点検を実施し、健全性を判断している。	1回/年 1回/月	定期的な自主点検記録 R4.12.9 廃液輸送管巡視記録(月例) R4.12.5 異常無し	液体廃棄物に係る設備等の運転・保守業務手順書(廃管-11-M-01、廃管-12-M-01)	
廃棄物管理施設 RI施設 ・廃棄物管理施設用廃液貯	有	■使用中 □使用終了(H年)		約27年	管理区域の手洗水	■全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □その他()		2回/年	定期自主検査結果報告書 R4.9.8 異常無し	共通業務の運転・保守業務手順書(廃管-11-M-06)	

槽									1回/月 1回/日	建家設備巡視記録 (月例) R4.12.9 廃棄物管理施設用 廃液貯槽巡視記録 R4.12.28 異常無し	液体廃棄物に係る 設備等の運転・保守 業務手順書(廃管 -11-M-01、廃管 -12-M-01)
廃棄物管理施設 RI施設 ・排水監視施設 ・有機廃液一時格納庫 ・管理機械棟 ・β・γ固体処理棟I ・β・γ固体処理棟II ・β・γ固体処理棟IV ・β・γ一時格納庫I ・α固体処理棟 ・α一時格納庫	有	■使用中 □使用終了 (H 年)	有機廃液一時格納庫及びβ・γ一時格納庫Iの塩ビ配管については、使用終了時に、液体の流入を防止するための閉止措置を行い使用禁止にしている。	□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他 ()	約50年	管理区域の手洗水	■全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □その他 ()		2回/年	定期自主検査結果 報告書 R4.9.8 異常無し	共通業務の運転・保守業務手順書(廃管-11-M-06)
廃棄物管理施設 RI施設 ・β・γ固体処理棟III	無										
原子炉施設 RI施設 ・除染施設	有	■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他 ()	約45年	衣料の洗濯及び機器除染に伴う廃液(Co-60、Cs-137)	■全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □その他 ()		2回/年	定期自主検査結果 報告書 R4.9.27 異常無し	共通業務の運転・保守業務手順書(廃管-11-M-06)
RI施設 ・除染処理試験棟 ・廃棄物処理場用廃液貯槽	有	■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他 ()	約38年	衣料の洗濯に伴う廃液	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 □その他 ()	2回/年の頻度で漏えい検知器周辺の配管について外観点検を実施し、健全性を判断している。	2回/年	定期自主検査結果 報告書 R4.9.27 異常無し	共通業務の運転・保守業務手順書(廃管-11-M-06)

④量研機構那珂

施設名	1 管理 区域外に敷設された放射性物質（液体）を移送する（又は過去に移送していた）配管の有無	【1が「有」の場合】当該配管について回答										12 備考	
		2 その配管は「使用中」のものか、「使用終了」のものか	【2が「使用終了」の場合】 3 使用終了した当該配管の管理状況	【2が「使用中」の場合】 4 配管の材質	【2が「使用中」の場合】 5 配管の設置からの経過年数	【2が「使用中」の場合】 6 配管が移送する液体の概要及び主な核種	【2が「使用中」の場合】 7 配管の点検方法（健全性の確認方法及び主な核種）	【2が「使用中」の場合】かつ【7が「全て直接目視」以外の場合】 8 7の方法の考え方	【2が「使用中」の場合】 9 点検頻度	【2が「使用中」の場合】 10 直近の点検記録名、点検日及び結果	【2が「使用中」の場合】 11 根拠規定		
		【1が「無」の場合】											
JT-60 実験棟	無												
JT-60 廃棄物保管棟	無												

⑤原電（東海第2）

*東海第1発電所は該当なし

施設名	1 管理区域外に敷設された放射性物質（液体）を移送する（又は過去に移送していた）配管の有無	【1が「有」の場合】当該配管について回答	【2が「使用中」の場合】	【2が「使用中」の場合】	【2が「使用中」の場合】	【2が「使用中」の場合】	【2が「使用中」の場合】	【2が「使用中」の場合】	【2が「使用中」の場合】	【2が「使用中」の場合】	12 備考
	2 その配管は「使用中」のものか、「使用終了」のものか	【2が「使用終了」の場合】 3 使用終了した当該配管の管理状況	4 配管の材質	5 配管の設置からの経過年数	6 配管が移送する液体の概要及び主な核種	7 配管の点検方法（健全性の確認方法）	【2が「使用中」の場合】 【7が「全て直接目視」以外の場合】 8 7の方法の考え方	9 点検頻度	10 直近の点検記録名、点検日及び結果	11 根拠規定	
放射性廃棄物の廃棄施設 サンプルタンク連絡配管（二重管）	有	■使用中 □使用終了（H 年）	□塩ビ ■鋼 ■ステンレス鋼 □その他（ ）	約36年	雑固体減容処理設備から発生した放射性廃液（主な核種：Co ⁶⁰ ）	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 ■その他（巡視点検）	同一環境であることから点検の代表性があること、また、二重管構造により漏えいし難い構造となっているため	外観確認：2010年に点検実施 巡視：毎日	記録名：配管外観目視点検記録 点検日：H22年11月4日 点検結果：良	—	資料-4-1 資料-4-4
放射性廃棄物の廃棄施設 廃棄物処理系放出配管（直埋設）	有	■使用中 □使用終了（H 年）	□塩ビ ■鋼 □ステンレス鋼 □その他（ ）	約36年	液体廃棄物から発生した放射性廃液（主な核種：Co ⁶⁰ ）	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 ■その他（肉厚測定）	炭素鋼配管に外面防食材を施工していること、また減肉についても過去の点検結果より貫通に至る減肉は想定されないため	外観確認・肉厚測定：2010年に点検実施	記録名：配管外観目視点検記録、配管超音波厚さ測定記録 点検日：H22年11月4日 点検結果：良	—	資料-4-2 資料-4-4
放射性廃棄物の廃棄施設 高周波溶融炉排ガス洗浄廃液放出配管（二重管）	有	■使用中 □使用終了（H 年）	□塩ビ ■鋼 ■ステンレス鋼 □その他（ ）	約16年	洗濯排水及び液体廃棄物から発生した放射性廃液（主な核種：Co ⁶⁰ ）	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 ■その他（巡視点検、肉厚測定）	同一環境であることから点検の代表性があること、また、二重管構造により漏えいし難い構造となっているため	外観確認・肉厚測定：2010年に点検実施 巡視：毎日	記録名：配管外観目視点検記録、配管超音波厚さ測定記録 点検日：H22年11月4日 点検結果：良	—	資料-4-3 資料-4-4

⑥ JCO

施設名	【1が「有」の場合】当該配管について回答											12 備考
	1 区域外に敷設された放射性物質(液体)を移送する(又は過去に移送していた)配管の有無	2 その配管は「使用中」のものか、「使用終了」のものか	【2が「使用終了」の場合】 3 使用終了した当該配管の管理状況	【2が「使用中」の場合】 4 配管の材質	【2が「使用中」の場合】 5 配管の設置からの経過年数	【2が「使用中」の場合】 6 配管が移送する液体の概要及び主な核種	【2が「使用中」の場合】 7 配管の点検方法(健全性の確認方法)	【2が「使用中」の場合】かつ【7が「全て直接目視」以外の場合】 8 7の方法の考え方	【2が「使用中」の場合】 9 点検頻度	【2が「使用中」の場合】 10 直近の点検記録名、点検日及び結果	【2が「使用中」の場合】 11 根拠規定	
【1が「無」の場合】												
第2管理棟 総合排水処理棟	有	■使用中 □使用終了(H 年)	/	□塩ビ □銅 ■ステンレス鋼 □その他()	約 40 年	管理区域使用作業着の洗濯排水、手洗い水、管理区域床洗浄水(ウラン)	□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 ■その他(気密漏洩検査)	一般高圧ガス保安規則「第6条の1項43号保」及び例示基準の「耐圧試験及び気密試験」に基づき気密漏洩検査を実施する	2回/年	雑廃液送液配管気密漏洩検査記録 R4.11 異常無し	排水管理要領	
	有	□使用中 ■使用終了(H12年)	対象廃液(沈殿ろ液)処理終了後、入口配管の切り離し閉止処置を実施。使用終了後も2回/年の頻度で気密漏洩検査を実施し、健全性を確認している。	□塩ビ □銅 ■ステンレス鋼 □その他()	/	/	/	/	/	/	/	
第3管理棟 総合排水処理棟	有	■使用中 □使用終了(H 年)	/	□塩ビ □銅 ■ステンレス鋼 □その他()	約 34 年	管理区域内床洗浄液(ウラン)	□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 ■その他(気密漏洩検査)	一般高圧ガス保安規則「第6条の1項43号保」及び例示基準の「耐圧試験及び気密試験」に基づき気密漏洩検査を実施する	1回/年	屋外排水管機密漏洩検査記録 R4.11 異常無し	排水管理要領	
第5管理棟 総合排水処理棟	有	■使用中 □使用終了(H 年)	/	□塩ビ □銅 ■ステンレス鋼 □その他()	約 2 年	手洗い水、管理区域内床洗浄液(ウラン)	□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 ■その他(気密漏洩検査)	一般高圧ガス保安規則「第6条の1項43号保」及び例示基準の「耐圧試験及び気密試験」に基づき気密漏洩検査を実施する	1回/年	屋外排水管機密漏洩検査記録 R4.11 異常無し	排水管理要領	
総合排水棟 外50tピット	有	■使用中 □使用終了(H 年)	/	□塩ビ □銅 ■ステンレス鋼 □その他()	約 34 年	管理区域内排水をイオン交換処理設備で処理した一定基準(5×10 ⁻³ Bq/cm ³)以下の液(ウラン)	□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 ■その他(気密漏洩検査)	一般高圧ガス保安規則「第6条の1項43号保」及び例示基準の「耐圧試験及び気密試験」に基づき気密漏洩検査を実施する	1回/年	雑廃液送液配管気密漏洩検査記録 R4.11 異常無し	排水管理要領	
	有	□使用中 ■使用終了(R3年)	閉止処置を実施。使用終了後も1回/年の頻度で気密漏洩検査を実施し、健全性を確認している。	□塩ビ □銅 ■ステンレス鋼 □その他()	/	/	/	/	/	/	/	
屋外50tピット～屋外150tポンド	有	■使用中 □使用終了(H 年)	/	□塩ビ ■銅 □ステンレス鋼 □その他()	約 50 年	屋外50tピット水(ウラン)	□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 ■その他(気密漏洩検査)	一般高圧ガス保安規則「第6条の1項43号保」及び例示基準の「耐圧試験及び気密試験」に基づき気密漏洩検査を実施する	1回/年	50T～150T間の排水気密漏洩検査記録 R4.5 異常無し	排水管理要領	

⑦三菱原燃

施設名	1 管理区域外に敷設された放射性物質（液体）を移送する（又は過去に移送していた）配管の有無	【1が「有」の場合】当該配管について回答										12 備考
		2 その配管は「使用中」のものか、「使用終了」のものか	【2が「使用終了」の場合】 3 使用終了した当該配管の管理状況	【2が「使用中」の場合】 4 配管の材質	【2が「使用中」の場合】 5 配管の設置からの経過年数	【2が「使用中」の場合】 6 配管が移送する液体の概要及び主な核種	【2が「使用中」の場合】 7 配管の点検方法（健全性の確認方法）	【2が「使用中」の場合】 かつ【7が「全て直接目視」以外の場合】 8 7の方法の考え方	【2が「使用中」の場合】 9 点検頻度	【2が「使用中」の場合】 10 直近の点検記録名、点検日及び結果	【2が「使用中」の場合】 11 根拠規定	
		【1が「無」の場合】										
廃液処理設備(1) 転換工場	有	■使用中 □使用終了(H年)		□塩ビ ■鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約45年	ウラン（廃液処理設備で処理済みのプロセス廃液、除染水等）	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 ■その他（肉厚測定）	基本的には露出配管で直接目視確認しているが、一部可視不可部分がある為、肉厚測定を実施し系統全体の健全性を判断している。	外観：1回/月 肉厚：1回/3年	定期点検年間計画・実施表（廃棄物） R4.3異常無し	設備管理要領（EDP-0601）	周辺監視区域外の濃度限度より低く設定した管理目標値以下であることを測定により確認後に排水貯留池へ搬出する。
廃液処理設備(3) シリンダ洗浄棟	有	■使用中 □使用終了(H年)		□塩ビ ■鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約37年	ウラン（廃液処理設備で処理済みのプロセス廃液、手洗い水等）	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 ■その他（肉厚測定）	基本的には露出配管で直接目視確認しているが、一部可視不可部分がある為、肉厚測定を実施し系統全体の健全性を判断している。	外観：1回/月 肉厚：1回/3年	定期点検年間計画・実施表（廃棄物） R4.3異常無し	設備管理要領（EDP-0601）	周辺監視区域外の濃度限度より低く設定した管理目標値以下であることを測定により確認後に排水貯留池へ搬出する。 また、第3核燃料倉庫から廃液処理設備(3)へ移送する配管は、一部管理区域外へ敷設しているが、「手洗い水」のみの移送である。
廃液処理設備(4) 加工棟	有	■使用中 □使用終了(H年)		□塩ビ ■鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約34年	ウラン（廃液処理設備で処理済みのプロセス廃液、手洗い水等）	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 ■その他（肉厚測定）	基本的には露出配管で直接目視確認しているが、一部可視不可部分がある為、肉厚測定を実施し系統全体の健全性を判断している。	外観：1回/月 肉厚：1回/3年	定期点検年間計画・実施表（廃棄物） R4.3異常無し	設備管理要領（EDP-0601）	周辺監視区域外の濃度限度より低く設定した管理目標値以下であることを測定により確認後に排水貯留池へ搬出する。
廃液処理設備(5) 転換工場	有	■使用中 □使用終了(H年)		□塩ビ ■鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約2年	ウラン（廃液処理設備で処理済みのプロセス廃液）	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 ■その他（肉厚測定）	基本的には露出配管で直接目視確認しているが、一部可視不可部分がある為、肉厚測定を実施し系統全体の健全性を判断している。	外観：1回/月 肉厚：1回/3年	定期点検年間計画・実施表（廃棄物） R4.3異常無し	設備管理要領（EDP-0601）	周辺監視区域外の濃度限度より低く設定した管理目標値以下であることを測定により確認後に排水貯留池へ搬出する。
廃液処理設備(6) 放射線管理棟	有	■使用中 □使用終了(H年)		□塩ビ ■鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約2年	ウラン（廃液処理設備で処理済みの手洗い水等）	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 ■その他（肉厚測定）	基本的には露出配管で直接目視確認しているが、一部可視不可部分がある為、肉厚測定を実施し系統全体の健全性を判断している。	外観：1回/月 肉厚：1回/3年	定期点検年間計画・実施表（廃棄物） R4.3異常無し	設備管理要領（EDP-0601）	周辺監視区域外の濃度限度より低く設定した管理目標値以下であることを測定により確認後に排水貯留池へ搬出する。
燃料加工試験棟	有	■使用中 □使用終了(H年)		□塩ビ ■鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約39年	ウラン（廃液処理設備で処理済みのプロセス廃液、手洗い水等）	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 ■その他（肉厚測定）	基本的には露出配管で直接目視確認しているが、一部可視不可部分がある為、肉厚測定を実施し系統全体の健全性を判断している。	外観：1回/月 肉厚：1回/3年	定期点検年間計画・実施表（廃棄物） R4.3異常無し	設備管理要領（EDP-0601）	周辺監視区域外の濃度限度より低く設定した管理目標値以下であることを測定により確認後に排水貯留池へ搬出する。

⑧積水メディカル

施設名	1 管理 区域外に敷設された放射性物質(液体)を移送する(又は過去に移送していた)配管の有無	【1が「有」の場合】当該配管について回答										12 備考
		2 その配管は「使用中」のものか、「使用終了」のものか	【2が「使用終了」の場合】 3 使用終了した当該配管の管理状況	【2が「使用中」の場合】 4 配管の材質	【2が「使用中」の場合】 5 配管の設置からの経過年数	【2が「使用中」の場合】 6 配管が移送する液体の概要及び主な核種	【2が「使用中」の場合】 7 配管の点検方法(健全性の確認方法)	【2が「使用中」の場合】かつ【7が「全て直接目視」以外の場合】 8 7の方法の考え方	【2が「使用中」の場合】 9 点検頻度	【2が「使用中」の場合】 10 直近の点検記録名、点検日及び結果	【2が「使用中」の場合】 11 根拠規定	
		【1が「無」の場合】										
排水設備	有	■使用中 □使用終了(H 年)		□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他()	約 11年	実験等で使用した放射性廃液(H-3、C-14)	■全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □その他()		2回/年(6月・12月実施)	定期自主点検 R4.12 異常無し 臨時点検 R4.8 異常無し		当該排水管についてはこれまでの健全性確認において異常がないことを確認しているが、今回の漏洩事象を受け、安全性向上の観点から、点検方法等の見直しを検討している
	有	■使用中 □使用終了(H 年)		□塩ビ ■鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約 37年	実験等で使用した二次洗浄液以降の放射性廃液(H-3、C-14)	□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 ■その他(埋設配管以外は直接目視確認を行い、埋設配管は、埋設排水管付近の土壌の湿潤から健全性の確認を行っている)	埋設配管以外は年2回目視点検を行っている。埋設排水管においても、埋設排水管付近の土壌の湿潤から健全性の確認を行っている	2回/年(6月・12月実施)	定期自主点検 R4.12 異常無し 臨時点検 R4.8 異常無し	放射線障害予防規程(ただし配管の点検方法までは定められていない) 現在、点検方法を定めた文章を作成している(R5.3月完成予定)	地中埋設配管については、これまでの健全性確認において異常がないこと及び、鋼管であり第一実験棟の塩ビ管に比べ強固な材質のため、現時点では使用に問題はないと考えているが、今回の漏洩事象を受け、安全性向上の観点から、埋設配管の地上化、もしくは現状での健全性確認方法を検討している(3年以内の地上化を目指し計画中)
	有	■使用中 □使用終了(H 年)		□塩ビ ■鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約 37年	管理区域のトイレ水	□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 ■その他(埋設配管以外は直接目視確認を行い、埋設配管は、埋設排水管付近の土壌の湿潤から健全性の確認を行っている)	埋設配管以外は年2回目視点検を行っている。埋設排水管においても、埋設排水管付近の土壌の湿潤から健全性の確認を行っている	2回/年(6月・12月実施)	定期自主点検 R4.12 異常無し 臨時点検 R4.8 異常無し		地中埋設配管については、これまでの健全性確認において異常がないこと及び、鋼管であり第一実験棟の塩ビ管に比べ強固な材質のため、現時点では使用に問題はないと考えているが、今回の漏洩事象を受け、安全性向上の観点から、埋設配管の地上化、もしくは現状での健全性確認方法を検討している(3年以内の地上化を目指し計画中)
	有	□使用中 ■使用終了(H23年)	H23年7月使用終了時に入口手動弁の閉止措置を実施 使用終了後も埋設配管以外は年2回目視点検を行っている	□塩ビ □鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約 年		□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □その他()					撤去方法については検討をしている
第1実験棟	有	□使用中 ■使用終了(R3年)	点検は実施していない	□塩ビ □鋼 □ステンレス鋼 □その他()	約 年		□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □その他()					第一実験棟解体に伴い管理区域外配管は全て撤去済である

第3実験棟	有	<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input checked="" type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 37年	実験等で使用した放射性廃液(H-3、C-14)	<input checked="" type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()		2回/年(6月・12月実施)	定期自主点検 R4.12 異常無し 臨時点検 R4.8 異常無し	放射線障害予防規程(ただし配管の点検方法までは定められていない) 現在、点検方法を定めた文章を作成している(R5.3月完成予定)	当該排水管についてはこれまでの健全性確認において異常がないことを確認しているが、今回の漏洩事象を受け、安全性向上の観点から、点検方法等の見直しを検討している
		<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input checked="" type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 37年	実験等で使用した二次洗浄液以降の放射性廃液(H-3、C-14)	<input checked="" type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()		2回/年(6月・12月実施)	定期自主点検 R4.12 異常無し 臨時点検 R4.8 異常無し		
		<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input checked="" type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 37年	管理区域のトイレ水	<input checked="" type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()		2回/年(6月・12月実施)	定期自主点検 R4.12 異常無し 臨時点検 R4.8 異常無し		
第4実験棟	有	<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input checked="" type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 32年	実験等で使用した放射性廃液(H-3、C-14)	<input checked="" type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()		2回/年(6月・12月実施)	定期自主点検 R4.12 異常無し 臨時点検 R4.8 異常無し	放射線障害予防規程(ただし配管の点検方法までは定められていない) 現在、点検方法を定めた文章を作成している(R5.3月完成予定)	当該排水管についてはこれまでの健全性確認において異常がないことを確認しているが、今回の漏洩事象を受け、安全性向上の観点から、点検方法等の見直しを検討している
		<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input checked="" type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 32年	実験等で使用した二次洗浄液以降の放射性廃液(H-3、C-14)	<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input checked="" type="checkbox"/> その他(可能な限り直接目視を行い、障害物により直接確認できない部分は、棒鏡及び配管下部に痕跡がないかを確認する)	配管については、直接目視及び棒鏡による点検を行っている また、配管下部に溜水やその痕跡がないかの点検も行っている	2回/年(6月・12月実施)	定期自主点検 R4.12 異常無し 臨時点検 R4.8 異常無し		
		<input checked="" type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input checked="" type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 鋼 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 32年	管理区域のトイレ水	<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input checked="" type="checkbox"/> その他(可能な限り直接目視を行い、障害物により直接確認できない部分は、棒鏡及び配管下部に痕跡がないかを確認する)	配管については、直接目視及び棒鏡による点検を行っている また、配管下部に溜水やその痕跡がないかの点検も行っている	2回/年(6月・12月実施)	定期自主点検 R4.12 異常無し 臨時点検 R4.8 異常無し		

⑨東京大学

施設名	1 管理区域外に敷設された放射性物質（液体）を移送する（又は過去に移送していた）配管の有無	【1が「有」の場合】当該配管について回答										12 備考
		2 その配管は「使用中」のものか、「使用終了」のものか	【2が「使用終了」の場合】 3 使用終了した当該配管の管理状況	【2が「使用中」の場合】 4 配管の材質	【2が「使用中」の場合】 5 配管の設置からの経過年数	【2が「使用中」の場合】 6 配管が移送する液体の概要及び主な核種	【2が「使用中」の場合】 7 配管の点検方法（健全性の確認方法）	【2が「使用中」の場合】かつ【7が「全て直接目視」以外の場合】 8 7の方法の考え方	【2が「使用中」の場合】 9 点検頻度	【2が「使用中」の場合】 10 直近の点検記録名、点検日及び結果	【2が「使用中」の場合】 11 根拠規定	
		【1が「無」の場合】										
研究棟	有	■使用中 □使用終了(H 年)		□塩ビ □鋼 □ステンズ鋼 ■その他（ポリエステル管）	約 5年	管理区域の手洗水、実験等で使用した放射性の廃液（Cs-137、U-238）	■全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □その他（ ）		1回/年	定期自主点検実施記録 R4.9 異常無し	放射線障害予防規程及び放射線安全取扱細則	二重管となっており、外側は透明の塩ビ管
核融合ブランケット棟	有	■使用中 □使用終了(H 年)		□塩ビ ■鋼 □ステンズ鋼 □その他（ ）	約 46年	管理区域のエアコンの排水	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 □その他（ ）	設置環境の厳しい箇所を代表点として目視確認を実施し、系統全体の健全性を判断している。	1回/年	定期自主点検実施記録 R4.9 異常無し		長期に渡り非密封 RI の使用の実績は無い。
重照射損傷研究実験棟	有	■使用中 □使用終了(H 年)		□塩ビ ■鋼 □ステンズ鋼 □その他（ ）	約 37年	管理区域のエアコンの排水	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 □その他（ ）	設置環境の厳しい箇所を代表点として目視確認を実施し、系統全体の健全性を判断している。	1回/年	定期自主点検実施記録 R4.9 異常無し		長期に渡り非密封 RI の使用の実績は無い。

⑩東北大学

施設名	1 管理 区域外に敷設された放射性物質（液体）を移送する（又は過去に移送していた）配管の有無	【1が「有」の場合】当該配管について回答										12 備考
		2 その配管は「使用中」のものか、「使用終了」のものか	【2が「使用終了」の場合】 3 使用終了した当該配管の管理状況	【2が「使用中」の場合】 4 配管の材質	【2が「使用中」の場合】 5 配管の設置からの経過年数	【2が「使用中」の場合】 6 配管が移送する液体の概要及び主な核種	【2が「使用中」の場合】 7 配管の点検方法（健全性の確認方法）	【2が「使用中」の場合】かつ【7が「全て直接目視」以外の場合】 8 7の方法の考え方	【2が「使用中」の場合】 9 点検頻度	【2が「使用中」の場合】 10 直近の点検記録名、点検日及び結果	【2が「使用中」の場合】 11 根拠規定	
		【1が「無」の場合】										
研究棟	有	■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他()	約 50年	手洗い水 (Co-60, Mn-54)	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認 ■その他 (代表配管の汚染検査)	設置時期が同時期で設置環境が同様な他の配管を代表配管として目視確認を実施し、当該配管の健全性を判断している。	2回/年	放射線施設および設備に係る自主点検の記録 R4.9 異常無し	<ul style="list-style-type: none"> 放射線障害予防規程 保安内規 自主点検要領 施設の維持管理に関する申合せ 品質保証に関する申合せ 	令和4年8月4日に発生した他事業所での事象を踏まえ、代表配管以外の狭隘部の配管について、外観確認、代表配管の汚染検査及び代表地点5か所について土壌の放射能測定を実施。又、人の入り込む箇所にある配管は、ファイバースコープで外観確認を実施し、ほぼ全ての配管について点検を行った。結果については、異常は認められなかった。
ホットラ実験棟	有	■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他()	約 50年	手洗い水 (Co-60, Mn-54)	■全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 ■その他 (代表配管の汚染検査)		2回/年	放射線施設および設備に係る自主点検の記録 R4.9 異常無し	<ul style="list-style-type: none"> 放射線障害予防規程 保安内規 自主点検要領 施設の維持管理に関する申合せ 品質保証に関する申合せ 	

⑪日本核燃

施設名	1 管理 区域外に敷設された放射性物質(液体)を移送する(又は過去に移送していた)配管の有無	【1が「有」の場合】当該配管について回答										12 備考
		2 その配管は「使用中」のものか、「使用終了」のものか	【2が「使用終了」の場合】 3 使用終了した当該配管の管理状況	【2が「使用中」の場合】 4 配管の材質	【2が「使用中」の場合】 5 配管の設置からの経過年数	【2が「使用中」の場合】 6 配管が移送する液体の概要及び主な核種	【2が「使用中」の場合】 7 配管の点検方法(健全性の確認方法)	【2が「使用中」の場合】かつ【7が「全て直接目視」以外の場合】 8 7の方法の考え方	【2が「使用中」の場合】 9 点検頻度	【2が「使用中」の場合】 10 直近の点検記録名、点検日及び結果	【2が「使用中」の場合】 11 根拠規定	
		【1が「無」の場合】										
ホットラボ棟	有 極低レベル廃液配管(土中埋設配管)	■使用中 □使用終了(H年)		□塩ビ ■鋼 □ステンズ鋼 □その他()	約 46年	汚染検査室手洗い エアコン凝縮水暗室流し台など (Cs-137、Co-60)	□全て直接目視 ■代表点又は代表配管の外観確認(ファイバースコープによる配管内部確認(汚染検査室のシンクから垂直に立下り、エルボで水平になる部分)) ■その他(・配管耐圧試験(配管全体) ・配管清掃(配管の一部) ・通水確認試験(配管の一部))	配管耐圧試験により配管の健全性を確認している。	1回/年	2022年度、廃液排水管健全性確認試験 作業報告書 R4.9 異常無し	2022年度予防保全年間計画(工務グループ) G-1-2(F-2)液体状放射性廃棄物の取扱作業基準	配管耐圧試験により配管の健全性は確認できているが、これとは別に、廃液配管に一定量の水を流しその量がタンクに回収されることを確認する試験(通水量確認試験)も行い、健全性の確度を上げる。
ホットラボ棟	有 極低レベル廃液配管(1階非管理区域天井裏を通る配管)	■使用中 □使用終了(H年)		□塩ビ ■鋼 □ステンズ鋼 □その他()	約 46年	汚染検査室手洗い エアコン凝縮水暗室流し台など (Cs-137、Co-60)	□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 ■その他(配管耐圧試験(配管全体))	配管耐圧試験により配管の健全性を確認している。	1回/年	2022年度、廃液排水管健全性確認試験 作業報告書 R4.9 異常無し	2022年度予防保全年間計画(工務グループ) G-1-2(F-2)液体状放射性廃棄物の取扱作業基準	
ホットラボ棟	有 低レベル廃液配管(土中埋設配管)	■使用中 □使用終了(H年)		□塩ビ ■鋼 □ステンズ鋼 □その他()	約 46年	エアコン凝縮水操作室流し台 操作室 床排水など (Cs-137、Co-60)	□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 ■その他(8項に記載)	低レベル廃液配管には、極低レベル配管への排水が困難な位置にあるエアコンの凝縮水を主に排水しており、廃液の放射能濃度は極低レベルであった。また、水平トラップにより廃液が溜まる構造を有する極低レベル配管の方が腐食環境が厳しい。これらのことから、低レベル配管の点検は実施せず、極低レベル配管の点検結果で健全性を評価してきた。	1回/年(極低レベルの配管点検で評価)	2022年度、廃液排水管健全性確認試験 作業報告書 R4.9 異常無し	2022年度予防保全年間計画(工務グループ) G-1-2(F-2)液体状放射性廃棄物の取扱作業基準	低レベル廃液配管はエアコンの凝縮水を排水していることから、今後は配管耐圧試験、通水量確認試験等により、健全性を確認する。
ホットラボ棟	有 中低レベル及び中高レベル廃液配管(土中埋設配管)	■使用中 □使用終了(H年)		□塩ビ ■鋼(中低) ■ステンズ鋼(中高) □その他()	約 46年	中高レベル・各セル内 床排水 中低レベル・放射化学実験室流し台 ・除染室流し台など (Cs-137、Co-60)	□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 ■その他(8項に記載)	中低レベル及び中高レベル廃液配管は約20年間使用していない。現状、休止扱いとし、中低レベル、中高レベル廃液配管は点検を実施せず、低レベル配管と同様に、極低レベル配管の点検結果で健全性を評価してきた。	1回/年(極低レベルの配管点検で評価)	2022年度、廃液排水管健全性確認試験 作業報告書 R4.9 異常無し	2022年度予防保全年間計画(工務グループ) G-1-2(F-2)液体状放射性廃棄物の取扱作業基準	中低レベル及び中高レベル廃液配管は、休止状態で長期間保管する方法(管内を乾燥させる等)を検討する。
ウラン燃料研究棟	無											
低レベル廃棄物庫(Ⅲ)	無											

⑫核管センター

施設名	1 管理 区域外に敷設された放射性物質（液体）を移送する（又は過去に移送していた）配管の有無	【1が「有」の場合】当該配管について回答										12 備考
		2 その配管は「使用中」のものか、「使用終了」のものか	【2が「使用終了」の場合】 3 使用終了した当該配管の管理状況	【2が「使用中」の場合】 4 配管の材質	【2が「使用中」の場合】 5 配管の設置からの経過年数	【2が「使用中」の場合】 6 配管が移送する液体の概要及び主な核種	【2が「使用中」の場合】 7 配管の点検方法（健全性の確認方法）	【2が「使用中」の場合】かつ【7が「全て直接目視」以外の場合】 8 7の方法の考え方	【2が「使用中」の場合】 9 点検頻度	【2が「使用中」の場合】 10 直近の点検記録名、点検日及び結果	【2が「使用中」の場合】 11 根拠規定	
新分析棟	有	■使用中 □使用終了(H 年)		□塩ビ □銅 ■ステンレス鋼 □その他()	約 21 年	手洗器、シャワー、床排水、排気筒ドレン等の低いレベルの排水（流入のおそれのある核種：U-235）	■全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □その他()		1回/年以上	施設定期自主検査報告書 R4.9.13 異常無し	東海保障措置センター核燃料物質使用施設等保安規定	
保障措置分析棟	有	□使用中 ■使用終了(H15年)	使用終了時に、液体の流入を防止するための閉止措置及び給水配管撤去を実施している。また、終了後も1回/日の頻度で外観点検を実施し健全性を確認している。	□塩ビ □銅 □ステンレス鋼 □その他()	約 年		□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □その他()					建屋所有者である国と調整のうえ、今後、撤去することを検討する。
開発試験棟	無	□使用中 □使用終了(H 年)		□塩ビ □銅 □ステンレス鋼 □その他()	約 年		□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □その他()					

⑬原燃工

施設名	1 管理区域外に敷設された放射性物質（液体）を移送する（又は過去に移送していた）配管の有無	【1が「有」の場合】当該配管について回答										12 備考
		2 その配管は「使用中」のものか、「使用終了」のものか	【2が「使用終了」の場合】	【2が「使用中」の場合】	【2が「使用中」の場合】	【2が「使用中」の場合】	【2が「使用中」の場合】	【2が「使用中」の場合】	【2が「使用中」の場合】	【2が「使用中」の場合】	【2が「使用中」の場合】	
		3 使用終了した当該配管の管理状況	4 配管の材質	5 配管の設置からの経過年数	6 配管が移送する液体の概要及び主な核種	7 配管の点検方法（健全性の確認方法）	8 7の方法の考え方	9 点検頻度	10 直近の点検記録名、点検日及び結果	11 根拠規定		
		【1が「無」の場合】										
下水ポンド	無（管理区域から排水する際、周辺監視区域外濃度限度以下であることを確認し、下水ポンドに排水しているため）											
施設（加工工場、廃棄物処理棟、HTR燃料製造施設）からまでの排水配管	無（管理区域から排水する際、周辺監視区域外濃度限度以下であることを確認し、下水ポンドに排水しているため）											

⑭日揮

施設名	1 管理区域外に敷設された放射性物質（液体）を移送する（又は過去に移送していた）配管の有無	【1が「有」の場合】当該配管について回答										12 備考
		2 その配管は「使用中」のものか、「使用終了」のものか	【2が「使用終了」の場合】	【2が「使用中」の場合】	【2が「使用中」の場合】	【2が「使用中」の場合】	【2が「使用中」の場合】	【2が「使用中」の場合】	【2が「使用中」の場合】	【2が「使用中」の場合】	【2が「使用中」の場合】	
		3 使用終了した当該配管の管理状況	4 配管の材質	5 配管の設置からの経過年数	6 配管が移送する液体の概要及び主な核種	7 配管の点検方法（健全性の確認方法）	8 7の方法の考え方	9 点検頻度	10 直近の点検記録名、点検日及び結果	11 根拠規定		
		【1が「無」の場合】										
第2研究棟	無	□使用中 □使用終了(H 年)	□塩ビ □銅 □ステンレス鋼 □その他()	約 年		□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 □その他()						

⑮三菱マテリアル

施設名	1 管理 区域外に敷設された放射性物質（液体）を移送する（又は過去に移送していた）配管の有無	【1が「有」の場合】当該配管について回答										12 備考
		2 その配管は「使用中」のものか、「使用終了」のものか	【2が「使用終了」の場合】 3 使用終了した当該配管の管理状況	【2が「使用中」の場合】 4 配管の材質	【2が「使用中」の場合】 5 配管の設置からの経過年数	【2が「使用中」の場合】 6 配管が移送する液体の概要及び主な核種	【2が「使用中」の場合】 7 配管の点検方法（健全性の確認方法）	【2が「使用中」の場合】かつ【7が「全て直接目視」以外の場合】 8 7の方法の考え方	【2が「使用中」の場合】 9 点検頻度	【2が「使用中」の場合】 10 直近の点検記録名、点検日及び結果	【2が「使用中」の場合】 11 根拠規定	
		【1が「無」の場合】										
開発試験棟 I	無	<input type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 銅 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()					
開発試験棟 II	無	<input type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 銅 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()					
開発試験棟 IV	無	<input type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 銅 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()					
廃棄物倉庫(1)	無	<input type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 銅 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()					
廃棄物倉庫(2)	無	<input type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 銅 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()					
廃棄物倉庫(3)	無	<input type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 銅 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()					
廃棄物倉庫(4)	無	<input type="checkbox"/> 使用中 <input type="checkbox"/> 使用終了(H 年)		<input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 銅 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼 <input type="checkbox"/> その他()	約 年		<input type="checkbox"/> 全て直接目視 <input type="checkbox"/> 代表点又は代表配管の外観確認 <input type="checkbox"/> その他()					

⑯NDC

施設名	1 管理区域外に敷設された放射性物質(液体)を移送する(又は過去に移送していた)配管の有無	【1が「有」の場合】当該配管について回答									12 備考
		2 その配管は「使用中」のものか、「使用終了」のものか	【2が「使用終了」の場合】 3 使用終了した当該配管の管理状況	【2が「使用中」の場合】 4 配管の材質	【2が「使用中」の場合】 5 配管の設置からの経過年数	【2が「使用中」の場合】 6 配管が移送する液体の概要及び主な核種	【2が「使用中」の場合】 7 配管の点検方法(健全性の確認方法)	【2が「使用中」の場合】かつ【7が「全て直接目視」以外の場合】 8 7の方法の考え方	【2が「使用中」の場合】 9 点検頻度	【2が「使用中」の場合】 10 直近の点検記録名、点検日及び結果	
		【1が「無」の場合】									
燃料ホッ ラボ施設 (F棟)	有	■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他()	約 25 年	管理区域の手洗水、エアコンのドレン水、実験器具等の3次洗浄液(Cs-137、Co-60)	□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 ■その他(①二重配管に設置されている点検マス内を目視確認している。 ②移送管が接続されている屋外集水槽ピット内部を目視確認している)	①屋外放射性排水移送管は二重管になっており、二重管に設けられている点検マス内を目視確認することで健全性を判断している。②万一漏洩が発生した場合でも、二重管内の廃液は屋外集水槽ピット(管理区域)に流れ込むため、屋外集水槽ピット内部を目視確認している。	①1回/月 ②1回/日 (休日除く)	①液体排気設備月例点検票[安-施-12]R5.1.12 異常無し ②F棟液体排気設備巡視点検票(1/2)[安-施-16]R5.1.13 異常無し	・社標準「核燃料物質等取扱施設管理計画書」[SH-74] ・部標準「液体廃棄設備巡視点検・定期自主検査要領」[安-施-12] ・部標準「施設管理グループ所掌保安規定対象設備の巡視・定期自主検査要領」[安-施-16]
材料ホッ トラボ施設 (R棟)	有	■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他()	約 25 年	管理区域の手洗水、エアコンのドレン水、実験器具等の3次洗浄液(Co-60)	□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 ■その他(二重配管に設置されている点検マス内を目視確認している。)	屋外放射性排水移送管は二重管になっており、二重管に設けられている点検マス内を目視確認することで健全性を判断している。なお、万一漏えいが発生した場合は、二重管の水下の点検マスに流れ込むため、水下マス内を1回/日、目視確認している。(A棟からの廃水はU棟屋外集水槽を経由して廃水処理棟に移送している。)	①1回/月 ②1回/日 (休日除く)	①液体排気設備月例点検票[安-施-12]R5.1.12 異常無し ②液体排気設備巡視点検票(1/2)[安-施-12]R5.1.13 異常無し	・社規則「放射線障害予防規定」[H-34] ・部標準「液体廃棄設備巡視点検・定期自主検査要領」[安-施-12]
ウラン実 験施設 (U棟)	有	■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他()	約 25 年	管理区域の手洗水					・社標準「核燃料物質等取扱施設管理計画書」[SH-74] ・部標準「液体廃棄設備巡視点検・定期自主検査要領」[安-施-12]
燃料・化 学実 験 施設 (A棟)	有	■使用中 □使用終了 (H 年)		□塩ビ □鋼 ■ステンレス鋼 □その他()	約 25 年	管理区域の手洗水、エアコンのドレン水、実験器具等の3次洗浄液(Co-60)	□全て直接目視 □代表点又は代表配管の外観確認 ■その他(二重配管に設置されている点検マス内を目視確認している。)	屋外放射性排水移送管は二重管になっており、二重管に設けられている点検マス内を目視確認することで健全性を判断している。なお、万一漏えいが発生した場合は、二重管の水下の点検マスに流れ込むため、水下マス内を1回/日、目視確認している。(A棟からの廃水はU棟屋外集水槽を経由して廃水処理棟に移送している。)	・1回/月 (点検マス全数) ・1回/日 (休日除く) (水下の点検マスのみ)	・液体排気設備月例点検票[安-施-12]R5.1.12 異常無し ・液体排気設備巡視点検票(2/2)[安-施-12]R5.1.13 異常無し	・社標準「核燃料物質等取扱施設管理計画書」[SH-74] ・部標準「液体廃棄設備巡視点検・定期自主検査要領」[安-施-12]

⑰日本照射

施設名	1 管理 区域外に敷設された放射性物質（液体）を移送する（又は過去に移送していた）配管の有無	【1が「有」の場合】当該配管について回答									12 備考
		2 その配管は「使用中」のものか、「使用終了」のものか	【2が「使用終了」の場合】 3 使用終了した当該配管の管理状況	【2が「使用中」の場合】 4 配管の材質	【2が「使用中」の場合】 5 配管の設置からの経過年数	【2が「使用中」の場合】 6 配管が移送する液体の概要及び主な核種	【2が「使用中」の場合】 7 配管の点検方法（健全性の確認方法）	【2が「使用中」の場合】かつ【7が「全て直接目視」以外の場合】 8 7の方法の考え方	【2が「使用中」の場合】 9 点検頻度	【2が「使用中」の場合】 10 直近の点検記録名、点検日及び結果	
		【1が「無」の場合】									
ガンマ線照射施設	無										
電子線照射施設	無										

【別表5-1】

放射性固体廃棄物の保管状況及び減容の取組状況

○機構原科研

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の 区別	主な収納物	保管物の最 長保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況			
								取組内容	直近の実 施日	減容数	
放射性廃棄物処理場 第1保管廃棄施設	保管廃棄施設・ L	S40年	不燃 (一部可燃*1)	圧縮体、セメント 固化体、直接保管 体	60年	42,454本	54,700本	主に半地下ピットに2000 ドラム缶などを俵積み又は 縦積みで保管(俵積み で6~8段)	1. 放射性廃棄物の処理 原子力科学研究所では、各施設から発生する 放射性固体廃棄物を放射線の種類、線量当量 率及び材質により分類し、それぞれの分類に 応じた適切な処理を行っている。 このうち、紙、布、ゴム手袋、プラスチック 等の可燃性廃棄物については、第1廃棄物処 理棟の焼却処理設備で焼却処理して焼却灰に することにより、約150分の1に減容してい る。 また、高減容処理施設(解体分別保管棟及び 減容処理棟)では、主に各施設から発生する 放射性固体廃棄物や過去に保管廃棄施設に保 管した放射性固体廃棄物について、搬入又は 保管廃棄施設から取出し、解体室での解体処 理、前処理設備での材質分別、高圧圧縮処理 装置による高圧圧縮処理等により減容してい る。令和4年度は、9月末時点で、2000ドラ ム缶換算で171本の廃棄物を処理し、19本分 の減容化を行った。	R4.9.7	2,485本
	保管廃棄施設・ M-1	S37年	不燃	圧縮体、セメント 固化体、直接保管 体	57年	3,445本	3,950本	主に半地下ピットに金属 容器、ビニルシートで梱 包した大型廃棄物などを 縦積みで保管			
	保管廃棄施設・ M-2	S37年	不燃	直接保管体	60年	611本	700本	垂直廃棄孔に300金属容器 などを段積み(7段程度) で保管			
	解体分別保管棟	H10年	不燃 (一部可燃*1)	圧縮体、セメント 固化体、アスファ ルト固化体、直接 保管体	42年	21,038本	22,000本	主にパレットに2000ドラ ム缶4本を積載し、これ を4段積みで保管(2000 ドラム缶の場合)			
第2保管廃棄施設 廃棄物保管棟・ I	S55年	不燃 (一部可燃*1)	圧縮体、セメント 固化体、アスファ ルト固化体、直接 保管体	45年	17,889本	18,000本	主にパレットに2000ドラ ム缶4本を積載し、これ を3段積みで保管(2000 ドラム缶の場合)				
廃棄物保管棟・ II	H2年	不燃	圧縮体、セメント 固化体、アスファ ルト固化体、直接 保管体	44年	22,820本	23,000本	主にパレットに2000ドラ ム缶4本を積載し、これ を3段積みで保管(2000 ドラム缶の場合)	2. 日本アイソトープ協会への返還 日本アイソトープ協会からの委託により、原 子力科学研究所が受け入れ、処理し、保管し ていた放射性廃棄物約22,000本分につい て、平成25年11月から、発生元である日本 アイソトープ協会に返還を行っている。令和 4年度は、9月末時点でドラム缶2,466本を			

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の 区別	主な収納物	保管物の最長 保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実 施日	減容数
保管廃棄施設・ NL	S61年	不燃 (一部可燃*1)	圧縮体、セメント 固化体、直接保管 体	43年	14,733本	17,000本	主に半地下ピットに2000 ドラム缶などを縦積み(5 段)で保管	返還し、これまでに合計14,188本を返還し た。		
				合計	122,990本	139,350本				

*1 焼却処理設備の耐震補強工事による運転停止中に発生した可燃物入りドラム缶を、保管廃棄施設で一時的に保管している。

○機構サイクル研

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃 の区別	主な収納物	保管物の最長 保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況			
								取組内容	直近の実 施日	減容数	
高放射性固体廃棄物貯 蔵庫(HASWS)	S50年	不燃	ハル、フィルタ類	45年 44年	約4,278本 約4,277本	約6,400本	セル内に不規則 な状態で貯蔵	管理区域への 持込量の制限	通年	減容数が算出 できない取組	
・ハル貯蔵庫 (R031、032) 〔湿式セル〕					(約2,884本)						(約4,000本)
・予備貯蔵庫 (R030) 〔乾式セル〕					(約1,154本) -(約1,153本)						(約2,000本)
・汚染機器類貯蔵庫 (R040~R046) 〔乾式セル〕					(約240本)						(約400本)
第二高放射性固体廃棄 物貯蔵施設(2HASWS)	H2年	不燃	ハル、フィルタ類	32年 31年	約2,621本 約2,581本	約3,920本	セル内に10段積 みで貯蔵	管理区域への 持込量の制限	通年	減容数が算出 できない取組	
・湿式貯蔵セル (R003、R004)					(約1,750本) -(約1,717本)						(約2,940本)
・乾式貯蔵セル (R002)					(約871本) -(約864本)						(約980本)
第一低放射性固体廃棄 物貯蔵場(1LASWS)	S60年	不燃	金属、コンクリート等	45年 44年	約33,312本 約33,375本	34,000本	ドラム缶：パレ ットを利用して 3段積みで貯蔵 コンテナ：3段 積みで貯蔵	RI ゴム手袋 の焼却処理	R3.9.30~ R4.9.30	216本	

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の区別	主な収納物	保管物の最長保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
第二低放射性固体廃棄物貯蔵場(2LASWS)	S54年	不燃	金属、コンクリート等	44年 43年	約11,650本 約11,639本	12,500本	ドラム缶：パレットを利用して3段積みで貯蔵 コンテナ：3段積みで貯蔵	管理区域への持込量の制限	通年	減容数が算出できない取組
		可燃	紙、布等							
アスファルト固化体貯蔵施設(ASⅠ) ・貯蔵セル(R051、R052、R151、R152)	S57年	不燃	アスファルト固化体、プラスチック固化体	40年 39年	14,582本 (アスファルト固化体：13,754本) (プラスチック固化体：828本)	15,400本	ドラム缶をフレーム(専用容器)に入れ6段積みで貯蔵	管理区域への持込量の制限	通年	減容数が算出できない取組
第二アスファルト固化体貯蔵施設(ASⅡ) ・貯蔵セル(R251、R151、R051)	H元年	不燃	アスファルト固化体、プラスチック固化体、汚泥乾燥物等	33年 32年	17,216本 (アスファルト固化体：16,213本) (プラスチック固化体：984本) (その他：19本)	30,240本	パレットを利用して3段積みで貯蔵	管理区域への持込量の制限	通年	減容数が算出できない取組
ガラス固化技術開発施設 ・保管セル(R002)	H7年	不燃	ガラス固化体	26年 25年	354本 329本	420本	所定の保管ピットに最大6段積みで保管	管理区域への持込量の制限	通年	減容数が算出できない取組
第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設	H11年	可燃 不燃	紙・布類、プラスチック類、塩化ビニル類、ゴム類、金属類、フィルタ類、その他	56年 55年	約32,174本 約31,248本	36,000本	ドラム缶：パレットを利用して最大3段積みで保管 コンテナ：最大3段積みで保管	・焼却処理 ・放射性廃棄物等発生量低減化に関する啓発活動	R4.9.15～ R4.9.22	16本 減容数が算出できない取組
プルトニウム燃料第二開発室 (固体廃棄物保管室)	H23年	可燃 不燃		11年 10年	約452本 約544本				1,560本	

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の区別	主な収納物	保管物の最長保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
高レベル放射性物質研究施設付属のB棟B-9室	H16年	可燃、難燃、不燃(RI)	金属類、ゴム類、プラスチック類等	46年 45年	19本	141本	平置きで保管	管理区域への持込量の制限	通年	減容数が算出できない取組
高レベル放射性物質研究施設付属のB棟B-11室		可燃、難燃、不燃(RI)	金属類、ゴム類、プラスチック類等	—	0本		—			
高レベル放射性物質研究施設付属のB棟B-17室		難燃、不燃(RI)	金属類、ゴム類、プラスチック類等	18年 17年	3本	15本	平置きで保管			
高レベル放射性物質研究施設 廃棄物貯蔵庫	S57年(ホット試験開始)	低レベル(A)不燃	塩ビ、ポリ製品、ゴム類、金属類、その他	36年 35年	約180本	約187本	セル内にある円筒状の貯蔵ピットにて保管。	管理区域への持込量の制限	通年	減容数が算出できない取組
		不燃(RI)								
高レベル放射性物質研究施設 廃棄物倉庫(1)、(2)	S57年(ホット試験開始)	低レベル(B)可燃	紙、布類、ポリ製品、その他	36年 35年	約76本 約81本	575本	コンテナは2~3段積みで保管。ドラム缶は平置きで保管。	管理区域への持込量の制限	通年	減容数が算出できない取組
		低レベル(B)不燃	塩ビ、金属類、コンクリート、その他	37年 36年	約257本 約249本					
		可燃(RI)	紙、布類、ポリ製品、その他	—	0本					
		不燃(RI)	塩ビ、金属類、コンクリート、その他	—	0本					
応用試験棟 廃棄物保管室	S55年	可燃、難燃、不燃(RI)	金属類、ゴム類、プラスチック類等	50年 49年	72本	108本	所定の保管場所に保管用の架台により保管	管理区域への持込量の制限	通年	減容数が算出できない取組

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の区別	主な収納物	保管物の最長保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
ウラン系廃棄物貯蔵施設	S58年	可燃	その他	51年 50年	約9,040本 約8,983本	15,000本	ドラム缶：パレットを利用して最大4段積みで保管 コンテナ：最大3段積みで保管	管理区域への持込量の制限	通年	減容数が算出できない取組
		不燃	土砂・コンクリート類、金属類							
第2ウラン系廃棄物貯蔵施設	H15年	可燃	木片類、酢酸ビニル類	51年 50年	約26,096本 約25,801本	30,600本	ドラム缶：パレットを利用して最大3段積みで保管 コンテナ：最大3段積みで保管	管理区域への持込量の制限	通年	減容数が算出できない取組
		不燃	金属類、土砂・コンクリート類							
地層処分放射化学研究施設(クオリティ)固体廃棄物貯蔵室	H11年	可燃(RI)	紙、布、木片ゴム類、プラスチック、酢ビ類	22年 21年	約217本 約204本	1,000本	パレットを利用して3段積みで貯蔵	管理区域への持込量の制限	通年	減容数が算出できない取組
		不燃(RI)	金属類、塩ビ類、ガラス類、土砂類、HEPAフィルタ類	19年 18年	約58本 約52本					
安全管理棟	S52年	可燃(RI) 難燃(RI) 不燃(RI)	紙・布類 ゴム類、プラスチック類 金属類、ガラス類	—	0本	15本	—	管理区域への持込量の制限	通年	減容数が算出できない取組

○機構大洗

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の区別	主な収納物	保管物の最長保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
固体集積保管場Ⅰ	S46年	不燃	・放射化金属廃棄物	52年	10,534本* (2,106.8 m ³) (ブ) 1,518個	19,900本* (3,980 m ³)	パレットを利用しないで2段積みで保管	圧縮処理により減容済	H26/7/18	10,534本*
固体集積保管場Ⅱ	S54年	不燃	・放射化金属廃棄物 ・不燃物の圧縮物 ・焼却灰の固化物 ・セメント固化物	52年	8,963本* (1,792.6 m ³)	9,310本* (1,862 m ³)	俵積6段で保管	焼却処理、圧縮処理により減容済	H3/5/1	8,963本*
固体集積保管場Ⅲ	H1年	不燃	・放射化金属廃棄物 ・不燃物の圧縮物 ・焼却灰の固化物 ・アスファルト固化物 ・セメント固化物	34年	5,875本* (1,175.0 m ³)	6,000本* (1,200 m ³)	俵積6段で保管又はパレットを利用して3段積みで保管	焼却処理、圧縮処理により減容済	H16/2/2	5,875本*
固体集積保管場Ⅳ	H14年	不燃	・放射化金属廃棄物 ・不燃物の圧縮物 ・焼却灰の固化物 ・アスファルト固化物 ・セメント固化物 ・厚肉の配管、バルブ類	21年	5,547本* (1,109.4 m ³) 〔(缶) 4,830個 (ブ) 71個 (角) 38個〕	6,925本* (1,385 m ³)	(ブ)(角)：パレットを利用して2段積みで保管 (缶)：パレットを利用して3段積みで保管	焼却処理、圧縮処理により減容済	R4/9/8	5,547本*
α固体貯蔵施設	S51年	不燃	・α汚染放射化金属廃棄物	47年	643本* (128.6 m ³)	660本* (132 m ³)	縦孔式の貯蔵孔に収納容器の大きさにより3段、5段、6段で保管	固体廃棄物減容処理施設(OWTF)整備後、焼却処理、熔融処理等により減容予定	—	—

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の区別	主な収納物	保管物の最長保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
JMTR 第3排水貯槽 (Ⅰ)	S43年	不燃	・使用済みイオン交換樹脂	<u>52年</u>	849本* (169.8 m ³)	849本* (169.8 m ³)	貯槽内に保管	—	—	—
JMTR 第3排水貯槽 (Ⅱ)	H2年	不燃	・使用済みイオン交換樹脂	<u>32年</u>	629本* (125.9 m ³)	700本* (140.0 m ³)	貯槽内に保管	—	—	—

* : 2000ドラム缶に換算した値

(缶) : ドラム缶、(ブ) : コンクリートブロック、(角) : 角型鋼製容器

○量研那珂

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の区別	主な収納物	保管物の最長保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
JT-60 廃棄物保管棟 保管室	H3年	可燃	布手、ゴム手袋、酢酸ビニールシート、紙類、ペンコット	30年	32.3本 (41本) 注1)	1,830本	200リットル鋼製ドラム缶平積み保管	焼却処理 作業前教育による持ち込み制限	R3.2 R5.2~3 (予定)	30本 11本(予定)
同上		不燃1	防災シート、塩ビ、金属類		402本		200リットル鋼製ドラム缶平積み保管	作業前教育による持ち込み制限	—	0本
同上		不燃2	第一壁		94本		200リットル鋼製ドラム缶平積み保管		—	0本
同上		不燃3	フィルタ類 ^{注2)}		451.6本		防災シート等による三重梱包俵積み保管	焼却処理	R3.2	26.6本相当

注1) 表における可燃性廃棄物のドラム缶本数は、ドラム缶1本当たり200リットルの廃棄物を封入した場合で算出。

一方、那珂研究所においては、ドラム缶1本当たり160リットルの廃棄物(20リットルのカートン8個)を封入管理しているため、表における本数の1.25倍が保管本数となり、()に記載する。

注2) 那珂研究所では、フィルタ類は不燃として管理する。ただし、日本アイソトープ協会に処理を依頼する場合には、焼却処理される。

○原電
東海第1

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の区別	主な収納物	保管物の最長保管年数	保管量(※1)	保管能力(※1)	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
ドラム貯蔵庫	S42年 (認可)	可燃	雑固体廃棄物	5年	28本 (昨年-4本)	1,600本	ドラム缶に封入し、3段積みで保管(パレット使用)	可燃性雑固体廃棄物の焼却処理 ※東海第二発電所との共用設備にて実施する。	-	一本
		不燃		16年	1,291本 (昨年-24本)					
固体廃棄物貯蔵庫(※2)	S59年	可燃	雑固体廃棄物	20年	3,107本 (昨年+44本)	73,000本	ドラム缶に封入し、3段積みで保管(パレット使用)	可燃性雑固体廃棄物の焼却処理及び詰替処理	2021年3月22日	累積16,791本
		不燃		49年	25,655本 (昨年+372本)					
固体廃棄物作業建屋(※2)	H25年	不燃	廃棄体	一年	0本	3,000本	ドラム缶に封入し、2段積みで保管(パレット使用)	埋設事業者の廃棄施設への搬出(溶融固化体)	2010年2月3日	累積144本

※1：200リットルドラム缶換算

※2：東海発電所・東海第二発電所共用設備

※3：廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための検査及び搬出までの間、貯蔵管理する(廃棄体搬出作業エリア)。

東海第2

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の区別	主な収納物	保管物の最長保管年数	保管量(※1)	保管能力(※1)	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
黒鉛スリーブ貯蔵庫 [C-1]	S40年	不燃	使用済黒鉛スリーブ	56年	2,436本	3,000本	バンカ・タンク 保管	【減容処理】 雑固体減容処理設備により黒鉛を焼却処理（実施時期は未定）。	-	一本
黒鉛スリーブ貯蔵庫 [C-2]	S62年	不燃		35年	1,502本	2,500本				
燃料スワラー貯蔵庫	S40年	不燃	使用済燃料スプリッタ	56年	315本	600本		現状はバンカ・タンクに保管中であり、法整備等を踏まえ、将来、処理・搬出する。	-	一本
固体廃棄物貯蔵庫 (E)	S40年	不燃	燃料グラブ	56年	138本	450本				
サイトバンカ (イ) Aバンカ	S40年	不燃	-	一年	0本	300本				
サイトバンカ (イ) Bバンカ	S40年	不燃	-	一年	0本	600本				
燃料スプリッタ貯蔵庫 [H-1]	S45年	不燃	使用済燃料スプリッタ	52年	849本	1,150本				
燃料スプリッタ貯蔵庫 [H-2]	S53年	不燃		44年	881本	1,000本				
燃料スプリッタ貯蔵庫 [H-3]	H3年	不燃		30年	777本	1,250本				
スラッジ貯蔵タンク	S40年	不燃	廃液スラッジ	56年	302本	1,065本				
貯蔵孔	S40年	不燃	使用済制御棒	38年	2本	200本				

※1：200リットルドラム缶換算

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の区別	主な収納物	保管物の最長保管年数	保管量	保管能力※1	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
第1 固体廃棄物保管棟	S55年12月	不燃	スラッジ、金属	9年	105本	1,200本	パレットを利用して3段積みで保管	2003年に圧縮減容装置を新設し、可燃物及び難燃物の圧縮減容処理を行った。また、圧縮処理が困難な金属廃棄物については、細断、密充填により減容させた。なお、2015年からは海外でのウラン回収処理委託をするための搬出準備として、容器の詰替再分別処理に取り組んでおり、保管管理本数減少を目指した減容の取り組みは行っていない。	2013年度末	1,277本 (=3,005本-1,728本) 減容率42% 2003年度～2013年度の累積本数
第2 固体廃棄物保管棟	S58年5月	可燃 不燃	可燃物(紙、ポリ類)、不燃物(コンクリート等)、難燃物、スラッジ、金属	0年	103本 ※2	—	パレットを利用して1段積みで保管			
第3 固体廃棄物保管棟	H元年10月	可燃 不燃	可燃物(紙、ポリ類)、不燃物(コンクリート等)、難燃物、スラッジ、金属、フィルタ	11年	1,271本	2,300本	パレットを利用して3段積みで保管			
第4 固体廃棄物保管棟	H5年12月	可燃 不燃	可燃物(紙、ポリ類)、不燃物(コンクリート等)、難燃物、スラッジ、金属、フィルタ	11年	2,313本	4,900本	パレットを利用して3段積みで保管			
第5 固体廃棄物保管棟	H12年12月	可燃 不燃	可燃物(紙、ポリ類)、不燃物(コンクリート等)、難燃物、スラッジ、金属	22年 ※3	853本	4,900本	パレットを利用して3段積みで保管			
第6 固体廃棄物保管棟	H28年7月	可燃 不燃	可燃物(紙、ポリ類)、不燃物(コンクリート等)、難燃物、スラッジ、金属、フィルタ	6年	900本	1,600本	ウラン残渣等輸送物として固縛して2段積みで保管			

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の区別	主な収納物	保管物の最長保管年数	保管量	保管能力※1	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
第7 固体廃棄物保管棟	H28年7月	可燃 不燃	可燃物(紙、ポリ類)、不燃物(コンクリート等)、難燃物、金属、フィルタ	5年	1,277本	1,500本	パレットを利用して3段積みで保管	前頁と同様	前頁と同様	前頁と同様
第1 固体廃棄物保管室	H12年12月	不燃	難燃物、金属	5年	487本	4,100本	パレットを利用して3段積みで保管			
第2 固体廃棄物保管室	H28年7月	不燃	不燃物(コンクリート等)	6年	1,166本	1,300本	パレットを利用して4段積みで保管			
貯蔵室	H28年7月	可燃 不燃	可燃物(紙、ポリ類)、不燃物(コンクリート等)、難燃物、スラッジ、金属、フィルタ	5年	1,222本	3,000本	パレットを利用して3段積みで保管			

※1 本；200Lドラム缶に換算した数値。各施設の保管能力の合計は24,800本である。

※2 第2 固体廃棄物保管棟での保管(103本)はウラン核種測定までの一時保管のため。

※3 臨界事故で発生した保管物14本中10本が保管年数22年、残り4本が保管年数9年。これら14本は角型容器内に収納して保管中。それ以外の保管物は保管年数0年。

R3年10月1日～R4年9月30日の保管量の増減は次の通り

R3.10.1 現在保管量：9,898本

撤去工事等による発生量：可燃物188本＋不燃物526本＝714本増加

詰替再分別による増減：詰替前972本→詰替後950本＝22本減少

ウラン残渣等のウラン回収再利用処理委託のため海外輸送＝893本減少

R4.9.30 現在保管量：9,697本

∴714-22-893＝201本減少(＝9,697-9,898)

○三菱原燃

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の区別	主な収納物	保管物の最長保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
廃棄物貯蔵設備(1) 廃棄物一時貯蔵所	S47年	不燃・可燃	紙、布類、金属類、雑固体	—	0本	350本	<200Lドラム缶> 平置きで保管	1. 不燃物の減容 ①高性能エアフィルタの圧縮 ②不燃物の切断、再仕分け ③高密充填 ④大型機器廃棄物の解体切断 ⑤塩ビ等の破砕 ⑥水分含有スラッジの乾燥 2. 可燃物の減容 焼却処理 (紙、布類、固化廃油、フィルタ木枠等) 3. 発生量の低減 ①持ち込み制限 ②部品等の再利用 ③紙タオル禁止	通年	277本
廃棄物貯蔵設備(5) 第3廃棄物倉庫	S61年	不燃・可燃		48年	3,166本	3,500本	<200Lドラム缶> パレットで固縛し最大4段積みで保管			
廃棄物貯蔵設備(7) 廃棄物管理棟	R1年	不燃・可燃	金属類、機材、雑固体、 焼却灰、スラッジ類、樹脂、 紙、布類	47年	12,945本	13,200本	<200Lドラム缶> パレットで固縛し最大4段積みで保管 <大型鋼製容器> 最大2段積みで保管			
燃料加工試験棟 固体廃棄物保管設備	H9年	不燃・可燃	紙、布類、不燃物 (濃縮度5%超のみ)	25年	0.7本	3本	<200Lドラム缶> 平置きで保管	特になし	—	0本

○積水メディカル

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の区別	主な収納物	保管物の最長保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
第3実験棟 保管廃棄設備 (3B01室)	S60年	可燃 不燃	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック類 ・ガラス類 ・金属類 ・紙類 ・焼却灰 ・排気フィルタ 	1年	可燃 4本 不燃 6本 合計 10本 (200Lドラム換算) フィルタ 25個 (100Lフィルタ) 合計 23本 (200Lドラム換算)	175本 (200Lドラム換算)	50Lドラム缶 (可燃、不燃) 不燃シート (フィルタ)	可燃物は適宜焼却処理を実施 不燃物・フィルタ・放射エネルギーの高い可燃物は日本アイソトープ協会に委託廃棄	焼却：通年 委託廃棄： R4.1.7 R4.3.14	焼却：38本 (200Lドラム換算) 委託廃棄： 60本 (200Lドラム換算)
第4実験棟 保管廃棄設備 (4B05室)	H2年	可燃 不燃	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック類 ・ガラス類 ・金属類 ・紙類 ・炭酸カルシウム 	4年	可燃 0本 不燃 4本 合計 4本 (200Lドラム換算)	125本 (200Lドラム換算)	50Lドラム缶	日本アイソトープ協会に委託廃棄交渉中		

○東京大学

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の区別	主な収納物	保管物の最長保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
研究棟（原子炉棟） 廃棄物保管庫	S46年	可燃			0本	24本	パレットを利用して2段積みで保管	・不要な物を管理区域に持ち込まない。 ・汚染物でない物は管理区域の廃棄物として廃棄しない。		
		不燃	鉄、ステンレス、廃油	約19年	1.3本					
核融合ブランケット棟	S52年	可燃			0本	6.5本	平置きで保管			
		不燃	シリカゲル、リチウム化合物、金属、ガラス、プラスチック	約20年	2.0本					
重照射損傷研究実験棟	S59年	可燃	紙	約17年	0.1本	3本	平置きで保管			
		不燃	金属	約18年	0.1本					

○東北大学

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の区別	主な収納物	保管物の最長保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
研究棟 廃棄物貯蔵室 (RI 規制法)	S46年 12月	可燃 不燃	紙・布 塩化ビニル・金属・固化物	1年 ホットラボ実験棟廃棄物保管室へ移動	0.3本 0本	32本 (RI 規制法と炉規法の合計)	200L ドラム缶・ 50L ペール缶・ 20L ペール缶に 保管 床に直置き 廃棄物貯蔵室は 施錠	・管理区域内 持込物品を最 小限 ・RI、核燃未 使用物品等の 汚染検査後持 出処分 ・廃液は蒸 発、気化後に 固型化	通年	焼却、圧縮設 備等での減容 は行っておら ず、左記に示 す取組内容後 にドラム缶等 で保管してい るので、減容 数を出すこと は不可。
研究棟 廃棄物貯蔵室 (炉規法)	S47年 6月	可燃 不燃	紙・布 塩化ビニル・金属・固化物	1年 アクチノイド 元素実験棟廃 棄物保管室へ 移動	0本 0本	32本 (RI 規制法と炉規法の合計)	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ
ホットラボ実験棟 廃棄物保管室 (RI 規制法・炉法)	S46年 12月	可燃 不燃	紙・布 塩化ビニル・金属・固化物	約30年 日本原子力研 究開発機構 大 洗研究所に保 管委託*	5.7本 4.1本	68本 (RI 規制法と炉規法の合計)	200L ドラム缶・ 50L ペール缶・ 20L ペール缶に 保管 床に直置き 廃棄物保管室は 施錠	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ
ホットラボ実験棟 No.1セル (RI 規制法・炉規法)	S46年 12月	可燃 不燃	紙・布 塩化ビニル・金属・固化物	1年 ホットラボ実 験棟 No.3 セル へ移動	0本	0.8本 (RI 規制法と炉規法の合計)	20L 鉄製缶に保 管 セル扉はインタ ーロック	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の区別	主な収納物	保管物の最長保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
ホットラボ実験棟 No.3セル (RI 規制法・炉規法)	S46年 12月	可燃 不燃	紙・布 塩化ビニル・金属・固化物	約10年 日本原子力研究開発機構 大洗研究所に保管委託*	0本 0.7本	0.8本 (RI 規制法と炉規法の合計)	20L 鉄製缶に保管 セル扉はインターロック	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ
ホットラボ実験棟 No.5セル (RI 規制法・炉規法)	S46年 12月	可燃 不燃	紙・布 塩化ビニル・金属・固化物	1年 ホットラボ実験棟 No.3セルへ移動	0本	0.4本 (RI 規制法と炉規法の合計)	20L 鉄製缶に保管 セル扉はインターロック	・管理区域内持込物品を最小限 ・RI、核燃未使用物品等の汚染検査後持出处分 ・廃液は蒸発、気化後に固型化	通年	焼却、圧縮設備等での減容は行っておらず、左記に示す取組内容後にドラム缶等で保管しているので、減容数を出すことは不可。
ホットラボ実験棟 No.1～3セルのサービスエリア (RI 規制法・炉規法)	S46年 12月	可燃 不燃	紙・布 塩化ビニル・金属・固化物	上記に同じ	0本	1本 (RI 規制法と炉規法の合計)	50L ペール缶に一時保管	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ
ホットラボ実験棟 No.4～6セルのサービスエリア (RI 規制法・炉規法)	S46年 12月	可燃 不燃	紙・布 塩化ビニル・金属・固化物	上記に同じ	0本	4本 (RI 規制法と炉規法の合計)	50L ペール缶に一時保管	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ
アクチノイド元素実験棟 廃棄物保管室 (RI 規制法・炉規法)	H3年 6月	可燃 不燃	紙・布 塩化ビニル・金属・固化物	約20年 日本原子力研究開発機構 大洗研究所に保管委託*	54.5本 36.5本	220本 (RI 規制法と炉規法の合計)	200L ドラム缶・50L ペール缶・20L ペール缶に保管 床に直置き2段階積みでベルト固定 廃棄物保管室は施錠	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の区別	主な収納物	保管物の最長保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
アクチノイド元素実験棟 No.1 ケーブ (RI 規制法・炉規法)	H3年 6月	可燃 不燃	紙・布 塩化ビニル・金属・固化物	1年 アクチノイド元素実験棟廃棄物保管室へ移動	0本	1本 (RI 規制法と炉規法の合計)	20L 鉄製缶に保管 ケーブル扉はインターロック	上記に同じ	上記に同じ	
アクチノイド元素実験棟 No.2 ケーブ (RI 規制法・炉規法)	H3年 6月	可燃 不燃	紙・布 塩化ビニル・金属・固化物	上記に同じ	0本	1本 (RI 規制法と炉規法の合計)	20L 鉄製缶に保管 ケーブル扉はインターロック	上記に同じ	上記に同じ	
アクチノイド元素実験棟 アイソレーションルーム (RI 規制法・炉規法)	H3年 6月	可燃 不燃	紙・布 塩化ビニル・金属・固化物	1年 アクチノイド元素実験棟廃棄物保管室へ移動	0本	4本 (RI 規制法と炉規法の合計)	200L ドラム缶・ 50L ペール缶・ 20L ペール缶に一時保管 床に直置き	・管理区域内持込物品を最小限 ・RI、核燃未使用物品等の汚染検査後持出处分 ・廃液は蒸発、気化後に固型化	通年	
アクチノイド元素実験棟 サービスルーム (RI 規制法・炉規法)	H3年 6月	可燃 不燃	紙・布 塩化ビニル・金属・固化物	上記に同じ	0本 0本	4本 (RI 規制法と炉規法の合計)	200L ドラム缶・ 50L ペール缶・ 20L ペール缶に一時保管 床に直置き	上記に同じ	上記に同じ	

○日本核燃

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の 区別	主な収納物	保管物の最長 保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
ホットラボ施設（1階）										
①廃棄物保管場	S49年	可燃、不燃	・紙類 ・ビニール類 ・金属類	11年	50本	74本	・金属容器に収納して 保管 ・棚：平積み ・床置き3段積み	(JAEA引渡しの為の一時仮置き場所) ・減容の取組無	—	—本
ホットラボ施設（地下1階）										
②廃棄物セル	S49年	可燃、不燃	・紙類 ・ビニール類 ・金属類	45年	87本	90本	・金属容器に収納して 保管	・可燃性及び難燃性廃棄物の圧縮減容 ・容器表面線量率が低レベル相当に低下したものを分別し、低レベル廃棄物として払出す。	R4年2月	3本
③第1廃棄物保管室	S49年	可燃、不燃	・紙類 ・ビニール類 ・金属類	4年	14本	23本	・金属容器に収納して 保管 ・棚：平積み ・床置き2段積み	(JAEA引渡しの為の一時仮置き場所) ・可燃性及び難燃性廃棄物の圧縮減容	H30年10月	1本
④第2廃棄物保管室	S49年	可燃、不燃	・紙類 ・ビニール類 ・金属類	7年	12本	15本	・金属容器に収納して 保管 ・床置き平置き	(JAEA引渡しの為の一時仮置き場所) ・可燃性及び難燃性廃棄物の圧縮減容	実績なし	—本
⑤第3廃棄物保管室	S49年	可燃、不燃	・紙類 ・ビニール類 ・金属類	13年	11本	20本	・金属容器に収納して 保管 ・棚：平積み	(JAEA引渡しの為の一時仮置き場所) ・可燃性及び難燃性廃棄物の圧縮減容	H30年10月	4本
ホットラボ施設（地下2階）										
⑥第4廃棄物保管室	S49年	可燃、不燃	・紙類 ・ビニール類 ・金属類	26年	8本	10本	・金属容器に収納して 保管 ・床置き3段積み	(JAEA引渡しの為の一時仮置き場所) ・可燃性及び難燃性廃棄物の圧縮減容	H30年10月	6本
⑦第5廃棄物保管室	H7年	可燃、不燃	・紙類 ・ビニール類 ・金属類	31年	84本	150本	・金属容器に収納して 保管 ・床置き2段積み ・床置き3段積み	(JAEA引渡しの為の一時仮置き場所) ・可燃性及び難燃性廃棄物の圧縮減容	H30年10月	1本

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の 区別	主な収納物	保管物の最長 保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
⑧第6 廃棄物保管室	H7年	可燃、不燃	・紙類 ・ビニール類 ・金属類	27年	44本	97本	・金属容器に収納して 保管 ・床置き2段積み	(JAEA引渡しの為の一時仮置き場所) ・可燃性及び難燃性廃棄物の圧縮減容	R3年12月	23本
(別建家)										
⑨低レベル廃棄物保管庫	H2年	可燃、不燃	・紙類 ・ビニール類 ・金属類	19年	68本	72本	・金属容器に収納して 保管 ・パレットを利用して2 段積み	(JAEA引渡しの為の一時仮置き場所) ・減容の取組無	—	—本
⑩低レベル廃棄物保管庫 (Ⅲ)	R2年	可燃、不燃	・紙類 ・ビニール類 ・金属類	2年	221本	1120本	・金属容器に収納して 保管 ・パレットを利用して2 段積み	・減容の取組無	—	—本
ウラン燃料研究棟 (中2階)										
①廃棄物保管エリア	S63年	可燃、不燃	・紙類 ・ビニール類 ・金属類	33年	4本	10本	・所定容器に収納後鉄 製ロッカーに保管	(JAEA引渡しの為の一時仮置き場所) ・減容の取組無	—	—本
(別建家)										
②低レベル廃棄物保管庫 (Ⅱ)	H3年	不燃	・金属類	7年	52本	250本	・金属容器に収納して 保管 ・床置き平置き ・床置き3段積み	(JAEA引渡しの為の一時仮置き場所) ・減容の取組無	—	—本

○核管センター

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の区別	主な収納物	保管物の最長保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
保障措置分析棟 保管室	S53.4 (H15.9 保管量 を増強)	可燃	・紙、布類 ・木片、酢ビ類	0年	1本	440本	・30L 金属ペール缶、 棚に平置きで保管 ・200L ドラム缶、 床に平置きで保管			
		不燃	・塩ビ、ゴム類 ・金属類 ・ガラス類	6年	13本			・200L ドラム缶、 平置きで保管		
新分析棟 廃棄物貯蔵室	H13.4	可燃	・紙、布類 ・木片、酢ビ類	0年	2本	35本	・30L 金属ペール缶、 棚に平置きで保管 ・200L ドラム缶、 床に平置きで保管	※1		※2
		不燃	・塩ビ、ゴム類 ・金属類 ・ガラス類	0年	1本			※1		※2
開発試験棟 保管室	H2.10 (H26.11 保管量 を増強)	可燃	・紙、布類 ・木片、酢ビ類	12年	45本	624本	・200L ドラム缶 床に平置きで保管 ・200L ドラム缶、 床に平置きで保管 ・30L 金属ペール缶、 床に平置きで保管			
		不燃	・塩ビ、ゴム類 ・金属類 ・ガラス類	12年	480本					
			・塩ビ、ゴム類 ・金属類 ・ガラス類	22年	2本					

※1 放射性廃棄物の発生量低減のため、管理区域内で作業を行うときは、計画段階において管理区域へ持ち込む必要のあるものを精査し、必要物品以外は持ち込まないこととしている。また、新分析棟で発生した放射性固体廃棄物は、保障措置分析棟で一時保管の後、日本原子力研究開発機構原子力科学研究所に定期的に引き渡しを行っている。

※2 放射性廃棄物の発生量低減は、※1に記載の持ち込み制限で行っており、減容作業は行っていない。

○原燃工

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の区別	主な収納物	保管物の最長保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
廃棄物倉庫 廃棄物貯蔵室Ⅰ 廃棄物貯蔵室Ⅱ	S54年 及び S58年	可燃 不燃	ウエス、フィルタ、スラッジ、コンクリート、金属、レンガ	50年5か月 (昭和47年4月からの武山研究所分を含む)	3667.7本 (200Lドラム缶換算)	5,000本 (液体廃棄物9.6m ³ を含む)	ネステナー※を利用し、最大4段積みで保管	詰増処理	R3.10.21	0本 (R4年度)
廃棄物倉庫Ⅱ 廃棄物貯蔵室Ⅲ 廃棄物貯蔵室Ⅳ	H11年	可燃 不燃	ウエス、フィルタ、スラッジ、コンクリート、金属、焼却灰	50年5か月 (昭和47年4月からの武山研究所分を含む)	2721.4本 (200Lドラム缶換算)	3,500本				

※ ネステナーは、200Lドラム缶4個を載せて段積みすることができる枠付きのパレット。

○日揮

保管廃棄施設の名 称	供用 開始	可燃・不燃の 区別	主な収納物	保管物 の最長 保管年 数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の 実施日	減容数
第2研究棟 廃棄物保管室	S58.5.16	可燃	紙・布	25年 5か月	可 燃：10.00本 β・γ廃棄物 3.50本 α廃棄物 6.50本	110本	50L ドラム缶へ 収納し廃棄物保 管室内3段ラッ クへ保管。 100%充填したド ラム缶は及びフ ィルタ類はアイ ソトープ協会へ 払出（1回/年 α核種以外）	汚染した装置・物 品等は分解・解 体・仕分により汚 染物と非汚染物に 分別し、非汚染物 は汚染検査のち 一般廃棄とする。 汚染物は汚染の飛 散しない措置を施 したのち細断しド ラム缶への充填率 を上げる。	R3.3	可燃：1.0本 難燃：1.5本 不燃：2.0本
		難燃	ポリエステル・酢ビ・ ゴム手・プラスチック		難 燃：30.50本 β・γ廃棄物 6.50本 α廃棄物 24.00本					
		不燃	塩ビ、金属、ガラス		不 燃：6.25本 β・γ廃棄物 3.25本 α廃棄物 3.00本					
		非圧縮	コンクリート類・金属		非圧縮：2.00本 β・γ廃棄物 1.25本 α廃棄物 0.75本					
		非圧縮	コンクリート類・金属		小 計：40.50本 β・γ廃棄物 10.00本 α廃棄物 30.50本					
		不燃	塩ビ、金属、ガラス		不 燃：6.25本 β・γ廃棄物 3.25本 α廃棄物 3.00本					
		非圧縮	コンクリート類・金属		非圧縮：2.00本 β・γ廃棄物 1.25本 α廃棄物 0.75本					
		フィルタ (PRE・HEPA)	PREフィルタ HEPA フィルタ		小 計：8.25本 β・γ廃棄物 4.50本 α廃棄物 3.75本		ビニール梱包 し廃棄物保管 室内で防災シ ートにより養 生して保管			
					なし					

○三菱マテリアル

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の区別	主な収納物	保管物の最長保管年数	保管量	保管能力	保管方法	減容の取組状況		
								取組内容	直近の実施日	減容数
廃棄物倉庫 (1)	S61年	不燃	金属類, スラッジ	36年	840本	1,024本	・200ℓドラム缶： パレットを利用して 4段積みで保管 ・大型容器：2段積み みて保管	可燃性廃棄物の焼却処理	H28年10月～ H28年12月	75本
廃棄物倉庫 (2)	H1年	不燃	金属類, スラッジ	36年	1,478本	1,500本		ドラム缶詰替え (開缶調査)	R1年12月～ R3年11月	133本
廃棄物倉庫 (3)	H7年	可燃 不燃	金属類, スラッジ, 紙・布類, ポリエチレン	35年	1,934本	2,000本				
廃棄物倉庫 (4)	R4年	保管実績 なし	保管実績なし	保管実績なし	保管実績なし	4,288本	・200ℓドラム缶： パレットを利用して 4段積みで保管 ・大型容器：3段積み みて保管	該当なし	該当なし	該当なし
IV棟 廃棄物保管室	S61年	可燃 難燃 不燃	金属類, ガラス, 紙・布類, フィルター	α廃棄物： 20年 β γ廃棄物： 1年	固体廃棄物 α廃棄物：7本 β γ廃棄物：0本	32本	50ℓドラム缶： 平置きで保管	α廃棄物： RI協会引取り予定 (R5年3月) 50本 (50ℓドラム缶) β γ廃棄物： RI協会引取り 固体：R4年3月 19本 (50ℓドラム缶) 済 液体：R5年7月 1本 (50ℓドラム缶) 予定		
					液体廃棄物 α廃棄物：0本 β γ廃棄物：1本					

ONDC

保管廃棄施設の名称	供用開始	可燃・不燃の 区別	主な収納物	保管物の最長 保管年数	保管量		保管能力	保管方法	減容の取組状況		
									取組内容	直近の実施日	減容数
保管庫（H棟）の廃棄物 エリア	H2年	可燃 (低レベルB)	紙ウエス、酢ビシート、 タイベック等	34年	482本		1,100本	パレットを使用して 4段積みで保管	低レベルBの 廃棄物について、ドラム缶 詰替及び焼却 減容（可燃の 未照射ウラン 汚染廃棄物）	2004～2007	418本
		不燃 (低レベルB)	金属類、プラスチック類、 ゴム類等	35年	430本						
第2保管庫（W棟）	H8年	可燃・不燃 (低レベルA)	紙類、金属類、プラスチック類、 樹脂等	35年	21.0本		63本	専用容器平置きで保 管 ドラム缶はパレット を使用して4段積み で保管 排気フィルタは専用 容器2段積みで保管	低レベルBの 廃棄物について、ドラム缶 詰替及び焼却 減容（可燃の 未照射ウラン 汚染廃棄物）	2004～2007	418本
		可燃 (低レベルB)	紙ウエス、酢ビシート、タイベッ ク等	29年	504本						
		不燃 (低レベルB)	金属類、プラスチック類、ゴム 類、排気フィルタ等	36年	1181本						
ウラン実験施設 （U棟）の廃棄物保管 室	S49年	可燃 (低レベルB)	紙ウエス、酢ビシート、タイベッ ク等	24年	0(2)本		110本	平積みで保管			
		不燃 (低レベルB)	金属類、プラスチック類、ゴム類 等	24年	0(6)本						
燃料ホットラボ施設 （F棟）のプール	S62年	可燃・不燃 (低レベルA)	紙類、金属類、プラスチック類、 樹脂等	35年	11.0本		20本	プール保管ラック10 段積み			
燃料ホットラボ施設 （F棟）の廃棄物詰替 室	H2年	可燃 (低レベルB)	紙ウエス、酢ビシート、ゴム手 袋、ポリ瓶等	1年	9(1)本		H棟、W棟へ移 送までの一時 保管	平積みで保管、一部 2段積みで保管	圧縮減容	2021.4.22	5本
		不燃 (低レベルB)	金属類、プラスチック類、ゴム類 等	7年	6(8)本				装置等をでき る限り解体		
材料ホットラボ施設 （R棟）の廃棄物保管 室（R I）	S47年	可燃 (低レベルB)	紙ウエス、酢ビシート、ゴム手 袋、ポリ瓶等	6年	15本		JAEAへ委託廃 棄までの一時保 管	平積みで保管、一部 2段積みで保管	JAEAへ委託 廃棄	2021.9.14	12本
		不燃 (低レベルB)	金属類、プラスチック類、ゴム類 等	19年	48本				JAEAへ委託 廃棄		
燃料・化学実験施設 （A棟）の廃棄物保管 室（核燃料及びR I）	H13年	可燃 (低レベルB)	紙ウエス、酢ビシート、ゴム手 袋、ポリ瓶等	5年	R I	30本	H棟、W棟へ移送 までの一時保管	平積みで保管、一部 2段積みで保管	JAEAへ委託 廃棄	2021.9.14	28本
					核燃料	5本			JAEAへ委託 廃棄		
		不燃 (低レベルB)	金属類、プラスチック類、ゴム類 等	15年	R I	23本	H棟、W棟へ移送 までの一時保管	JAEAへ委託 廃棄			
					核燃料	2本		装置等をでき る限り解体			

放射性固体廃棄物の保管容器の健全性確認の状況

○機構原科研

保管廃棄施設の名称		保管容器の健全性確認	健全性確認の方法・頻度		健全性確認の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績		
			方法	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果	
放射性廃棄物処理場	第1保管廃棄施設	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている <input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている <input checked="" type="checkbox"/> その他	年1回、全ビット（53ビット）の10%以上のビット（6ビット）に対し、ビット上部の鋼製蓋を開放し、ビット上部から及び点検孔からビット内に降りて、目視可能な範囲のドラム缶等の容器の外観目視点検を行っている。【④】	【頻度】 1回/年 (6ビット/53ビット) 1巡/10年 【運用開始年】 H12年 (保安規定に基づき運用を開始)	ビット内の上下で環境（温度、湿度等）に大きな差はないことから、容器の外部腐食の影響に対しては、ビット上部の容器を代表とし、10年ごとに容器の外観点検を行うこととしている。 外観点検で外部腐食の進行が確認された場合は、より詳細な健全性確認（下欄）を行うこととしている。 一方、S52年度までに保管した容器には、濡れウエスやセメント固化時のブリージング水等が容器内に残留し、これが容器と接触することで容器内部が腐食している可能性がある。このため、このような容器については、より詳細な健全性確認（下欄）を行うこととしている。	R4年度	一部のビットのドラム缶について、容器表面にサビが確認されたが、容器の損傷、廃棄物の漏出は確認されなかった。
			<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている <input checked="" type="checkbox"/> その他	ビットからドラム缶等の容器を取出し、容器全周の外観目視点検、汚染検査を行い、必要に応じて、容器の補修、新しい容器への詰替え、一回り大きい容器への再収納（オーバーバック）を行っている。【①】	【頻度】 1巡/R元年度～R5年度 (L19ビット以降の全28ビット) 上欄の点検の結果等を踏まえ実施 【運用開始年】 R元年 (保安規定に基づき運用を開始)	上欄の外観点検において、外部腐食の進行が確認されたドラム缶や内部腐食が考えられる水分が残留しているドラム缶等が保管されているビットに対し、安全管理を徹底するために、詳細な健全性確認を行うこととしている。 なお、これまでの実績としては、L-1～L-18ビットのドラム缶について、S62年度からH3年度にかけて実施した。 また、L-19ビット以降について、外部腐食の進行の程度や内部腐食の可能性等から優先度を決め、全28ビットを対象にR元年度からR5年度までの5年間で健全性確認を実施する計画である。	S62年度～H3年度 (L-1～L-18) R4年度 L-24, L-25, L-26, L-27, L-41, L-50 (予定)	一部のドラム缶に腐食による損傷、廃棄物の漏出が確認された。ビットから取り出したドラム缶は、全て内面防食ライニング加工を施した300ℓドラム缶又は肉厚の角型鋼製容器に再収納した。 一部のドラム缶に著しいサビが確認された。ビットから取り出したドラム缶は、サビの程度に応じ、ドラム缶の補修、300ℓドラム缶又は肉厚の角型鋼製容器への再収納を行った。
			<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている <input checked="" type="checkbox"/> その他	年1回、全ビット（39ビット）の10%以上のビット（4ビット）に対し、ビット上部の遮蔽蓋及び鋼製蓋を開放し、ビット上部から目視可能な範囲のドラム缶等の容器の外観目視点検を行っている。【④】	【頻度】 1回/年 (4ビット/39ビット) 1巡/10年 【運用開始年】 H12年 (保安規定に基づき運用を開始)	ビット内の上下で環境（温度、湿度等）に大きな差はないことから、容器の外部腐食の影響に対しては、ビット上部の容器を代表とし、10年ごとに容器の外観点検を行うこととしている。 なお、これまでの外観点検では、ドラム缶のサビの進行は確認されていない。今後、当該ビットにおいても、外観点検において異常が確認されれば、早期に健全性確認を行うことを計画する。	R4年度	一部のビットのドラム缶について、容器表面にサビが確認されたが、容器の損傷、廃棄物の漏出は確認されなかった。
	保管廃棄施設・M-1	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている <input checked="" type="checkbox"/> その他						

保管廃棄施設の名称		保管容器の健全性確認	健全性確認の方法・頻度		健全性確認の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
			方法	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
放射性廃棄物処理場	第1保管廃棄施設	保管廃棄施設・M-2 <input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている <input checked="" type="checkbox"/> その他	年1回、全ピット（17基）の10%以上のピット（2基）に対し、廃棄孔上部の遮蔽蓋及び鋼製蓋を開放し、廃棄孔上部から廃棄孔内部を覗き、容器の外観目視点検を行っている。【④】	【頻度】 1回/年 (2基/17基) 1巡/10年 【運用開始年】 H12年 (保安規定に基づき運用を開始)	廃棄孔の上下で環境（温度、湿度等）に大きな差はないことから、廃棄孔上部の容器を代表とし、10年ごとに容器の外観点検を行うこととしている。	R4年度 (Cﾌﾟﾛｯｸ Eﾌﾟﾛｯｸ Kﾌﾟﾛｯｸ)	異常は確認されなかった。
			廃棄孔にファイバースコープを挿入し、廃棄孔内の容器の外観点検を行っている。【⑤】	【頻度】 1回/年 (2基/17基) 1巡/10年 【運用開始年】 R4年 (要領に基づき運用を開始)	当該保管廃棄施設に保管廃棄した容器は、保管から40年以上が経過したものもあることから、廃棄孔底部の容器の外観を調査するため、上記点検にあわせてファイバースコープを挿入した外観点検を開始した。今後も継続して当該点検を行う。	R4年度 (Cﾌﾟﾛｯｸ Eﾌﾟﾛｯｸ Kﾌﾟﾛｯｸ)	異常は確認されなかった。
	解体分別保管棟	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている <input checked="" type="checkbox"/> その他	点検通路より手鏡等を用い、全てのドラム缶等について、目視可能な容器表面（底部及び蓋部を除く）の外観目視点検を行っている。【②】	【頻度】 1回/年 【運用開始年】 H12年 (保安規定に基づき運用を開始)	屋内の倉庫型の保管廃棄施設であり、室内環境が良く、保管年数も比較的短いことから、年1回、現状の保管状態での外観目視点検を行っている。 なお、当該保管廃棄施設では、高減容処理施設での処理やRI協会への返却のために、容器の取出し、移動が頻繁に行われており、その都度、容器の外観目視点検を行っている。 加えて、東日本大震災によりドラム缶等の容器に転倒や荷崩れ等が発生したことから、全ての容器の再配置作業（H23年度～H26年度）を行っており、その際にも容器の外観目視点検を行っている。	R4年度	異常は確認されなかった。

保管廃棄施設の名称		保管容器の健全性確認	健全性確認の方法・頻度		健全性確認の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績		
			方法	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果	
放射性廃棄物処理場	第2保管廃棄施設	廃棄物保管棟・I	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている <input checked="" type="checkbox"/> その他	点検通路より手鏡等を用い、全てのドラム缶等について、目視可能な容器表面（底部及び蓋部を除く）の外観目視点検を行っている。 【②】	【頻度】 1回/年 【運用開始年】 H12年 (保安規定に基づき運用を開始)	屋内の倉庫型の保管廃棄施設であり、室内環境が良く、保管年数も比較的短いことから、年1回、現状の保管状態での外観目視点検を行っている。 なお、当該保管廃棄施設では、高減容処理施設での処理や RI 協会への返却のために、容器の取出し、移動が頻繁に行われており、その都度、容器の外観目視点検を行っている。 加えて、東日本大震災によりドラム缶等の容器に転倒や荷崩れ等が発生したことから、全ての容器の再配置作業（H25年度～H27年度）を行っており、その際にも容器の外観目視点検を行っている。	R4年度	異常は確認されなかった。
	廃棄物保管棟・II	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている <input checked="" type="checkbox"/> その他	点検通路より手鏡等を用い、全てのドラム缶等について、目視可能な容器表面（底部及び蓋部を除く）の外観目視点検を行っている。 【②】	【頻度】 1回/年 【運用開始年】 H12年 (保安規定に基づき運用を開始)	屋内の倉庫型の保管廃棄施設であり、室内環境が良く、保管年数も比較的短いことから、年1回、現状の保管状態での外観目視点検を行っている。 なお、当該保管廃棄施設では、高減容処理施設での処理や RI 協会への返却のために、容器の取出し、移動が頻繁に行われており、その都度、容器の外観目視点検を行っている。 加えて、東日本大震災によりドラム缶等の容器に転倒や荷崩れ等が発生したことから、全ての容器の再配置作業（H23年度～H26年度）を行っており、その際にも容器の外観目視点検を行っている。	R4年度	異常は確認されなかった。	
	保管廃棄施設・NL	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている <input checked="" type="checkbox"/> その他	年1回、全ピット（20ピット）の10%以上のピット（2ピット）に対し、ピット上部の鋼製蓋を開放し、ピット上部から及び点検孔からピット内に降りて、目視可能な範囲のドラム缶等の容器の外観目視点検を行っている。 【④】	【頻度】 1回/年 (2ピット/20ピット) 1巡/10年 【運用開始年】 H12年 (保安規定に基づき運用を開始)	当該保管廃棄施設に保管している容器は、保管年数が比較的短く、また、ピット内の上下で環境（温度、湿度等）に大きな差はないことから、ピット上部の容器を代表とし、10年ごとに容器の外観点検を行うこととしている。	R4年度 NL-1 NL-19	異常は確認されなかった。	

○機構サイクル研

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認※1	健全性確認※1の方法・頻度		健全性確認※1の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※2	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS)	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている 【関係規定類の名称】 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (一部のセル内ライニング及び貯蔵セル内外の躯体を確認している)	ハル貯蔵庫 (R031、R032) 【湿式セル】 ①セル内に水中カメラ等を挿入し、観察可能な範囲のセル内ライニングの状態を確認している。 【⑤】 ②冷却水の腐食性項目について分析を行い、セル内ライニングの腐食評価を実施している。 【⑤】	【頻度】 ①1回/年 ②1回/年 【運用開始年】 ①R3年 ②R3年	・現状の点検方法・頻度により、観察可能な範囲のセル内ライニング及びセル内外躯体の健全性が維持されていることを確認できていることから、今後も継続し、健全性の維持に努める。	①R3年度	異常なし
		予備貯蔵庫 (R030) 【乾式セル】 汚染機器類貯蔵庫 (R040～R046) 【乾式セル】 セル内観察装置をセル上部に設置し、点検用カメラで観察可能な範囲のセル内躯体を確認している。 【⑤】	【頻度】 1回/年 【運用開始年】 R3年		R4年度	予備貯蔵庫 (R030) 異常なし
		上記の各セルについて、セル外から観察可能な範囲のセル外躯体を目視により確認している。 【⑤】	【頻度】 1回/年 【運用開始年】 H10年		R4年度	異常なし
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている 【関係規定類の名称】 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (一部のセル内ライニング、貯蔵ラック及び貯蔵セル内外の躯体を確認している)	湿式貯蔵セル (R003、R004) ①セル内観察装置をセル上部に設置し、点検用カメラで、観察可能な範囲の貯蔵ラック及びセル内ライニングの状態を確認している (湿式貯蔵セル (R003、R004) 及び乾式貯蔵セル (R002) の計3セルを3年で一巡)。 【⑤】 ②プール水の腐食性項目について分析を行い、貯蔵ラック及びセル内ライニングの腐食評価を実施している。 【⑤】	【頻度】 ①1回/3年 ②1回/四半期 【運用開始年】 ①H10年 ②R3年	・現状の点検方法・頻度により、観察可能な範囲のセル内ライニング、貯蔵ラック及びセル内外躯体の健全性が維持されていることを確認できていることから、今後も継続し、健全性の維持に努める。	①R3年度	湿式貯蔵セル (R004) 異常なし
		乾式貯蔵セル (R002) セル内観察装置をセル上部に設置し、点検用カメラで観察可能な範囲の貯蔵ラック及びセル内躯体を確認している (湿式貯蔵セル (R003、R004) 及び乾式貯蔵セル (R002) の計3セルを3年で一巡)。 【⑤】	【頻度】 1回/3年 【運用開始年】 H10年		R4年度	異常なし
		上記の各セル等については、セル外から観察可能な範囲のセル外躯体を目視により確認している。 【⑤】	【頻度】 1回/年 【運用開始年】 H10年		R4年度	異常なし
第一低放射性固体廃棄物貯蔵場 (1LASWS)	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている 【関係規定類の名称】 (ドラム缶等の点検作業要領書) <input type="checkbox"/> その他	点検通路から手鏡や点検装置を貯蔵容器間の隙間に挿入し、貯蔵ドラム缶及びコンテナ表面 (死角となる部分を除く) を目視又はカメラにより確認し、点検指標 (錆、キズ、凹凸) と比較することで状態を確認している (1LASWS (地下1階～地上5階の6階層) と2LASWS (地下1階～地上2階の3階層) の計9階層を9年で一巡し全数確認)。 【②】	【頻度】 1回/9年 【運用開始年】 H18年	・現状の点検方法・頻度により、貯蔵ドラム缶の健全性が維持されていることが確認できていることから、今後も継続し、健全性の維持に努める。	H30年度	異常なし

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認※1	健全性確認※1の方法・頻度		健全性確認※1の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※2	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
第二低放射性固体廃棄物貯蔵場(2LASWS)	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている 【関係規定類の名称】 (ドラム缶等の点検作業要領書) <input type="checkbox"/> その他	点検通路から手鏡や点検装置を貯蔵容器間の隙間に挿入し、貯蔵ドラム缶及びコンテナ表面(死角となる部分を除く)を目視又はカメラにより確認し、点検指標(錆、キズ、凹凸)と比較することで状態を確認している(1LASWS(地下1階～地上5階の6階層)と2LASWS(地下1階～地上2階の3階層)の計9階層を9年で一巡し全数確認)。【②】	【頻度】 1回/9年 【運用開始年】 H18年	・現状の点検方法・頻度により、貯蔵ドラム缶及びコンテナの健全性が維持されていることが確認できていることから、今後も継続し、健全性の維持に努める。	R3年度	異常なし
アスファルト固化体貯蔵施設(AS I)	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている <input checked="" type="checkbox"/> その他 (任意に選定したドラム缶の健全性を定期を確認することとしている)	貯蔵年数及び貯蔵位置等を考慮し、任意に選定した貯蔵セル内のドラム缶をAS IIのセル内に移動し、セル窓越しに目視により確認し、点検指標(錆、キズ、凹凸)と比較することで状態を確認している。【④】	【頻度】 1回/年 【運用開始年】 H17年	・現状の点検方法・頻度により、貯蔵ドラム缶の健全性が維持されていることが確認できていることから、今後も継続し、健全性の維持に努める。	R3年度	異常なし
第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS II)	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている 【関係規定類の名称】 (放射性廃棄物の点検に係る要領書) <input type="checkbox"/> その他	貯蔵セル内に遠隔点検装置を進入させ、貯蔵ドラム缶表面の半周程度(上部、底面及び死角となる部分を除く)をカメラにより確認し、点検指標(錆、キズ、凹凸)と比較することで状態を確認している(9年で一巡し全数確認)。【②】	【頻度】 1回/9年 【運用開始年】 R3年	・現状の点検方法・頻度により、貯蔵ドラム缶の健全性が維持されていることが確認できていることから、今後も継続し、健全性の維持に努める。	R4年度	異常なし
ガラス固化技術開発施設・保管セル(R002)	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている 【関係規定類の名称】 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (保管セル天井コンクリートの温度、冷却空気流量等を確認している)	保管セル天井コンクリートの温度、冷却空気流量を日常巡視点検で確認しており、点検結果に異常がないことをもって、ガラス固化体を含む保管セル系統全体の健全性を確認している。【⑤】	—	・ガラス固化体は、ガラス固化体容器に溶融したガラスを注入し固化したものである。 ・ガラス固化体の閉じ込め機能は、固化ガラスそのもので確保されており、ガラス固化体容器が破損したとしても施設の安全性に影響は生じない。 よって、保管する際に保安規定に基づき実施する測定等によって健全性を確認している。	R4年度	異常なし (保管セル天井コンクリートの温度及び冷却空気流量の点検結果に異常がないことを確認。なお、ガラス固化処理時には、保管セルのしゃへいプラグ上部について有害な傷、変形等の異常が無いことを確認)

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認※1	健全性確認※1の方法・頻度		健全性確認※1の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※2	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設（第2PWSF）	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 （作業マニュアル「放射性固体廃棄物保管状態の点検作業」） <input type="checkbox"/> その他	10年間で一巡するように全数点検（ドラム缶、コンテナの外観全面を目視確認）を継続して実施中である。【①】	【頻度】 1回/10年 【運用開始年】 H11年	・当該保管施設は、常時、換気・空調されているため、以下の点検内容で健全性確認は可能。 ①錆、腐食及び著しい変形等の目視点検、並びに廃棄物容器の荷崩れ等がないか確認を実施。 ②廃棄物容器に錆等を発見した場合は、補修を行う。なお、著しい錆、腐食等により補修困難な場合は、マニュアルに従い廃棄物容器の詰替作業実施。	R4年度	異常なし。 なお、外観点検において、錆等が確認された容器は塗装等により補修を実施した。
プルトニウム燃料第二開発室（Pu-2：固体廃棄物保管室）	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 （作業マニュアル「放射性固体廃棄物保管状態の点検作業」） <input type="checkbox"/> その他	10年間で一巡するように全数点検（ドラム缶、コンテナの外観全面を目視確認）を継続して実施中である。【①】	【頻度】 1回/10年 【運用開始年】 H23年	・当該保管施設は、常時、換気・空調されているため、以下の点検内容で健全性確認は可能。 ①錆、腐食及び著しい変形等の目視点検、並びに廃棄物容器の荷崩れ等がないか確認を実施。 ②廃棄物容器に錆等を発見した場合は、補修を行う。なお、著しい錆、腐食等により補修困難な場合は、マニュアルに従い廃棄物容器の詰替作業実施。	R4年度	異常なし。 なお、外観点検において、錆等が確認された容器は塗装等により補修を実施した。
高レベル放射性物質研究施設の付属のB棟 B-9室	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 （放射性同位元素使用施設定期自主検査作業マニュアル） <input type="checkbox"/> その他	保管容器全数を取り出し、容器の全面を目視で確認する点検を実施している。【①】	【頻度】 1回以上/年 【運用開始年】 H17年	・保管容器は鋼製であり、内容物に水分・薬品等が含まれていないため、内部からの腐食等は考えにくいこと、これまでの点検で保管容器に腐食、き裂及び有害な損傷がないことから容器外観の目視点検としている。 ・保管廃棄施設内は、空調管理されている部屋であり、容器の腐食等が発生することは考えにくいため、年2回の外観点検を行っている。	R4年度	異常なし
高レベル放射性物質研究施設の付属のB棟 B-11室	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 () <input checked="" type="checkbox"/> その他	なし	—	・B棟 B-11室では放射性固体廃棄物を保管していないため、健全性確認は実施していない。今後、B-11へ廃棄物を移動し、B-11で廃棄物を保管する場合は廃棄物容器の健全性確認を実施する。	なし	なし

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認※1	健全性確認※1の方法・頻度		健全性確認※1の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※2	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
高レベル放射性物質研究施設の付属のB棟 B-17室	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (放射性同位元素使用施設定期自主検査作業マニュアル) <input type="checkbox"/> その他	保管容器全数を取り出し、容器の全面を目視で確認する点検を実施している。【①】	【頻度】 1回以上/年 【運用開始年】 H17年	<ul style="list-style-type: none"> 保管容器は鋼製であり、内容物に水分・薬品等が含まれていないため、内部からの腐食等は考えにくいこと、これまでの点検で保管容器に腐食、き裂及び有害な損傷がないことから容器外観の目視点検としている。 保管廃棄施設内は、空調管理されている部屋であり、容器の腐食等が発生することは考えにくいため、年2回の外観点検を行っている。 	R4年度	異常なし
高レベル放射性物質研究施設(CPF)廃棄物貯蔵庫	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (B-8-10:放射性固体廃棄物容器等の保管状況点検マニュアル) <input type="checkbox"/> その他	保管容器について、4年間で1巡する保管容器全数の外観全面の目視点検を継続して実施している。【①】	【頻度】 1回/4年 【運用開始年】 H10年	<ul style="list-style-type: none"> 保管容器がSUS製であり、内容物に水分・薬品等が含まれていないため、内部からの腐食等は考えにくいこと、容器外観の目視点検としている。 空調管理されている部屋であり、容器の腐食等が発生することは考えにくい。また、部屋内で保管環境が一樣であることから、毎年1/4ずつを代表で点検(4年間で全数を点検)し、異常が確認された場合のみ、全数点検を行う。 	R4年度	異常なし
高レベル放射性物質研究施設(CPF)廃棄物倉庫(1)、(2)	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (B-8-10:放射性固体廃棄物容器等の保管状況点検マニュアル) <input type="checkbox"/> その他	保管容器について、外観(死角となる部分を除く)の目視点検を実施している。他施設の点検方法を参考に、令和元年度より、死角が少なくなるよう、鏡を使用した点検を導入した。【②】	【頻度】 1回/年 【運用開始年】 H10年	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物は所定の容器(ラジバック等)に入れるか、ビニール梱包を行った上で、保管容器へ収納しているため、内部からの腐食等は考えにくいため、容器外観の目視点検のみとしている。 保管廃棄施設内は、空調管理されている部屋であり、容器の腐食等が発生することは考えにくいため、年1回の外観点検のみとしている。 	R3年度	異常なし
応用試験棟廃棄物保管室	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (放射性固体廃棄物等取扱い作業マニュアル) <input type="checkbox"/> その他	保管容器全数を取り出し、容器の全面を目視で確認する点検を実施している。【①】	【頻度】 1回以上/年 【運用開始年】 H17年	<ul style="list-style-type: none"> 保管容器は鋼製であり、内容物に水分・薬品等が含まれていないため、内部からの腐食等は考えにくいこと、これまでの点検で保管容器に腐食、き裂及び有害な損傷がないことから容器外観の目視点検としている。 保管廃棄施設内は、空調管理されている部屋であり、容器の腐食等が発生することは考えにくいため、年2回の外観点検を行っている。 	R4年度	異常なし

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認※1	健全性確認※1の方法・頻度		健全性確認※1の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※2	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
ウラン系廃棄物貯蔵施設	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (建家・廃棄物及び廃水ピット点検作業要領書) <input type="checkbox"/> その他	保管容器全数について、鏡及びカメラを使用した容器外全面の目視点検を実施している。 【①】	【頻度】 1回/年 【運用開始年】 H10年	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物はウラン系廃棄物受入基準に基づき、封入する廃棄物は、保管容器に内容物を使用することで、内容物を起因とした容器の腐食は考えにくいことから、容器外全面の目視点検としている。 ・保管廃棄施設内は、外気と区画され、外部環境の影響を受けにくく、かつ、除湿設備が設置され、保管環境が整備されており、環境条件による容器腐食の進行は抑えられているため、1回/年の点検頻度としている。 	R3年度	異常なし。
第2ウラン系廃棄物貯蔵施設	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (建家・廃棄物及び廃水ピット点検作業要領書) <input type="checkbox"/> その他	保管容器全数について、鏡及びカメラを使用した容器外全面の目視点検を実施している。 【①】	【頻度】 1回/年 【運用開始年】 H10年	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物はウラン系廃棄物受入基準に基づき、封入する廃棄物は、保管容器に内容物を使用することで、内容物を起因とした容器の腐食は考えにくいことから、容器外全面の目視点検としている。 ・保管廃棄施設内は、外気と区画され、外部環境の影響を受けにくく、かつ、除湿設備が設置され、保管環境が整備されており、環境条件による容器腐食の進行は抑えられているため、1回/年の点検頻度としている。 	R4年度	異常なし。 なお、容器に軽微な錆等が確認されたものについて、新品容器への詰替えを実施した。
地層処分放射化学研究施設(クオリティ) 固体廃棄物貯蔵室	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (安全作業基準 放射性固体廃棄物等の取扱い及び管理) <input type="checkbox"/> その他	施設内の保管容器の全数について、目視可能な面を確認している。 【②】	【頻度】 1回/月 1回/年 【運用開始年】 H11年	<ul style="list-style-type: none"> ・保管容器は鋼製であるが、内容物に水分・薬品等が含まれていないため、内部からの腐食等は考えにくいことから目視による点検としている。これまでの点検で収納容器に著しい錆びや変形はない。 ・保管廃棄施設内は、空調管理されている部屋であり、容器の表面に腐食等が発生することは考えにくい。なお、作業マニュアルに定めた手順に基づき月例、年次点検の頻度を設定した。 	R4年度	異常なし。
安全管理棟	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 () <input checked="" type="checkbox"/> その他	なし	—	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理棟では放射性固体廃棄物発生の都度、払い出しているため、健全性確認は実施していない。 	なし	なし

○機構大洗

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認※1	健全性確認※1の方法・頻度		健全性確認※1の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※2	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
固体集積保管場Ⅰ	<p>■全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている</p> <p>【関係規定類の名称】 (廃棄物管理施設等運転手引)</p> <p>□その他</p>	<p>・コンクリートブロック（堅積2段） 点検要領に基づきコンクリートブロックの荷重がかかる側面部分の損傷並びに吊り部の損傷及び錆の有無を目視で確認している。なお、年1回の点検の他に写真でも記録を残している。【②】</p>	<p>【頻度】 1回/1年</p> <p>【運用開始年】 R3年</p>	<p>1回/年の点検は、外観について腐食や錆の基準を設定しランク分けをして錆等の経時的変化を確認、記録している。現状の点検頻度において錆等の顕著な変化は認められておらず、点検頻度は妥当であると考えられる。なお、地震発生後の点検は、別途実施している。 なお、荷崩れについては、保管している全ての容器を対象に、目視で確認できる範囲を1回/週実施している。</p>	R4年～ (継続中)	点検の結果、保管容器が健全であることを確認した(R4/9/14)。
固体集積保管場Ⅱ	<p>■全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている</p> <p>【関係規定類の名称】 (廃棄物管理施設等運転手引)</p> <p>□その他</p>	<p>・200ℓドラム缶（ラック式横積6段） 点検要領に基づき内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等について目視確認をしている。腐食の状況については、過去に発生した容器外面の錆の発生がほこりに水分が付着したことによるものが原因と考えられることから、接触部分の状況を点検することで評価している。なお、年1回の点検の他に写真でも記録を残している。【②】</p>	<p>【頻度】 1回/1年</p> <p>【運用開始年】 R3年</p>	<p>1回/年の点検は、外観について腐食や錆の基準を設定しランク分けをして錆等の経時的変化を確認、記録している。現状の点検頻度において錆等の顕著な変化は認められておらず、点検頻度は妥当であると考えられる。なお、地震発生後の点検は、別途実施している。 なお、荷崩れについては、保管している全ての容器を対象に、目視で確認できる範囲を1回/週実施している。</p>	R4年～ (継続中)	点検の結果、保管容器の表面に錆が確認されているが、内容物の漏洩、貫通孔の無いことを確認した(R4/9/9)。表面の錆については現在補修作業を継続している。
固体集積保管場Ⅲ	<p>■全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている</p> <p>【関係規定類の名称】 (廃棄物管理施設等運転手引)</p> <p>□その他</p>	<p>・200ℓドラム缶（パレット式堅積3段） 点検要領に基づき内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等について目視確認をしている。腐食の状況については、過去に発生した容器外面の錆の発生がほこりに水分が付着したことによるものが原因と考えられることから、接触部分の状況を点検することで評価している。なお、年1回の点検の他に写真でも記録を残している。【②】</p> <p>・200ℓドラム缶（ラック式横積6段） 点検要領に基づき内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等について目視確認をしている。腐食の状況については、過去に発生した容器外面の錆の発生がほこりに水分が付着したことによるものが原因と考えられることから、接触部分の状況を点検することで評価している。なお、年1回の点検の他に写真でも記録を残している。【②】</p>	<p>【頻度】 1回/1年</p> <p>【運用開始年】 R3年</p>	<p>1回/年の点検は、外観について腐食や錆の基準を設定しランク分けをして錆等の経時的変化を確認、記録している。現状の点検頻度において錆等の顕著な変化は認められておらず、点検頻度は妥当であると考えられる。なお、地震発生後の点検は、別途実施している。 なお、荷崩れについては、保管している全ての容器を対象に、目視で確認できる範囲を1回/週実施している。</p>	R4年～ (継続中)	点検の結果、保管容器の表面に錆が確認されているが、内容物の漏洩、貫通孔の無いことを確認した(R4/10/25)。表面の錆については現在補修作業を計画している。
固体集積保管場Ⅳ	<p>■全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている</p> <p>【関係規定類の名称】 (廃棄物管理施設等運転手引)</p> <p>□その他</p>	<p>・200ℓドラム缶（パレット式堅積3段） 点検要領に基づき内容物の漏えいの有無、容器の腐食の状況、貫通孔の有無等について目視確認をしている。腐食の状況については、過去に発生した容器外面の錆の発生がほこりに水分が付着したことによるものが原因と考えられることから、接触部分の状況を点検することで評価している。なお、年1回の点検の他に写真でも記録を残している。【②】</p> <p>・コンクリートブロック（パレット式堅積2段） 点検要領に基づきコンクリートブロックの荷重がかかる側面部分の損傷並びに吊り部の損傷及び錆の有無を目視で確認している。なお、年1</p>	<p>【頻度】 1回/1年</p> <p>【運用開始年】 R3年</p>	<p>1回/年の点検は、外観について腐食や錆の基準を設定しランク分けをして錆等の経時的変化を確認、記録している。現状の点検頻度において錆等の顕著な変化は認められておらず、点検頻度は妥当であると考えられる。なお、地震発生後の点検は、別途実施している。 なお、荷崩れについては、保管している全ての容器を対象に、目視で確認できる範囲を1回/週実施している。</p>	R4年～ (継続中)	点検の結果、保管容器が健全であることを確認した(R4/7/7)。

		回の点検の他に写真でも記録を残している。 【②】				
α 固体貯蔵施設	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている 【関係規定類の名称】 (廃棄物管理施設保安規定、α 固体廃棄物に係る設備等の運転・保守手順書) <input type="checkbox"/> その他	・高線量でありキャスクを用いてのハンドリングのため貯蔵孔下部から空気及び水を採取して保管容器の健全性を確認している。【⑤】	【頻度】 ① 2回/1年 ② 4回/1年 【運用開始年】 ① H8年 ② H27年	点検は、貯蔵孔に収納した廃棄物容器に汚染が生じていないことを確認するため、貯蔵孔の空気、水をサンプリングして汚染のないことをもって保管容器の健全性を確認している。保安規定では、① 2回/年以上としており、保管雰囲気の確認による間接的な容器健全性の確認であることを考慮し、現状、② 4回/年の点検を実施している。現状の点検頻度において異常は認められておらず点検頻度は妥当であると考ええる。	R4年～ (継続中)	点検の結果、保管容器が健全であることを確認した(R4/10/11)。
JMTR 第3 排水貯槽 (I)	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている 【関係規定類の名称】 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 【関係規定類の名称】 (JMTR (特定施設) の運転保守業務に係る手順書、設備保全整理表、JMTR 原子炉施設に係る長期施設管理方針)	① 保管容器の外側に設置されている漏水検知管(4箇所)内の溜水を採取し濃度分析を実施して保管容器の健全性を確認している。【⑤】 ② 保管容器の内壁について目視又は双眼鏡で確認する点検を実施している。	【頻度】 ① 2回/1年 ② 1回/1年 ③ 1回/1年 【運用開始年】 S43年	液面計による監視(1回/日)を行っていることから、2回/年の頻度で、漏水検知管(4箇所)内溜水の濃度分析を行うとともに1回/年の頻度で、貯槽の外観検査にて確認することで、健全性を確認している。	R3年、 R4年	濃度分析2回/年のうち1回目の濃度分析を行った結果、異常がなかった(R4/9/16~29)。貯槽の外観検査(1回/年)を行った結果、有害な傷、変形は確認されなかった(R3/12/14)。
JMTR 第3 排水貯槽 (II)	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている <input checked="" type="checkbox"/> その他 【関係規定類の名称】 (JMTR (特定施設) の運転保守業務に係る手順書、設備保全整理表、JMTR 原子炉施設に係る長期施設管理方針)	① 保管容器の内壁について目視又は双眼鏡で確認する点検を実施している。【②】	【頻度】 ① 1回/1年 ② 1回/1年 【運用開始年】 H2年	液面計による監視(1回/日)及び漏水検知器による監視(常時)を行っていることから、1回/年の頻度で、貯槽の外観検査にて確認することで、健全性を確認している。	R4年	貯槽側壁の外観検査を行った結果、有害な傷、変形は確認されなかった(R4/12/13)。

○量研那珂

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認※1	健全性確認※1の方法・頻度		健全性確認※1の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※2	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
JT-60 廃棄物保管棟	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている 【関係規定類の名称】 (放射線障害予防規程) <input type="checkbox"/> その他	保管容器について容器の底を除き目視点検を実施。また、地震後の容器及び荷崩れ等の点検を目視で実施する。目視点検は点検者の個人差により程度に差がでることがないようにマニュアル化し、保管室に掲示している。【②】	【頻度】 12回/年 【運用開始年】 H3年	保管物は風雨に晒されない部屋内で管理されている。よって、腐食の影響を受けにくい。容器の健全性確認として目視により見えている部分を代表として点検し、異常があれば見えていない容器の底も点検することを考えている。なお、点検頻度は放射線障害予防規程に基づいている。	R4年11月	異常なし

○原電
東海第1

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認※1	健全性確認※1の方法・頻度		健全性確認※1の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※2	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
ドラム貯蔵庫	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている 【関係規定類の名称】 (廃止措置固体廃棄物管理基準) (資料-5-16) <input type="checkbox"/> その他	保管容器全数を取り出し、容器全面の外観を目視にて確認する点検を実施している。 【④】	【頻度】 1回/10年 【運用開始年】 2014年	【健全性確認方法に係る考え方】 2014年8月19日に実施した東海発電所 保安検査において、当時ドラム貯蔵庫に10年以上保管しているドラム缶等は無かったが、東海第二発電所固体廃棄物貯蔵庫と同様に、10年毎に全数の外観点検を行うことになった。 【頻度に係る考え方】 固体廃棄物貯蔵庫(※3)と同じ。	2014年度	問題なし。 (資料-5-17)
固体廃棄物貯蔵庫(※3)	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている 【関係規定類の名称】 (固体廃棄物管理基準) (資料-5-18) <input type="checkbox"/> その他	保管容器全数を取り出し、容器全面の外観を目視にて確認する点検を実施している。 【④】	【頻度】 1回/10年 【運用開始年】 1999年	【健全性確認方法に係る考え方】 1999年2月に初めて腐食鉄箱(1982年製)が発見されたことから、対策として貯蔵庫内に保管中の全ての鉄箱等について、外観の健全性確認を行うこととし、2001年までに実施した。 この対策の水平展開として、以後10年を目途に保管中の全ての鉄箱等について、外観の健全性確認を行うことを手順書に定め実施している。 【頻度に係る考え方】 1999年に発見された腐食鉄箱は、封入から17年が経過した鉄箱であったこと及び全数の外観確認を行うためには数年を要することから、10年毎とした。	2017年度～ 2020年度	外観不良容器が確認されている。 汚染管理区域内に搬入し内容物を確認の上、健全な容器へ詰替えを実施している。 (資料-5-2)
固体廃棄物作業建屋(※3)	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている 【関係規定類の名称】 (固体廃棄物管理基準) (資料-5-18) <input type="checkbox"/> その他	保管容器全数を取り出し、容器全面の外観を目視にて確認する点検を実施している。 【④】	【頻度】 1回/10年 【運用開始年】 2013年	【健全性確認方法に係る考え方】 固体廃棄物貯蔵庫と同様に、10年を目途に保管中の全ての鉄箱等について、外観の健全性確認を行うことを手順書に定め実施している。 【頻度に係る考え方】 固体廃棄物貯蔵庫(※3)と同じ。	2017年度～ 2020年度	問題なし。 (資料-5-2)
黒鉛スリーブ貯蔵庫[C-1]	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている <input checked="" type="checkbox"/> その他 【関係規定類の名称】 (原子炉施設保安規定) (資料-5-19)	貯蔵庫の壁、床、投入口について剥離やひび割れ等がないことを確認している。 【⑤】 (貯蔵施設の壁、床、投入口について目視可能な場所を外観目視で確認している。)	【頻度】 1回/月 【運用開始年】 1965年	【健全性確認方法に係る考え方】 原子炉施設保安規定第21条(放射性固体廃棄物の管理)に基づき、巡視(外観目視点検)にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 当該貯蔵庫は、コンクリート構造物であるため、建物構築物と同様に外観目視点検(剥離やひび割れ等)を1回/月の頻度で行うことで健全性は確認可能である。	2022年11月	問題なし。 (資料-5-20)
黒鉛スリーブ貯蔵庫[C-2]	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている <input checked="" type="checkbox"/> その他 【関係規定類の名称】 (原子炉施設保安規定) (資料-5-19)	貯蔵庫の壁、床、投入口について剥離やひび割れ等がないことを確認している。 【⑤】 (貯蔵施設の壁、床、投入口について目視可能な場所を外観目視で確認している。)	【頻度】 1回/月 【運用開始年】 1987年	【健全性確認方法に係る考え方】 原子炉施設保安規定第21条(放射性固体廃棄物の管理)に基づき、巡視(外観目視点検)にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 当該貯蔵庫は、コンクリート構造物であるため、建物構築物と同様に外観目視点検(剥離やひび割れ等)を1回/月の頻度で行うことで健全性は確認可能である。	2022年11月	問題なし。 (資料-5-20)

燃料スワラー貯蔵庫	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている <input checked="" type="checkbox"/> その他 【関係規定類の名称】 (原子炉施設保安規定) (資料-5-19)	貯蔵庫の壁、床、投入口について剥離やひび割れ等がないことを確認している。 【⑤】 (貯蔵施設の壁、床、投入口について目視可能な場所を外観目視で確認している。)	【頻度】 1回/月 【運用開始年】 1965年	【健全性確認方法に係る考え方】 原子炉施設保安規定第21条(放射性固体廃棄物の管理)に基づき、巡視(外観目視点検)にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 当該貯蔵庫は、コンクリート構造物であるため、建物構築物と同様に外観目視点検(剥離やひび割れ等)を1回/月の頻度で行うことで健全性は確認可能である。	2022年11月	問題なし。 (資料-5-20)
固体廃棄物貯蔵庫(E)	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている <input checked="" type="checkbox"/> その他 【関係規定類の名称】 (原子炉施設保安規定) (資料-5-19)	貯蔵庫の壁、床、投入口について剥離やひび割れ等がないことを確認している。 【⑤】 (貯蔵施設の壁、床、投入口について目視可能な場所を外観目視で確認している。)	【頻度】 1回/月 【運用開始年】 1965年	【健全性確認方法に係る考え方】 原子炉施設保安規定第21条(放射性固体廃棄物の管理)に基づき、巡視(外観目視点検)にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 当該貯蔵庫は、コンクリート構造物であるため、建物構築物と同様に外観目視点検(剥離やひび割れ等)を1回/月の頻度で行うことで健全性は確認可能である。	2022年11月	問題なし。 (資料-5-20)
サイトバンカ(イ) Aバンカ	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている <input checked="" type="checkbox"/> その他 【関係規定類の名称】 (原子炉施設保安規定) (資料-5-19)	バンカの壁、床、投入口について剥離やひび割れ等がないことを確認している。 【⑤】 (貯蔵施設の壁、床、投入口について目視可能な場所を外観目視で確認している。)	【頻度】 1回/月 【運用開始年】 1965年	【健全性確認方法に係る考え方】 原子炉施設保安規定第21条(放射性固体廃棄物の管理)に基づき、巡視(外観目視点検)にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 当該バンカは、コンクリート構造物であるため、建物構築物と同様に外観目視点検(剥離やひび割れ等)を1回/月の頻度で行うことで健全性は確認可能である。	2022年11月	問題なし。 (資料-5-20)
サイトバンカ(イ) Bバンカ	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている <input checked="" type="checkbox"/> その他 【関係規定類の名称】 (原子炉施設保安規定) (資料-5-19)	バンカの壁、床、投入口について剥離やひび割れ等がないことを確認している。 【⑤】 (貯蔵施設の壁、床、投入口について目視可能な場所を外観目視で確認している。)	【頻度】 1回/月 【運用開始年】 1965年	【健全性確認方法に係る考え方】 原子炉施設保安規定第21条(放射性固体廃棄物の管理)に基づき、巡視(外観目視点検)にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 当該バンカは、コンクリート構造物であるため、建物構築物と同様に外観目視点検(剥離やひび割れ等)を1回/月の頻度で行うことで健全性は確認可能である。	2022年11月	問題なし。 (資料-5-20)
燃料スプリッタ貯蔵庫 [H-1]	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている <input checked="" type="checkbox"/> その他 【関係規定類の名称】 (原子炉施設保安規定) (資料-5-19)	貯蔵庫の壁、床、投入口について剥離やひび割れ等がないことを確認している。 【⑤】 (貯蔵施設の壁、床、投入口について目視可能な場所を外観目視で確認している。)	【頻度】 1回/月 【運用開始年】 1970年	【健全性確認方法に係る考え方】 原子炉施設保安規定第21条(放射性固体廃棄物の管理)に基づき、巡視(外観目視点検)にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 当該貯蔵庫は、コンクリート構造物であるため、建物構築物と同様に外観目視点検(剥離やひび割れ等)を1回/月の頻度で行うことで健全性は確認可能である。	2022年11月	問題なし。 (資料-5-20)
燃料スプリッタ貯蔵庫 [H-2]	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている <input checked="" type="checkbox"/> その他 【関係規定類の名称】 (原子炉施設保安規定) (資料-5-19)	貯蔵庫の壁、床、投入口について剥離やひび割れ等がないことを確認している。 【⑤】 (貯蔵施設の壁、床、投入口について目視可能な場所を外観目視で確認している。)	【頻度】 1回/月 【運用開始年】 1978年	【健全性確認方法に係る考え方】 原子炉施設保安規定第21条(放射性固体廃棄物の管理)に基づき、巡視(外観目視点検)にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 当該貯蔵庫は、コンクリート構造物であるため、建物構築物と同様に外観目視点検(剥離やひび割れ等)を1回/月の頻度で行うことで健全性は確認可能である。	2022年11月	問題なし。 (資料-5-20)
燃料スプリッタ貯蔵庫 [H-3]	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている <input checked="" type="checkbox"/> その他 【関係規定類の名称】 (原子炉施設保安規定) (資料-5-19)	貯蔵庫の壁、床、投入口について剥離やひび割れ等がないことを確認している。 【⑤】 (貯蔵施設の壁、床、投入口について目視可能な場所を外観目視で確認している。)	【頻度】 1回/月 【運用開始年】 1991年	【健全性確認方法に係る考え方】 原子炉施設保安規定第21条(放射性固体廃棄物の管理)に基づき、巡視(外観目視点検)にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 当該貯蔵庫は、コンクリート構造物であるため、建物構築物と同様に外観目視点検(剥離やひび割れ等)を1回/月	2022年11月	問題なし。 (資料-5-20)

				の頻度で行うことで健全性は確認可能である。		
スラッジ貯蔵タンク	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期確認することとしている <input checked="" type="checkbox"/> その他 【関係規定類の名称】 (廃止措置計画書) (資料-5-21) (東海発電所 点検計画) (資料-5-22)	漏えい検査孔底部について、目視確認を実施し漏えいの有無を確認している。 【⑤】 (タンクの水位計の確認やマンホールの目視点検・タンクを囲う床の目視点検で確認している。)	【頻度】 1回/年 【運用開始年】 1965年	【健全性確認方法に係る考え方】 東海発電所 点検計画に基づき、外観目視点検を行っている。 【頻度に係る考え方】 当該タンクは、コンクリート構造物であるため、建物構築物と同様に外観目視点検(剥離やひび割れ等)を1回/年の頻度で行うことで健全性は確認可能である。	2021年10月	問題なし。 (資料-5-23)
貯蔵孔	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期確認することとしている <input checked="" type="checkbox"/> その他 【関係規定類の名称】 (原子炉施設保安規定) (資料-5-19)	貯蔵庫の壁、床、投入口について剥離やひび割れ等がないことを確認している。 【⑤】 (貯蔵施設の壁、床、投入口について目視可能な場所を外観目視で確認している。)	【頻度】 1回/月 【運用開始年】 1965年	【健全性確認方法に係る考え方】 原子炉施設保安規定第21条(放射性固体廃棄物の管理)に基づき、巡視(外観目視点検)にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 当該貯蔵孔は、コンクリート構造物であるため、建物構築物と同様に外観目視点検(剥離やひび割れ等)を1回/月の頻度で行うことで健全性は確認可能である。	2022年11月	問題なし。 (資料-5-20)

※3 東海発電所・東海第二発電所共用設備

東海第2

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認	健全性確認※1の方法・頻度		健全性確認※1の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※2	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
固体廃棄物貯蔵庫 (※3)	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期確認することとしている 【関連規定類の名称】 (固体廃棄物管理基準) (資料-5-1) <input type="checkbox"/> その他	保管容器全数を取り出し、容器全面の外観を目視にて確認する点検を実施している。 【①】	【頻度】 1回/10年 【運用開始年】 1999年	【健全性確認方法に係る考え方】 1999年2月に初めて腐食鉄箱(1982年製)が発見されたことから、対策として貯蔵庫内に保管中の全ての鉄箱等について、外観の健全性確認を行うこととし、2001年までに実施した。この対策の水平展開として、以後10年を目途に保管中の全ての鉄箱等について、外観の健全性確認を行うことを手順書に定め実施している。 【頻度に係る考え方】 1999年に発見された腐食鉄箱は、封入から17年が経過した鉄箱であったこと及び全数の外観確認を行うためには数年を要することから、10年毎とした。	2017年度～2020年度	外観不良容器が確認されている。汚染管理区域内に搬入し内容物を確認の上、健全な容器へ詰替えを実施している。 (資料-5-2)
給水加熱器保管庫	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期確認することとしている 【関連規定類の名称】 (原子炉施設保安規定) (資料-5-3) <input type="checkbox"/> その他	保管容器全体の外観を目視にて確認する点検を実施している。 【①】	【頻度】 1回/1週 【運用開始年】 2009年	【健全性確認方法に係る考え方】 原子炉施設保安規定第88条(放射性固体廃棄物の管理)に基づき、巡視(外観目視点検)にて健全性の確認を行っている。 なお給水加熱器保管容器等(4容器)は、積み重ね等せずに、独立して保管していることから、巡視(外観目視点検)にて健全性確認が可能である。 【頻度に係る考え方】 給水加熱器の保管容器は、全ての外観を1回の目視により確認できるため、1回/週の頻度の確認で健全性を確保できる。	2022年11月	問題なし。 (資料-5-4)

固体廃棄物作業建屋 (※3)	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている 【関連規定類の名称】 (固体廃棄物管理基準) (資料-5-1) <input type="checkbox"/> その他	保管容器全数を取り出し、容器全面の外観を目視にて確認する点検を実施している。【①】	【頻度】 1回/10年 【運用開始年】 2013年	【健全性確認方法に係る考え方】 固体廃棄物貯蔵庫と同様に、10年を目途に保管中の全ての鉄箱等について、外観の健全性確認を行うことを手順書に定め実施している。 【頻度に係る考え方】 固体廃棄物貯蔵庫(※2)と同じ。	2017年度～ 2020年度	問題なし。 (資料-5-2)
固体廃棄物貯蔵庫 (レーザー)	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている 【関連規定類の名称】 (固体廃棄物貯蔵庫(レーザー)管理要領) (資料-5-5) <input type="checkbox"/> その他	固体廃棄物貯蔵庫(レーザー)に保管された容器全面を定期的に目視確認している。【②】	【頻度】 1回/1週 【運用開始年】 2005年	【健全性確認方法に係る考え方】 2003年1月に「レーザー濃縮技術研究組合の解散に伴う放射性廃棄物等に係る合意書」を電力各社と協議した際、当社が代表して当該廃棄物を適切に貯蔵保管するものとし、貯蔵保管中の安全を確保する責任を有したことから、左記に示した確認方法を手順書に定め実施している。 【頻度に係る考え方】 保管場所は全ての容器の外観を1回の目視にて確認できるよう点検通路を確保しているため、1回/週の頻度の確認で健全性を確保できる。	2022年11月	問題なし。 (資料-5-6)
使用済樹脂貯蔵タンク (A)	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている 【関係規定類の名称】 (東海第二発電所点検計画) (資料-5-7) <input checked="" type="checkbox"/> その他	タンクについて、著しい漏えい又はその形跡がなく、き裂、変形等有意な欠陥がないことを漏えい試験にて確認している。 支持構造物について、き裂、変形、ゆるみ等(基礎ボルトのずれによる塗装の剥離や摺動痕の確認)の異常がないことを外観点検にて確認している。【②】	【頻度】 1回/10年 【運用開始年】 1991年	(健全性確認方法に係る考え方) 東海第二発電所 点検計画に基づき、外観目視点検及び漏えい試験にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 これまでの点検実績から1回/10年の頻度で健全性を確認している。	2022年3月	問題なし。 (資料-5-8)
使用済樹脂貯蔵タンク (B, C)	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている 【関係規定類の名称】 (東海第二発電所点検計画) (資料-5-7) <input checked="" type="checkbox"/> その他	タンクについて、著しい漏えい又はその形跡がなく、き裂、変形等有意な欠陥がないことを漏えい試験にて確認している。 支持構造物について、き裂、変形、ゆるみ等(基礎ボルトのずれによる塗装の剥離や摺動痕の確認)の異常がないことを外観点検にて確認している。【②】	【頻度】 1回/10年 【運用開始年】 1991年	【健全性確認方法に係る考え方】 東海第二発電所 点検計画に基づき、外観目視点検及び漏えい試験にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 これまでの点検実績から1回/10年の頻度で健全性を確認している。	2014年3月	問題なし。 (資料-5-9)
廃液スラッジ貯蔵タンク (A, B)	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期を確認することとしている 【関係規定類の名称】 (東海第二発電所点検計画) (資料-5-7) <input checked="" type="checkbox"/> その他	タンクについて、著しい漏えい又はその形跡がなく、き裂、変形等有意な欠陥がないことを漏えい試験にて確認している。 支持構造物について、き裂、変形、ゆるみ等(基礎ボルトのずれによる塗装の剥離や摺動痕の確認)の異常がないことを外観点検にて確認している。【②】	【頻度】 1回/10年 【運用開始年】 1991年	【健全性確認方法に係る考え方】 東海第二発電所 点検計画に基づき、外観目視点検及び漏えい試験にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 これまでの点検実績から1回/10年の頻度で健全性を確認している。	2021年3月	問題なし。 (資料-5-10)

床ドレンスラッジ貯蔵タンク	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (東海第二発電所点検計画) (資料-5-7) <input checked="" type="checkbox"/> その他	タンクについて、著しい漏えい又はその形跡がなく、き裂、変形等有意な欠陥がないことを漏えい試験にて確認している。 支持構造物について、き裂、変形、ゆるみ等(基礎ボルトのずれによる塗装の剥離や摺動痕の確認)の異常がないことを外観点検にて確認している。 【②】	【頻度】 1回/10年 【運用開始年】 1991年	【健全性確認方法に係る考え方】 東海第二発電所 点検計画に基づき、外観目視点検及び漏えい試験にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 これまでの点検実績から1回/10年の頻度で健全性を確認している。	2021年3月	問題なし。 (資料-5-10)
使用済粉末樹脂貯蔵タンク (A, B)	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (東海第二発電所点検計画) (資料-5-7) <input checked="" type="checkbox"/> その他	タンクについて、著しい漏えい又はその形跡がなく、き裂、変形等有意な欠陥がないことを漏えい試験にて確認している。 支持構造物について、き裂、変形、ゆるみ等(基礎ボルトのずれによる塗装の剥離や摺動痕の確認)の異常がないことを外観点検にて確認している。 【②】	【頻度】 1回/10年 【運用開始年】 1991年	【健全性確認方法に係る考え方】 東海第二発電所 点検計画に基づき、外観目視点検及び漏えい試験にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 これまでの点検実績から1回/10年の頻度で健全性を確認している。	2022年3月	問題なし。 (資料-5-11)
クラッドスラリタンク (A, B)	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (東海第二発電所点検計画) (資料-5-7) <input checked="" type="checkbox"/> その他	タンクについて、著しい漏えい又はその形跡がなく、き裂、変形等有意な欠陥がないことを漏えい試験にて確認している。 支持構造物について、き裂、変形、ゆるみ等(基礎ボルトのずれによる塗装の剥離や摺動痕の確認)の異常がないことを外観点検にて確認している。 【②】	【頻度】 1回/10年 【運用開始年】 2001年	【健全性確認方法に係る考え方】 東海第二発電所 点検計画に基づき、外観目視点検及び漏えい試験にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 これまでの点検実績から1回/10年の頻度で健全性を確認している。	2014年3月	問題なし。 (資料-5-12)
サイトバンカ	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (原子炉施設保安規定) (資料-5-13) <input checked="" type="checkbox"/> その他	貯蔵施設の壁、床等について破損や亀裂等がないことを確認している。 【⑤】 (貯蔵施設の壁、床等について外観目視で確認している。貯蔵されている廃棄物についてはブルー水面上から外観目視で確認している。)	【頻度】 1回/月 【運用開始年】 2001年	【健全性確認方法に係る考え方】 原子炉施設保安規定第88条(放射性固体廃棄物の管理)に基づき、巡視(外観目視点検)にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 当該貯蔵施設は、コンクリート構造物であるため、建物構築物と同様に外観目視点検(破損や亀裂等)を1回/月の頻度で行うことで健全性は確認可能である。	2022年11月	問題なし。 (資料-5-14)
減容固化体貯蔵室	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (放射性固体廃棄物に係る管理取扱書) (資料-5-15) <input checked="" type="checkbox"/> その他	貯蔵施設の壁、床等について破損や亀裂等がないことを確認している。 【⑤】 (貯蔵施設の壁、床等について外観目視で確認している。貯蔵されている廃棄物については目視可能な面を外観目視で確認している。)	【頻度】 1回/月 【運用開始年】 2001年	【健全性確認方法に係る考え方】 放射性固体廃棄物に係る管理取扱書に基づき、巡視(外観目視点検)にて健全性の確認を行っている。 【頻度に係る考え方】 当該貯蔵施設は、コンクリート構造物であるため、建物構築物と同様に外観目視点検(破損や亀裂等)を1回/月の頻度で行うことで健全性は確認可能である。	2022年11月	問題なし。 (資料-5-14)

※3 東海発電所・東海第二発電所共用設備

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認	健全性確認の方法・頻度		健全性確認の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
第1 固体廃棄物保管棟	<p>■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている</p> <p>【関係規定類の名称】 (放射性固体廃棄物管理細則、廃棄物ドラム缶容器点検作業手順)</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>全容器を取り出し、全面を目視で確認する点検【①】及び通路側の目視可能な面の確認と目視不可能な面のカメラによる確認（1段目のパレット間にカメラを移動させながら観察可能な範囲で確認）【②】の併用</p>	<p>【頻度】 【①】1回/6年、 【②】1回/年（除 【①】実施年）</p> <p>【運用開始年】 H14年</p>	<p>(対象施設 a：第1、第3～第7 固体廃棄物保管棟、第1～第2 固体廃棄物保管室及貯蔵室※1) 平成14年度から、第1～第5 固体廃棄物保管棟及び第1 固体廃棄物保管室を対象とし、6年で6 保管施設の点検が一巡する頻度で【①】点検を実施し、平成26年に二巡目の【①】点検が終了した。これまでの点検頻度(6年に1度)で異常がなかったこと、および2018年に保管容器全数の新品ドラム缶への詰替えを実施したことから、今後も6年で1巡する頻度で【①】点検を実施する。 また、1年間【①】点検を実施しない保管施設に対しては、補完的な措置として、【②】点検を実施する。</p>	R4年【①】	異常なし (搬出準備のために保管廃棄施設を移動する際に、容器全数の全面を目視で確認する点検を実施した。【①】)
第2 固体廃棄物保管棟	<p>■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>全容器を取り出し、全面を目視で確認する点検【①】</p>	<p>【頻度】 1回/年</p> <p>【運用開始年】 H14年</p>	<p>(対象施設 b：第2 固体廃棄物保管棟※1) 常に容器の移動があるため毎年【①】を実施可能。</p>	R4年【①】	異常なし (ウラン核種測定後に保管廃棄施設へ移動する際に、容器全数の全面を目視で確認する点検を実施した。【①】)
第3 固体廃棄物保管棟	<p>■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>第1 固体廃棄物保管棟同様</p>	<p>【頻度】 第1 固体廃棄物保管棟同様</p> <p>【運用開始年】 H14年</p>	<p>第1 固体廃棄物保管棟同様</p>	R4年【①】	異常なし (搬出準備のために保管廃棄施設を移動する際に、容器全数の全面を目視で確認する点検を実施した。)
第4 固体廃棄物保管棟	<p>■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>第1 固体廃棄物保管棟同様</p>	<p>【頻度】 第1 固体廃棄物保管棟同様</p> <p>【運用開始年】 H14年</p>	<p>第1 固体廃棄物保管棟同様</p>	R4年【①】	異常なし (搬出準備のために保管廃棄施設を移動する際に、容器全数の全面を目視で確認する点検を実施した。【①】)
第5 固体廃棄物保管棟	<p>■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>(角形コンテナ※2以外) 第1 固体廃棄物保管棟同様 (角形コンテナ) 角形コンテナ内ではなく角形コンテナ自体を外側から目視可能な範囲で確認する【②】点検。</p>	<p>【頻度】 (角形コンテナ※2以外) 第1 固体廃棄物保管棟同様 (角形コンテナ) 1回/年</p> <p>【運用開始年】 H14年</p>	<p>(角形コンテナ※2以外) 第1 固体廃棄物保管棟同様 (角形コンテナ) 【②】点検：角形コンテナ内の保管容器から万が一漏れが発生しても角形コンテナが健全なら内に留まるため。</p>	R4年 (角形コンテナ※2以外) 【①】 (角形コンテナ) 【②】	異常なし (搬出準備のために保管廃棄施設を移動する際に、角形コンテナ※2 内外の容器全数の全面を目視で確認する点検を実施した。【①】、なお角形コンテナについては目視可能な面を確認する点検を実施した。【②】)

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認	健全性確認の方法・頻度		健全性確認の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
第6 固体廃棄物保管棟	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている <input type="checkbox"/> その他	第1 固体廃棄物保管棟同様	【頻度】 第1 固体廃棄物保管棟同様 【運用開始年】 H28 年	第1 固体廃棄物保管棟同様	R4 年【①】	異常なし (搬出準備のために保管廃棄施設を移動する際に、容器全数の全面を目視で確認する点検を実施した。【①】)
第7 固体廃棄物保管棟	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている <input type="checkbox"/> その他	第1 固体廃棄物保管棟同様	【頻度】 第1 固体廃棄物保管棟同様 【運用開始年】 H28 年	第1 固体廃棄物保管棟同様	R4 年【①】	異常なし (搬出準備のために保管廃棄施設を移動する際に、容器全数の全面を目視で確認する点検を実施した。【①】)
第1 固体廃棄物保管室	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている <input type="checkbox"/> その他	第1 固体廃棄物保管棟同様	【頻度】 第1 固体廃棄物保管棟同様 【運用開始年】 H14 年	第1 固体廃棄物保管棟同様	R4 年【①】	異常なし (搬出準備のために保管廃棄施設を移動する際に、容器全数の全面を目視で確認する点検を実施した。【①】)
第2 固体廃棄物保管室	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている <input type="checkbox"/> その他	第1 固体廃棄物保管棟同様	【頻度】 第1 固体廃棄物保管棟同様 【運用開始年】 R 元年	第1 固体廃棄物保管棟同様	R4 年【②】	異常なし (通路側の容器は全数点検(目視可能な面を確認)を実施した。また、目視困難な内側はカメラにより確認した。【②】)
貯蔵室	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている <input type="checkbox"/> その他	第1 固体廃棄物保管棟同様	【頻度】 第1 固体廃棄物保管棟同様 【運用開始年】 H28 年	第1 固体廃棄物保管棟同様	R4 年【②】	異常なし (搬出準備のために保管廃棄施設を移動する際に、一部容器の全面を目視で確認する点検を実施した。また、通路側の容器は全数点検(目視可能な面を確認)を実施した。さらに、目視困難な内側はカメラにより確認した。【②】)

※1 第6、第7 固体廃棄物保管棟及び貯蔵室は平成28年より、第2 固体廃棄物保管室は令和元年より保管施設として供用開始したため点検対象施設に追加している。

※2 第5 固体廃棄物保管棟で保管中の角型コンテナ4基に収納している臨界事故で発生した14本(ポリエチレン内容器入)の保管容器は、10本がH12年に、4本はH25年に点検した以降、点検していない。

○三菱原燃

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認※1	健全性確認※1の方法・頻度		健全性確認※1の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※2	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
廃棄物貯蔵設備(1) 廃棄物一時貯蔵所	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている。 【関係規定類の名称】 廃棄物倉庫及び管理 (OP-WA21) <input type="checkbox"/> その他	廃棄物貯蔵設備へ搬出の都度、保管容器 (200L ドラム缶) をクレーンなどで吊り上げて、保管容器外観 (上部、側部、底部) を目視で確認している。 【①】	【頻度】 搬出の都度 【運用開始年】 ー 年※	当該施設は、工場棟 (第1種管理区域) から発生した可燃物及び不燃物を廃棄物倉庫に保管するために保管容器 (200L ドラム缶) に封入し一時的に保管する場所である。 封入後の最初の健全性確認として、廃棄物倉庫への移動時に全数外観確認を実施している。	搬出の都度	サビなどの外観不良がある容器は、その都度、詰替作業を実施した。そのため、貫通孔等が確認された容器はなかった。
廃棄物貯蔵設備(5) 第3廃棄物倉庫	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている。 【関係規定類の名称】 廃棄物倉庫及び管理 (OP-WA21) <input type="checkbox"/> その他	廃棄物貯蔵設備内で保管容器 (200L ドラム缶) をクレーンなどで吊り上げて、保管容器外観 (上部、側部、底部) を目視で確認している。 【①】	【頻度】 1回/10年 【運用開始年】 H19年～	10年間で全数点検するように要領書に定め、外観確認を継続して実施中である。 実績としては、H20年からR2年まで4回全数確認を行っており、現在5回目の確認作業中である。	R2.4～ 確認作業開始	
廃棄物貯蔵設備(7) 廃棄物管理棟	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている。 【関係規定類の名称】 廃棄物倉庫及び管理 (OP-WA21) <input type="checkbox"/> その他	200L ドラム缶は、廃棄物貯蔵設備内で保管容器をクレーンなどで吊り上げて、保管容器外観 (上部、側部、底部) を目視で確認している。 【①】 大型鋼製容器は、廃棄物貯蔵設備から保管容器をフォークリフトで取り出して、保管容器外観 (上部、側部、底部) を目視で確認している。 【①】				
燃料加工試験棟 固体廃棄物保管設備	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている。 【関係規定類の名称】 廃棄物倉庫及び管理 (OP-WA21) <input type="checkbox"/> その他	作業員により保管容器外観 (上部、側部、底部) を目視で確認している。 【①】	【頻度】 1回/年 【運用開始年】 H9年～	NRAに年1回廃棄物の数量や線量を報告しており、それと共に外観確認を継続して実施中している。	毎年4月頃に実施	

※ 廃棄物貯蔵設備(1) (廃棄物一時貯蔵所) は、廃棄物貯蔵設備(5) (第3廃棄物倉庫) 又は廃棄物貯蔵設備(7) (廃棄物管理棟) へ移送するための一時保管施設であり、ドラム缶の健全性確認後速やかに前述の保管廃棄施設へ移送することから運用開始年度は「ー」としている。

○積水メディカル

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認※1	健全性確認※1の方法・頻度		健全性確認※1の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※2	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
第3実験棟 保管廃棄設備 (3B01室)	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 () <input type="checkbox"/> その他	/	【頻度】 1回/年 【運用開始年】 年	放射性固体廃棄物の1年以上の保管はないため、健全性確認は不要としている。	/	/
第4実験棟 保管廃棄設備 (4B05室)	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (廃棄物保管マニュアル) <input type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none"> ・保管室が常時施錠されていること及び鍵が的確に管理されているか。 ・外観に著しい損傷、錆、周辺に液体の漏洩痕がないか【②】 ・保管室に不要物が置かれていないか ・保管室の放射線状況に異常はないか 	【頻度】 1回/四半期 【運用開始年】 H31年	確認方法：外観および放射線状況（線量率、表面密度、空气中濃度）を確認することで、異常状態が発見できると判断している。 頻度：廃棄物は一次容器さらにドラム缶で保管されており、また、内容物は腐食漏洩のリスクが低い物であるため、四半期毎の実施で十分と判断している。	R4.10.26	異常なし
	<input type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている 【関係規定類の名称】 () <input checked="" type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての保管容器から保管物を取り出し、保管状況に問題がないか確認する 	【頻度】 1巡/10年 【運用開始年】 R4年	確認方法：保管物を直接確認することで、保管容器の確認よりも早く異常を発見できる。 頻度：廃棄物は腐食漏洩のリスクが低く現時点で異常は見つかっていない。今後は10年ごとの実施で十分と判断したため、次年度よりドラム缶を10グループに分け、10年で1巡するように点検することとした。	R4.11.29	異常なし

○東京大学

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認※1	健全性確認※1の方法・頻度		健全性確認※1の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※2	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
研究棟（原子炉棟） 廃棄物保管庫	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (原子炉施設保安規定) <input type="checkbox"/> その他	施設内の保管容器について、死角となる部分や保管容器の底面などを除き目視確認を行っている【②】。	【頻度】 1回／1年 【運用開始年】 S46年	金属製容器の内容物は固体（紙、金属等）と一部、液体（廃油）であり、保管施設の扉、シャッター等は常に閉じて密閉していることから、腐食などによる金属製容器の有害な変形や損傷の進行は遅く、その確認として、目視点検を行い、金属製容器の健全性を確認している。 金属製容器の内容物は、ガスの発生や腐食の可能性が低い固体廃棄物であることから、年1回の点検で金属製容器の健全性は確認できると考えている。	R04年9月	金属製容器に有害な変形や損傷はなかった。
<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (放射線障害予防規程及び放射線安全取扱細則) <input type="checkbox"/> その他	【頻度】 1回／1年 【運用開始年】 S52年					
<input checked="" type="checkbox"/> 全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (放射線障害予防規程及び放射線安全取扱細則) <input type="checkbox"/> その他	【頻度】 1回／1年 【運用開始年】 S59年					

○東北大学

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認※1	健全性確認※1の方法・頻度		健全性確認※1の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※2	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
研究棟 廃棄物貯蔵室	<p>■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている。</p> <p>【関係規定類の名称】</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線障害予防規程 保安内規 施設の維持管理に関する申合せ 品質保証に関する申合せ <input type="checkbox"/>その他 	<p>①施設内の保管容器について、底部等の死角となる部分、及び容器内部を除き目視確認を行っている。</p> <p>また、施設内の定点で線量率測定を週1回の頻度で行っている。</p> <p>②保管容器全数を取り出し、容器の全面を目視で確認する点検をR2年7月に実施している。</p> <p>確認パターン：②</p>	<p>【頻度】</p> <p>①：2回/年</p> <p>②：必要に応じて</p> <p>【運用開始年】</p> <p>昭和46年</p>	<p>①内容物の性状（紙・布・ビニール・金属・廃液固化物等）から、短期的に漏えい・腐食等が発生するとは考えていないので、年2回の目視確認としている。</p> <p>②R2年7月に保管容器全数について、内容物の確認、容器の健全性確認及び容器のリスト化を実施し、随時リストの更新を行っている。</p> <p>上記①、②については、「施設の維持管理に関する申合せ」に基づき、定期的な点検、並びに自然災害等による臨時的な点検において異常が認められた時は、必要な応急措置を講ずることとしている。</p>	R4年9月	異常なし
ホットラボ実験棟 廃棄物保管室	上記と同じ	上記と同じ	<p>【頻度】</p> <p>上記と同じ</p> <p>【運用開始年】</p> <p>昭和46年</p>	上記と同じ	R4年9月	異常なし
ホットラボ実験棟 No.1セル	上記と同じ	上記と同じ	<p>【頻度】</p> <p>上記と同じ</p> <p>【運用開始年】</p> <p>昭和46年</p>	上記と同じ	R4年9月	異常なし
ホットラボ実験棟 No.3セル	上記と同じ	上記と同じ	<p>【頻度】</p> <p>上記と同じ</p> <p>【運用開始年】</p> <p>昭和46年</p>	上記と同じ	R4年9月	異常なし
ホットラボ実験棟 No.5セル	上記と同じ	上記と同じ	<p>【頻度】</p> <p>上記と同じ</p> <p>【運用開始年】</p> <p>昭和46年</p>	上記と同じ	R4年9月	異常なし
ホットラボ実験棟 No.1～3セルのサービスエリア	<p>■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている。</p> <p>【関係規定類の名称】</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線障害予防規程 保安内規 施設の維持管理に関する申合せ 品質保証に関する申合せ <input type="checkbox"/>その他 	<p>①施設内の保管容器について、底部等の死角となる部分、及び容器内部を除き目視確認を行っている。</p> <p>また、施設内の定点で線量率測定を週1回の頻度で行っている。</p> <p>②保管容器全数を取り出し、容器の全面を目視で確認する点検をR2年7月に実施している。</p>	<p>【頻度】</p> <p>①：2回/年</p> <p>②：必要に応じて</p> <p>【運用開始年】</p> <p>昭和46年</p>	<p>①内容物の性状（紙・布・ビニール・金属・廃液固化物等）から、短期的に漏えい・腐食等が発生するとは考えていないので、年2回の目視確認としている。</p> <p>②R2年7月に保管容器全数について、内容物の確認、容器の健全性確認及び容器のリスト化を実施し、随時リストの更新を行っている。</p> <p>上記①、②については、「施設の維持管理に関する申合せ」に基づき、定期的な点検、並びに自然災害等による臨時的な点検において異常が認められた時は、必要な応急措置を講ずることとしている。</p>	R4年9月	異常なし

ホットラボ実験棟 No. 4～6セルのサービスエリア	上記に同じ	上記に同じ	【頻度】 上記に同じ 【運用開始年】 昭和46年	上記に同じ	R4年9月	異常なし
アクチノイド元素実験棟 廃棄物保管室	上記に同じ	上記に同じ	【頻度】 上記に同じ 【運用開始年】 平成3年	上記に同じ	R4年9月	異常なし
アクチノイド元素実験棟 No. 1 ケーブ	上記に同じ	上記に同じ	【頻度】 上記に同じ 【運用開始年】 平成3年	上記に同じ	R4年9月	異常なし
アクチノイド元素実験棟 No. 2 ケーブ	上記に同じ	上記に同じ	【頻度】 上記に同じ 【運用開始年】 平成3年	上記に同じ	R4年9月	異常なし
アクチノイド元素実験棟 アイソレーションルーム	上記に同じ	上記に同じ	【頻度】 上記に同じ 【運用開始年】 平成3年	上記に同じ	R4年9月	異常なし
アクチノイド元素実験棟 サービスルーム	上記に同じ	上記に同じ	【頻度】 上記に同じ 【運用開始年】 平成3年	上記に同じ	R4年9月	異常なし

○日本核燃

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認※1	健全性確認※1の方法・頻度		健全性確認※1の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※2	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
ホットラボ施設（1階）						
①廃棄物保管場	<p>■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている。</p> <p>■その他 【関係規定類の名称】 ・ 固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・ 低レベル固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・ 工務グループに係る巡視、点検、検査実施要領 ・ 保管廃棄設備定期検査要領</p>	<p>①点検（1回/月） 施設の外観、容器の外観、防火対策【②】</p> <p>②検査（1回/年） 施設の外観、容器の外観【②】</p> <p>③検査（1回/5年） 保管容器全数を取り出し*容器の全面目視確認（※5年で一巡する様な全数点検）【①】</p>	<p>【頻度】 ①1回/月 ②1回/年 ③1回/5年</p> <p>【運用開始年】 ①平成9年 ②平成5年 ③令和元年</p>	<p>1. 保管場内部には給水・排水の設備はないため水による保管容器の腐食の可能性は低い。</p> <p>2. 結露が発生する時期は簡易除湿機を運転し除湿を行っている。</p> <p>3. 可燃物の廃棄物はポリエチレン袋2重に梱包して容器に収納しているため、含水による保管容器内部からの腐食の可能性は低い。</p> <p>4. 腐食性のある酸性またはアルカリ性の物質を含んだ廃棄物は収納していない。</p>	<p>①令和4年11月 ②令和4年8月 ③令和元年9月</p>	・漏洩、腐食、貫通等なし
ホットラボ施設（地下1階）						
②廃棄物セル	<p>□全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている</p> <p>■その他 【関係規定類の名称】 ・ 固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・ 高レベル固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・ 工務グループに係る巡視、点検、検査実施要領 ・ 保管廃棄設備定期検査要領</p>	<p>①点検（1回/月） 施設の外観、容器の外観、防火対策【⑤】</p> <p>②検査（1回/年） 施設の外観、容器の外観【⑤】</p>	<p>【頻度】 ①1回/月 ②1回/年</p> <p>【運用開始年】 ①平成9年 ②平成5年</p>	<p>・以下の理由により月1回及び年1回の外観目視点検としている。</p> <p>1. SUS容器で保管しているため保管容器の腐食の可能性は低い。</p> <p>2. 環境及び作業員等への閉じ込め及び遮蔽機能はセルで担保されている。</p> <p>3. 廃棄物セルから取り出す際に保管容器の健全性を確認している。</p>	<p>①令和4年11月 ②令和4年8月</p>	・漏洩、腐食、貫通等なし
③第1廃棄物保管室	<p>■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている。</p> <p>■その他 【関係規定類の名称】 ・ 固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・ 低レベル固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・ 工務グループに係る巡視、点検、検査実施要領 ・ 保管廃棄設備定期検査要領</p>	<p>①点検（1回/月） 施設の外観、容器の外観、防火対策【②】</p> <p>②検査（1回/年） 施設の外観、容器の外観【②】</p> <p>③検査（1回/5年） 保管容器全数を取り出し*容器の全面目視確認【①】 （※5年で一巡する様な全数点検）</p>	<p>【頻度】 ①1回/月 ②1回/年 ③1回/5年</p> <p>【運用開始年】 ①平成9年 ②平成5年 ③令和元年</p>	<p>1. 保管場内部には給水・排水の設備はないため水による保管容器の腐食の可能性は低い。</p> <p>2. 結露が発生する時期は簡易除湿機を運転し除湿を行っている。</p> <p>3. 可燃物の廃棄物はポリエチレン袋2重に梱包して容器に収納しているため、含水による保管容器内部からの腐食の可能性は低い。</p> <p>4. 腐食性のある酸性またはアルカリ性の物質を含んだ廃棄物は収納していない。</p>	<p>①令和4年11月 ②令和4年8月 ③令和元年9月</p>	・漏洩、腐食、貫通等なし

④第2 廃棄物保管室	<p>■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている。</p> <p>■その他 【関係規定類の名称】 ・ 固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・ 低レベル固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・ 工務グループに係る巡視、点検、検査実施要領 ・ 保管廃棄設備定期検査要領</p>	<p>①点検（1回/月） 施設の外観、容器の外観、防火対策【②】 ②検査（1回/年） 施設の外観、容器の外観【②】 ③検査（1回/5年） 保管容器全数を取り出し*容器の全面目視確認【①】 （※5年で一巡する様な全数点検）</p>	<p>【頻度】 ①1回/月 ②1回/年 ③1回/5年</p> <p>【運用開始年】 ①平成9年 ②平成5年 ③令和元年</p>	<p>1. 保管室内部には給水・排水の設備はないため水による保管容器の腐食の可能性は低い。 2. 結露が発生する時期は建屋空調設備を運転し除湿を行っている。 3. 可燃物の廃棄物はポリエチレン袋2重に梱包して容器に収納しているため、含水による保管容器内部からの腐食の可能性は低い。 4. 腐食性のある酸性またはアルカリ性の物質を含んだ廃棄物は収納していない。</p>	<p>①令和4年11月 ②令和4年8月 ③令和元年9月</p>	<p>・漏洩、腐食、貫通等なし</p>
⑤第3 廃棄物保管室	<p>■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている。</p> <p>■その他 【関係規定類の名称】 ・ 固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・ 低レベル固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・ 工務グループに係る巡視、点検、検査実施要領 ・ 保管廃棄設備定期検査要領</p>	<p>①点検（1回/月） 施設の外観、容器の外観、防火対策【②】 ②検査（1回/年） 施設の外観、容器の外観【②】 ③検査（1回/5年） 保管容器全数を取り出し*容器の全面目視確認【①】 （※5年で一巡する様な全数点検）</p>	<p>【頻度】 ①1回/月 ②1回/年 ③1回/5年</p> <p>【運用開始年】 ①平成9年 ②平成5年 ③令和元年</p>	<p>1. 保管室内部には給水・排水の設備はないため水による保管容器の腐食の可能性は低い。 2. 結露が発生する時期は建屋空調設備を運転し除湿を行っている。 3. 可燃物の廃棄物はポリエチレン袋2重に梱包して容器に収納しているため、含水による保管容器内部からの腐食の可能性は低い。 4. 腐食性のある酸性またはアルカリ性の物質を含んだ廃棄物は収納していない。</p>	<p>①令和4年11月 ②令和4年8月 ③令和元年9月</p>	<p>・漏洩、腐食、貫通等なし</p>
ホットラボ施設（地下2階）						
⑥第4 廃棄物保管室	<p>■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている。</p> <p>■その他 【関係規定類の名称】 ・ 固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・ 低レベル固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・ 工務グループに係る巡視、点検、検査実施要領 ・ 保管廃棄設備定期検査要領</p>	<p>①点検（1回/月） 施設の外観、容器の外観、防火対策【②】 ②検査（1回/年） 施設の外観、容器の外観【②】 ③検査（1回/5年） 保管容器全数を取り出し*容器の全面目視確認【①】 （※5年で一巡する様な全数点検）</p>	<p>【頻度】 ①1回/月 ②1回/年 ③1回/5年</p> <p>【運用開始年】 ①平成9年 ②平成5年 ③令和元年</p>	<p>1. 保管室内部には給水・排水の設備はないため水による保管容器の腐食の可能性は低い。 2. 結露が発生する時期は建屋空調設備を運転し除湿を行っている。 3. 可燃物の廃棄物はポリエチレン袋2重に梱包して容器に収納しているため、含水による保管容器内部からの腐食の可能性は低い。 4. 腐食性のある酸性またはアルカリ性の物質を含んだ廃棄物は収納していない。</p>	<p>①令和4年11月 ②令和4年8月 ③令和元年9月</p>	<p>・漏洩、腐食、貫通等なし</p>
⑦第5 廃棄物保管室	<p>■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている。</p> <p>■その他 【関係規定類の名称】 ・ 固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・ 低レベル固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・ 工務グループに係る巡視、点検、検査実施要領 ・ 保管廃棄設備定期検査要領</p>	<p>①点検（1回/月） 施設の外観、容器の外観、防火対策【②】 ②検査（1回/年） 施設の外観、容器の外観【②】 ③検査（1回/5年） 保管容器全数を取り出し*容器の全面目視確認【①】 （※5年で一巡する様な全数点検）</p>	<p>【頻度】 ①1回/月 ②1回/年 ③1回/5年</p> <p>【運用開始年】 ①平成9年 ②平成5年 ③令和元年</p>	<p>・現状は月1回、年1回、代表缶の外観目視点検としている。 1. 保管室内部には給水・排水の設備はないため水による保管容器の腐食の可能性は低い。 2. 結露が発生する時期は建屋空調設備を運転し除湿を行っている。 3. 可燃物の廃棄物はポリエチレン袋2重に梱包して容器に収納しているため、含水による保管容器内部からの腐食の可能性は低い。 4. 腐食性のある酸性またはアルカリ性の物質を含んだ廃棄物は収納していない。</p>	<p>①令和4年11月 ②令和4年8月 ③令和2年9月</p>	<p>・漏洩、腐食、貫通等なし</p>

<p>⑧第6 廃棄物保管室</p>	<p>■全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている。</p> <p>■その他 【関係規定類の名称】 ・固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・低レベル固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・工務グループに係る巡視、点検、検査実施要領 ・保管廃棄設備定期検査要領</p>	<p>①点検（1回/月） 施設の外観、容器の外観、防火対策【②】 ②検査（1回/年） 施設の外観、容器の外観【②】 ③検査（1回/5年） 保管容器全数を取り出し*容器の全面目視確認【①】 （※5年で一巡する様な全数点検）</p>	<p>【頻度】 ①1回/月 ②1回/年 ③1回/5年</p> <p>【運用開始年】 ①平成9年 ②平成5年 ③令和元年</p>	<p>・現状は月1回、年1回、代表缶の外観目視点検としている。</p> <p>1. 保管室内部には給水・排水の設備はないため水による保管容器の腐食の可能性は低い。 2. 結露が発生する時期は建屋空調設備を運転し除湿を行っている。 3. 可燃物の廃棄物はポリエチレン袋2重に梱包して容器に収納しているため、含水による保管容器内部からの腐食の可能性は低い。</p>	<p>①令和4年11月 ②令和4年8月 ③令和2年9月</p>	<p>・漏洩、腐食、貫通等なし</p>
<p>(別建家)</p>						
<p>⑨低レベル廃棄物保管庫</p>	<p>■全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている。</p> <p>■その他 【関係規定類の名称】 ・固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・低レベル固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・工務グループに係る巡視、点検、検査実施要領 ・保管廃棄設備定期検査要領</p>	<p>①点検（1回/月） 施設の外観、容器の外観、防火対策【②】 ②検査（1回/年） 施設の外観、容器の外観【②】 ③検査（1回/5年） 保管容器全数を取り出し*容器の全面目視確認【①】 （※5年で一巡する様な全数点検）</p>	<p>【頻度】 ①1回/月 ②1回/年 ③1回/5年</p> <p>【運用開始年】 ①平成9年 ②平成5年 ③令和元年</p>	<p>1. 保管庫内部には給水・排水の設備はないため水による保管容器の腐食の可能性は低い。 2. 可燃物の廃棄物はポリエチレン袋2重に梱包して容器に収納しているため、含水による保管容器内部からの腐食の可能性は低い。 3. 腐食性のある酸性またはアルカリ性の物質を含んだ廃棄物は収納していない。</p>	<p>①令和4年11月 ②令和4年8月 ③令和元年9月</p>	<p>・腐食、貫通等の確認なし</p>
<p>⑩低レベル廃棄物保管庫(Ⅲ)</p>	<p>■全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている。</p> <p>■その他 【関係規定類の名称】 ・固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・低レベル固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・工務グループに係る巡視、点検、検査実施要領 ・保管廃棄設備定期検査要領</p>	<p>①点検（1回/月） 施設の外観、容器の外観、防火対策【②】 ②検査（1回/年） 施設の外観、容器の外観【②】 ③検査（1回/5年） 保管容器全数を取り出し*容器の全面目視確認【①】 （※5年で一巡する様な全数点検）</p>	<p>【頻度】 ①1回/月 ②1回/年 ③1回/5年</p> <p>【運用開始年】 ①令和2年8月 ②令和2年8月 ③令和元年</p>	<p>1. 保管庫内部には給水・排水の設備はないため水による保管容器の腐食の可能性は低い。 2. 可燃物の廃棄物はポリエチレン袋2重に梱包して容器に収納しているため、含水による保管容器内部からの腐食の可能性は低い。 3. 腐食性のある酸性またはアルカリ性の物質を含んだ廃棄物は収納していない。</p>	<p>①令和4年11月 ②令和4年8月 ③令和2年8月</p>	<p>・腐食、貫通等の確認なし</p>
<p>ウラン燃料研究棟(中2階)</p>						
<p>①廃棄物保管エリア</p>	<p>■全ての保管容器の健全性を定期に確認することとしている。</p> <p>■その他 【関係規定類の名称】 ・固体状放射性廃棄物の取扱作業基準(ウランラボ) ・低レベル固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・保守点検基準 ・保管廃棄設備定期検査要領</p>	<p>①点検（1回/月） 施設の外観、容器の外観、防火対策【②】 ②検査（1回/年） 施設の外観、容器の外観【②】 ③検査（1回/5年） 保管容器全数を取り出し容器の全面目視確認【①】</p>	<p>【頻度】 ①1回/月 ②1回/年 ③1回/5年</p> <p>【運用開始年】 ①平成9年 ②令和3年 ③令和3年</p>	<p>1. 保管場所には給水・排水の設備はないため水による保管容器の腐食の可能性は低い。 2. 可燃物の廃棄物はポリエチレン袋2重に梱包して容器に収納しているため、含水による保管容器内部からの腐食の可能性は低い。 3. 腐食性のある酸性またはアルカリ性の物質を含んだ廃棄物は収納していない。</p>	<p>①令和4年11月 ②(令和5年1月予定) ③(令和5年1月予定)</p>	<p>・漏洩、腐食、貫通等なし</p>

(別建家)						
②低レベル廃棄物保管庫 (Ⅱ)	<p>■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている。</p> <p>■その他</p> <p>【関係規定類の名称】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 (ウランラボ) ・ 低レベル固体状放射性廃棄物の取扱作業基準 ・ 保守点検基準 ・ 保管廃棄設備定期検査要領 	<p>①点検 (1回/月) 施設の外観、容器の外観、防火対策【②】</p> <p>②検査 (1回/年) 施設の外観、容器の外観【②】</p> <p>③検査 (1回/5年) 保管容器全数を取り出し容器の全面目視確認【①】</p>	<p>【頻度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①1回/月 ②1回/年 ③1回/5年 <p>【運用開始年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成9年 ②令和3年 ③令和3年 	<p>1. 保管庫内部には給水・排水の設備はないため水による保管容器の腐食の可能性は低い。</p> <p>2. 可燃物の廃棄物はポリエチレン袋2重に梱包して容器に収納しているため、含水による保管容器内部からの腐食の可能性は低い。</p> <p>3. 腐食性のある酸性またはアルカリ性の物質を含んだ廃棄物は収納していない。</p>	<p>①令和4年11月</p> <p>② (令和5年1月予定)</p> <p>③令和4年3月</p>	・ 漏洩、腐食、貫通等なし

○核管センター

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認※1	健全性確認※1の方法・頻度		健全性確認※1の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※2	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
保障措置分析棟 保管室	<p>■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている</p> <p>【関係規定類の名称】</p> <ul style="list-style-type: none"> (安全管理作業要領) (放射性固体廃棄物管理マニュアル) (施設管理要領) <p>□その他</p>	<p>① 全ての保管容器について目視点検を行い、破損の有無、腐食の有無、表示の退色、転倒の有無等を確認し、結果を記録している。【①】</p> <p>② 日常巡視点検時に、死角となる部分や保管容器の底面などを除き、目視点検を行い、液漏れや腐食の発生、転倒がないことを確認している。【②】</p>	<p>【頻度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1回/年 ② 毎日 (休日を除く) <p>【運用開始年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① H30年 ② S53年 (保管開始以降) 	<p>内容物の漏えいや容器の腐食等に対し、以下の対策を行っていることから、確認の方法・頻度は妥当と考える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 水分を含むウエス等は乾燥を行い、廃棄物としている。 2) 分析作業で試薬等が付着したガラス容器や器具等は水洗浄後に乾燥を行い、廃棄物としている。 3) 廃棄物はドラム缶の内容容器(ポリエチレン製)に充填後、ステンレス製のドラム缶に封入している。 	<p>① R4.2</p> <p>② 毎日</p>	<p>① 異常は確認されていない。</p> <p>② 異常は確認されていない。</p>
新分析棟 廃棄物貯蔵室	<p>■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている</p> <p>【関係規定類の名称】</p> <ul style="list-style-type: none"> (安全管理作業要領) (放射性固体廃棄物管理マニュアル) (施設管理要領) <p>□その他</p>	<p>① 全ての保管容器について目視点検を行い、破損の有無、腐食の有無、表示の退色、転倒の有無等を確認し、結果を記録している。【①】</p> <p>② 日常巡視点検時に、死角となる部分や保管容器の底面などを除き、目視点検を行い、液漏れや腐食の発生、転倒がないことを確認している。【②】</p>	<p>【頻度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1回/年 ② 毎日 (休日は除く) <p>【運用開始年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① H30年 ② H13年 (保管開始以降) 	<p>内容物の漏えいや容器の腐食等に対し、以下の対策を行っていることから、確認の方法・頻度は妥当と考える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 水分を含むウエス等は乾燥を行い、廃棄物としている。 2) 分析作業で試薬等が付着したガラス容器や器具等は水洗浄後に乾燥を行い、廃棄物としている。 3) 廃棄物はドラム缶の内容容器(ポリエチレン製)に充填後、ステンレス製のドラム缶に封入している。 4) 保管場所は空調を行っており、結露の発生はない。 	<p>① R4.2</p> <p>② 毎日</p>	<p>① 異常は確認されていない。</p> <p>② 異常は確認されていない。</p>
開発試験棟 保管室	<p>■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている</p> <p>【関係規定類の名称】</p> <ul style="list-style-type: none"> (安全管理作業要領) (放射性固体廃棄物管理マニュアル) (施設管理要領) <p>□その他</p>	<p>① 全ての保管容器について目視点検を行い、破損の有無、腐食の有無、表示の退色、転倒の有無等を確認し、結果を記録している。【①】</p> <p>② 日常巡視点検時に、死角となる部分や保管容器の底面などを除き、目視点検を行い、液漏れや腐食の発生、転倒がないことを確認している。【②】</p>	<p>【頻度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1回/年 ② 毎日 (休日は除く) <p>【運用開始年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① H30年 ② H2年 (保管開始以降) 	<p>内容物の漏えいや容器の腐食等に対し、以下の対策を行っていることから、確認の方法・頻度は妥当と考える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 水分を含むウエス等は乾燥を行い、廃棄物としている。 2) 分析作業で試薬等が付着したガラス容器や器具等は水洗浄後に乾燥を行い、廃棄物としている。 3) 廃棄物はドラム缶の内容容器(ポリエチレン製)に充填後、ステンレス製のドラム缶に封入している。 4) 梅雨時期等の湿度の高い時期は、除湿器の運転を行い、腐食環境の改善を行っている。 	<p>① R4.2</p> <p>② 毎日</p>	<p>① 異常は確認されていない。</p> <p>② 異常は確認されていない。</p>

○原燃工

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認※1	健全性確認※1の方法・頻度		健全性確認※1の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※2	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
廃棄物倉庫 廃棄物貯蔵室Ⅰ 廃棄物貯蔵室Ⅱ	■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (保安規定第73条・第74条) <input type="checkbox"/> その他	・保管している領域を4つに分け、1年に1領域ずつドラム缶の全面を目視で確認する(4年間で一巡する運用である)【④】	【頻度】 1回/4年	・除湿機を備えた倉庫内で保管しており、急激な腐食による変化は考えにくい。 ・ドラム缶の内容物は2重のビニール袋(コンクリート片などは1重)により梱包している。また、内容物に合わせて、耐薬品性/耐衝撃性に優れるケミドラム缶又は耐薬品性に優れたポリマイトドラム缶を使用している。これにより内部からの腐食も発生しにくい。 以上により、全面を目視で確認する点検は、4年に1回としている。	R4年度 (継続中)	廃棄物倉庫Ⅱの廃棄物貯蔵室Ⅲに保管しているドラム缶(1237本)を対象に、全面の目視確認を実施している。 R4年度では、7月に錆及び液だれ跡があるドラム缶を1本確認、9月に錆及び液だれがあるドラム缶を1本確認した(ウランによる汚染はなし)。これらのドラム缶は、保護シール及び2重のビニール養生による応急処置を実施した後、廃棄物処理棟に運搬しドラム缶の詰替え作業を実施した。
廃棄物倉庫Ⅱ 廃棄物貯蔵室Ⅲ 廃棄物貯蔵室Ⅳ	■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (保安規定第73条・第74条) <input type="checkbox"/> その他	・全面を目視で確認しなかった3領域については、段積されたドラム缶の間に小型カメラを入れ、観察可能な範囲で外観点検を実施する【⑤】	【運用開始年】 H23年			

○日揮

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認※1	健全性確認※1の方法・頻度		健全性確認※1の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※2	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
第2研究棟 廃棄物保管室	■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている 【関係規定類の名称】 (放射線障害予防規程細則) <input type="checkbox"/> その他	【①】 廃棄物容器全体の外観検査	【頻度】 2回/年 【運用開始年】 2019年8月	収納されている廃棄物はリスト化されており腐食性の物は無く、またビニール梱包もされているので内部からの腐食等は考えられないため廃棄物容器全体の外観検査とする。廃棄物保管室は換気されているが、空調設備は無い為、廃棄物容器外部からの腐食等の可能性が有るので年2回の頻度とする。	令和4年 9月	異常なし

○三菱マテリアル

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認※1	健全性確認※1の方法・頻度		健全性確認※1の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※2	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
廃棄物倉庫 (1)	<p>■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている</p> <p>① 使用施設等の定期点検 【関係規定類の名称】 ・核燃料物質の使用に係る保安規則 ・放射線安全作業要領 ・核燃料物質使用施設等管理要領</p> <p>② 放射性廃棄物容器点検 (10年周期) 【関係規定類の名称】 ・核燃料物質の使用に係る保安規則 ・放射性廃棄物容器点検 (10年周期) 手順</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	保管容器を移動せず、点検通路から目視可能な範囲で、保管容器の変形、腐食等の異常の有無を確認する。【②】	【頻度】 1回/6ヶ月 【運用開始年】 R2年	<p>現状の点検頻度において異常が認められたことは無いため、点検頻度 (1回/6ヶ月) は妥当と考えている。</p> <p>当所における保管実績は最長 30 年以上であり、その間漏えい事故等は発生していないこと。また、昨年の開缶調査により保管容器の内部点検、および、内容物の状態 (液体や腐食性物質の有無、等) 確認結果から 10 年未満での漏洩の可能性は低いと判断し、点検頻度 (1回/10年) は妥当と考えている。</p>	R4年	異常なし
廃棄物倉庫 (2)		保管容器全数を取り出し、目視にて、容器全面について変形、腐食等の異常の有無を確認する。【①】	【頻度】 1回/10年 【運用開始年】 R5年 (予定)		R5年度より開始	なし
廃棄物倉庫 (3)						
廃棄物倉庫 (4)	保管実績がないことから未実施				未実施	未実施
IV棟 廃棄物保管室	<p>■全ての保管容器の健全性を定期的に確認する。</p> <p>① 使用施設等の定期点検 【関係規定類の名称】 ・放射線障害予防規程 ・放射線安全作業要領 ・核燃料物質使用施設等管理要領</p> <p>② 放射性廃棄物容器点検 (10年周期) 【関係規定類の名称】 ・放射線安全作業要領 ・放射性廃棄物容器点検 (10年周期) 手順</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	廃棄物倉庫と同様	【頻度】 1回/6ヶ月 【運用開始年】 S62年	廃棄物倉庫と同様	R3年	異常なし
		廃棄物倉庫と同様	【頻度】 1回/10年 【運用開始年】 R5年 (予定)	廃棄物倉庫と同様	なし	なし

保管廃棄施設の名称	保管容器の健全性確認※1	健全性確認※1の方法・頻度		健全性確認※1の方法・頻度に係る考え方	直近の健全性確認の実績	
		方法※2	頻度及び運用開始年		確認時期	確認結果
保管庫 (H棟) 第2保管庫 (W棟)	<p>■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている</p> <p>【関係規定類の名称】 (安-放-05「線量当量率及び表面密度の測定作業要領」)</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>	放射性固体廃棄物の保管容器（ドラム缶）に対して、通路から、死角となる部分やドラム缶の底面などを除き目視による外観での健全性の確認。 【②】	<p>【頻度】 1回／4ヶ月</p> <p>【運用開始年】 H30(2018)年</p>	<p>【健全性確認の方法】 点検できる範囲が限定されるが、ドラム缶に対する外観目視による塗装の剥がれ、腐食、変形等の状況を確認。</p> <p>【頻度の考え方】 頻度としては、月例点検として、1ヵ月毎に点検の列を決めて、4ヵ月で保管庫全体のドラム缶の点検ができるようにしている。</p>	H31(2019)～ (継続中)	<p>特に問題無し。</p> <p>【2022年度のH棟及びW棟のドラム缶月例点検実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年4月5日 ・2022年5月2日 ・2022年6月7日 ・2022年7月5日 ・2022年8月2日 ・2022年9月6日 ・2022年10月4日 ・2022年11月1日
保管庫 (H棟) 第2保管庫 (W棟)	<p>■全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている</p> <p>【関係規定類の名称】 (ホット-H-G-001「低レベル放射性廃棄物保管作業要領」他)</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>	放射性固体廃棄物の保管容器（ドラム缶）に対して、保管容器を天井クレーンで吊り上げ、容器の全面の目視による外観で健全性の確認。 【①】	<p>【頻度】 1回／約10年 (今後行う点検結果を踏まえて見直し予定)</p> <p>【運用開始年】 H31(2019)年</p>	<p>【健全性確認の方法】 ドラム缶の全面に対して外観目視による塗装の剥がれ、腐食、変形等の状況を確認する。</p> <p>【頻度の考え方】 1回／4ヵ月の外観点検等を踏まえ、過去の全面点検によるドラム缶健全性確認結果を考慮したもの。</p>	H31(2019)～ (継続中)	<p>最近5年間のドラム缶点検・対応状況は以下のとおり。</p> <p>【2018年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H棟ドラム缶：184本 点検済 ・W棟ドラム缶：159本 点検済 <p>【2019年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H棟ドラム缶：887本 点検済 <p>H棟ドラム缶については全数点検(1,071本)が完了し、放射性物質等の漏洩がないことを確認。</p> <p>【2020年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・W棟ドラム缶：117本 点検済(460本/1,283本を点検済) <p>【2021年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・W棟保管ドラム缶：243本点検済(703本/1,283本を点検済) <p>【2022年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・W棟保管ドラム缶：225本点検済(928本/1,283本を点検済)
燃料ホットラボ施設 (F棟) プール	<p><input type="checkbox"/>全ての保管容器の健全性を定期的に確認することとしている</p> <p>【関係規定類の名称】 ()</p> <p>■その他</p>	ステンレス製容器内にセル内廃棄物を溶接で密封した容器（250A缶）をプール内からW棟に保管場所を変更する際、ブリッジクレーン、双眼鏡、水中TVカメラ等を用いて、健全性を確認。【④】	<p>【頻度】 1回／約8年</p> <p>【運用開始年】 H09(1997)年</p>	<p>【健全性確認の方法】 容器（250A缶（20L缶））をW棟に移送する前にプール内での外観点検で腐食、変色、変形等の状況を確認（なお、外観点検後に250A缶を鉄製の遮蔽容器（250A缶を最大21缶収納可）内に収納し密封）。</p> <p>【頻度の考え方】 プール内では容器（250A缶）を200缶まで保管可能。それを超える場合、W棟への移送を実施。約8年の頻度で行っている（現在までに210缶の容器（250A缶）をプールからW棟での保管に変更済）。</p>	H26(2014)	特に問題無し（63缶（200Lで6.3本相当））。